

目 次

1. 平成18年6月9日（金曜日）	3
2. 議事及び会期日程表	3
3. 議事日程（第1号）	4
4. 開 会	8
5. 日程第1 会議録署名議員の指名	8
6. 日程第2 会期の決定	8
7. 日程第3 市長あいさつ	8
8. 日程第4 議案上程（議第105号から議第141号まで）	11
9. 日程第5 提案理由の説明	11
10. 日程第6 報告10件	18
11. 日程第7 請願・陳情の報告 （請第1号から請第2号・陳第6号から陳第7号まで）	22
12. 日程第8 決算特別委員長報告（質疑・討論・採決）	22
13. 散 会	30
14. 平成18年6月15日（木曜日）	33
15. 議事日程（第2号）	33
16. 開 議	37
17. 日程第1 一般質問	37
18. 内田議員 質問	37
19. 吉田議員 質問	39
20. 高木議員 質問	48
21. 福嶋議員 質問	54
22. 大崎議員 質問	61
23. 堀本議員 質問	64
24. 前田議員 質問	79
25. 田島議員 質問	92
26. 散 会	102
27. 平成18年6月16日（金曜日）	105
28. 議事日程（第3号）	105
29. 開 議	109

30. 日程第1	一般質問	109
31. 萩原議員	質問	109
32. 田畑議員	質問	115
33. 北本議員	質問	126
34. 青木議員	質問	142
35. 近松議員	質問	150
36. 作本議員	質問	172
37. 宮田議員	質問	177
38. 日程第2	議案及び請願・陳情の委員会付託	180
39. 散会		183
40. 平成18年6月23日(金曜日)		187
41. 議事日程(第4号)		187
42. 開議		190
43. 日程第1	委員長報告	190
44. 総務委員長報告		190
45. 産業経済委員長報告		194
46. 建設委員長報告		196
47. 文教厚生委員長報告		198
48. 日程第2	質疑・討論・採決	203
49. 日程第3	委員長報告	210
50. 新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長報告		210
51. 日程第4	質疑・討論・採決	213
52. 日程第5	委員長報告	213
53. 玉名バイパス建設促進特別委員長報告		214
54. 日程第6	質疑・討論・採決	215
55. 日程第7	玉名市農業委員会委員の推薦について	216
56. 日程第8	意見書案上程(意見書案第2号から意見書案第3号まで)	217
57. 日程第9	質疑・討論・採決	217
58. 閉会		218
59. 署名欄		219

第 1 号

6 月 9 日 (金)

平成18年第2回玉名市議会定例会議事及び会期日程表

月	日	曜	会議別	摘 要
6	9	金	本会議	<p>開 会 宣 告 午前10時</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定 3 市長あいさつ 4 議案上程（議第105号から議第141号まで） 5 提案理由の説明 6 報告10件 7 請願・陳情の報告（請第1号から請第2号・陳第6号から陳第7号） 8 決算特別委員長報告（質疑・討論・採決） <p>散 会 宣 告 （全員協議会）</p>
6	10	土	休 会	
6	11	日	休 会	
6	12	月	休 会	
6	13	火	休 会	
6	14	水	休 会	
6	15	木	本会議	一般質問
6	16	金	本会議	<ol style="list-style-type: none"> 1 一般質問 2 議案及び請願・陳情の委員会付託
6	17	土	休 会	
6	18	日	休 会	
6	19	月	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務委員会 ・ 建設委員会
6	20	火	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業経済委員会 ・ 文教厚生委員会
6	21	水	休 会	
6	22	木	休 会	
6	23	金	本会議	<p>委員長報告（質疑・討論・採決）</p> <p>閉 会 宣 告</p>

平成18年第2回玉名市議会定例会会議録（第1号）

議事日程（第1号）

平成18年6月9日（金曜日）午前10時03分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 市長あいさつ
- 日程第 4 議案上程（議第105号から議第141号まで）
- 日程第 5 提案理由の説明
- 日程第 6 報告10件
- 日程第 7 請願・陳情の報告（請第1号から請第2号・陳第6号から陳第7号まで）
- 日程第 8 決算特別委員長報告（質疑・討論・採決）

散 会 宣 告

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 市長あいさつ
- 日程第 4 議案上程
 - 議第105号 専決処分事項の承認について 専決第2号
平成17年度玉名市一般会計補正予算（第2号）
 - 議第106号 専決処分事項の承認について 専決第6号
平成17年度玉名市スポーツ傷害補償特別会計補正予算（第1号）
 - 議第107号 専決処分事項の承認について 専決第3号
玉名市税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第108号 専決処分事項の承認について 専決第4号
玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第109号 専決処分事項の承認について 専決第5号
玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第110号 平成18年度玉名市一般会計補正予算（第1号）
 - 議第111号 平成18年度玉名市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）
 - 議第112号 平成18年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
 - 議第113号 玉名市長職務執行者の給与等に関する条例を廃止する条例の制定について

- 議第 1 1 4 号 玉名市乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 1 5 号 玉名市高齢者等就業支援センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 1 6 号 玉名市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 1 7 号 玉名市横島総合保健福祉センター「ゆとりーむ」条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 1 8 号 玉名市し尿処理場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 1 9 号 玉名市地域汚水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 2 0 号 玉名市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 2 1 号 玉名市営住宅専用水道施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 2 2 号 玉名市新立石団地飲料水供給施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 2 3 号 玉名市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 2 4 号 玉名市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 2 5 号 指定管理者の指定について
- 議第 1 2 6 号 指定管理者の指定について
- 議第 1 2 7 号 指定管理者の指定について
- 議第 1 2 8 号 指定管理者の指定について
- 議第 1 2 9 号 指定管理者の指定について
- 議第 1 3 0 号 指定管理者の指定について
- 議第 1 3 1 号 指定管理者の指定について
- 議第 1 3 2 号 指定管理者の指定について
- 議第 1 3 3 号 指定管理者の指定について
- 議第 1 3 4 号 指定管理者の指定について
- 議第 1 3 5 号 指定管理者の指定について
- 議第 1 3 6 号 指定管理者の指定について
- 議第 1 3 7 号 指定管理者の指定について
- 議第 1 3 8 号 字の区域の変更について
- 議第 1 3 9 号 市道路線の認定について
- 議第 1 4 0 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議第 1 4 1 号 固定資産評価員の選任について
- 日程第 5 提案理由の説明

日程第 6 報告 10 件

- 報告第 1 号 平成 17 年度玉名市一般会計予算継続費繰越計算書の報告について
報告第 2 号 平成 17 年度玉名市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第 3 号 平成 17 年度玉名市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
報告第 4 号 玉名市土地開発公社の経営状況を説明する書類について
報告第 5 号 財団法人玉名市自治振興公社の経営状況を説明する書類について
報告第 6 号 有限会社横島町特産物振興協会の経営状況を説明する書類について
報告第 7 号 株式会社草枕温泉てんすいの経営状況を説明する書類について
報告第 8 号 専決処分の報告について 専決第 7 号
報告第 9 号 専決処分の報告について 専決第 8 号
報告第 10 号 専決処分の報告について 専決第 9 号

日程第 7 請願・陳情の報告

- 請第 1 号 ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSE の万全な対策を求める意見書の提出に関する請願
請第 2 号 公共輸送機関の存続へ向け、JR 九州への固定資産税等の減免措置の継続を求める意見書の提出に関する請願
陳第 6 号 道路拡幅改良に関する陳情
陳第 7 号 玉名市立小学校・中学校の学校図書館に指導員を配置することに関する陳情

日程第 8 決算特別委員長報告（質疑・討論・採決）

出席議員（30 名）

- | | | | |
|------|---------|------|--------|
| 1 番 | 萩原雄治君 | 2 番 | 中尾嘉男君 |
| 3 番 | 宮田知美君 | 4 番 | 北本節代さん |
| 5 番 | 横手良弘君 | 6 番 | 前田正治君 |
| 7 番 | 近松恵美子さん | 8 番 | 作本幸男君 |
| 9 番 | 福嶋譲治君 | 10 番 | 竹下幸治君 |
| 11 番 | 青木壽君 | 12 番 | 森川和博君 |
| 13 番 | 内田靖信君 | 14 番 | 高村四郎君 |
| 15 番 | 大崎勇君 | 16 番 | 松本重美君 |
| 17 番 | 江田計司君 | 18 番 | 多田隈保宏君 |
| 19 番 | 永野忠弘君 | 20 番 | 林野彰君 |
| 21 番 | 高木重之君 | 22 番 | 本山重信君 |
| 23 番 | 吉田喜徳君 | 24 番 | 田島八起君 |
| 25 番 | 田畑久吉君 | 26 番 | 小屋野幸隆君 |

27番 堀本 泉 君
29番 杉村 勝吉 君

28番 松田 憲明 君
30番 中川 潤一 君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局 長	松岡 誠也 君	事務局 次長	梶山 孝二 君
次長 補佐	中山 富雄 君	書 記	和田 耕一 君
書 記	松尾 和俊 君		

説明のため出席した者

市 長	島津 勇典 君	助 役	高本 信治 君
総務 部長	村田 隆夫 君	企画財政部長兼 玉名総合支所長兼 玉名自治区事務所長	牧野 吉秀 君
市民 部長	田上 敏秋 君	福祉 部長	元田 充洋 君
産業経済部長	谷口 強 君	建設 部長	取本 一則 君
地域自治区 調整総室長	井上 了 君	岱明総合支所長兼 岱明自治区事務所長	前田 繁廣 君
横島総合支所長兼 横島自治区事務所長	田上 均 君	天水総合支所長兼 天水自治区事務所長	望月 一晴 君
企業 局長	中原 早人 君	教育委員 長	坂本 清一 君
教 育 長	菊川 茂男 君	教 育 次 長	杉本 未敏 君
監査 委員	高村 捷秋 君		

午前10時12分 開会

○議長（松田憲明君） おはようございます。

ただいまから平成18年第2回玉名市議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松田憲明君） 次に、会議録署名議員を指名いたします。

7番議員 近松恵美子さん、8番議員 作本幸男君、以上の両君にお願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（松田憲明君） 次に、会期についてお諮りいたします。このたびの会期については、6月2日の議会運営委員会の結論に基づき、本日から23日までの15日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から23日までの15日間に決定いたしました。

日程第3 市長あいさつ

○議長（松田憲明君） 次に、市長より発言の申し出がっております。これを許可いたします。

市長 島津勇典君。

〔市長 島津勇典君 登壇〕

○市長（島津勇典君） おはようございます。

本日は、平成18年第2回玉名市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはそろって御出席をいただき、審議を進めていただきますことに対し、深く感謝申し上げます。

今週5日から7日まで全国市長会のために上京をいたしました。まず5日は早朝からでしたが、熊本の方で自民党県連主催の「地方交付税総額の堅持及び道路特定財源の確保に関する緊急アピール」という緊急政策推進会議が開かれました。党のことで恐縮でございますけれども、当自民党選出の県下の国会議員団、県議会議員団、そして各市町村長が参加をいたしまして、このことに向けてのアピール集会が開かれました。続く6、7日は全国市長会が開催されましたが、政府が7月上旬にも策定予定の経

済・財政運営の指針「骨太方針2006」の論議が進む中で歳出・歳入一体改革で一方向的に地方歳出を抑制し、地方交付税の削減を目指す政府の考え方に対して地方自治の大きな危機感から地方自治法が認める最も強い権利であります「意見書提出権」を12年ぶりに地方6団体とともに行使すること等が決議されたわけであり、このように地方行財政を取り巻く環境が新型交付税の話題もしきりに出ておるし、検討が行なわれていることも事実であります。人口でありますとかあるいは面積を加味した地方交付税を導入していこうというようなことが論議されているわけでごさいます、地方財政を取り巻く環境が一段と厳しさを増しているんだという実感を持って帰ってまいりましたことをまず御報告申し上げておきます。6月に入りまして、「高瀬裏川花しょうぶまつり」で裏川筋はもとよりでございますが、休日等はラーメン店に長蛇の列ができるほどのにぎわいを見せております。また先月末日には「キャンドルナイト2006 in 玉名」や「玉名温泉夢まつり with 玉名よさこい」などなど市民の皆様のエネルギーが感じさせられたところでもあります。市としましても秋に開催する合併1周年記念式典や地域フォーラム、「草枕」発表100年事業等を通して玉名のイメージをさらに高めてまいりますように鋭意取り組んでまいる所存であります。

さて、合併して8カ月、私が就任し7カ月が経過しようとしております。その率直な感想として合併は厳しいものであるというのが実感であります。しかし冒頭で報告しましたように国・地方の厳しい財政事情のもとでは合併は避けて通れなかったものであり、1日も早く合併の効果が出るように最善を尽くしていかねばならんと覚悟を強くしております。平成18年度がスタートし、婦人会や体育協会を初め各種の団体が統合されつつあり、徐々にではありますが新市の一体感も見え始めていますと受けとめております。市政懇談会を議員の皆様にも御協力をいただきながら5月19日の築山校区を初めに現在6箇所で開催をいたしました。住民の身近な問題である各種助成制度や街灯の電気料金負担等のあり方、そして教育問題それぞれの校区で受けとめ方や見方の違いはあっても要望も多種にわたっておりますが、市民の皆様の受けとめ方は厳しいものがあります。合併協議に基づき決定されたものが多くあるとは言いながら、痛みが先に立ちじくじたる思いをいたしております。住民の皆さんの身近な声を聞いて、小さな事柄でもできるだけ誠実に応えられるように努めていくことが第一であります、理解を求めなければならぬ点は十分な説明を果たしながら理解をお願いをする努力を続けていかねばと存じております。

最近における市政の動向について申し上げます。まず、全線開業まで5年となった九州新幹線関連で開業までに市が整備を行なう駅前広場等の4ヘクタールについての用地取得状況は、昨年度から地権者との個別交渉に現在地権者全体の83%の方との契約を終え、引き続き残りの方々と粘り強く交渉を続けております。また駅舎を建設する鉄

道運輸機構が今年度に基本設計を行なうことにともない、駅舎のイメージデザインについてはこれまでに市民の方などから頂戴した御意見を取りまとめ駅舎関連施設全般のコンセプトとし、「森」をイメージとし、この地方の歴史や文化に根ざした「やすらぎ」と「ぬくもり」・「あたたかみ」を感じる開放感あふれる田園の田舎の駅をイメージして取り組んでいただくように、昨日鉄道運輸機構・九州新幹線建設局に提言書として持参いたしたところであります。機構によりますと、今年度中には駅舎のデザインが明らかになるとのことでありましたし、逐次地元で御相談を申し上げながら進めていきたいという姿勢をお示しいただいたことはありがたいことだと思っております。

208号線玉名バイパスにつきましては、現在暫定供用区間の2.3キロメートルに加え、起点側寺田から県道玉名山鹿線の2キロメートルについても、平成19年度内供用開始に向け順調に工事が進捗しております。一方立願寺から終点の岱明町開田につきましても、基本設計をもとに間もなく関係機関や地元関係者の方々に対して説明会が実施できる予定であり、着実に動き始めた実感を感じております。今後九州新幹線の全線開業に合わせた玉名バイパスの全線供用を目指し、県と一丸となって国に対し働きかけるとともに、市としても総力を挙げて事業推進に努めてまいりたいと考えております。都市計画道路の立願寺横町線については最近開通をみましたが、南岩原線については近日中に立願寺の五差路付近まで暫定的な使用が可能となります。なお未整備の部分も誠意を持って全線開通に向けた努力を続けてまいります。

指定管理者制度の導入による指定管理者の指定については、今議会の御承認をいただきまして9月から指定管理者による管理を実施する予定でございます。指定管理候補者の選定に当たりましては、その手続の公平性、透明性を確保するため有識者及び市職員等で構成する指定管理候補者選定委員会の審査を経て、候補者の選定を行なったところです。また対象の20施設のうち10施設につきましては、公募により指定管理候補者の選定を行っており、そのうち玉名市草枕温泉てんすい関連4施設、玉名市大衆浴場、玉名市蛇ヶ谷公園テニスコートの6施設におきましては、これまでの管理委託先に代わる新たな団体を候補者として選定いたしております。指定管理者制度は多様化する住民ニーズに対し、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに経費の削減等を図ることを目的としております。今後、制度導入により地域の振興及び活性化並びに行政改革の推進効果が期待されるところであります。また本年度中に予定しております玉名市総合計画書の策定につきましては、現在全庁あげて取り組んでいるところでございます。住民の代表48名を対象にした3回のワークショップの開催、4地域の地域協議会からの意見・提言を御提案、また開かれております市政懇談会からの意見・要望の御提案、これらのさまざまな御提案を取りまとめを行なっているところでございまして、今後は15歳から8

0歳までの3,000名を対象にした市民アンケートを経て7月中に基本構想の素案を作成し、その後地域協議会、総合計画策定審議会等にお諮りし、12月において基本構想の議会への提案を予定しているところでございます。「安全で住みよい夢のある玉名」が実現できる総合計画書でありたいし、また市民の皆様に関心を持っていただき読んでいただくことにより将来に玉名について深く理解していただける計画書になりますように努めてまいります。

その他にも少子高齢化への対応、特定高齢者の保険、広域保健の成立も予定されておりますし、市が取り組むべき各種事業に全力を挙げなければならんと承知をしております。議員各位の御理解と御協力をお願いいたします。

さて、今議会には一般会計並びに特別会計補正予算案5件、条例関係15件、人事案件2件、その他指定管理者の指定等が15件、報告10件と各方面にわたり多数の議案を御提案申し上げております。

詳しくは提案理由説明の中で申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。6月定例議会にあたってのごあいさつにさせていただきます。お世話様になりますが、よろしくをお願いいたします。

日程第4 議案上程（議第105号から議第141号まで）

○議長（松田憲明君） ただいま市長からのあいさつが終わりました。

これより議案を上程いたします。

議第105号専決処分事項の承認について専決第2号平成17年度玉名市一般会計補正予算（第2号）から、議第141号固定資産評価委員の選任についてまでの議案37件を議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読はこれを省略いたします。

日程第5 提案理由の説明

○議長（松田憲明君） ただいまの各議案について提案理由の説明を求めます。

企画財政部長 牧野吉秀君。

〔企画財政部長 牧野吉秀君 登壇〕

○企画財政部長（牧野吉秀君） おはようございます。

ただいまから議第105号及び議第106号の予算関係専決処分事項の承認関係2件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。お手元に配付しております資料を御覧いただきたいと思います。これは地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分を行ないましたので、同条第3項の規定により議会に報告をし、議会の承認を求めるものでございます。

まず、議第105号専決第2号平成17年度玉名市一般会計補正予算（第2号）につきましては、各種交付金、地方債等の決定によりまして補正をいたしましたものでございます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出の変更は行なわず、歳入科目内で調整を行なったところでございます。まず、歳入の主なものは2款地方譲与税が額の決定により953万1,000円の追加、3款から8款までの交付金につきましては、いずれも交付額の決定によりますところの補正でございます。3款利子割交付金が186万7,000円の追加、4款配当割交付金は907万5,000円の減額、5款株式等譲渡所得割交付金は1,041万5,000円の追加、6款地方消費税交付金は145万2,000円の減額、7款ゴルフ場利用税交付金は21万7,000円の追加、8款自動車取得税交付金は1,630万3,000円の追加でございます。10款地方交付税につきましては、1億1,049万7,000円の減額で普通交付税につきましては、決定により2,257万5,000円の追加、特別交付税につきましては、今回の補正予算における調整課目としましたので、他の課目の増額補正分1億3,307万2,000円を減額したところでございます。18款繰入金につきましてはスポーツ傷害補償特別会計の廃止により清算いたしました繰入金で1,099万1,000円の追加でございます。21款地方債につきましては、借入決定により7,170万円の追加でございます。

次のページお願いいたします。次に第2表継続費補正につきましては、天水中学校建設事業にかかる分でございます。補正前の総額17億2,398万円は旧町分を含めた平成17年4月から2年間の予算総額でございます。補正後の総額16億6,617万8,000円につきましては、旧町分の執行額を差し引いた新市における総額でありまして、実質的には総額の変更はございません。変更の内容といたしまして年割額でございまして、17年度中に予定していた事業が18年度に繰越になり、17年度6億5,066万4,000円、18年度を10億1,551万4,000円に変更したところでございます。次に第3表地方債の補正につきましては、追加としまして小学校石綿対策事業、伊倉小学校のアスベスト除去の分が17年度国の補正予算によりまして地方債が許可されることになりましたので、380万円を追加したものでございます。また変更につきましては、県営事業湛水防除事業負担金ほか11件の借入限度額を変更したものでございます。

次に議第106号専決第6号平成17年度玉名市スポーツ傷害補償特別会計補正予算（第1号）でございます。これは3月の定例会におきまして、天水町体育会スポーツ傷害補償条例が廃止になりましたので、その特別会計を3月末日で清算したところによるものでございます。歳入歳出それぞれ2万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,102万円としたものでございます。歳入につきましては、4款諸収入が旧町か

ら新市に引き継ぐ清算繰入金で2万3,000円の補正でございます。歳出につきましては、1款補償金の額の決定及びそれに伴います2款総務費の一般会計への繰入金1,096万1,000円並びに3款予備費の1,093万1,000円の減額でございます。

次に、議第110号から議第112号までの補正予算関係3件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議第110号平成18年度玉名市一般会計補正予算（第1号）でございますが、今回御提案いたします補正予算は現計予算計上後の事情の変化によりまして補正を行なう必要が生じたので、御提案をいたすものでございます。また職員の定期異動等に伴います人件費の補正もあわせて御提案いたすものでございます。お手元に配付しております資料を参考に御覧いただきたいと思っております。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を267億6,300万円とするものでございます。まず歳入の主なものを申し上げますと12款分担金及び負担金は2万4,000円の追加で天水東保育所学童クラブの保護者からの負担金でございます。14款国庫支出金は7,200万円の減額で土木費国庫補助事業であります立願寺南岩原線、立願寺横町線ほか1線が地方道路整備臨時交付金事業からまちづくり交付金事業への変更により減額でございます。15款県支出金は2,198万6,000円の補正で、主なものは民生費関係では天水東保育所の放課後児童健全育成事業の学童保育事業が国基準の定員を満たし、補助の対象となりましたので72万4,000円の追加でございます。農業費関係は園芸産地かつりよく強化対策事業1,492万1,000円の補正、強い農業づくり交付金事業512万円の補正でございます。教育費関係は不登校防止を目的に50万円を定額として自立支援実践モデル事業が玉名中学校を対象に18年度から3年間モデル的に行なわれうことによる補正等でございます。

次のページお願いいたします。16款財産収入は2,500万円の補正で立願寺南岩原線代替地の土地売払収入でございます。18款繰入金は9,691万円の補正で老人保健特別会計からの1億5,172万2,000円の繰り入れと財政調整基金繰入金5,481万2,000円の減額でございます。21款市債は2,890万円の補正でございます。

次に歳出について御説明申し上げます。1款議会費は議員の費用弁償の減などで132万円の減額、2款総務費は6,373万8,000円の減額で主なものは各項目人件費の調整によります減額と財産管理費101万7,000円の追加で、これは市役所内電話機の親機交換によりますところの借上料等の追加でございます。基金費1,089万1,000円の補正につきましては、スポーツ傷害補償特別会計からの清算による繰入

金を市有施設整備基金に積み立てることによる補正でございます。

次のページお願いいたします。3款民生費は1,893万6,000円の補正で、主なものは各項目人件費の調整分と障害福祉費の障害者自立支援法にかかる障害継続分の審査における医師の意見書等の手数料46万2,000円の追加と、そのシステム改修委託として127万2,000円の追加でございます。また岱明ふれあい健康センター空調機修繕としまして160万円の追加でございます。4款衛生費につきましては407万6,000円の減額で人件費の調整による減額などでございます。6款農林水産業費は5,113万6,000円の補正で主なものは各項目の人件費の調整と園芸産地かつりよく強化事業として1,492万1,000円の補正、農業経営基盤強化促進対策事業として529万円の追加、未広地区圃場整備にかかる費用として87万円の追加、横島漁港照明の修繕としまして42万3,000円の補正などでございます。7款商工費は人件費で248万8,000円の減額でございます。8款土木費は4,920万3,000円の補正で主なものは立願寺南岩原線、立願寺横町線などの街路事業から都市再生整備事業への組み替えによりますところの街路事業4億6,345万8,000円の減額と都市再生整備事業4億9,026万2,000円の追加でございます。またバイパス推進費の新設によりまして都市計画費からの組み替えとしまして、3,356万9,000円の補正などでございます。9款消防費は人件費で581万円の減額でございます。10款教育費につきましては5,915万7,000円の補正でございます。主なものは歳入の中でも御説明申し上げました中学校教育振興費の玉名中学校で取り組みます不登校防止対策自立支援実践モデル事業50万円の追加でございます。その他天水中学校建設費6,832万1,000円の追加、岱明ホテルの里ポンプ修繕15万6,000円の追加、岱明公民館修繕391万6,000円の追加、体育指導員被服補助といたしまして90万円の追加、岱明中央公園グラウンド倉庫アスベスト除去工事186万4,000円の追加、桃田運動公園プールコインロッカー購入としまして101万5,000円の追加などでございます。

次に第2表地方債補正につきましては、追加といたしまして岱明中央公園グラウンド倉庫アスベスト除去事業といたしまして110万円の追加でございます。廃止につきましては立願寺南岩原線の街路事業がまちづくり交付事業に変更されましたので、街路事業を1億8,820万円減額しております。以上が、一般会計補正予算の説明でございます。

次に議第111号平成18年度玉名市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。歳入歳出それぞれ1億5,196万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を88億6,589万1,000円とするものでございます。まず2ページになりますけれども、歳入につきましては1款支払基金交付金が医療費交付金の過年度

分としまして1,958万7,000円の補正、審査支払手数料交付金の過年度分35万7,000円の補正でございます。2款国庫支出金につきましては、医療費負担金の過年度分で8,388万7,000円の補正でございます。3款県支出金につきましても医療費負担金の過年度分で444万円の補正でございます。5款繰越金につきましては平成17年度の決算見込みにより4,369万円の補正でございます。

次に3ページでございますけれども、歳出につきましては3款諸支出金の償還金で第三者行為損害賠償金返納といたしまして23万9,000円の補正でございます。それから平成17年決算見込みより一般会計への繰出金としまして1億5,172万2,000円の補正でございます。

次に議第112号平成18年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてでございます。歳入歳出それぞれ6,509万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を54億6,625万4,000円とするものでございます。2ページでございますけれども、まず歳入につきましては7款繰入金が職員の定期異動等に伴う人件費分の一般会計からの繰入金で24万2,000円の補正でございます。8款繰越金につきましては、平成17年度の決算見込みにより6,485万2,000円の補正でございます。

3ページの歳出でございますけれども、歳出につきましては1款総務費が人件費で24万2,000円の補正でございます。7款諸支出金につきましては償還金で平成17年度超過交付分の支払い基金、国等への返還金6,485万2,000円の補正でございます。

以上、御説明申し上げましたが詳細につきましては所管の各委員会において御説明申し上げますので、御審議の上御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(松田憲明君) 引き続き、助役 高本信治君。

[助役 高本信治君 登壇]

○助役(高本信治君) おはようございます。

私の方から条例案件等について、提案理由の御説明を申し上げます。議案集の3ページをお願いいたします。

議第107号は専決第3号の専決処分承認についてでございます。これは昨年度末に地方税法の一部改正が行なわれ、これに伴い国の準則にのっとり専決処分により条例の改正を行ないましたので、議会の承認を求めるものでございます。内容は4ページから22ページになります。改正の主な内容でございますが、まず所得割の税率が課税所得金額の区分により異なっていたところでございますが、今回一律6%の税率としたものでございます。これは国が行ないます三位一体改革の一環として、所得税から個人市民税への恒久措置として税源が移譲されたことによるものでございます。この改正によ

り発生いたします負担の増加を調整するため、個人市民税につきましては第34条の6におきまして調整控除の条を新しく設けるものでございます。また所得税の減少に伴い住宅ローン減税が減少する者につきましては、附則第7条の3におきまして個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の条を新しく設けるものでございます。この改正規定は平成19年4月1日から施行し、平成19年度以降の年度分の個人の市民税について適用するものでございます。次に宅地等に対して課税する平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の特例についてでございますが、負担水準が高い場合、住宅用地については80%以上、商業地等につきましては60%から70%までは前年度分の課税標準額に据え置くものでございます。負担水準が低い場合は前年度分の課税標準額に当該年度の本来的課税標準額に5%を乗じて得た額を加算した額とするものでございます。この改正規定は平成18年4月1日から施行し、平成18年度以後の年度分の固定資産税について適用するものでございます。そのほか20年度以後の適用になりますが、住宅に対する地震防災対策が強化されたことにより、地震保険への加入者に対する地震保険料控除も創設をいたしております。

次に23ページをお願いいたします。議第108号でございますが、これも前号と同様に玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。改正の主な内容は前号の玉名市税条例の一部改正で行ないました固定資産税額の改正内容と同様の改正を行なったものでございます。附則といたしまして、この条例は平成18年4月1日から施行し、平成18年度以後の年度分の都市計画税について適用するものでございます。

次に27ページをお願いします。議第109号、これも同じく専決処分の承認をお願いするものでございます。玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、同じく地方税法の一部改正が行なわれたことに伴いまして専決処分を行なったものでございます。改正の主な内容はまず介護納付金課税額にかかる課税限度額を8万円から9万円に引き上げたことでございます。次に公的年金等控除の見直し及び老年者控除の廃止に伴い国民健康保険税負担が増加する高齢者に配慮するため、65歳以上の者で個人市民税の算定にあたり公的年金等控除または老年者控除の適用があったものにつきましては、2年間のみの特例措置を設けているところでございます。附則といたしまして、平成18年4月1日から施行し、平成18年度分の国民健康保険税から適用することといたしております。

次に31ページをお願いいたします。議第113号でございますが、これは玉名市長職務執行者の給与等に関する条例を廃止する条例でございます。平成17年11月14日市長が選挙され、玉名市長職務執行者が退任いたしましたことにより条例を廃止するものでございます。

次の32ページお願いいたします。議第114号は玉名市乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは障害者自立支援法の施行に伴い条例の整備を行なうものでございます。改正の主な内容は児童福祉法による育成医療の規定を削り、同項に障害者自立支援法施行令第1条の規定による育成医療の規定を加えるものでございます。条例は公布の日から施行し、改正後の玉名市乳幼児医療費助成に関する条例の規定は18年4月1日以降に行なわれた診療にかかる医療費について適用することといたしております。

次の33ページですが、議第115号玉名市高齢者等就業支援センター条例それからページが飛びますが37ページの議第117号玉名市横島総合保健福祉センター「ゆとりむ」条例の一部を改正する条例の制定につきまして、この2件の条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは休館日及び開館時間を条例に明記、施設の管理を現状に即して条例の整備を図るものでございます。

次に35ページをお願いいたします。議第116号は玉名市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは障害者自立支援法の施行に伴い条例の整備を図るものでございます。改正の主な内容は文言の整備と医療費及び一部負担金の定義を法改正にあわせ整備するものでございます。

次に39ページをお願いいたします。39ページの議第118号玉名市し尿処理場条例からページ45ページまで7件の条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。共通して改正いたすので一括して説明を申し上げますが、これらはいずれも地方自治法の一部改正に伴う公の施設の管理について管理委託が廃止されたことに伴い条例の整備を図るものでございます。改正の主な内容でございますが、管理を委託することができる条文を削り、市の直営管理とするものでございますが、玉名市農業集落排水処理施設条例の一部改正につきましては、あわせて他の文言の整備も行なうものでございます。

次に47ページをお願いいたします。議第125号指定管理者の指定についてでございますが、これも125号から126号、127号、128号、ずっと続きまして137号まで指定管理者の指定についてでございます。20の施設をあげておりますけれども、いずれも今125号を御覧いただいておりますならば、47ページの125号でそのページの2、指定管理者となる団体、玉名市岩崎140番地財団法人玉名市自治振興公社ということで、ずっとそれぞれのページの中段に指定管理者となる団体をあげております。この20施設の指定管理者の指定について各施設の条例の規定に基づきまして、指定管理者を指定するため地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして議会の議決を経る必要があるためでございます。

次、ずっと飛びますが60ページをお願いいたします。議第138号字の区域の変

更についてでございます。これは土地区画整理法第2条第1項の規定に基づく土地区画整備事業の実施に伴いまして地方自治法第260条第1項の規定により、岱明町野口の字の区域を変更するものでございます。

次の61ページですが、議第139号市道路線の認定についてでございます。これは道路法第8条第2項の規定によりまして議会の承認を経るものでございます。今回認定いたします路線は、小田梅林線の1路線の認定でございます。

条例案件等につきましては、以上でございます。詳細につきましては各委員会で御説明申し上げますので、御審議をいただきまして、御承認いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） 人事案件を2件御提案をさせていただきます。63ページ、第140号人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。玉名市横島町横島8247番地、松本祐一でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

続きまして64ページ、第141号でございます。固定資産委員の選任についてでございます。本市固定資産評価委員に次の者を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。玉名市安楽寺2103番地2、牧野和明でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（松田憲明君） 以上で、提案理由の説明を終わりました。

日程第6 報告10件

○議長（松田憲明君） 平成17年度玉名市一般会計予算継続費繰越計算書の報告について、ほか9件について報告があります。

○議長（松田憲明君） 総務部長 村田隆夫君。

[総務部長 村田隆夫君 登壇]

○総務部長（村田隆夫君） おはようございます。

ただいまから報告10件について御説明を申し上げます。初めに資料の65ページをお願いいたします。報告第1号平成17年度玉名市一般会計予算継続費繰越計算書の報告についてでございます。これは地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき議会に報告するものでございます。内容といたしまして、10款教育費の天水中学校建設事業にかかるものでございまして、17年度の継続費予算現額6億5,066万4,000円に対し、支出済額5億3,773万9,300円でございます。残額1億1,292

万4,700円につきましては、その総額を18年度に繰り越すものでございます。

続きまして、67ページの報告第2号平成17年度玉名市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。これも地方自治法施行令の規定に基づき議会に報告するものでございます。2款総務費につきましては、市民会館建設事業2億1,072万1,000円、横島複合施設建設事業4億1,945万2,000円の繰り越してございます。6款農林水産業費は畜産担い手育成総合整備事業27万4,000円、水産基盤整備事業といたしまして玉名漁港3,500万円、大正開漁港1,500万円でございます。8款土木費は青木小岱線道路改良事業が2,700万円、山の上大園線道路改良事業が4,138万円、千田川原2号橋橋りょう改良事業が1,281万円、立願寺南岩原線街路事業9,650万円、立願寺横町線まちづくり交付金事業1億6,685万8,000円、高質空間形成まちづくり交付金事業1,320万円でございます。10款教育費につきましては、玉陵中学校屋内運動場建設事業2億3,180万円、岱明公民館建設事業1,764万円でございます。平成17年度の繰り越し総額は12億8,763万5,000円でございます。国庫支出金、県支出金、地方債等の特定財源収入は11億3,527万7,000円、一般財源の所要額は1億5,235万8,000円でございます。

次は資料の70ページになります。報告第3号平成17年度玉名市下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてでございますが、これは地方公営企業法第26条第3項の規定により建設改良費の予算繰り越しの計算を報告するものでございます。内容といたしましては、工事工法の選択や稼働中施設との調整に日数を要したことや工事施工に伴う地盤状況変化による検討協議により不測の日数を要したため、1億1,516万8,000円を翌年度に繰り越すものでございます。

次に72ページになります。報告第4号玉名市土地開発公社の経営状況を説明する書類についてでございます。これは地方自治法第243条の3第2項に基づき議会に報告するものでございます。まず平成17年度の事業報告でございますが、土地の処分としまして、新幹線新玉名駅（仮称）周辺整備事業用地を玉名市へ売却し、売却代金をもって金融機関へ元利償還金として返済いたしました。平成17年度収入支出決算でございますが、収益的収入支出につきましては、収入3億763万7,480円、支出3億781万8,881円であり、資本的収入支出につきましては、収入4億5,460万円、支出7億6,221万8,601円となっております。

次に平成18年度の事業計画でございますが、取得する資産は6,220.02平方メートル、1億3,240万1,000円、処分する資産は10,123.75平方メートル2億967万5,000円で、長期借入金は1億2,520万1,000円でございます。また収入支出予算でございますが、収益的収入支出につきましては、収入2億968万

2,000円、支出2億1,003万9,000円。資本的収入支出につきましては、収入1億2,520万1,000円、支出3億3,487万6,000円を予定いたしております。土地の処分といたしましては新幹線新玉名駅（仮称）周辺整備事業用地を玉名市へ売却する予定であります。一時借入金の限度額は3億円でございます。平成18年度の資金計画ですが、受入資金及び支払資金とも同額の3億6,388万8,000円でございます。

次に73ページをお開きいただきたいと思います。ちょっと見にくうございますけれどもよろしく願いいたします。報告第5号財団法人玉名市自治振興公社の経営状況を説明する書類についてでございますが、これも地方自治法の規定に基づき議会に報告するものでございます。受託しております施設は市民会館を初め8施設でございます。平成17年度の主な文化振興事業といたしましては、ロック歌手のコンサート及び玉杵名の集いを開催し入場者の皆さんに大変喜んでいただきました。青少年ホームにおいては地域社会への積極的なかかわりを目指し、またスポーツやレクリエーション活動の場として県内外を問わず、積極的に参加者を募り教養講座においては14講座を実施いたしました。次に勤労者体育センターでは市内の勤労者各種団体と中高生のクラブ活動の利用が主なものであります。弓道場でございますが、弓道連盟中高生のクラブ活動等の利用が盛んに行なわれております。市営大衆浴場「玉の湯」でございますが、大衆浴場として地域住民に低料金で憩いの場を提供し、利用者の確保のために天然温泉かけ流しをアピールするとともにサービスの向上に努めております。次に蛇ヶ谷公園及び小岱山ふるさと自然公園でございますが、4月の桜、5月のつつじ見物等で市内に限らず多くの皆様の憩いの場となってにぎわっております。

次に平成17年度収支決算でございます。収入合計は1億2,059万4,214円、支出合計は1億2,081万2,000円となっております。

次に平成18年度事業計画については、地域社会に果たす機能と役割を再認識し、積極的に創造的な管理運営に努めてまいります。また平成18年度の予算でございますが、収入の部は市から受託しております8施設の管理運営受託収入として1億48万8,000円、補助金収入として事務局運営収入の1,659万1,000円、文化振興補助金収入の102万9,000円などとなっております。支出の部でございますが、事業費として8施設の管理運営費1億48万8,000円、事務局運営費1,724万3,000円、文化振興費で302万9,000円等でございます。収入支出合計は1億2,893万6,000円でございます。

次は74ページをお願いいたします。報告第6号有限会社横島町特産物振興協会の経営状況を説明する書類についてでございますが、これも地方自治法の規定により議会に報告するものでございます。まず平成17年度の事業報告でございますが、主な事業

といたしましてはシンビジュームフェア、Y・BOXまつりを開催し、県内各種物産イベントにも積極的に参加してまいりました。平成17年度収入支出決算でございますが、収入が1億2,318万7,359円、支出が1億2,080万1,833円で17年度の当期純利益は238万5,526円となっております。次に平成18年度の事業計画でございますが、昨年以上に積極的にイベントを開催し、また県内各種物産イベントに参加していく予定でございます。収入支出予算でございますが、収入が1億2,120万3,000円、支出が1億1,876万6,000円で18年度の当期純利益は243万7,000円を予定いたしております。

次に75ページをお願いいたします。報告第7号株式会社草枕温泉てんすいの経営状況を説明する書類についてでございますが、これも地方自治法の規定により議会に報告するものでございます。まず平成17年度の事業報告でございますが、毎月行なう各種コンサート及びイベント等により集客を図っており、年間の入館者数は37万750人で昨年度に比べ5,777人の増、率にしまして1.6%の伸びでありました。また平成17年度収入支出決算でございますが、収入が2億4,540万6,796円、支出が2億4,341万9,330円で17年度の当期利益は198万7,466円となっております。次に平成18年度の事業計画でございますが、各種コンサート及びイベントなど絶えず斬新なアイデアを企画し、集客力のアップを図ります。収入支出予算でございますが、収入2億4,781万円、支出が2億4,281万円で18年度の利益は500万円を予定いたしております。

次に76ページをお願いいたします。報告第8号専決処分の報告について専決第7号でございますが、これは地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した損害賠償の額の決定について同条第2項の規定により報告するものでございます。内容といたしまして平成17年9月8日午前10時頃、国道208号大倉黒田石油店付近において、市職員が運転する公用車が停車中の宮崎孝一氏が運転する乗用車に接触し、破損させ並びに頸椎捻挫を負わせたものでございます。相手方への損害賠償といたしまして、当市は100%に当たる133万4,829円を支払うものでございます。

次に報告第9号専決処分の報告について専決第8号でございますが、前号と同じく地方自治法の規定に基づき報告するものでございます。内容といたしまして平成17年10月20日午前11時40分頃、天水総合支所前交差点において、市職員が運転する公用車が品川幸代氏が運転する軽乗用車に接触し、破損させ並びに両側大腿部捻挫等を負わせたものでございます。相手方への損害賠償といたしまして当市は100%に当たる32万7,460円を支払うものでございます。

最後になりますが、報告第10号専決処分の報告について専決第9号でございますが、前号と同じく地方自治法の規定に基づき御報告するものでございます。内容といた

しましては、平成18年4月7日午前9時頃、市道横町橋立願寺橋線の岩崎交差点において市職員が運転する公用車が児玉昭一氏が運転する軽乗用車に接触し、破損させたものでございます。相手方への損害賠償といたしまして、当市は100%に当たる14万9,037円を支払うものでございます。なお、以上3件の損害賠償につきましては、当市が加入しております自動車損害保険共済より全額給付されるものでございます。

以上で報告10件の説明を終わります。

○議長（松田憲明君） 以上で報告の説明を終わりました。

日程第7 請願・陳情の報告（請第1号から請第2号・陳第6号から陳第7号）

○議長（松田憲明君） 次に、請願・陳情の報告をいたします。ただいま請願2件、陳情2件が提出されております。内容につきましては、お手元にその要旨を配付しておりますので説明を省略いたします。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時18分 休憩

午前11時28分 開議

○議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第8 決算特別委員長報告

○議長（松田憲明君） 次に継続審査となっておりました議第3号平成17年度玉名市一般会計歳入歳出決算から議第34号平成17年度玉名市横島中学校組合一般会計歳入歳出決算についてまでの決算議案32件について、決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長 内田靖信君。

〔決算特別委員長 内田靖信君 登壇〕

○決算特別委員長（内田靖信君） ただいまより決算特別委員会の審議経過と結果を御報告申し上げます。決算特別委員会は4月25日から26日までの2日間にわたり審査を執り行ないました。委員会に付託されました案件は、議第3号平成17年度玉名市一般会計歳入歳出決算認定から議第34号平成17年度玉名市横島町中学校組合一般会計歳入歳出決算認定までの議案32件でございます。今般の決算委員会は平成17年4月1日から合併前の10月2日までの約半年間の決算であります。さらに議案付託の案件は合併前の旧玉名市、旧岱明町、旧横島町、旧天水町及び玉名市横島町中学校組合の決算と多岐にわたっております。したがって付託議案を合併前の旧玉名市、旧岱明町、旧横島町、旧天水町及び玉名市横島町中学校組合の決算に分けて議事を進めて審議を執り行なったところでございます。全般的に言えますことはそれぞれの決算調書に計

上されておりますそれぞれの決算額は、旧1市3町における10月2日までのいわゆる約半年間の決算額であり、通年決算でありました前年度との比較対比は困難な状況でございました。例えば歳入面では収入未済額、歳出面では不用額が多額の決算額となっているものが数多く見受けられましたが、これは上半期の決算額であって合併後の新市に引き継ぐ金額という説明であり、年度途中での合併決算であり、やむを得ないものと受けとめたところです。4月25日は旧玉名市の決算を審議いたしました。

まず初めに、議第3号平成17年度玉名市一般会計歳入歳出決算の審議であります。特筆すべき質疑、答弁は次のとおりでございます。まず税金にかかる不納欠損の実施状況、延滞金への対応はどうなっているのか、また延滞金の一部免除についての質疑に対し、執行部よりの回答として不納欠損に対しては今般の決算に関して実施はしていない。また延滞金については1カ月間4%、それ以降は14.6%と法律に基づいて徴収している。さらに延滞金の納税義務者の事情による一部免除の適用は、過去2件の該当がある旨の回答がなされました。

次に、住宅新築資金等貸付金の償還元利収入についての質問に対し、現在のところ年度途中である収納率等は未確定である。滞納者に対してはそれぞれ各々対応を実施している。滞納者に対して督促をし、分納等の推進により時効中断を実施している。また以前は特別会計管理であったものを現在は一般会計に組み込み会計管理をしているとの回答でございました。

次に、臨時財政対策債についての質疑に対し、執行部よりこれは国が示す制度で財源が減税等により不足する場合いわゆる赤字補てんのための臨時に発行するものであり、交付税算定としてのちのち100%の補てんがあり、4億9,000万円の用途については、一般財源の性格であり用途の制限等はないとの回答でございます。

次に、一般会計の歳入で未収入額の約27億円は予定通り歳入になるのかとの質疑に対し、4月1日から10月2日までの約半年間の決算であり、この時点では44%の歳入と38%の歳出の決算となっている。総体的に税金は約半分、交付税は順調に公債費は翌年の4月・5月の借り入れで、今回の決算時点では歳入なしの状況である。平成18年5月末の出納閉鎖を待たなければ確定しない旨の答弁でございました。

次に、監査委員会の負担金についての質疑に対し、全国、西日本、九州、熊本等の都市監査協議会があり、それぞれについて負担金があり、負担金支払い後の報告についてはそれぞれの協議会の監査委員により監査が実施されているとの回答がございました。

次に、定期監査指摘事項についての関連質疑では、通常日帰り旅行命令・距離の範疇にも関わらず会議、研修等の終了時間の関係にて宿泊が認められている用件についての理由書の不備が指摘されている。たび重なる指摘にも改善がなされないのはいかがな

ものかの質疑に対し、執行部より命令の段階でそれらの事項は決定しているわけであり、事務処理上の記載ミスではないかとの回答であり、今後改善処するとのことでございます。

次に、統計調査費の不用額が多額になっているがとの質疑に対しまして、10月1日現在で実施されました国勢調査の支払い決算が合併後に持ち越されたためとの回答でございます。

次に、健康づくり推進協議会委員は14名の各種団体の代表者に参画いただき、5,600円の費用弁償を支出し、玉名市としての基本的方針を審議されるとの説明であり、また職員厚生費も委託料432万円に関しては職員健康診断の委託料との旨の回答がそれぞれございました。

次に、下水道事業の一般会計からの補助金7,000万円の減額補正の理由についての質疑があり、執行部より公営企業が努力した結果、利益が出た場合すなわち黒字になった場合は補助金を減額するとの説明がございました。委員からこの答弁に対し、当初予算を編成する時点で黒字が出れば補助金を減額することを前提としているとかの再度の質問に対し、一般会計からの負担金補助及び交付金を支出する場合の決まりごとであり、累積赤字の約8億円を今後10年間で解消する予定であり、あわせて交付税算定の中で大変厳しい状況にあるため減額補正をしたものとの回答でございました。その他委員より基金の有効活用について、また財政難の中、各協議会等の負担金の削減の検討をするならばとの要望がございました。さらに玉名バイパス建設に伴う埋蔵文化財調査の費用負担について、糠峯団地の外壁、屋上の漏水工事請負費等についての質疑がございました。

以上の結果、議第3号につきましては実質収支に関する調書のとおり、歳入総額75億7,973万8,000円、歳出総額65億8,604万1,000円、歳入歳出差引額いわゆる実質収支額は9億9,369万7,000円であり、全員異議なく認定することと決定いたしました。

次に、議第4号平成17年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算であります。委員より国保税滞納者に対して資格証明書、短期証明書発行の目的個々についての質問があり、執行部よりそれぞれの証明書は3カ月毎の更新になっており、滞納者との接触機会をつくることにより納税指導を行ない、ひいては徴収率向上に寄与しているとの回答がなされました。現在は約2,500名の国保税の滞納者がいるが徴収率が92%以下になれば、補助減額措置があるため徴収率向上に努力するとの答弁がなされたところです。また病気になってもなかなか病院に行けないという状況もあるので、資格証明書、短期証明書等の発行については制裁的な発行にならないようにしてほしいとの旨の要望がなされました。一般会計よりの繰入金についても質疑もあり、安定化基金

の額が予算編成時点でははっきり把握できないことや雑入、繰越金がかっきり見込めないなどの理由により、予算の組み方の一つ的手法として上程したとの説明でございました。旧3町に比べると旧玉名市は収納率が低くその理由は何かとの質疑に対し、人口の多寡、所得層の割合の多さ、自営業者の割合の多さなどによるとの回答がございました。

最後にシルバー大学関係の質疑応答の後、議第4号については全員異議なく認定することと決定いたしました。

次に、議第5号平成17年度玉名市老人保健医療特別会計歳入歳出決算についての質疑応答は高額医療に関して行なわれ、その該当者に対しては本人に通知し、さらにまた手続を行っていない方々には再度通知を行なっている。また通知書の活字をはっきり認識できない方々については家族に通知をして代理にて申請をされているとの答弁があり、議第5号については全員異議なく認定することと決定いたしました。

次に、議第6号平成17年度玉名市大衆浴場事業特別会計歳入歳出決算については、委員より年間入浴券は3万5,000円となっているが、半年券の制度がないことや指定管理者制度の導入に伴って、市民の意向等にも十分配慮した運営の要望が執行部になされました。また、公債費残や消費税の算出方法についても質疑がなされ、議第6号については全員異議なく認定するものと決定しました。

次に、議第7号平成17年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の説明に対し、介護保険料の減免の制度の適用状況、特に特別な事情の項目に該当するものはあるかとの委員の質問に対し、執行部より適用ケースはないとの回答がございました。その答弁に対し、減免制度の内容を広報紙やホームページ等を活用して広く市民の周知を図ってほしい旨の要望が執行部に対してなされ、議第7号については全員異議なく全会一致をもって認定することと決定いたしました。

次に、議第8号平成17年度玉名市水道事業会計決算に関する質疑応答の主なものを申し上げます。企業債に対する交付税の算入分はどのようになっているのかの質問に対し、基準財政需要額に算定されているが、交付税算入分は一般会計から消火栓等の管理・設置費として企業会計に入れている。今後水道事業企業債分の特別交付税については、入れるものをはっきりと入れるよう財政と協議をして進める旨の答弁がございました。また今後の事業については、平成17年度に小田・梅林地区は完了し、平成18年度に月田地区を実施、その後石貫地区など平成20年度までの事業認可はあるが実施計画がないとの答弁でございました。また新幹線整備事業に伴う湧水との兼ね合いで、湧水地区を優先的に計画する計画はないかとの質問に対し、新幹線関係とは別と考えているが、今後検討する旨の回答がございました。水道料金に関わる家庭内漏水は早めに発見する手だてについては、メーター検針員がチラシの配布をしており、また使用料減免に

対しては条例にて定めているとの回答がなされました。上水道の活用については、工事前に90%以上の確約が必要であり、ほとんどの方々が加入をしている。さらに井戸水・上水道併用している人もあるのかとの問いに、若干は見受けられるとの回答がございました。以上、議第8号については全員異議なく認定するものと決定いたしました。

議第9号平成17年度玉名市下水道事業会計決算について、以下の執行部答弁がっております。下水道の引き込み率は対象2万230人のうち、接続人口が1万7,538人であり、86.7%の接続率であるとの回答でございます。また減価償却については機械管等固定資産以外のものについては耐用年数により処理している旨の回答がなされております。運転管理の業務委託3,600万円については、日本下水道協会の基準の事務量にて算定しており、直営のときよりも経費は少なくなっているとの回答がなされました。公共下水道事業、集落排水事業、市町村設置型の合併浄化槽整備事業とそれぞれ事業が異なっているが、今後の見通しについての質疑に対しましては、執行部より公共下水道の区域を設定している箇所、集落規模や受益者数、個人対象者と総合的に考えていきたいとの答弁があり、議第9号については全員異議なく認定することと決定いたしました。

2日目は、旧岱明町、旧横島町、旧天水町の決算審議を行ない、まず議第10号平成17年度岱明町一般会計歳入歳出決算についてであります。実質収支に関する調書のとおり歳入総額30億1,068万7,000円、歳出総額24億8,544万8,000円、歳入歳出差引額いわゆる実質収支額は5億2,523万9,000円であります。執行部答弁の主な内容は、旧岱明町の場合土木使用料としての占用料は徴収していないが、合併後は徴収することとなる。雑入の金額が大きいのは長洲町に建設された旧5カ町清掃施設関連であり3億7,000万円とのことあります。生活保護費の扶助料は町の場合は直接県がその業務を行なっているが、旧岱明町の対象者は29世帯とのことあります。その他岱明町史や基金についても質疑がなされ、議第10号については全員異議なく認定することと決定いたしました。

次に、議第11号平成17年度岱明町国民健康保険特別委会計歳入歳出決算であります。国保税滞納繰越分の調定減に対する質疑があり、執行部より国保から社会保険に切りかわる手続の遅れや、転出などによる遡及資格の変更によるものとの回答があり、議第11号については全員異議なく認定することと決定いたしました。

議第12号平成17年度岱明町老人保健特別会計歳入歳出決算につきましては、委員より、繰出金4,145万円はどのように使われたとの質問があり、執行部より一般会計に繰り出した旨の回答があり、議第12号については全員異議なく認定することと決定いたしました。

次に、議第13号平成17年度岱明町公共下水道特別会計歳入歳出決算について、

債権としての下水道受益者負担金であるが7割が一括納入、残りが分割納入との説明があり、委員から特に質疑はなく、全員異議なく認定することと決定いたしました。

議第14号平成17年度岱明町土地取得特別会計歳入歳出決算、議第15号平成17年度岱明町奨学資金特別会計歳入歳出決算、議第16号平成17年度岱明町介護保険特別会計歳入歳出決算については、執行部より説明があり、委員から特に質疑はなく、全員異議なく認定することと決定いたしました。

続いて、議第17号平成17年度岱明町水道事業決算についての質疑は次のとおりでございます。71%の上水道の普及率であるが稼働率は半分にとどまっている、過剰設備投資ではないかとの委員からの質疑に対し、執行部より井戸水との併用で1件当りの配水量が少なく、そのため減価償却が高い、岱明町が水道事業始めて年月がたっていないこともあり、普及率が100%になれば稼働率も変わってくる見込みである。一部の地区では水温が上昇するため水抜きも実施している。以上、質疑応答がなされ、議第17号については全員異議なく認定することと決定いたしました。

次に、旧横島町の審議に入りました。まず議第18号平成17年度横島町一般会計歳入歳出決算については、歳入総額12億4,201万1,000円、歳出総額9億7,998万6,000円、歳入歳出差引額、いわゆる実質収支額は2億6,202万5,000円であります。質疑応答の主なものは、寄附金の内容について、いちごマラソン、海外ホームステイ、基金の状況、公共施設工事請負費の支払いについて等がなされました。一部御紹介いたしますと、いちごマラソンに関して参加者収入は763万円、一般財源として運営費を250万円程度支出しており、海外ホームステイについては横島町内小・中学生年間5名を対象に3分の2をその限度として補助を実施しているとの答弁があり、議第18号については全員異議なく認定することと決定いたしました。

次に、議第19号平成17年度横島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、委員から、医療費対策の事業、報償費の内容等について質疑があり、執行部より国保では医療費対策の事業は実施していない、報償費は記念品代のみである。以上の質疑応答がなされ、議第19号については全員異議なく認定することと決定いたしました。

次に、議第20号平成17年度横島町老人保健特別会計歳入歳出決算については、執行部より説明があり、委員から特に質疑もなく、全員異議なく認定することと決定いたしました。

次に、議第21号平成17年度横島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、消費税の取り扱い、受益者戸数、月平均の使用料、基金の増加等について委員より質疑がございました。執行部より、消費税の取り扱いについては横島町の場合は出ていないが、新市の場合は700万円の還元となる、受益者戸数は4月現在で948件である、月平均の使用料は世帯人数割りで換算すると3,900円になります。112万

円の基金の増加については、基金会計と一般会計との決算時期の差異による取り崩しの差によるものとの答弁があり、全員異議なく全会一致をもって認定することと決定いたしました。

次に、議第22号平成17年度横島町介護保険等別会計歳入歳出決算について、対象者は1,803名で保険給付において上乘せサービスは実施していない、認定段階の基準額以上の自己負担サービスを受けている人の有無については把握していない旨の質疑応答があり、全員異議なく認定することと決定いたしました。

旧天水町の審議になりますが、まず議第23号平成17年度天水町一般会計歳入歳出決算については、歳入総額13億8,671万1,000円、歳出総額12億8,740万5,000円、歳入歳出差引額、いわゆる実質収支額は9,930万6,000円です。質疑応答の主なものは、町税額の収入未済額、年間調定額、財産に関する調書、婦人の家の利用状況等について行なわれ、議第23号については全員異議なく認定することと決定いたしました。

次に、議第24号平成17年度天水町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、議第25号平成17年度天水町老人保健特別会計歳入歳出決算については、執行部より各説明があり、委員から特に質疑もなく全員異議なく認定することと決定いたしました。

議第26号平成17年度天水町簡易水道特別会計歳入歳出決算については、3箇所のボーリングにより466世帯、1,872人の利用に供している、また消費税については申告していない旨の答弁があり、全員異議なく認定することと決定いたしました。

議第27号平成17年度天水町奨学資金特別会計歳入歳出決算についての質疑は、天水町独自の制度であり、毎年12月が返還月で現在22名が該当している、貸し付けに関しては平成17年度の新規貸与者はないが、継続者が大学生3名、高校生の計5名である、以上の応答があり全員異議なく認定することと決定いたしました。

議第28号平成17年度天水町スポーツ傷害補償特別会計歳入歳出決算、議第29号平成17年度天水町土地取得特別会計歳入歳出決算については、執行部より説明があり、委員から特に質疑もなく全員異議なく認定することと決定いたしました。

次に、議第30号平成17年度天水町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についての質疑は横島町では設置負担金が計上されているが、天水町の場合新規の接続がないため計上されていない、簡易課税では還付が発生しないための本則課税が消費税に付いたら適当ではないかとの委員からの意見に対し、執行部より今後検討する旨の回答があり、全員異議なく認定することと決定いたしました。

議第31号平成17年度天水町宅地開発事業特別会計歳入歳出決算については、執行部より説明があり、委員から特に質疑もなく全員異議なく認定することと決定いたしました。

議第32号平成17年度天水町介護保険特別会計歳入歳出決算については、保険給付において上乘せサービスはない、またオムツの貸し出しについては高齢者医療で実施している旨の質疑応答があり、全員異議なく認定することと決定いたしました。

議第33号平成17年度天水町浄化槽市町村整備推進事業特別会計歳入歳出決算についての質疑は、平成11年度から実施した事業であり、合併浄化槽の所有については町が入口1メートル、出口1メートルを管理、所有している。また該当家屋が空き家になった場合は契約に入れてないが、このことについては今後所管も町より企業局に移行することになるが、検討したい旨の答弁がなされました。さらに10人槽の使用料については住民の負担は世帯割1,500円、世帯員割が700円であります。最後に簡易課税では消費税の還付が発生しないため、本則課税が良いのではとの委員からの意見に対し、執行部より今後検討する旨の回答があり、全員異議なく認定することと決定いたしました。

最後の議案であります議第34号平成17年度玉名市横島町中学校組合一般会計歳入歳出決算については、エアコンの設置状況と補助金について、委員からの質疑に対し、エアコンは管理棟には設置しているが教室には設置していない、補助金については合併により中学校組合が廃止となったため、国からの補助金は新市の歳入になる旨の回答があり、全員異議なく認定することと決定いたしました。

以上で、決算特別委員会に付託されました32案件はすべて原案どおり認定することと決定したところでございます。審議に当たり積極的にかつ真剣に質疑・応答をいただきました特別委員会の委員の皆様方や監査委員並びに執行部の皆さんにお礼を申し上げます、報告といたします。

○議長（松田憲明君） 以上で決算特別委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長の報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。議第3号平成17年度玉名市一般会計歳入歳出決算から議第34号平成17年度玉名市横島町中学校組合一般会計歳入歳出決算についてまでの決算議案32件については、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 御異議なしと認めます。よって、委員長の報告のとおり認定す

ることと決定いたしました。

次に、日程の追加についてお諮りいたします。ただいま議題となっております議第140号人権擁護委員候補者の推薦について、議第141号固定審査評価員の選任については、議事の都合により、これを先議し、あわせて委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 御異議なしと認めます。よって、日程追加とし、議第140号人権擁護委員候補者の推薦について、議第141号固定資産評価員の選任については、これを先議し、あわせて委員会付託を省略することと決定いたしました。

議第140号人権擁護委員候補者の推薦について、議第141号固定資産評価員の選任については、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。議第140号人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。よって、議第140号人権擁護委員候補者の推薦については、原案に同意することに決定いたしました。

議第141号固定資産評価員の選任について、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。よって、議第141号固定資産評価員の選任については、原案に同意することに決定いたしました。

○議長（松田憲明君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明9日から14日までは休会とし、15日は定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。一般質問を希望しておられる方は、質問の要旨を具体的に記載し、12日の正午までに事務局にお届けください。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時58分 散会

第 2 号

6 月 15 日 (木)

平成18年第2回玉名市議会定例会会議録（第2号）

議事日程（第2号）

平成18年6月15日（木曜日）午前10時開議

日程第1 一般質問

- 1 13番 内田議員
- 2 23番 吉田議員
- 3 21番 高木議員
- 4 9番 福嶋議員
- 5 15番 大崎議員
- 6 27番 堀本議員
- 7 6番 前田議員
- 8 24番 田島議員

散会宣告

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

1 13番 内田議員

1 玉名市における小・中学校の耐震診断について

- (1) 小学校21校・中学校6校のうち調査対象となっている学校・棟数について
- (2) このうち建築基準法改正以前（昭和56年）建築の学校・棟数について
- (3) 耐震診断実施率について
- (4) 今後の耐震診断実施計画について

2 23番 吉田議員

1 教育問題について

- (1) 校長会・教育委員会の協議事項（内容等）について
- (2) 授業時間外活用と学校マニフェストについて

2 安全で安心して暮らせる社会について

- (1) 消火栓のマーキングについて

3 市職員の地元区総会への積極的参加について

4 旧憩の家問題と総合福祉会館（仮称）建設について

3 21番 高木 議員

- 1 国道501号線整備促進及び有明海沿岸道路（Ⅱ期）計画路線指定について
 - （1）国道501号線の整備状況と今後の整備計画について
 - （2）有明海沿岸道路（Ⅱ期）計画路線指定の見通しについて
- 2 明辰川改修について
 - （1）今後の見通しについて
 - （2）右岸側への排水による湛水被害の対応について
- 3 県からの事務権限委譲について

4 9番 福島 議員

- 1 天水中学校新築に伴う図書館等の充実及び利用方法について
- 2 県道1号線天水総合支所前の新設道路の進捗状況について

5 15番 大崎 議員

- 1 新市建設計画の見直しについて
- 2 県道327号大浜小天線の整備に伴う市としての取り組みについて

6 27番 堀本 議員

- 1 入札のあり方について
- 2 教育行政について
- 3 職員の志気高揚について
- 4 新幹線新駅の建設について

7 6番 前田 議員

- 1 障害者自立支援法による問題点について
 - （1）障害者、家族の負担について
 - （2）自治体の負担について
 - （3）施設退所やサービス利用減について
 - （4）玉名市独自の減免制度について
- 2 ごみ資源物リサイクル工場の建設について
 - （1）工場の建設について行政が知っている情報の公開について
 - （2）この工場と玉名市の関係について
- 3 交通コミュニティーについて
 - （1）県補助金の廃止に伴う影響と対策（路線、便数、利用者、補助金）について
- 4 農業について
 - （1）農業後継者が不足する原因について

- (2) 品目横断的安定化対策が玉名の農業に与える影響と対策、そして玉名の農業の将来展望について
- (3) 4ヘクタール以上の農家数について
- (4) ポジティブリスト制導入にあたり、飛散対策と登録失効農薬や有効期限切れ農薬の回収責任について

8 24番 田 島 議 員

- 1 専決処分について
 - 2 指定管理者の指定について
 - 3 伝統ある岱明町の算数教室の継続について
- 散 会 宣 告

出席議員（30名）

- | | | | |
|-----|---------|-----|--------|
| 1番 | 萩原雄治君 | 2番 | 中尾嘉男君 |
| 3番 | 宮田知美君 | 4番 | 北本節代さん |
| 5番 | 横手良弘君 | 6番 | 前田正治君 |
| 7番 | 近松恵美子さん | 8番 | 作本幸男君 |
| 9番 | 福嶋譲治君 | 10番 | 竹下幸治君 |
| 11番 | 青木 壽君 | 12番 | 森川和博君 |
| 13番 | 内田靖信君 | 14番 | 高村四郎君 |
| 15番 | 大崎 勇君 | 16番 | 松本重美君 |
| 17番 | 江田計司君 | 18番 | 多田隈保宏君 |
| 19番 | 永野忠弘君 | 20番 | 林野 彰君 |
| 21番 | 高木重之君 | 22番 | 本山重信君 |
| 23番 | 吉田喜徳君 | 24番 | 田島八起君 |
| 25番 | 田畑久吉君 | 26番 | 小屋野幸隆君 |
| 27番 | 堀本 泉君 | 28番 | 松田憲明君 |
| 29番 | 杉村勝吉君 | 30番 | 中川潤一君 |

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 事務局 長 | 松岡誠也君 | 事務局次長 | 梶山孝二君 |
| 次長補佐 | 中山富雄君 | 書 記 | 和田耕一君 |

書 記 松 尾 和 俊 君

説明のため出席した者

市 長	島 津 勇 典 君	助 役	高 本 信 治 君
総 務 部 長	村 田 隆 夫 君	企 画 財 政 部 長 兼 玉 名 総 合 支 所 長 兼 玉 名 自 治 区 事 務 所 長	牧 野 吉 秀 君
市 民 部 長	田 上 敏 秋 君	福 祉 部 長	元 田 充 洋 君
産 業 経 済 部 長	谷 口 強 君	建 設 部 長	取 本 一 則 君
地 域 自 治 区 調 整 総 室 長	井 上 了 君	岱 明 総 合 支 所 長 兼 岱 明 自 治 区 事 務 所 長	前 田 繁 廣 君
横 島 総 合 支 所 長 兼 横 島 自 治 区 事 務 所 長	田 上 均 君	天 水 総 合 支 所 長 兼 天 水 自 治 区 事 務 所 長	望 月 一 晴 君
企 業 局 長	中 原 早 人 君	教 育 委 員 長	坂 本 清 一 君
教 育 長	菊 川 茂 男 君	教 育 次 長	杉 本 末 敏 君
監 査 委 員	高 村 捷 秋 君		

○議長（松田憲明君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（松田憲明君） 日程に従い、一般質問を行ないます。質問は通告の順序によって許すことといたします。

13番議員 内田靖信君。

[13番 内田靖信君 登壇]

○13番（内田靖信君） おはようございます。13番内田でございます。それでは発言の要旨の順にしたがいまして一般質問を行ないます。

玉名市における小・中学校の耐震診断についてでございますが、文部科学省の発表によりますと全国の小・中学校施設8万3,663棟のうち耐震診断が終了しているものが全国平均で56.3%、また現行基準で建設した施設と旧耐震基準で建設された耐震診断の結果、規定の耐震性を確認されたもの、または補修工事をした施設の耐震比率が51.8%となっております。言うまでもなく学校施設においては、児童・生徒がその施設を利用して勉学やスポーツに励むところでございまして、また夜間や土曜、日曜などには社会体育への施設提供が一部でなされており、さらに風水害や地震などの災害時における避難場所にも指定をされているところでございます。昨今の地震の発生状況は御案内のとおり海外においてはスマトラ沖地震やジャワ島地震、また国内においては阪神淡路大震災や新潟中越地震などにより多くの尊い人命がその犠牲となっております。このような状況下にあって、熊本県内の公立小・中学校の耐震診断実施率は26.75%と3割弱になっており、全国36位と低く、その要因は自治体の防災意識の希薄さや財政上の制約にあるものと言われております。まず1点目に玉名市内小学校21校、中学校6校のうち耐震診断の調査対象となっている学校の棟数はどれほどあるのか。また2点目に対象棟数のうち昭和56年の建築基準法改正以前の学校の棟数はどの程度あるのか。3点目に現在の玉名市における耐震診断実施率はどの程度あるのかをお尋ねいたします。

○議長（松田憲明君） これより執行部の答弁を求めます。

教育次長 杉本末敏君。

[教育次長 杉本末敏君 登壇]

○教育次長（杉本末敏君） 教育次長の杉本でございます。内田議員の玉名市における小・中学校の耐震診断についてお答えいたします。小・中学校の現状につきましては、

議員も御承知のとおり平成17年10月の合併により小学校21校、中学校6校となり、小・中学校の関係施設棟数は現在104棟でございます。このうち耐震化の対象となる施設は新耐震法（昭和56年6月施行）の適用前に建てられました昭和56年以前の建築の建物で、非木造2階建て以上または200平方メートル以上の建物、また3階建てかつ床面積1,000平方メートル以上の建物でございます。現在のところ対象棟数として63棟でございます。その中には今年度より取り壊しを予定の8棟さらには耐震診断した棟数5棟が含まれておりまして、最終的な調査対象の棟数といたしましては50棟の建物でございます。なお、現在の玉名市の耐震診断実施率といたしましては、約7.9%でございます。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 13番議員 内田靖信君。

[13番 内田靖信君 登壇]

○13番（内田靖信君） 現在の答弁の中にありましたが、玉名市の耐震診断実施率が7.9%のことという答弁でございましたが、この低い熊本県内の平均と比較しましても相当の開きがあるようでございます。今年1月に耐震改修促進法が改正をされておりましたが、各都道府県は今年1年をめどに耐震改修計画を策定するというようになっておりますが、文部科学省あるいは熊本県教育庁の考えも踏まえまして1日も早く玉名市における耐震診断の実施計画を策定され、できるだけ早急に対応する必要があると考えておりますが、執行部の見解を求めまして私の一般質問といたします。

○議長（松田憲明君） 教育次長 杉本末敏君。

[教育次長 杉本末敏君 登壇]

○教育次長（杉本末敏君） 教育次長の杉本でございます。今後の耐震診断の実施計画はということでございますので、お答えいたします。学校施設は児童・生徒が1日の大半を過ごす生活の場であると同時に地域住民等の緊急避難場所の役割を果たすことから防災機能の充実強化は最優先課題であり、重要な役割を担っており早急な耐震化の推進に努めるよう文部科学省及び県教育庁よりの指導がなされております。耐震診断及び耐震補強の必要性、緊急性については十分認識しているところでありますが、本市においてもできるだけ早く耐震化優先度調査を実施し、さらには耐震化推進計画委員会などの設置を行ない、関係各課と十分協議をしながら実施計画を早急に整備し、年次計画を立てて取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（松田憲明君） 以上で、内田靖信君の質問は終わりました。

23番議員 吉田喜徳君。

[23番議員 吉田喜徳君 登壇]

○23番（吉田喜徳君） おはようございます。連日のように紙面やテレビに目を覆うようなニュースや報道、それは将来の日本を担う幼少年が犠牲になる事件、事故、その原因は戦後教育のひずみにあるのか。社会構造のゆがみにあるのか、また現代日本人の人間性の問題にあるのか、いずれにしても悲惨な嘆かわしい重大事件、重大問題であります。全国でも自治体であるいは地域であるいは学校で、職場でいろいろな取り組みがなされているのもまた事実であります。

とりわけ教育の責任として位置づけるならば、教育問題、教育改革は喫緊の課題ではないでしょうか。教育基本法の改革改正案がいよいよ今国会に提出され、審議が開始されたのでありますが、第1章教育の目的及び理念第2条の5は、「伝統と文化を尊重し、それらを育ててきた我が国と郷土を愛するとともに他国を尊重し、国際社会を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」と国を愛する心、国を大切にする心が結実してその文言を提出されたのであります。基本法が提出されたのでありますが、幸い次の国会で教育のこの基本法が、成立した際には、今検討が進められている学習指導要領の改訂、その作業に反映され、一層具体的な表現で明記されることは必死かと思われるわけであります。いわゆる教科書に記述されるのであると思います。教育改革学習指導要領改訂、全国学力調査と習熟度別クラス及び教科編制か、補修か、土曜スクールか、英語小学校必修化などなど、教育環境、教育内容が激動し、変革する中教育現場をつかさどる校長会や教育委員会は、今まさにどのような議論、討論がなされているのか、それらに対応されて検討されているかなどが、私が今日の質問を第一にするところであります。

学校マニフェストについてであります。学校教育はもちろん文科省、県教委の制度、方針つまり国や県の息遣いを見ながらまた気にしながらお伺いを立てて、国・県の方針に沿って各自治体が対応していくことから、今日では各自治体の考えや教育環境、地域性を生かしながら、独自の教育行政、教育現場を構築するスタイルに変化していることを実感いたします。それはこれからも加速することは必定かと思えます。例えば文教厚生委員会は去る5月29日から31日石川県七尾市、富山県魚津市に研修視察を行ないましたが、特に私は教育問題について七尾市の小規模特認校、小規模特認校について、魚津市ので小学校保育園複合施設について関心を深くいたしました。これらは市独自の方策であります。七尾市高階小学校というところでは、特認校は複式学級化対策の一環として学区に関係なく、市内全域の希望者が通学できる小規模特認校として児童を受け入れできるものであります。魚津市の片貝小学校というところは保育園との複合施設のことです。幼保総合施設については、また幼小施設については元玉名市にも存在するのでありますが、そう違和感を覚えませんが、小学校が文科省と保育園が労働厚生省、厚労省とのいわゆる校舎と園舎がつながっていて、ふれあい交流の場を目標に

掲げていることに、今はそういう時代なのかなあと改めて実感したしだいであります。玉名市教育委員会では時代のニーズに対応し、地域性を生かした特色ある方策を議論したり、研究しておられるのだろうかとの思いで先に校長会や教育委員会の様子を伺ったわけであります。さて、質問でありますけれども、今述べた七尾市立高階小学校が特色づくりを進める一つに基礎基本充実教育を掲げております。これは児童の基礎学力アップを進めるため、計算・漢字習熟タイム、月曜日から金曜日、1限目の前10分間そして音読タイムを水曜日5時限の中に設けるなど、工夫を凝らしています。ちなみに8時15分～8時25分朝自習、8時25分～8時35分朝の会、これはホームルームでしょう。8時35分～8時45分計算・漢字習熟タイム、8時45分から1時限が始まって3時40分に6時間目が終わり、3時50分～4時10分振り返り指導タイムとなっています。元市内21小学校の時間外タイムの活用について現状を例示してほしいと思います。同時に学校マニフェストであります。これは到達度への数値目標を設定するものであります。三重県伊賀市教育委員会は先般市内公立小中学校38校すべてに経営方針を示した学校マニフェストを公表いたしました。これは学校長がA4版1枚に作成し、同市教委がまとめて全学校に配布したのであります。例えばある小学校では基礎学力の充実を図るため、学力的に下位層に位置する子供たちのうち20%を中位層に高めると設定、あるいはある小では児童のアンケート調査で授業は楽しくよくわかる75%、それをもう少しという数字設定、5のつく日すべてを授業参観日にするとしております。その他学力の問題だけでなく、ある小では交通事故ゼロ、不審者被害ゼロを到達目標に掲げ、これを達成するために自転車に乗る際はヘルメットを着用すること、その目標100%、防犯ブザーやホイッスルの所持率100%を目指すとしております。時間外活用で漢字の書き取り、クラスで例えば平均70点、80点以上を掲げて努力する。数値目標ですね、到達目標。同市教委はこうした各校の目標達成状況を確認するために夏休みと年度末に校長らと面談するとともに、保護者や児童にアンケートを実施するとしております。同市教育委員会学校教育課は、目標達成のために各学校で独自の教育活動が生まれるのではないかと期待をしているところとのことでもあります。本市教育委員会の御所見を承りたい。実施している学校があれば、同時に発表願いたいと思っております。

○議長（松田憲明君） 答弁を求めます。

教育委員長 坂本清一君。

[教育委員長 坂本清一君 登壇]

○教育委員長（坂本清一君） おはようございます。教育委員長の坂本です。吉田議員の教育委員会の協議事項についてお答えします。合併後の教育委員会議事は平成17年度10月に暫定の教育委員会会議が開催され、これまで計8回が開催されております。1

1月30日の教育委員会会議では、教育委員長、教育委員長職務代理者、教育長を選任し、その後の教育委員会会議では家庭教育憲章の制定、規則等の制定や廃止、文化財保護審議会委員の委嘱、博物館協議会員の委嘱、卒業式、入学式の告辞関係、平成18年度の教育目標、主要事業及び予算、教育要覧の内容、6月の補正予算等について協議されております。議員、御提案の土曜スクール、習熟度別学級等については当面する教育上の諸問題ということで、教育長の報告の中で各教育委員へ報告されております。今後、時機を見て検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（松田憲明君） 教育長 菊川茂男君。

[教育長 菊川茂男君 登壇]

○教育長（菊川茂男君） 吉田議員の質問にお答えいたします。お答えする前に私の教育に対する考えといいますか、そういうのを少し述べさせていただいてお答え申し上げたいというふうに思っております。私は就任した当初申し上げましたように教育の不易な部分というのは残しつつ、いわゆる教育の本質、根幹、言い換えますと、いわゆる不易な部分になるわけですが、そういうのを見据えてそして新しいことにも挑戦していかなければならないというふうな考えを持っております。言葉を変えていいますとよい伝統を育み、新しいことにもチャレンジをしていくという考え方は非常に大事だというふうに思っておりますが、教育というのはもともと地道な活動であるというふうに思っております。学校経営とかあるいは学級経営に安易な気持ちで特色を求め、平凡なようでありますけれども、調和の取れた経営を軽視していくというような風潮を恐れているものの一人でございます。子どもたちの自主性、創造性を重視して、その発達を促し、一方では心の豊かさを求め、育み、健やかな体や困難なことに直面しても粘り強く挑戦をしていくと、こういうたくましさを培うということは誰しも同じではなかろうかというふうに思っております。そのようなことから考えたときに知徳体の真の調和のとれた経営というものが今こそ重視されなければならないというふうに考えております。

そこで吉田議員の質問にお答えいたしますが、合併後の校長会議でどのようなことが協議されているかということでございます。校長会議につきましては、毎月実施をいたしております。会議の概略を申し上げますと、私の方から教育上の諸問題について20分ほど話をし、そのあと指導主事の方から後で述べますような事項について指導しております。その後、喫緊の課題につきましては、協議するようにいたしております。今月の会議では特に全国で5地域しか実施しておりません評価の工夫改善に関する総合推進地域事業について協議をいたしております。指導主事が指導する事項につきましては、合併して以来100項目を超えており、例えば合併に伴う諸条例及び事務処理等について、玉名市立小中学校の管理規則の一部を改正する規則について、平成18年度の

予算配分について、児童生徒の安全確保及び事故防止について、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業について、今日職員の不祥事の根絶及び交通事故防止について、命を大切にすることを育むためにどうするか、家庭教育憲章についてあるいは教育課程の管理等について、評価の工夫改善に関する総合的推進地域事業について、学校評議員制度について、防犯カメラの設置等について、等々、各学校の日々の教育活動を充実させるために山積している課題解決に向けて取り組んでいるところでございます。今後も教育委員会といたしましては、各学校から現場の声を聞き、あるいは各学校の取り組みを十分支援していきたいと、こういうふうを考えております。

次に、時間外タイムの活用についてお答えいたします。市内21校の小学校におきまして、各校でそれぞれに教育課程を工夫し、計画し、実施して来ております。お尋ねの時間外タイムの活用につきましては、学力の充実の面で申し上げますと、21校で朝自習の時間、業間の時間あるいは放課後の時間を活用して実施いたしております。例えばある学校では、朝の時間は漢字の習熟のために、放課後の時間は計算の習熟のために使っております。また朝自習の時間には全校読書、読み聞かせ、学力の充実など曜日を決めて実施いたしております。また議員が示された放課後の振り返りの時間については、玉名市では帰りの会として位置づけており、どの学校でも実施しているところであります。このようにそれぞれの学校が実情に応じ、学力の充実、向上のために努力をしているところであります。

次に、議員御提案の学校マニフェストについてお答えいたします。学校マニフェストというのは、言いかえますと目標達成のための数値目標の設定ということだというふうに捉えておりますが、目標達成のための有効な手立てとしてこの数値目標も大事だというふうに考え、昨年12月就任早々それぞれの学校の課題を2つずつ出していただきまして、その課題についての対策を立てていただきました。本年度4月の校長会では、いわゆるそういった課題に対してそれが学校教育目標につながるわけですがけれども、数値目標を設定するように指導いたしたところでございます。学校によっては昨年から取り組んでいるところもあります。自校の課題に対する数値目標を設定している学校は全部でありまして、具体的な例を申し上げますと、学力充実という面ではアンダーチーバーゼロを目指しております。議員も御承知のとおりアンダーチーバー学力成就値がいわゆるマイナス8以下というのは、簡単に申しますと子供が持っている知能と同等の学力が余りついていないことを示しております。アンダーチーバーというのは、学力不振児というふうに捉えてもいいと思っております。そういう子供をゼロにするという取り組み、そのためには教師一人一人の指導力の向上が求められておりますので、校内研究を通して指導方法の工夫改善等を行っているところでございます。その他教育委員会も喫緊の課題といたしまして、不登校問題の解消、いわゆる不登校ゼロを目指すよ

うにそれぞれの学校にお願いをいたしているところであります。また読書活動等では、年間読書冊数50冊以上、全校で1万冊を目指そう、こういった取り組みを数年前から数値目標として設定している学校やあるいは家庭学習では、20分×学年という数値目標を設定している学校もありまして、それぞれの学校で工夫をし、数値目標を設定して頑張っているところがございます。今後は今設定している数値目標を体系化し、学校の教育活動全体で数値目標設定できるよう指導してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 23番議員 吉田喜徳君。

[23番議員 吉田喜徳君 登壇]

○23番（吉田喜徳君） 教育委員会あるいは校長会、そしてマニフェストについても各学校現場、学校で真剣に取り組んでおられることをお聞きし、今後も推奨していただきたいと、このように考えておる次第でございます。一つ教育委員会の会議の内容についてはわかりましたけれども、初代橋本市長それから川原市長、松本市長、高崙市長そして今の島津市長と続いております中の教育委員会の委員のメンバーの特色についてちょっとお話してみたいと思っておりますけれども、最初の橋本市長時代から私も在籍しておりましたが、近年の3市長下の教育委員の皆さんの特色についてちょっと話をしたいと思います。松本市長時代は医師、お医者様ですね、それから女性国際人、校長御経験者。それから高崙市長時代は教務主任、教頭、校長等を経験しておられる方がいらっしゃる、そのかわり民間人のバラエティーであったという特色。現在は校長経験者の人がほとんど、教育経験者、現場を経験された方、もちろん教育委員長も教育長もそうでありますけど。このいい意味で教育現場を本当に30、40年経験された方たちの教育委員会で、今を置いていないと、この教育問題に、学校教育ですね、特に。取り組むそしていいアイデアを出され、真剣にというような意味においては経験を生かしながらする、今を置いてないと、こういうふうに思うわけでございます。

それから市長、市長の大先輩であられる県会議長をされた沼田一先生を最も尊敬されるお方で、こういう著書を出しておられます。「自伝、教師70年の生涯」というようなものを出しておられます。その中のちょっとしたところですけども、教育委員会は教育行政の最高議決機関であるが、それに必要な財政権は持っていないため、勢い市長部局に従事し、あらかじめお伺いをたて、まあそういうようなことをしながら予算措置が独自にできないというところで悩みがあったと、それは当然でしょう。法律もそうなってます。しかし、当初は張り切って建設的で教育委員長としていろいろと提言をしてまとめようとして頑張ったが、やはり取り上げられるのが少ないというのが、ほとんど取り上げられなかったのもので、その何と申しますか、やる気を少し失ったと、こういう

ようなことを書いておられます。私も熟読いたしましたけれども、教育委員会が独自のことを今やれる時代になったんですね。文部省とか県の教育委員会、県の教委ですね、いろいろとお伺いたてたり事前にあれしたり、これしたり指令を待つだけの時代じゃなくて、先ほど2市を視察したところもそうでありましたけど、そういうことについていまして少し私は土曜スクールとかあるいは学習習熟度別とかそういうのをですね、すぐやりなさいとか、やったらどうかということは言うておりますけれども、やりなさいとは言うていないわけで。またそれじゃなくてもそういうのを議論するのは今教育現場を全部経験された先生方ですから、今を置いてないと私はこういうふうに強調してお願いをしているわけでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

次に、安全で安心して暮らせる社会。消火栓のマーキングについてであります。まずは玉名市消防団並びに消防関係機関の皆さんに日頃の活動、活躍に対し深く敬意を表します。旧玉名市ではちなみに平成15年度から17年度、この3年間で15年度11件、16年度22件、17年度18件の建物火災が発生し、その都度その地域地点の消火栓が大いに活用され、非常に役立っているということは認識しているのは私ばかりではないと思います。消火栓の存在を改めて評価するものであります。しかしながら、消火栓の位置と目印、つまりマーキングが明確に把握しにくいと、消火作業に従事された方も戸惑った場合もあられたようにお伺ひしております。現に最近町小付近で発生した火災現場から比較的大きい道路の消火栓は確認できたものの住宅が密集したところでは、消火栓の位置を確認するのに時間がかかっていたと地元の区長さんの話であります。それはなぜでしょう。つまり消火栓の目印が消滅したわけであります。事情をお聞きすると旧玉名市では消防団の各分団、各部で後援会の予算等から捻出したりあるいはペンキは当局からですね、支給されて作業は自分たちでペンキでマーキングをしておられるとお聞きしました。ですから消滅が早くまた夜は見えないので、見つけにくいとそれだけ消火が遅れるのではないかなあと懸念し、そう推察することもできるのであります。旧玉名市では、消火栓が500箇所あるということで目印さえもないところもあるということでもあります。それに比べて岱明町では全消火栓に専門の業者に委託し、蛍光塗装まではいかないにしても多少光るガラスビース塗料というものを使用してマーキング表示してあるところを知り、それを早速視察し、旧玉名市と比較いたしましたところ、ここにも岱明町が進んでいるのかなあと思いました。岱明町のは消防車を赤で図案化し、周囲も黄色で囲み一目瞭然と、これが消火栓と確認できる状況でありました。市民の生命、財産を守る上に格差があってはならないことは論を持ちません。早急に確かなマーキング表示が必要と強調したい、御見解をお聞きしたい。

市職員の各地区、区ですね、総会、各地元区総会への積極的参加について。近年国・県・市町村等を問わず、それぞれ国民・県民・市町村住民との対話あるいは開かれ

た云々あるいは行政と市民とのコミュニケーション、市民サービスなどなど、これらの言葉が行き交う今日、また重視されているとき、そのあたりからヒントを得たのでありますが、年1度の各区の総会が、これ旧玉名市のことしか知らないわけでありますが、1月から4月にかけて開催されるとき、区長さんの案内があればですね、案内があれば市職員の皆さんが積極的に参加されて、地元行政区との皆さんと親しく懇談する中、また総会の実情を知ることにより、その区の事情のみならず行政全般にわたって意見を聞く絶好のチャンスと思うのであります。ある区では区長さんのたつての要望で区内在住8名の職員の皆さんに区総会の出席を呼びかけられたところ、お一人が授業参観のため欠席でしたが7名の出席を得て大変好評でした。総会は1世帯一人の出席だと思えますが、案内があれば市職員の皆さんの参加を大いに歓迎されると信じます。各区事情もありましょうが、行政区を預かる総務部の方で奨励されたらいかがでしょうか。

○議長（松田憲明君） 総務部長 村田隆夫君。

[総務部長 村田隆夫君 登壇]

○総務部長（村田隆夫君） 吉田議員の消火栓マーキングについての御質問にお答えいたします。消火栓は、消防団員の皆さんにより定期的に点検整備を行ない、いつでもどこで火災が発生しても直ちに消火できる体制をとっていただいておりますが、火災発生時に消火栓や防火水槽付近への違法な駐車が障害となりまして、消火活動を妨げるケースがあります。そのため標識設置やマーキングをして駐車禁止、また消火栓の位置をよりわかりやすく表示する必要があります。旧岱明町では270箇所ある全部の消火栓蓋の周囲の路上に黄色の塗料で縦2メートル、横3メートルの枠を書き、中に斜線を引いてゼブラゾーンのように消火栓の位置を表示してあります。旧玉名市では消火栓は約500箇所ありますが、マーキングはしておりません。ただ標識を立てたり、各消防分団で蓋をペンキでマーキングしてあるところもございます。消火栓のマーキング設置につきましては十分に検討して消火活動に万全を期するように対応していきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、市職員の地元区総会への積極的参加についてお答えいたします。議員御指摘のとおり市職員が地元区の総会へ出席することは、区の皆さんの考え方やまた自分の住む区の実情、動きなどを知るよい機会であるというふうに思います。また市政や行政区の運営におきましては、行政と区が一体となった取り組みが求められておりますし、区の皆さんにいたしましても、自分の区に市の職員がいるということはたいへん心強いものがあるというふうに思います。区の総会へ参加する市職員への呼びかけにつきましては、総会の参加が、議員もおっしゃったとおり一般的には1世帯につき一人というふうになっているようでございますが、また区長さん方のお考えもいろいろあるかと思えますので、今後区長会とも相談をしてみたいというふうに思っておりますので、御理

解をいただきたいというふうに思います。

○議長（松田憲明君） 23番議員 吉田喜徳君。

[23番議員 吉田喜徳君 登壇]

○23番（吉田喜徳君） 総務部長もマーキングについてですね、玉名市の方は把握しておられると思いますけど、一度ですね、見に行ってくださいと思います。

それから、これ例えばの話でありますけれども、町小校区のことで恐縮ですが、職員互助会といいますか厚生会というんですかね、約90名職員の方で玉名町小学校区に在住しておられますが、そういうような皆さんの団体もあるしですね、そういうようなところで奨励をですね、強制はしていけないと思いますけども、関心を持たれるような話でもしていただければ、総務部長会長さんですから、ぜひお願いします。それがまた地域に波及すれば幸いかと思うわけでございます。

旧憩の家問題と（仮称）総合福祉会館の建設について、昭和53年4月1日よりこれまで市民浴場として今の玉の湯ができる以前の憩の家の活用について、当時の婦人会、青年団等、各種団体が希望していましたが、浴場もあることから通常、毎日ですね、管理することができる団体、そういうのを条件に身体障害者福祉協議会が管理運営するようになり、市当局はいい管理団体ができたとして歓迎し指定したのであります。まずそのことを御認識いただきたい。したがって自来53年4月から平成17年6月まで27年の長きにわたって身障者の方々が体のハンディを乗り越えて頑張っていこうという力の源泉の場として育てこられたその憩の家が立願寺横町線の開発によって消滅したわけであります。この路線の構想が現実化していくにしたがって、当身障協会は今から10年前ごろから現実化していくにしたがってですね、10年前ごろ前から憩の家の移転先、つまり再建設を歴代市長や市当局に要望しておられました。要望活動が頻繁に行なわれていたということです。先が見えてきたことを旧玉名市身障協会では実感しておられるわけであります。このことは身体障害者福祉協議会の玉名・岱明・横島・天水が無事合併し新しい協会も結成されて、新協会に連動し、憩の家にかわる施設建設が急務かと思いますが、同時にこの際、精神障害、知的障害の皆さんの家族会やそれをつなぐ育成会等々の関係福祉団体の皆さんの活動や愛の園となる（仮称）総合福祉会館の建設はいかがでしょうか。このように思うわけですが、まずは影も形もなくなった憩の家に対する責任も約束どおり果たしていただきたい、こういうふうに市民部長だった今福祉部長は実感しておられると思いますけど、御答弁をお願いしたいと思います。そのことについての状況と見解をお願いしたい。

○議長（松田憲明君） 福祉部長 元田充洋君。

[福祉部長 元田充洋君 登壇]

○福祉部長（元田充洋君） おはようございます。吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

たいと思います。御質問の中にありました憩の家の建物は昭和44年に玉名市岩崎高津原391番地3に238.68平方メートル、坪に直しますと72.3坪の木造平屋建ての老人憩の家として当初建てられたものでございます。その後新たに玉名市老人福祉センターが別の場所に新設されましたために、その老人憩の家は昭和52年11月玉名市身体障害者福祉協会より当該団体の会議や集会所としての借用願が提出され、身体障害者憩の家として、昭和53年4月より管理運営がなされ今日に至っておりますが、玉名温泉から市民会館前を通り、国道208号線を結ぶ都市計画道路立願寺横町線工事に伴い平成17年6月に解体されたところでございます。吉田議員御質問の総合福祉会館の建設についてであります。身体障害者憩の家にかわる施設としての障害者会館につきましては、新市の建設計画の中で建設が予定されておるところでございます。建設場所といたしましては用地取得費用を必要としないということの基本として考えておりました。一つの案といたしましては玉名市福祉センターの裏の現在市道として利用されている部分も考えられます。しかしながら、この場合道路として使用されておりますので、立願寺横町線が完成し、現在の道路が廃止された後に、その跡地の利用になります。まだまだ今後いろいろな角度から検討する余地が残っているように思いますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長（松田憲明君） 23番議員 吉田喜徳君。

[23番議員 吉田喜徳君 登壇]

○23番（吉田喜徳君） そうすると部長、あれですね、新幹線に間に合うようにというふうなことで立願寺横町線をですね、完成を目指しておりますのでですね、その以内に日の目を見るんじゃないかとかいうふうな今答弁を聞いて理解した次第でございます。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

5月17日の総理と小沢民主党代表との党首討論において、教育問題で、総理の基本は親が子に寄り添うこと、思うのはしっかり抱いてそっと降ろして歩かせるとという言葉。幼児期に自分は愛されていると植えつけるのが教育の原点との発言に共鳴した次第であります。命の大切さ、人間の尊厳、人間復興が今ほど叫ばれる中、やはり教育の重要、重大性を我が国全体で一層考えなければならぬと痛感いたします。またこのことは地震や自然災害の避難場所となる市民の心のよりどころとなる安全で安心な学校、子どもたちが安全、安心して学べる学校、学校施設の整備促進が今を置いてないといふはそういうことを真剣に願って、質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（松田憲明君） 以上で、吉田喜徳君の質問を終わりました。

議事の都合により暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時08分 開議

○議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

21番議員 高木重之君。

[21番議員 高木重之君 登壇]

○21番（高木重之君） おはようございます。通告の順に従いまして、一般質問を行ないたいと思います。

まず、初めに国道501号線整備促進及び有明沿岸道路（Ⅱ期）計画路線指定について、質問をいたしたいと思います。また質問に当たりまして、私なりに道路について少し知識を得るために調べてみました。道路法第2条、道路とは一般交通の用に供する道で、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等、道路と一体となってその効用を全うする施設、または工作物及び道路の付属物で該当道路に付属して設けられているものとあります。また第3条の道路種類には、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道があるようです。道路の役割とといいますか、経済効果とといいますか、私たち国民にとって生活の要となっております。そこでお尋ねします。まず、国道501号線整備状況についてであります。熊本県の西側、有明海沿岸に位置する国道501号は、福岡県大牟田市と熊本県宇土市をつなぐ延長約54キロの道路で沿線の豊富な農水産、資源の物流や古代から近代にかけての文化遺産、テーマパークや温泉などの観光に多く利用されております。しかしながら、現状は道路幅員の狭い箇所や歩道の未整備箇所が多く、沿線の産業、観光の活性化の阻害要因となっており、また朝夕のラッシュ時には各所での交通渋滞や通学者との車がふくそうするなど危険な状態が見られ、特に高齢化が進む中、交通弱者への対策が早急に必要かと思えます。私は国道501号が整備されることに次のような効果があると思えます。第一に交通渋滞の緩和や歩行者、自転車利用者の安全性の向上、またバリアフリーの推進によりすべての人々が安全で快適に通行できると思えます。第二に熊本市を中心とした都市圏で旧産炭地である荒尾、大牟田地域との物流、人流が増し、圏域一体となった経済、産業、観光の活性化につながると思えます。第三に熊本港や熊本空港へのアクセス性が向上し、将来的には熊本環状道路などの連結により、九州各地との交流が活発となると思えます。第四に災害時において国道3号、208号の代替機能としての役割を果たします。以上の整備効果が考えられ、早急な整備が必要と思い、今までの整備状況と今後の整備計画についてお尋ねいたします。

次に、有明沿岸道路（Ⅱ期）になっておりますが、我々が言っているのは、湾岸道路とといいますか、その計画路線指定の見通しについてお尋ねいたします。先日荒尾市を車で走っていたら道路沿いに計画路線への早期実現に向けてアピール看板が設置してあ

りました。その看板に高規格道路と明記してあり、意味を調べて見ましたところ、自動車が高速で走れるような構造でつくる道路で、各都道府県が作成した広域道路整備基本計画の中で、交流促進方の広域道路に位置づけられた路線となっているようです。私も仕事上、福岡方面によく車で走りますが、大牟田市内を過ぎ佐賀方面では数多くの工事看板が立て並び大型建設機械が忙しそうに往来し、次々と立派な道路が形づくられています。話では平成19年度に暫定供用で佐賀県大川西ICから大牟田ICまでの23.8キロだそうです。これにより福岡及び佐賀の両県を結ぶ有明海沿岸道路完成にともない、北部九州の物流、交流拠点の強化等に経済効果は増大するものと思います。私は今九州は北部九州への一極集中化が進んでいると思います。将来の世代を見据えた豊かで潤いのある市民生活の実現と国土の均衡ある発展、地域の振興や自立的発展を図るために交通基盤の整備、社会資本の整備が最も重要であると思います。有明沿岸道路（Ⅱ期）の早期計画路線指定をお願いするものです。そこで私は計画路線指定への今日までの活動状況と今後の見通しについてお尋ねをします。また私は今回、多くの市民の支持で市議として再選され、市政発展のため全身全霊励んでいるところであります。前日一部の支持者の方との懇談の中、熊本市内へ行くのに国道208号、県道熊本田原坂線を通して行くばってん、朝夕の交通ラッシュや交差点における慢性的な渋滞でイライラし、お客さんとの待ち合わせや仕事の段取りになかなか難しいとの意見でした。本人が渋滞解消案として天水町尾田地区から三の岳トンネルを掘り、植木町の菱形小付近までの約1.2キロを開通すれば約5分程度で通過し、熊本市内までは簡単に行くことができるばいと言われ、私も一つの交通渋滞解消の一案かと思い、財源確保等厳しい中ここに県への計画要望について、市としての方針をお聞きしたいと思います。

以上、答弁を聞いてから次に入りたいと思います。

○議長（松田憲明君） 建設部長 取本一則君。

[建設部長 取本一則君 登壇]

○建設部長（取本一則君） おはようございます。建設部長の取本でございます。よろしく申し上げます。高木議員の国道501号線整備促進及び有明会沿岸道路（Ⅱ期）計画道路指定についての中、国道501号の整備状況と今後の整備計画についてお答えいたします。まず国道501号線は、平成5年4月1日から旧県道で大牟田・熊本・宇土線と熊本・玉名線が国道へ昇格した道路で、起点大牟田市から終点宇土市までの総延長50.72キロメートルの国道でございます。議員ご指摘のとおり国道昇格となり、地域の密着した幹線道路として、沿線沿いの地域間交流や周辺産業の発展に重要な役割を果たしておりますが、近年の著しい交通量の増加は慢性的な交通渋滞を招き、児童や高齢者の利用を脅かすものですべての人々が安全に利用するための対応が求められ、平成5年に国道501号線沿線の市長、町長及び議会議長を組織とする4市4町で国道5

01号整備促進期成会が設立され、国道501号の整備を強力に促進するため道路財源の確保、道路予算の拡大等について積極的な活動を行なっております。主な活動内容としまして、毎年度当初に事業計画案を作成し、11月に実施している熊本県、国土交通省九州地方整備局、熊本河川国道事務所へ、12月には国土交通省、熊本県選出国會議員への要望活動であります。平成17年末整備状況としまして、熊本市の飽田バイパス3.7キロメートルを平成7年度から聖ヶ塔地区の拡幅工事800メートルを平成8年度から行ない、主な整備箇所が開業率は98.4%となっております。平成18年度整備方針といたしまして、先ほど述べました主要箇所の継続工事と新たに天水町小天地区の交通安全整備事業で約300メートルの測量試験費等で約6億円の予算が計上されております。また今後の整備計画については厳しい国の財政状況の中、継続工事の早期完成と全線改良に向けて関係市町間の連携を強化し、国及び関係機関に対して積極的な要望を展開してまいりたいと思っております。

次に、有明海沿岸道路（Ⅱ期）計画路線指定の見通しについてお答えいたします。地域高規格有明海沿岸道路は有明海、八代海を囲む有明海沿岸道路、南九州西回り自動車道、島原・天草・長島連絡道路、島原道路と有明海、八代海を横断する熊本天草幹線道路からなるいわゆる8の字型の広域的な環状交通ネットワークで沿線200万人住人を有し、圏域の一体的な発展、ひいては九州のさらなる浮揚に寄与するものであります。地域づくり支援といたしまして、大牟田、荒尾地区の炭鉱閉山対策、荒尾玉名地方拠点都市地域整備、福岡、熊本県東部有明地域21世紀活力圏創造計画などの支援・また、将来を見据えた交通対策として、熊本都市圏北部の交通容量不足への対応と適正な分散導入、九州自動車道や他の地域高規格道路と一体となった幹線道路網の形成、重要港湾熊本港の交通拠点としてのポテンシャル向上などが考えられます。以上の必要性を考慮し、平成10年に関係自治体の市町長及び議会議長、県商工会、経済同友会、青年会議所、バス・トラック協会などの幅広い会員組織で有明海沿岸道路建設促進熊本県期成会が設立されたところでございます。平成18年度期成会事業計画案といたしましては、活力ある各種産業、豊富な自然環境や歴史的資源にあふれる有明沿岸地域の一体的な発展を目指し、平成10年6月に候補路線に指定されたもののいまだ地域高規格道路としての検討を進める路線のままでございます。その一方議員ご指摘がございましたとおり、福岡及び佐賀の両県を結ぶ有明海沿岸道路につきましては、23.8キロ区間が平成19年度に暫定供用される予定になっております。また北部九州におきましても自動車生産工場の立地や増産体制が進められ、年間100万台とする機運が高まっております。九州一体となった発展を目指すカーアイランド九州構想の機運が高まっているところであります。このような中、熊本県側の有明海沿岸道路（Ⅱ期）の早期事業化を目指すため本路線の整備効果を強くアピールするとともに候補路線から計画路線への指定に

向けて期成会として、国、県及び熊本県選出国會議員に対して要望活動やPR看板等の設置などを強力に働きかけを行ないたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

また天水町尾田地区からのトンネルの御質問でございましたけど、三の岳トンネルにより植木町菱形小学校付近までの約1.2キロの整備計画についてであります。現在のところ構想計画はございませんので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 21番議員 高木重之君。

[21番議員 高木重之君 登壇]

○21番（高木重之君） 御答弁ありがとうございました。501号の早期整備についてでございますが、このままの状態でも長く続けばですね、続くほど海岸沿いの住民の方々はこのままでは寂れていくのじゃないのかなあという懸念をされております。早期実現に向けてよろしくお願をいたしておきます。

また有明沿岸道路については、計画路線の指定を早く受けれるようにですね、強力な働きかけをお願いいたします。またこの三の岳のトンネルの構想計画についてはですね、将来的に海岸沿い住民の方々のもっておられる構想でもありますし、将来玉名市の発展のためにですね、いろいろと十分視野に入れてですね、これから検討されることを要望しておきます。

次に、明辰川改修についてでございますが、前回横島の大崎委員の方から質問があったと思いますが、私は右岸側の大浜地元地区におきまして、質問をさせていただきます。御承知のとおり明辰川は旧玉名市と旧横島町を境界に、延長約7キロメートル近くの農業排水路でもあります。全体流域面積の流域排水系統は明辰川全体で大きく分けまして、5ブロックに分割され、合計しますと619ヘクタールになります。豊水ブロックが401ヘクタール、下町ブロックが63ヘクタール、そして汐見ブロックが90ヘクタールとなっております。明辰川の湛水被害の原因は取水堰を含め、水路、底が浅いというんですかね、上流の排水断面について流下能力が不足している。主な原因はこの2点が原因ではないかと思っております。まだその他にもいろいろと原因になるような要因もあると思われませんが、大浜町末広地区におきましては、平成5年の明辰川流域計画策定の計画構想を踏まえまして、排水機場や幹線排水路の整備を含め、県営排水対策特別事業で行なうことが決定をいたしております。しかし、決定はされているものの上流の汐見ブロックに該当すると思われ、国道501号線ファミリーマート近くでの裏地につきましては、大雨のときに土手の崩れが懸念されております。受益地はイチゴ、トマトの園芸作物の栽培が盛んであります。毎年雨季の時期は湛水被害と同時に、先ほど申しました土手崩れを心配しておられます。地元住民の強い改修の要望であり、

また横島地区からの立派な排水溝が集落排水の横にできております。それをその見てからですね、我々阿蘇から降ってくる水はまた被害が出ているのに、阿蘇から降ってくるならまたまたそのまかせんとじゃないかと、また土手崩れが心配するという懸念の声もあがっております。早急に事業の推進を整えていただくことを要望いたします。現在までどのような対応を地元と調整を図ってこられたか、そして県の担当者とどのような改修工事に最適な工法の検討をしているか、お尋ねをいたします。そして改修完了の時期等がいつになるか、わかれば具体的にお知らせを願いたいと思います。

3番目に県からの事務権限移譲についてでございますが、県の行財政改革基本方針に基づきまして、平成18年の2月に18年度実施計画を策定して、その取り組みの中のひとつの市町村への事務権限移譲が打ち出されていると思いますが、重点事務としての4点。1つ目は地方自治法で1つ。町・字・界の変更の届出の受理等の事務、新たに生じた土地の確認に関する事務。2番目に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する事務・法律、これは有害鳥獣の補護許可等に関する事務。浄化槽法、浄化槽の設置等に関する事務。農地法、農地の権利移動の許可等に関する事務。重点団体の項目として荒尾、玉名市における事務移譲でございますが、水道法、簡易専用水道の指導監督等に関する事務。それから墓地埋葬等に関する法律。墓地等の経営許可等に関する事務。浄化槽法、浄化槽の設置等に関する事務。以上7項目、すべてまだ決定はしていないと思いますが、これらの事務が県からの移譲されることによって当市においての事務負担はどのくらいかかって、メリットがどのくらいあるのかですね、それに対応する、どうして対応されていかれるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（松田憲明君） 産業経済長 谷口 強君。

[産業経済部長 谷口 強君 登壇]

○産業経済部長（谷口 強君） 高木議員の明辰川改修についての御質問にお答えをいたします。旧横島町と旧玉名市の境界を流れます明辰川はいまだ整備が遅れ、排水能力の不足によりその流域は大雨ごとに湛水をし、たびたび農業生産に被害をもたらしている状況にあります。それを解決するために平成11年度に単県事業によりまして、明辰川の排水解析基礎調査を実施いたしました。しかし、その後旧玉名市の末広地区排水対策特別事業により流域内の末広ブロックの排水を菊池川へ排水する計画がありまして、全体の排水系統の検討が必要となりました。これを踏まえ、平成15年度に単県事業での調査計画を旧玉名市長と旧横島町長の連盟で要望いたしました。翌年平成16年度には玉名地域振興局農地整備課が明辰川地区農業農村整備調査計画を策定いたしております。調査内容といたしましては、将来計画、排水系統の区分付、用排水路の現状との把握であります。これらのデータを取りまとめ、平成16年度の10月以降は明辰川流域整備に伴う意見交換会が旧横島町で実施をされ、平成17年度には明辰川流域営農検討

会が設置され、県の担当者を交え現在事業採択に向け、調整を図っているところでございます。また、先月の5月31日には横島干拓土地改良区事務所におきまして、県を交えての明辰川改修事業計画に向けての地元要望の聞き取りを行なったところでございます。これからの作業予定でございますが、本年度に明辰川の末端部分であります旧横島町及び旧玉名市の明辰川流域の排水路水系調べ、地元意見聴取及びアンケート調査を県事業で実施することになっております。この調査の結果を参考に地元との調整、改修工事に最適な工法の検討及び環境面での配慮等の協議を重ねてまいりたいと考えております。また明辰川の事業につきましては、今後も関係機関と協議を十分重ねながら改修事業の早期採択の実現に向けて努力をしていきたいと考えています。

次に、明辰川の右岸への排水による湛水被害の対応についての御質問にお答えいたします。御指摘のあった箇所でございますが、明辰川の上流部西部に位置する旧横島町の栗ノ尾地区と旧玉名市の大浜地区内の中に位置しております。栗ノ尾地区流域も以前より明辰川へ排水しておりましたが、その状況は土水路で田面との高低差が小さくて排水能力の不足によりまして地下水位が高い状況にありました。そこで、平成16年度から17年度にかけて、県営栗ノ尾地区排水対策特別事業により排水路の改良を行ない、地下水位を下げ農地の汎用化を図り、生産性の高い農地を確保するとともに維持管理費の節減を図り、農業経営の安定向上を図る目的といたしております。現在の明辰川の全体流域面積は議員御案内のとおり619ヘクタールでございます。本流へ流れ込むこの地区の概要でございますが、栗ノ尾ブロック47ヘクタールの一部で流域面積は31ヘクタールとなっております。明辰川本流から見た場合の栗ノ尾地区は流域面積及び排水量ともに約20分の1ほどであります。県がこの地区での算出しております水理計算等によりますと、支線からの合流点に問題が発生するとは現在のところ考えにくいと伺っております。議員御案内のとおり地元でも土手崩れが心配ということでございますけれども、仮に何らかの影響が出た場合には関係機関と十分協議をしながら、ともに連携を図って対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 企画財政部長 牧野吉秀君。

[企画財政部長 牧野吉秀君 登壇]

○企画財政部長（牧野吉秀君） 高木議員ご質問の県からの事務権限移譲についてお答えいたします。県からの事務・権限の移譲につきましては、平成17年6月15日に県が策定いたしました熊本県事務・権限移譲推進指針に基づき、県と市町村との適切な役割分担のもと住民に身近な行政は市町村ができるだけ担い、個性豊かな自立型の地域づくりを推進するという趣旨として平成17年度から平成21年度までを事務・権限移譲の推進期間として進められているところでございます。先ほど高木議員の方から

お尋ねございました県の18年度の重点的な移譲の内容といたしまして、市町村区域内の町・字・界の変更の届出の受理及び告示に関する事、新たに生じた土地の確認に関する事務、それから有害鳥獣の捕獲許可等に関する事務、浄化槽の設置等に関する事務、農地の権利移動の許可等に関する事務、それから市に重点的に移譲する事務としまして、先ほどございました簡易専用水道の指導監督等に関する事務、墓地等の経営許可等に関する事務、浄化槽の設置に関する事務等のお尋ねでございます。事務・権限移譲によるメリット、デメリットは何かとのお尋ねでございますけれども、メリットにつきましては個性あるまちづくりや事務の迅速化、効率化につながるということ、それからデメリットといたしましては当然のことでございますけれども、事務の内容にもよりますが、事務量の増加が否定できないところであると考えております。県の指針の中に事務・権限移譲の考えといたしまして3つの視点が掲げられております。特色あるまちづくりの推進、住民サービスの向上、そして市は1つの課1つの窓口ということで事務のワンストップ化、このような3つの視点に基づきまして住民ニーズに沿ったきめ細かな行政サービスを実践するため今後とも県と協議を重ねながら、できるところから事務・権限の移譲を推進してまいりたいと思っております。平成19年の4月1日の移譲の予定の事務の権限移譲についてのお尋ねにお答えいたしました。

○議長（松田憲明君） 21番議員 高木重之君。

[21番議員 高木重之君 登壇]

○21番（高木重之君） どうも御答弁ありがとうございました。明辰川の件につきましては、県の予算もあるかと思っておりますけれども、やはり湛水被害が以前からずっと続いておりますし、早急な実現に向けた県との密着な取り組みを決めていただいて、早期に実現することをお願いしておきます。またただいまの県移譲についてはですね、メリットも住民のいろんなサービスの向上とか特色のあるまちづくりを目指してのメリットとして、それに対しまして仕事の事務の仕事がですね、その分だけ増えてきましたし、やはりその事務の増えた分だけですね、いろんな市で対応されて無理にはできないような仕事ではなくて、やはりスムーズにいけるように努力していきたいと思っております。

これをもちまして私の質問を終わります。

○議長（松田憲明君） 以上で、高木重之君の質問は終わりました。

引き続き、9番 福嶋譲治君。

[9番 福嶋譲治君 登壇]

○9番（福嶋譲治君） こんにちは、9番有明クラブの福嶋譲治です。

前もって、ちょっと議長に許可を得まして、資料を用意しておりますのでちょっと各議員に配っていただきますか。それともう1つ資料をお願いしていたんですけれども、ちょっと担当の方との手違いで遅れまして、地域住民に説明のあった図面ですの

で、皆さんに見ていただいても大丈夫かなあと思っていたんですけども、ちょっと許可がありませんので、その資料1つにさせていただきます。ちょっと議長と打ち合わせさせていただきます。

[打ち合わせ]

○9番(福嶋譲治君) それでは質問に入ります。今回私は、天水中学校の新築に伴ない、図書館等の充実及び利用方について。もう1つ県道1号線天水総合支所前から計画中の新設道路の進捗状況についての2つの質問を出しております。

まず1つ目の質問であります。合併後新玉名市になって初めての校舎の建替えが天水中学校で行なわれております。場所は元の天水総合グラウンドの跡地であります。この決定についてはその建設場所のみならず学校のあり方などの内容についてもたくさんの議論がなされました。私自身は別の場所を勧めた経緯があります。というのは総合グラウンドは町民にとって非常に利用度の高い有効なグラウンドだったからで、ただいまこの合併市になってからも市民の健康増進の場として、また皆が集える場として非常に利用価値の高いグラウンドと信じていたからです。しかし現在地に決定いたしました。建設中でありますので、素晴らしい校舎ができると信じております。

さて、学校というものは校舎があってグラウンドがあれば学校というものではないと私は思っております。そこに児童・生徒がいてまた先生がいて、そしてお互いの中で教え、教えられ、学びがあって初めて学校だといえるのではないのでしょうか。天水町時代の議論の中で教育委員会側から盛んに学社融合、学校と社会が融合するということですけれども、学社共有などの言葉が出されておりました。非常にいいことだと思って共感して聞いておりました。そこで何を学校と社会が共有するのか、また融合させるのか、質問なり意見を述べたいと思います。今建設中の天水中学校の計画では、多目的ホールを地域開放型にすると聞いております。ただいま配布していただきました図面を見ていただくとわかると思いますが、黄色い枠ですね、黄色い枠が多目的ホールとなっております。非常に斬新な考えだと思っております。それを地域に解放して一般社会と学校が共有するという方針です。ただ周辺にはですね、中学校の周辺には体育館、公民館、婦人の家、保健センターのふれあい館というものが、そういった類似する施設が多数あります。ということはその多目的ホールだけを開放するというのはあまり必要性がないんじゃないかなあという考えを持っております。ところがすぐ横にピンクの枠でありますそれが図書室なんですけれども、その図書室を含んでの解放となると話は全然変わってくるんじゃないかと考えております。先の天水地区の市政懇談会の中でも女性の市民の方から特に天水地区では図書室の充実が悪い、図書予算の貧困さについて質問と指摘をされておりました。私は天水中の多目的ホールとともに、その隣の隣接する図書館をですね、一緒に地域住民市民に開放するというにすると、そして生徒と市民が

一緒に利用できるようにすることを提言します。そうすることで懇談会で出た意見などにも応えることができると思っております。利点としてはその別に図書館を別に建てる必要がない。生徒と社会が交流できる。先生側にも緊張感が生まれて教育が立派にできるんじゃないかと、また地域の文化意識の向上が図れる。読書率の地域の読書率の増加が期待できる。この読書率の増加といいますのは、横島の図書館の設立でも証明されておりますし、私もかつてPTA関係をやっておりましたごろ、三角町の図書館を視察に行ったことがあります。そこで説明を受けたのは、今までよりも図書館ができる以前よりも10倍の図書の貸し出しが増えたというような意見を聞きました。ということで読書率の増加が期待できるということです。ほかにもたくさんの利点があると思われま。またしかし、昨今の社会情勢を見ますと心配もあるのは事実です。もう皆さんも御存じのように子どもを巻き込んだり、対象とした事件が非常に数多く起こっております。社会との直接の交流で危険率が増加しないのかとか、またこれをこの質問の準備をしています中で、大人と子どもが一緒に図書館となると子どもに見せられない本はないだろうか、どうなるんだというような指摘も受けました。今の2つのちょっと疑問点ですが、私は逆に監視の目が増えて危険は減ると考えております。また正式な図書館に、また中学校の図書室に有害図書を置く必要はないでしょうから、まず置かないでしょう。それと人件費の心配が指摘されるかもしれません。前の議会でもほかの議員より図書司書、図書指導員の削減のことについて質問がありました。また今回も2日目の明日に複数の議員さんからこのことについての質問があるようです。学社共有で使えるならば、図書施設を学校とまた市民のために別につくるよりも図書司書か指導員を置いてもそんなに費用の点を考える必要はないんじゃないかという考えです。ちなみに司書削減の問題であります。私は絶対削減すべきではないと思います。子どもは地域の宝であり、最大の資源であります。その子どもたちの教育現場を後退させることは地域にとって、玉名市にとって最大のマイナスだと思います。そういう意味で新築中の天水中の図書館の図書室ですね、地域社会への解放と充実を提案いたします。経験の豊かな見識の深い教育長にお願いですが、新玉名市の初めての校舎の改築ですから、最初に申しましたように、学校として玉名のほかの学校の指針となるような素晴らしい内容の中学校になるように、ただいま申しました図書室の解放のみならず、斬新なアイデアをもって施設だけでなく、ソフト面を十分充実させていただいて視察がどんどん来るようなあそこの中学校にいけばすごいぞというような視察がどんどん来るような最高の天水中学校に仕上げてください。ほとんどの天水地区の住民にとってグラウンド跡地ということで、いろんな思いが一杯詰まっているんです。ここで質問している私も当時のその意見を出し合ったときを思い出して精いっぱい気持ちで質問しております。学社共有、学社融合の天水中図書室の実現をぜひ現実のものとしてください。担当よりの答弁と教育

長からの考えもお尋ねいたします。

もう一つの質問は答弁をいただいてからにいたします。答弁を求めます。

○議長（松田憲明君） 教育長 菊川茂男君。

[教育長 菊川茂男君 登壇]

○教育長（菊川茂男君） 福嶋議員の質問にお答えいたします。現在天水中学校は3学期開校を目指して素晴らしい学校ができつつあります。図書館につきましてもゆとりのある空間、明るく清潔感のある環境をイメージをしてたどいま建築、いわゆる施工中でございます。新築の天水中学校図書室の開放につきましては、保護者及び一般の方々へ中学生が図書室でどんな本を読んでいるのか、どういう勉強をしているのか等の認識のための開放、あるいは保護者の方々の勉強会等の場として開放する予定であります。中学校の図書を生徒以外に貸し出す計画は今のところありません。また天水町公民館に設置してあります図書、中学校図書室に設置した場合には議員もおっしゃいましたけども、生徒への悪影響や一般の方々への貸し出し事務等の諸問題が生じてまいります。さらに不審者等が学校へ侵入すると、そういう可能性もあり、防犯対策など安全性の確保を図る意味からも一般図書を中学校図書室へ設置することは考えておりません。なお、今回新設します多目的ホールにつきましては、一般の方々へ夜間開放を予定しております。夜間警備方法等も考慮した施設になっております。以上、開放することを前提に計画をし、説明しておりますけど、新聞テレビ等に報道されているとおり不審者等の事件が相次いでいるために開放につきましては、今後学校側、保護者、教育委員会等と十分話し合いをし、検討していかねばならないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 9番 福嶋議治君。

[9番 福嶋議治君 登壇]

○9番（福嶋議治君） ただいま教育長より私の希望とは全然違うような答弁をいただきまして、ちょっと残念な気がしております。ただいまできている最中にそういう対応をしていただければ最高なんです。社会情勢も社会の常識も教育に対する考え方も変わりつつあります。変わっているんです。危険だけを怖がっていても素晴らしい教育はできないと思います。その辺は教育長初め、素晴らしい教育関係のスタッフも玉名に揃っていらっしゃるのです。そういうことを知恵を出し合いながら最高の環境を子どもたちの能力を引き出す最高の環境をつくっていくように考えていただければいいかなあと、ただいまの一番目の質問については終わります。

時間のようですので、ちょうど昼食の時間のようですので、あと長いですよ。

○議長（松田憲明君） 福嶋議員の一般質問の途中でございますけれども、ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午後 0時02分 休憩

午後 1時02分 開議

○議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

午前に続き福島譲治君の一般質問を行ないます。

[9番 福島譲治君 登壇]

○9番（福島譲治君） 午前中に続きまして登壇させていただきます。午前中の1番目の質問におきましては、教育長よりちょっと私としましては残念なお答えをいただきましたけれども、現実にはそういった試みが行なわれて非常に成果をあげている図書館があるということはお伝えしておきます。教育委員会の方におかれましても、そういった事例を調べられまして参考にしていただければいいなと思います。

次に、私の2番目の質問をさせていただきます。県道1号線新設道路の進捗状況についてということで質問いたします。この線というのは、皆さんあんまり御存じないと思いますけれども、熊本市本妙寺の市電通り交差点あたりが起点となり正確なことではございませんので、間違っておりましたらごめんなさいです。金峰山登山口を通り熊本市河内町岳の地域の追分、焼野から天水の八久保、小天宮ノ前、石橋、天水総合支所前の交差点を通り立花の信号より国道501号線と部田見「弁当のヒライ」前信号まで重なっております、またそこから伊倉入り口の信号から城ヶ崎病院前、玉名大橋の国道208号線までの県道であります。県道1号線という名前のおりかなり以前から重要視された道路であります。今は国道、バイパス、広域農道等々の整備が進みまして、その度合いはかつてほどの重要度はなく、多少減っているとは思いますが、午前中の議員の質問にもありましたように208号線やら向こうの熊本に向かう道路がどこも混んで渋滞するというので、最近はこの道路を熊本市への通勤用の道路として、玉名・岱明方面からどんどん使う車が増えております。この路線の大方はこの熊本市河内町岳から天水の天神山付近まで、大方は2車線の道路で整備されましたけれども、それから国道501号線につなげる一番重要な天水総合支所前からその天神山付近までの1.5、6キロメートルぐらいが狭くて、大型車がなかなかスムーズに通れません。また、この区間は通学路になっておりまして、中学生、小学生の保護者の方からかつて何度も要請を受けたことがあります。子どもたちが非常に危険な目にさらされている道路でもあります。合併前に県より地域住民への説明会もありまして、設計図も示されまして説明会もありました。住民としましてはすぐにでも土地買収また工事の着工がなされるものと信じておられましたが、もちろん私も説明を受けて信じておりましたが、なかなか進捗が見られません。県の工事ですので、玉名市が思い通りにはできないと思いますが、今のままではこの説明会のときに県が示した5年以内の完成はおぼつかないのではないでし

ようか。非常に懸念しております。

この1号線の県道1号線の重要性に再度示してみます。熊本市街地まで玉名市の端っこからは25分かかりません。私どものところから25分から30分までという軽便さでございます。非常にスムーズに信号もなくいける道路です。素晴らしい景観をもっております。草枕温泉などの観光ルートに最適な道路でございます。またその観光ルートの開発、地域の住宅地としての開発、また低迷するみかん産業中心なんですけれども、地域農業の活路を見出す要因にもなるものかと思われまます。地域住民にとりまして念願中の念願でもありますので、玉名バイパス同等の格付けで取り組んでほしいと思っております。繰り返しになりますが、住民説明もあり、またあなたのところはもう移転ですよという説明も担当から話してあります。また5年という期限も示してあるなかで市よりの強い働きかけと対応で計画通りの進捗を見せてほしいと思います。担当よりの答弁をお願いし、また突然ではありますが、市長もこの道路については計画ではなくて、道路については御存じかと思っておりますので感想、考えをお聞かせください。

○議長（松田憲明君） 天水総合支所長兼天水自治区事務所長 望月一晴君。

[天水総合支所長兼天水自治区事務所長 望月一晴君 登壇]

○天水総合支所長兼天水自治区事務所長（望月一晴君） 福嶋議員の県道1号線天水総合支所前の新設道路の進捗状況についての質問についてお答えいたします。本線は熊本市上熊本を起点とし、玉名市大倉の国道208号を終点とする幹線道路でございます。長崎・大牟田方面からの観光及び物資の輸送等において重要な路線であり、第1次緊急輸送道路にも指定されています。計画区間の現状は、バス路線になっているにも関わらず幅員が狭く、車の離合等に苦慮しているところでありまして、また歩道等が設置されていないため安全面についても大きく損なわれています。このため大型車の通行はできなく、国道208号や501号への迂回を余儀なくされている状況でございます。国道及び周辺道路で起きる渋滞の一因となっていると考えられます。これらのことから計画路線が施工されることにより利便性、安全性の向上のほかに国道のバイパスの役割を果たし渋滞緩和に寄与するものと考えられます。熊本玉名線バイパス計画は天水中学校前から熊本市境までの全区間約4キロメートルで、平成3年2月から3月にかけて6カ所の公民館において関係区長、議員、地権者等に説明会が開催され、熊本市の市境より天水町の市道天神山線交差点までの約2.4キロメートルについては、県単独事業と補助事業により平成14年度までに改良工事が完了しているところでございます。残りの区間天神山線から天水中前の約1.6キロメートルにつきまして、平成15年1月熊本玉名線バイパス早期着工要望書が上古閑地区の区長、議員より天水町長宛に提出されまして、平成15年1月27日に玉名振興局長宛要望書の提出を行なっています。この要望の結果、全線1.6キロメートルの事業採択は難しく、平成17年度県単独事

業として第1期工事区間は、天水中学校前を起点とし県道1号線の中尾商店間での延長320メートル、道路幅9メートル、歩道は片側2.5メートル、事業費4億5,000万円、事業期間5年間で採択を受け、平成17年3月1日第1回目の県道1号線バイパス説明会を開催し、平成17年11月10日第2回目の説明会を行なっているところでございます。平成17年度、2,500万円の予算で現在第1期工事区間の測量設計、用地抗打まで完了しているところでございます。次回説明会及び現地立会い会日程につきましては、現在、玉名地域振興局土木部と調整中です。18年度事業につきましては、単県改良事業1億円の予算要求に対して1,000万円の内示と非常に厳しく早期完成には見通しが見えない状況でございます。ちなみに今年度の県全体の予算の内示では新規事業の抑制と前年度対比80%の予算配分とお聞きしております。このように今日の県財政は非常に厳しい状況ではございますが、早期完成を目指して、今後も粘り強く要望してまいりますので、御支援と御理解のほどをよろしくお願ひします。

○議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

〔市長 島津勇典君 登壇〕

○市長（島津勇典君） 今日初めての登壇だもんですから、議員の皆様御苦勞さまでございます。福嶋議員自ら急な話でとおっしゃいましたが、本当に急でございまして、ただあの御指摘をいただきますと長く県議会に籍を置いたものとして責任の一端を感じています。県議会時代に私にとりましては非常に政治的にいえば大事な地域なんです、振り返ってみてそんなに大きな問題としていろいろ取り上げられたのかなあということをおもひ起こしているわけですが、県道としての雰囲気状況には率直に言ってない部分が多い道だなあということをお話を伺いしながら感じておりました。しかし、まあ県道の1号2号に何も意味合いはないのかもしれませんが、しかし県道1号と名している以上、やっぱりそれなりの整備や計画はきちとなされなくてはならないと思います。同時にこの路線、上古閑地区といいますが、いわゆる河内地区、吉野地区に近い一帯は産交バスの路線が過疎バスということで今日まで運営されていたわけですが、路線の見直しの中でその路線バスが廃止されるという動きになっております。このことが地域住民の皆さんにやっぱりいろんな意味で影響が大きいんだろうとみんな心配をしているわけでありまして、この地域のそのバス路線等の問題も極めて重要な問題として総合支所の方も捉えておりますし、私そういうふうに認識をいたしております。ですから今御指摘があった地域一帯の整備、同時にこれは事柄はまったく違いますけれども、地域としては一緒のことだもんですから、その過疎バス廃止に伴う地域の交通の問題、今総合支所の方が中心になってどう対応するかということをおもひの方も含めて協議を重ねているところでございますので、地域の皆さんに大きなしわ寄せが来ないような形で解決していく必要性を感じております。私自身も県土木の方とま

た改めて接触をして、どういうことに現状なっているのかということ踏まえて努力をしてまいりたいと思います。

○議長（松田憲明君） 9番 福嶋譲治君。

[9番 福嶋譲治君 登壇]

○9番（福嶋譲治君） 市長より過疎バスの問題まで出していただきまして、非常に前向きな答弁を意見をいただきまして、心強く思っております。支所長よりの答弁の中にありましたが、県の方の新規事業の見直しとかそういった言葉が出ましたけども、これは新規事業じゃないんでありまして、このことをここで意見をしましてもこれ県の問題で非常に難しいことかと思いますが、玉名市建設部をあげて対応お願いしたいと思えます。今の計画部分ができますとあとの部分はミカン園の中を大きくカーブしながらとるコースですので、今の計画の部分ができますと簡単にできる路線であります。これがつながりますと必ずや玉名市に非常に貢献する道路であります。再度、十分な対応を求めまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松田憲明君） 以上で、福嶋譲治君の質問は終わりました。

引き続き、15番議員 大崎 勇君。

[15番議員 大崎 勇君 登壇]

○15番（大崎 勇君） 15番大崎でございます。私も通告どおり2点の質問をしてみたいと思えますけれども、ただいま福嶋議員がいろいろ県道のことをおっしゃってまいりましたけれども、私も県道とかそういう問題もありますので、どうかご答弁の方もよろしくお願いいたします。

合併後、島津市長におかれましては、1市3町それぞれの歴史の中での慣習など行政の進め方、さまざまでもあり、その調整に大変苦慮されていることと思えます。道路整備等の考え方についても1市3町さまざまであったかと思えますが、そこで合併前に計画されている新市建設計画について御質問いたします。

合併して8カ月が経過いたしました。新市建設計画の中になし事業など私のところへも地域住民の方から要望がございます。市長に就任されて、この新市建設計画に対するお考えあるいは今後取り組んでいこうと思われている事業との整合性など、どのようにお考えか。道路問題も含めて今後この新市建設計画について見直しを考えておられるのか、考えておられるのであれば、どういう方法で行なわれるのかお伺いいたします。

次に私の地元の問題ですが、このことについても新市建設計画に関係してまいります。県道327号大浜・小天線の道路改良に伴う市としての取り組みについて2点ほど質問したいと思います。この県道については、御存じのように天水町から横島町を通り大浜町の国道501号と交差しております。そこで第1点目の質問ですが、天水、横島間においては唐人川の防潮樋門の管理道路で結ばれております。先般コンクリ

一トの柱が撤去され、30センチぐらい広くなりましたが、なお車両制限があり、利用者は通行に大変不便をきたしている状況にあります。道路で利用している部分の拡幅など、通行の安全性の確保のための要望と何らかの対策をお願いできないものかということでございます。

次に、これは横島町町内でございますが、九番と富新の三差路については整備も整い地域住民の方々安心されているところでございます。第2点目の質問については、その三差路から北へ向かう国道501号線と県道327号線との取りつけ道路の整備についてでございます。県道から神崎公民館までは整備されていますが、神崎公民館から国道501号線までの区間を整備することにより、安全なより利便性のある道路ができると思います。旧玉名市、横島町に位置する干拓は、玉名地域としても必要な農業主体であり、また有明海を結ぶ重要な道路と思いますが、その区間の道路の改良についてどのようなお考えをお持ちかお聞きしたいと思います。

最初の質問終わります。

○議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） お答えいたします。まず、大崎議員の新市建設計画についてのお尋ねにお答えをしたいと思います。御承知のとおり新市建設計画につきましては、市町村の合併の特例に関する法律、合併特例法により合併する市町村が合併前に作成することになっている計画で、新しい市になって将来どのようなまちづくりを目指していくのか、その方向性を定める重要な計画となります。本計画は玉名地域1市3町の合併後の新市建設を推進していくための基本方針を示すものであります。計画の構成として新市建設の基本方針、その方針を実現するための基本施策、公共施設の適正配置と整備、財政計画を中心として構成されております。計画期間については、平成17年度から平成27年度までの11年間となっております。人と自然が輝く県北の拠点都市づくりを基本理念として、便利で快適な社会基盤の整ったまちを初めとする6つの基本目標を体系化してあります。まちづくりの方向性を定めている計画書であると認識をいたしております。この新市計画書は皆さんのお手元にも届いているし、御承知だと思います。ただあの計画書ができ上がる前、印刷された立派な計画書は個々のことはあまり書いてございません。しかし、あの計画書ができ上がるまでには膨大な事項について、膨大な協議を重ねていただいております。それを土台にしてあの新市計画はつくり上げられたものだとは認識をしているわけです。そしてそれが新市後の市政運営の大きな基本にならなければならないということも私はよく承知をしておるつもりであります。合併に当たって1市3町の信頼感を大事にする意味からつくり上げられた新市計画書でありますから、これを土台にして大事にしながら市政運営にあたるということは私に課せられた1

つの責任であるというふうに認識をいたしております。ただ新市建設計画の中で財政計画等の兼ね合いで、やむを得ず先送りになっている事業でありますとか、あるいは建設計画策定後に発生した新規事業でございますとか、については緊急性や重要性等を十分考慮したうえで毎年実施しております実施計画の協議の中で、対応できるものについては検討したいと考えております。なお、こういうハードといえますか公共事業にかかわりない部分での多くのことが御協議いただいているわけで、なかなか協議書のとおりにならない大事な事柄については国保税の問題で冒頭の議会でも皆さんの、議会の皆さんの御了解をいただきました経緯がございますように、議会の皆さんにも御相談を申し上げながら修正すべき必要性については修正をしていかなければならんと承知をいたしております。一つ一つの事柄については今申し上げましたとおり、十分協議の中で検討をして変更の必要性極めて大事な問題等々については議会の皆さんにも御報告あるいは御相談を申し上げながら見直しといえますか、変更をして対応をするという問題も数多くあると思っております。

以上です。

○議長（松田憲明君） 横島総合支所長兼横島自治区事務所長 田上 均君。

[横島総合支所長兼横島自治区事務所長 田上 均君 登壇]

○横島総合支所長兼横島自治区事務所長（田上 均君） 大崎議員の質問にお答えいたします。議員御承知のとおり県道327号大浜・小天線は唐人川を挟んで県道の部分が遮断されている状況でございます。その代替道路として唐人川に設置してあります防潮樋門管理道路が現在道路として機能している状況でございます。防潮樋門は昭和47年に国の海岸保全事業として新設されております。現在、県が管理委託を行なっている状況でございます。施設の概要、目的といたしましては、幅7.5メートルから15メートルのゲート4連の巻き上げ機の構造で有明海の干満による塩害、水害被害等の防止を目的に設置されております。現在、施設の老朽化に伴い施設の更新事業が実施されておりますが、管理道路の拡幅や補強工事ではなく防潮樋門の門扉の塗装並びに電気機器類の更新となっているようでございます。唐人川を挟む横島、天水の生活道路としては、最も重要な道路であります。あくまでも防潮樋門の管理道路としての位置づけでございます。本来の県道としての機能を図るためには唐人川への新たな架橋建設が必要かと思われれます。唐人川架橋建設については今までいろいろな機会でご国や県の陳情、要望を行なっておりますが、いまだ計画のめどが立っていない状況であります。今後とも粘り強く国・県への要望を続けてまいりたいというふうに思っております。

次に2点目の質問でございますが、富新地区内の県道と市道九番・大開線の交差点改良が平成17年度に県と新市の事業によって完了しております。これにより県道を中心に南側は明丑、北側は神崎の公民館までは一定の幅員で整備されております。また国

道501号から九番・神崎線の一部は平成3年度から平成4年度にかけて町の事業において整備をしておりますが、神崎公民館から約300メートル程度がクランクの路線で未改良であります。現状の舗装幅員としては4メートル以上は確保しております。しかしながら県道並びに市道等が整備された中で、この神崎公民館から300メートル区間が特に現在不便をきたしているものと推測をされます。そのように前後の道路が整備された中で横島町の西側の南北を結ぶ国道501号線までの幹線的な道路としての位置づけもより一層向上してくることで、今後整備をしていかななくてはならない路線というふうに思っております。ただ現在の新市計画にはこの路線の計画はなく、今後財政あるいは企画面も含め、他の全体的な事業の進捗状況等も踏まえて検討し、計画を立てなければならないものというふうに考えております。横島町は横島山以外はすべて干拓でできた平坦な地形でございます。幹線的な道路は干拓当時の旧堤防跡がその路線であります。そのような中で東西南北に通る幹線的な道路はもとより、唐人川や明辰川に囲まれているような地理的な横島の状況でございます。そういうことで橋梁等の整備は今後とも他町との敷設道路としての必要性があるというふうに認識をしております。今後とも議員の御支援御指導をよろしくお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（松田憲明君） 15番議員 大崎 勇君。

[15番議員 大崎 勇君 登壇]

○15番（大崎 勇君） 新市建設計画の見直しについては、市長から前向きな御答弁をいただきましてありがとうございました。それから神崎防潮樋門の件につきましては、これはもう国と県あたりにも相談しながらやっていかなければ、これはなかなか難しいことと思っておりますが、橋をかけるという答弁でございますので、粘り強く交渉をしていってほしいと思います。

それから神崎から先でございますけれども、これは昭栄から干拓の昭栄から6メートルぐらいの道路が神崎公民館の横までできておりますので、あと300メートルぐらいの途中は、途中その300メートルの中でも100メートルぐらいは6メートルぐらいの幅員が6メートルぐらいの道路ができておりますので、前向きに検討してほしいと思います。

これで私の質問終わります。

○議長（松田憲明君） 以上で、大崎 勇君の質問は終わりました。

引き続き、27番議員 堀本 泉君。

[27番議員 堀本 泉君 登壇]

○27番（堀本 泉君） 御指名をいただきましたので、通告の順に従いまして一般質問をいたします。

第1に入札のあり方と題しておりますが、各位御承知のとおり私堀本泉は玉名市議会の中で建設委員会に所属しております。本来所属所管事項については本会議での質問はタブーだとされているところではありますが、あえて今回はその禁を破る形での質問であります。御理解をいただきたいと思っております。あまりにもひどい入札の現況に意を決したところでもあります。また先日のクールビズに関しましての全員協議会での一部の議員さんの発言、つまり本会議は重要な会議の場であり各委員会は大事な場ではない旨の発言、背広などの必要はないんじゃないかという意見に反発をしたところもあります。昨日も築山小の入札での談合情報が熊日紙上に報道をされております。当局では聞き取りをやったが全員が否定した。問題はないだろうということで今後入札を行なうというようなことも載っております。考えるところは、業者が市の関係者から呼び出されて「ぬしどんは談合はしたじゃないか」と言われて、「はい、したばいた」と言う人がおるでしょうか。これをうのみに「しておらん」と言うけんしておらんとだろうというならですね、武者ん悪かそういう呼び出しなんかしない方がいいと思っておりますが、本気で業者さんの言葉は真実だというようなことを考えておられるかどうかですね、市長の意見も得たいと思っております。また玉名では談合はないと思われませんが、仮にないとおっしゃるならばですね、その論拠は関係者は持っておられるかどうかですね。私は論拠を持っていますから、あとで反論をさせてもらいますが。一般に建設業者が活気をつけばその地域は元気になる、1つの経済活性のバロメーターにもなりかねん。だから国は不景気のときはまず建設、住宅建設等々を含めた一般建設に力を入れた予算を傾注するということが聞いております。土木業者はその点では地域の活性化に大きな力になるという前段で大事に育成しなければならないとの考えはあります。ただ御承知のとおり前高寄市政当時の入札率と比べて現島津市政になってからの高入札率を見る限り、市長は業者からなめられておとばいと、私なりに感じております。残念でなりません。選挙戦当時に思いをめぐらせれば、島津市長が誕生すれば郡部の業者のばかりむぞがって、取り立て、「市内業者は冷や飯だ、あれば上ぐつとわからんばん」との声が業者内に広がり、一致団結・築森候補をやれ、高寄をやれとの号令の文書まで出て、堂々と出回った形で現島津市長に反乱を起こしておられたことは公然の事実であります。証拠の文書も持っておりますし、皆さんのすでに御承知のとおりであります。つまりほとんどの業者は市長、島津あなたに反対であったことは市長御承知のはずであります。12月議会でも申し上げたように、入札率のリミットを例えば85あるいは高寄さんが大々的に文書で宣伝して票を獲得したように少なくとも90%以下にしなければ指名しないと業者に宣告しても、市民の心をくすぐられてはいかがですか。半年もたたないのに5%以上に一斉に上げてくるなんて談合そのものとの考えを持つ市民も多いはずであります。私もそうでございます。まずこの辺の3点に市長の答弁を求めます。まあその中身一問一答を議

長から怒られるとだめですから、この事前に公表されている予定価格ですかね、詳しくはちょっと。予定価格なるものは市が十分に検討した上で公表したいいわゆる絶対価格であると信じます。この価格より10%以上を落とせということは、二重価格を暗に行政が認めた上での取引だということで私は考えております。私は所属委員会で再三にわたり当時の執行部を追求してまいりましたが、最終的には昔のことでございますけれども、市民のためになるのだからよければ目をつぶっておてくれというような関係者トップの話が返ってきておりますし、取り立てて私も業者さんたちの味方に回る立場でもなかったもので、そのまま今日にいたっております。まず、先ほどの3点の中でですね、気になるところでございますけれども、市長は今申しました件も含めてこれらの件と申しますが、法律上は問題にならないと本気で考えておられますか。私は官製談合という言葉が当たるか何か別にして、いわゆる官によるひとつの入札妨害、二重価格ではないかという気がいたしております。そこで県の管理課、入札係あるいは福岡の公正取引委員会、これは公正取引委員会の名前を出すのは12月議会で当時の荒木審議員が公正取引委員会に打診をしましたところ、前例もないしおかしいというような意味をおっしゃっておられますが、仮に今回1時間近くあっちこっち聞きましたが、いずこに聞いても「堀本先生そがんこつのほんなこてありますか」って、「市の監査委員もしておる堀本ば疑っておつとか」ってけんかするぐらいのことです。常識で考えられないと、そういう予定価格を表明してその上であれは飾りだと実際あれから10%引けというようなことを公の立場の人間が言うのはおかしいと事実ですかと、事実を証明するには私が告発人になって刑事告訴せないかんとですかと、指導をするわけにはいかんかと、今のままでは現市政は、ああ、あんときは安かった、市民の税金は10%もうけてもらったと、今度は島津は業者と組んでおつとじゃなかろうかと、選挙のとき言われるんなら答弁のできん立場になりはせんかと。業者をあえてむぞがれとは言わんが業者の人たちで妥当な判断ができんとならですね、幸運を頼りにやはりあれは違反だっただと、市民の皆さん理解してくれという理解をとるべきじゃないかと、これは政治家として市民の理解を取ることは必要じゃないかと、私は個人的にも市長に申し入れをしましたけれども、もうそれから先は業者の判断じゃなかろうかと、あんまりなめたことはでけんと思おつてですねと私はそこまで業者にタッチしたくないというようなことで、逃げられたのか、武者んようされたかわからんがですね、私にはそういうふうにあああんまりせせろごうなかばいなあと思いました。しかし、仮に1期でやめられるのなら別としましてですね、再選あるいは再々選を心しておられると思いますから、それならやっぱり今のままで、あの時は税金ば10億もうけてくれたと、今度は業者がもうけよるけんが、それはキックバックがあるとだろうと、妙な憶測を先行させてもらうならですね、残念しごくだらうと、あたばかりじゃない私も思います。よければ、このい

いわゆる競争入札妨害ですか、二重価格を引いたのは、それに該当しはせんかという論拠をですね、関係機関からとって、市民の前にやっぱり政治向けではない時点です、私の市政ではそういうことはしませんって、業者ももうけていただいて納税でもじゃんじゃんやってもらって、従業員も増やしてもらいたいという本当の気持ちをですね、理解していただく必要がありはせんかと思いますが、いかがですか。ノータッチですか。ならそれでお答えをいただきます。3年先に島津市長は業者の結束したやつつけで、無下な目に会いはせんかと思いますが、法律を頼りにでもですね、あなたの個人的な見解でなく、法によってあれは断じ断罪されますと、私のやり方が本物だというのはの周知をすべきという提言をしながら、3点、4点、5点ですか、市長の御見解をまずいただきたいと思います。

○議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） お答えいたしますが、いろいろいきましたので、何点であったのか、途中でちょっとお尋ねしますが、まず談合のことについてお触れがございました。この話がでました折にしかるべき助役も含めてそうですが、厳しく対応する必要があるということを申し上げておきました。あのどう談合があったと思うか、思わんかということですが、談合はなかったという制約に基づいて行なっているわけですから、これがそうでなかったということになるとまた新たな決断をしなきゃならんということになります。私はそういうことにならないことを願っております。それがひとつです。入札率の問題ですが、これはお触れになりましたが、私もかつてのような88%、89%で整理されていることが全部そのままの形で市の財政に云々という論拠は取りません。しかし、それよりも何よりもお話があったように市の行政の市政としてそういう指示をするあるいは線引きをすることはいかなるものであるかというのは、非常に早い議会、1回目か2回目の折にも申し上げましたが、今もそう思っております。しかし、そのことを盾としてといいますか、いいことにして落札率が高くなったというような事実があり、市民の皆さんのそういう受け止め方があるとすれば、極めて残念なことだと思っています。それから堀本議員の表現が非常にあれですから、選挙で云々ということとこの市政運営をしていく上でのこととはまったく別の事柄だと、これはきれいごとでなく私はそういうふうに承知をいたしております。あの業者がもうかって云々ということですが、そういう認識意識も全くありません。ただ玉名市がいろんな仕事をしていく上で、健全な業者あるいは技術力の高い業者が育っていくということは大事なことでありますから、そういう方向に向けて業界も努力してほしいと思いますし、市の行政としてもそういう関心を持ちながら指導していく、誘導していくということは大事なことだと認識をいたしております。あのいろいろ将来のことまで含めて御心配をいただいている

ことは大変ありがたいことでもあります。私も政治家ですからそういう思いが全然ないとは申し上げません。しかし、そのことを意識しながら常に行政運営にあたるということは私のとる方法ではないというふうに申し上げさせていただきます。

○議長（松田憲明君） 27番議員 堀本 泉君。

[27番議員 堀本 泉君 登壇]

○27番（堀本 泉君） 市長をはらかかせたついでにですね、申し上げますがですね、私は市長の言をして業者に云々というようなことはしてもらいたくない。だからあの時は、法律的には訴えればこういう結果になつてですよということを何らかの機会にですね、市民に理解してもらわんとですね、やっぱり金額まで出して高嵩氏が市長になったら4年間で今度新市合併で事業量も増えるから、10何億円は宙にもうけますよと1戸当り17万円以上は皆さんに税金の還付ができると、事業はされると堂々と公約的な宣伝をしているわけだから、それが違法行為に近いというようなことはあたに言うてもらつつもりはないです。その辺は部下がおつとだから、部下がやはりあっちこっち尋ねて何かこう立証できんかなあということをして市議員が政治家がすることでもないしですね、その上で市長もおっしゃるように業者の育成というか、健全な妥当な額をはじいて競争をしていただいて、それでもあれじゃきつかけん95%までいかにゃしょんなかとかいう努力をした上でですね、利益を上げて社員も求めてもうけてですね、税金を払ってもらいたい。これは私も業者側の気持ちもわかりますし、当時選挙戦の中でも高嵩さんの陣営を追及したのはその辺で追及しておりました。いわゆる架空のことを公約にして市民をたぶらかすようなことは、これは選挙違反じゃないかと。トップがすることではないということです。されんとおっしゃるからそれで結構ですが、関係者の立場の皆さんですね、ぴしゃっとした法的な見解を一時期出していただきたいと思います。ずっとこの気持ちは次まで続きますから何度でもお尋ねします。

次にいきます。教育行政と題して、市長及び教育長あたりの関係者の答弁を求めます。まず豊水小学校、築山小学校、町小等のハード面について伺います。これは地元関係議員もおられますので、さらっと申し上げたいと思いますが、町小改築につきましては以前から市は早くやりたいとしながら、資材等の搬入道路等の確保の問題で難題が生まれ、なかなか改修ができないというふうに向っております。一般的な話は知っておりますけれども、最近になってある有力議員、御想像のとおりでございますが、中に入った形と申しますか選挙の公約ですかね、私が建て直してやるぞというようなことでうまい話をされているとも聞いておりますが、そのことで話が急遽進んだのかどうかですね、現況と見通しを御紹介いただきたいと。それから豊水小学校、先日監査のために同僚監査委員と連名で小学校を訪問しました。新任と申しますか、今年の4月に着任された意気健康な校長さんがおられまして、今までのやり方は問題だと、建ててやるぞと言

いながら非常階段もつけてやらなんと。今いっちょ火事でも起これば子どもの丸焼きでもできかねんと。事件が起きたならどがん市は解決を考えておるかという意の発言がございました。私は監査をやめまして30分以上校長さんと議論をいたしました。ところがその後、校長さんも含めて何名かの方が市長に直訴と申しますか、陳情に来られたとも聞いております。その話が全然心配する私に聞こえませんがここで改めて聞きます。2階からの非常階段がないというのは事実でしょう、高村監査委員も現任しております。私はもう頭きたけん、見に行かんだったですけど。それが無いのがすぐもう建てかえるごとになっておるけん、無駄な投資だという判断だったとすればですね、前任者の市長のときなぜ急に、本来ならば今年ぐらい建てかえという約束ごとが市の計画に載っておった、5カ年の実施計画に載っておったやつが、合併のために崩壊する。なぜそういう約束事が急にのうなったかですね、残念ながら28年間やっておる私も知らないところで決まったこととしまして、どこの町からそがんとはすんなど、おいげが先だと出たのかですね、その辺が教育委員会あたりでわかっておれば明示をお願いしたい。少なくとも申し上げたいことはこれらの変更等々についてですね、相談が、教育委員会らと相談があっているのか、ただ単に合併委員会で協議会がたがたで、もう銭のないけんやめるぞという形になったのかですね、その原因も知りたいと思います。わかっておるはずだと思いますので、説明をいただきたいと思います。例えば築山小の場合に翻ってみますが、築山小学校の場合もともと従来は滑石小学校もそうですが、村・町の財産としての所有権というか、おいげの町の学校だということで皆さん父兄の皆さんも村の人もむぞがって、かわいがってきたんだらうとは思いますが、一片の都市計画道路のためにこの大事な土地が一部直線的に一番広いところをカットされております。これは皆さん周知のとおりであります、聞くところによると当時の校長にも聞きに行きましたけれども、この計画の折にはいわゆる行政財産、共有財産をこしこもらうばいたというような相談はなかったと聞いております。教育委員会もちろん前々任者のときとしまして、そのとき行政財産の扱いについて熟視熟読されておるならばですね、子どもの幸せを一部でもカットしてもらっちゃ困ると、それは市長さん見返りの土地でも増やしてせめて子どもが減つとは前年でわかっておるけれども、当前のことながら運動場が狭めるようなことは同意はできませんよという要望を教育委員会がやっておれば、何の今高かの安かのですね、値段ばそがん安やられるかとかいうようなことはなかったと解しますが、教育委員会はどのようにこの行政財産の保守と申しますか、持ち分についての機能をされるか、伺います。私の言葉で言うといわゆる言葉が悪いけれども、つんば敷敷にされていながらですね、いまだにその要求貫徹ができないということは教育委員会等の不要論・無用論にもつながりかねんと思います。あくまでも子どもの幸せ、これだけ子どもの問題が取りざたされているとき、子どもの問題として立場を目線を低く

して、子どもの立場にして言うならばですね、教育長いき健康な教育長ならばこそ特に市長に対して、あたそばに住んでおっとでもあるけん、どがんなっとでん値段ば上げてでん買うてやらんかなという個人的にもおたくの真ん前の道路のことですけんですね、やっぱりやるべきだろうと解釈しておりますが、心意気というか子どもの財産を守る心意気について教育長としての所見をいただきたいと思います。また、この滑石の小学校のときもそうですから申し上げますが、行政財産、これ財政課が持つておっとかな、行政財産の扱いについては私は教育財産の特に何度も申し上げてなんですが、子どものための財産だから対等に財政当局と渡り合って、その権利主張はできる立場だと思っておりますが、その意識があたりかをどうかも伺っておきます。あとは御答弁をいただいた上でそのときはまた質問をいたします。

職員の志気についてと題しております。いろいろと市長からも注意も受けましたけれども、あえて述べさせてもらいます。職員さんからあんまり票はもらっておらん立場の堀本泉でございますので、遠慮なく言わせてもらいます。職員の志気の高揚と題しております。まず、市長と議論したいのは庁舎内でのたばこの問題であります。勤務時間中にたばこを吸うことは是か非か。いわゆる卵の問題と同じことで卵が先か鶏が先かでございますが、1日に1時間近くの勤務時間の差が出るのは明白なことでございます。このことに対する不平等は法律的にどう解釈されるところでございましょうか。市長はたばこはのませるべきか、のませないかについてですね、どう考えておられますか。私は喫煙は仕事の一部、そういう認識がないならば当然勤務時間中はですね、やっぱり減給対象になると思います。私は申しますように仕事の一部、これによりストレスなどを取り除き、心機一転市民奉仕へ突入する心構えの準備の場所だという意識がないならばですね、もうもちろん職員さんに本人にですけれども、市民を説得するような吸い方をしなければ、やはり批判があっても仕方がないだろうと思います。少なくとも市長がおっしゃられるように2階さん隠れてとか、玄関の柱の影でのめというようなことはもってのほかでございます。市民の周知の目の前で堂々と構えて、「おっちゃん何ごつな、印鑑証明な、きつかな」というぐらいの会話ができる、よしこれで気分は一転したと、もやもやしたけど今度は市民のために頑張るぞというそういう意識がないならばですね、当然自主申告制にして「ぬしは一日何本のむか」って、「はい8本です」。「8辺分で1辺に何辺行くかい」と。「はい、だいたい10分います。」と。よしほんなら1時間20分な減給だというような誓約書でもとってのませんならですね、私が今から言うこといわゆる女性あたりは声高におしゃべりしてですね、皆さん私が行くと鶏を追うごと逃げて行かすばってんですね、とにかく女性の甲高い声は色気を通り越して嫌悪感を感じます。そういう笑いをされる時間をですね、女性にもやらなんですね。いわゆるおしゃべりストレス解放とか婿どんの悪口を言う時間とかそういうことをたばこを吸う時間とい

ちよんとは言わんけどですね、1日の休業時間のほかに10分ずつでもやっぱりたばこに合わせてやるべきだと思います。それがなければ男女共同参画を声を大にして市長は言えないと思いますが、いかがですか。私は当選以来市長をずっと影になりひなたになり、ストーカーじゃないけど見守ってきておりますがですね、市長は先日の市長は市長になってから自信喪失したんじゃないかと、先ほども言ったようにぱりぱりやって堀本さんあたどま問題にならんごつ市長なやってきとらすけん、ぱりぱりやってやらすばいた、もうワンマンでいかすばいって。とつけもにゃあことですね、顔色ばかり市民の顔色ばかり伺った形で残念です、その点な。よかこつか悪かこつかわらんけん、残念です。私はやっぱり天下の島津だと少なくとも4年間はおれに任せろと職員のぬしどま何ばしよるかって、堀本がわあわあ言うとは当たり前だと、こうせれあせれというぐらいの指揮力をやっぱりもっていかれるとか、ああほんなこてかわいかなあ島津さんなって、こうなるだろうと思います。今のままではですね、どっちつかず、私の言によると優柔不断、中途半端、糖尿病と同じことでどうもいかんと思いますが、私は市長の反論をいただきます。それによってもう一辺反論をいたします。私は30年御承知のとおり市会議員をあと少しでしょうばってんやっております。今まで長い歴史の中で何代もの市長ともけんかしいしいやってきましたけれども、現在のように職員さんがだらけたという表現は、これはなかなか当たりさわがありますが、腰の浮ついたというかばらばらなあれは時代はなかったと思います。川原元玉名市長さんのとき橋本元玉名市長、前任者を倒して前々任者をお父さんの方を倒したときですね、長い歴史のある橋本体制の中でむぞがってこられた職員の皆さんがですね、反抗心というか隔壁したんかしらんけれども、抵抗してまいりました。いろいろとありました。そこをあえて今はいちよんじゃないかとは言えませんが、あのときの往時を思い起こされる状態が今だと思います。これはその上に加えて関係者もおられてなんですが、郡部の3町と合併して職員の質もまだろくすっぽというか、市長も熟知しておられん中にいろんな混ぜ混ぜがあつておるし、また御承知のとおり8月人事ですか、駆け込み的に前任者が特に女性の関心を買うために女性を中心に昇格人事等をばらまきをやったいきさつもありましてですね、しっくりいかないのはその辺だろうと思います。先ほどの高笑いを含めですね、なかなかうまいところにいかない。そこで申し上げますが、まず服装の問題、クールビズに便乗した形でですね、服装の問題はほんなら女性もおられてなんですが、ノースリーブでですね、ブラジャーを通して何とかが見えるようなことでもいいのか、悪いのか。あるいは突っかけサンダルのヒールのバンドのない、しかも5センチも6センチもあるのをぱたぱたやって年寄りのばあさんのこがん曲がっておらすとを上から見下ろして、これは字の違うばいた、こうばいたというのが是か非かですね。先日私がわあわあ言うたのは福祉の席でだった。名前もわかります。福祉の席で奥さん、奥さんと

言うだけの人じゃなかと思うばってん、おばあちゃんでもない、3名席を離れておられました。相手する人がおらんけん、こうこう福祉の方見よってですね、頭にきたけんたまりかねておめきました。お前も市民ばなめておるか。言いかかったら糖尿病でもう巻き上げますけん、ひちゃかちゃべったり。なら関係者の会長さんらしい人がニコニコ笑いながらあら堀本さんって、出て来なはった。そがんとろじゃないけん、監視が悪かって、あんたどもはお客さんの見よとだけん、ほいほい話さず寄ってって指導すべきじゃないかって、何ぼとぼけておるかっていうことまでなりました。そこで今申しますように服装がやはりクールビズにしてイージーなあれをすれば、やっぱり心もそういうふうになるだろうと思います。やっぱりその辺は規制というか職員の喚起を翻すというわけには市長としてはいかんとですか。やっぱり市長はえすかやかましかになりますかな。市役所の中はファッションショーの舞台じゃないという意識ぐらいはですね、幹部の皆さんでやっぱり位置づけてほしいと思います。それと今役所と言わずどこと言わず、いわゆる非常緊急避難時に対する心組みの教育はあっておると思います。玉名市もしておるだろうと思います。いっちょ地震があったときもう建てかえ前の庁舎がどういう状態になるかわかりませんが、そのときになってハイヒール片手にひょこひょこしよっちゃですね、ばあさんの救護もでけんだろうと思います。私はやはりある程度は口出しをして、それがいやならやめてぬしはファッションショーのモデルになれというぐらいのことは監督者が言うたってよかと。それで裁判ば打たれたときは玉名市の税金で応訴すればいいことと思います。市民のためにいっちょ全力でやれる体制づくりをお願いしたいと思いますが、よければ市長の御見解もいただきたいと思います。

最後は新幹線でございますが、新幹線は私は特別の委員長もやっております。聞くことは中身は知っておりますので、あまりないと思います。最初申しましたようになかなか委員長報告をする機会もないしですね、この際担当課の方に説明をしていただきたいと思いますが、まずこの視察に行くところもあると思いますけれども、駅名の問題を委員会でもずっとやってきております。駅名が2年前に決めればいいことだとして、全然仮説、仮称ですか、新玉名駅という駅名で色気もそっけもないことで今日まできております。それでやはり名前はなんだろうかという関心は市民の皆さんに高いはずです。1日も早く名前を公募になるのか、市民に限るとか、全国にするか別として名前をやっぱり決めるべき、それでないと動員してまで金使って誘致した駅が名前は何じゃわかるかじゃ、これはもう実もふたもないと思います。これがひとつ。それから私は最近聞いたんですけれども、新駅のテーマは森だそうです。県会議員の森さんというようなことで、あの三つ木の森ということでございます。この喜ぶ人もおるかもしれませんが、なぜテーマが森なのか。私は当時神官さんの小林さんという人が何かの会長をされておったけん、ああ神社さんのことは杜って言いますもんな、お社のある杜、田舎の杜とか。

その字の杜だろうかと思っておりました。そしてぜんぜん違う三つ林の木の三つ木の森。なぜその森なのか。ところがやっぱり田舎を連想させたいあるいは周辺に植樹して森をつくって、はあって言わせたいとか、そういう話でございました。ところが決まったこと、どこで決まったかも市議員も30年もしておいて自慢じゃないけど長々と嫌がられておるのが知らない。知らないところで決まったことが通って行くというのは納得できません。それで日本一の何にもないのが玉名市だから何もないよさを出すのかどうか、この玉名というローカルを売り物にした駅舎でもつくっちゃどうかとかいろいろ市民の声もありますが、玉名市はあなた任せで鉄建公団が駅はつくる、口出ししゃがせんならただでできると、そのくらいイングリッシュで言うとイージーな感覚でこれは見落としていかれるかですね、それともくちばしを入れて、うちへんなまだ安でけてよか、こうだこうだあだということと言えるのかどうかですね、これは特別委員会といってもそこまでの権限はないから、私は最終的に市長の職権だろうと思います。参考のためにでもいいからですね、駅舎に対する考え、それから駅名に対する考え等もよければですよ、通告に入っておらんとおっしゃればそれまで、そうばってんほかの議員にはぜんぜんなか話でんですね、おっしゃっていただいたんだけん、証拠がありますからよろしく。

○議長（松田憲明君） 教育長 菊川茂男君。

〔教育長 菊川茂男君 登壇〕

○教育長（菊川茂男君） 堀本議員の質問に対してお答えいたします。現在の教育委員会関係のハード事業の計画経営につきましては、当初は1市8町の合併協議に諮られて、さらには1市3町の合併協議の中で協議審議がなされ、現在の新市計画の計画年度に位置づけられているものというふうに思っております。豊水小学校の改築時期の変更さらには玉名町小学校体育館改築時期変更につきましても合併協議の中で審議検討がなされたものと理解をいたしております。築地立願寺線の街路事業による築山小学校運動場の用地削減に伴う教育財産から普通財産への用途廃止につきましても、当時の教育委員会の中で十分諮られて承認されたものと同様なふうに理解をいたしております。また当該年度に実施いたします主な事業につきましては、教育委員会の中で審議検討していただき、承認された事業の推進に取り組んでいるところでもあります。私に対してもいろいろ御叱咤激励といいますが、そういったものがありましたので、少し話をさせていただきたいなあというふうに思いますが。私は学校教育の中でいろんなものを考えるときにそのことが子どもにとってどうなのかというようなことをひとつの判断の基準にして実践をしてきたつもりでございます。したがって、現在教育行政についてからもその考えにはいささかも変わりはありません。したがって子どものために益になることにつきましては予算要求等においてもですね、しっかり頑張っていかなければな

らないというふうに思っております。議員御承知のとおりに教育委員会というのは、都道府県及び市町村等に設置が義務づけられている合議制の執行機関であります。教育委員会の職務権限につきましては、地教行法の第23条に大体19項目ぐらい書いてありますけれども、予算の編成権等については教育委員会は持っておりません。地教行法の28条に教育財産の管理等という条項があります。これを見ますと28条には教育財産は地方公共団体の長の総括の元に教育委員会が管理するものと、2項には地方公共団体の長は教育委員会の申し出を待って教育財産の取得を行なうものとする、3項には地方公共団体の長は教育財産を取得したときは速やかに教育委員会に引き継がなければならないという条文があります。また第29条には地方公共団体の長は歳入歳出予算のうち教育に関する事務に関わる部分その他特に教育に関する事務について、定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見を聞かなければならないというふうな条文もあります。したがって、地方公共団体の長である市長も教育委員会を尊重されてですね、いろんなことを決める場合にはその意見を聴取して執行されるものというふうに解釈をいたしております。

以上です。

○議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

〔市長 島津勇典君 登壇〕

○市長（島津勇典君） 堀本議員の質問、主張をお伺いしながら非常にうらやましく思っております。最近私も太ってはおりますが、時々ストレスを感じることがありますが、堀本議員さんが私のところにお見えになって、俺も今日はちょっと体調が悪いとか何とかおっしゃることがあるんですが、あれで体調が悪いはずはないなあと思っておりますが、顕揚に元気を出して市政運営にあたりたいと思います。あんまり多かつたんで何をどう答えていいのかと思いますが、あとあの事務当局から職員のいろんな御注意についてはお答え申し上げたいと思いますが、私の方から2つだけお答えをしたいと思います。1つには職員の指導監督あるいは統率が行き届いてないという御指摘がございました。市長として大変申し訳なく思っております。ただ、私としては堀本議員の目から見て市の職員が高笑いをしてたるんでいるというふうに写ったことは大変残念ですが、市の行政チームとしてそうそうたがが緩んでいるとは受け止めておりません。今後驥尾に付していろいろ教えていただきたいと思いますが、部長諸君を中心にしてしっかりしたチームワークの中で市政の運営がなされていくように努めてまいりたいと思っております。今ひとつその政治の姿勢といいますか、そういうことで市民の顔を見過ぎてうろちょろして糖尿病のごつなっちゃおらんかという御指摘がございましたが、その受け止め方についてはですね、まあ私はそうかなあという思いが強くなります。市民におもねて自分の言うべきことも言いきらんようじゃだめだとかこういう激励だと思っておりますが、私

自身市民の顔色を見るというよりも市民の思いに、市民がどう受け止めるか、例えばさっきの落札の問題でも私のところお見えになって、市民がこういうふうを受け止めているじゃないですかと言ったら、ちょっとお叱りをいただきましたけど。やっぱり政治を行なうものとして特に私は今市長という立場にありますから、市民がどう受け止めているかということ念頭において発言し、行動するというのは私は市長に課せられたひとつの市政のあり方であろうと思っております。しかしだからといってそのことに流されないように気をつけることも政治家としてのひとつの見識であろうと御指導を受け止めてまいりますので、今後ともどうぞよろしくお願いをいたします。

たばこの話であります。昨日堀本議員がたばこの質問をされるそうですよということで、喫煙グループは少々戦々恐々といましておりました。ただ先ほどの御質問を伺いながらのむなら堂々とのみなさいということが趣旨だったのかなあとと思いますが、喫煙家の立場から言うとですね、いろいろ言い分もあるんです。例えばやっぱりたばこをのむことによって先ほどちょっと御本人も触れておられましたが、気持ちの整理ができるとかあるいはその後の集中力を高めるためにやっぱり一服の喫煙は個人にとって大事なことなんだと受け止めている向きもあります。私もどちらかと言えばその論理の方です。ですから私はたばこを吸うことが全部悪い方にばかり影響があるとは思っておりません。いい部分もあると思っております。ただ今日、世相が多く変化していることは事実なんです。かつてたばこの論議が節煙が言われておった時期とはこの数年間随分社会の様相が違ってまいりました。今度改めてJR等は駅でもそれぞれの車両でも一切禁煙にするということになったようです。多くの病院が院内禁煙はもちろんですが、敷地内禁煙に移ろうとしているという事実もあるようであります。私どももそういう社会の状況、それを言うと社会の状況ばかり見て言うかって、また信念がないといって堀本議員から怒られるかもしれませんが、そういう社会の動きも受け止めなきゃならん、昨日から何人もの人たちと随分議論を重ねているわけですが、あのやっぱり議員が御指摘されたようにのむならのむで市民の前で堂々とのめと、誰か見えたときにあどがんですかって言って対応するぐらいのことであっていいではないかという御指摘がありました。そういう時代もあったかと思っておりますが今そういうことが認めていただける時代ではないというふうに認識をしておりますので、御指摘をいただいてですね、今一番大きな議論になっておりますのは、休憩時間中の禁煙にとどめて、どうするかということですが、これ大体男性職員の5割、51%が今職員で喫煙しているんですよ。ですからこの辺の気持ちや実情というの推しはかって、今後の喫煙グループの姿勢が議会の皆さんにも市民の皆さんにも御理解いただけるようにするためにはどういう喫煙の姿勢が必要なのか、ちょっと時間を貸してくれませんか。きちっと皆さんが御納得いただける方向で整理をしたいと思っております。

答弁になったか、ならんかわかりませんがお許してください。

もうひとつ何か新幹線の駅のことがありました。もうひとつ新幹線の駅名のございました。これは堀本議員も駅のイメージの話が出ました。これ堀本議員自身御参加をいただいて、あれは4月でしたか、整備公団の方からお見えになって、玉名駅にどういう駅を期待をするかという市民との懇談会がございました。その折にその会合は玉名市民が自分たち、今度新しくできる駅にどういうイメージを持っているかを受け止めたいというその整備機構側の姿勢の一環として、この懇談会は行なわれたわけでありませぬ。その折には堀本議員も御出席をいただいておりました。そこで取り交わされた意見を集約をして先日私の方で、こういう意見でしたね、ということで整理をして整備機構の方にお届けをいたしました。そのとき出た主な意見は1つ自然を感じさせる森のある駅をイメージした駅舎、自然を感じさせる素材、配色を使った駅舎、小国杉、南関杉等地元産の素材を使った駅舎、コンクリートやガラスによる冷たいイメージではなく、温かいイメージの駅舎、レトロな駅舎、ホームは解放口を低くして玉名市の風景が列車の中から見えるような駅舎、開放的な駅舎、最新のユニバーサルデザインを活用した駅舎、こういう意見が多かったと整理をいたしました。その上で駅舎の設計に当たっては、近代的な駅ではなくこの地方の歴史、文化に根ざし、安らぎやぬくもり温かみのある自然素材を生かした開放感あふれる田舎の田園の駅をイメージして取り組んでいただきますようお願い申し上げます。こういうふうに整理をして機構の方にお届けをしてあるということをお報告をいたしておきます。

○議長（松田憲明君） 総務部長 村田隆夫君。

[総務部長 村田隆夫君 登壇]

○総務部長（村田隆夫君） 堀本議員の御質問にお答えいたします。職員の志気高揚についての中で、職員の勤務態度、姿勢についてであります。職員の志気や向上心を高めるには管理職の役割が極めて大きいもの、重要なものがあるというふうに思っております。部下職員の働きやすい職場をつくるとともに、職員の意欲を喚起し、その提言を市政に反映していくこと等により、職員の意識の改革を図り、常に自らが先頭に立って物事に当たることが肝要であるというふうに存じます。議員御指摘にございました高いサンダル履きあるいはそのハイヒールでの庁舎内の移動あるいはまた公務員らしくない服装、あるいは場所をわきまえない高笑い、こういったことは公務員としてやってはならない当然のことばかりでございますので、先の庁議におきまして私の方からこれは6月1日の部長会でございますが、において指示をいたしました。そして各課長を通じまして、職員へ通知徹底を図ったところでございます。また人事管理面におきましても職員の適性や能力を生かすことのみならず、職員の能力開発や意欲の向上、職場の活性化という点にも十分配慮するとともに職員の努力とその成果に応える人事配置や給与制度

の検討を進めまして、また全職員が襟を正して働きやすい職場環境に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（松田憲明君） 27番議員 堀本 泉君。

[27番議員 堀本 泉君 登壇]

○27番（堀本 泉君） まず1点、2点、教育長にお尋ねいたします。私は学校名もあげてですね、ハード部分のいわゆる合併協議会で決まっていることは承知のうえでですね、今後どうなるのかと。例えば予算がないから持ち分負担ができないから、合併特例債のどうのこうのとか、だから今年でくっとは今から6年先か7年先になったのは豊水だと、それに対して市長サイドまで何回かの陳情も、私の議長のときに陳情もらったけど、あつとるが、そのいわゆる財務関係に決定権はなくともそういう財産権を持っておるあなたたちだから市長といえどもそう無視するわけにはいかんとかが、行政財産だから権利主張とまではいかんでもですね、前倒しどうこうという市民の喜ぶ市政をやっぱり部下というか、皆さんでとっていただかんとですね、市長がイージーにああそんなほんなこつなと言え、もう選挙目当てで反感を持たれるぐらいのことだから、あくまでも子どもの大事な子どもの目線であそこは2階も非常階段もないし、耐久あれを補正でも必要ですよという提言ができるかでけんかという意味のことを申し上げておったから、ただ教育長を叱咤激励する、そういう立場でもないしですね、叱咤激励には奥さんのおなんあはるけん、私ども言うことじゃないと思います。いかがでしょうかね。

それから総務部長ですか、6月1日のあれで何か文書か何かを回したと、口頭ですか。例えがいろいろ悪かったと思いますけれどもですね、あくまでもおっしゃられるとおりの職員の心の問題、心構えの問題だといわゆる帰趨するところはですね、我々がどが言いうたっちゃ、何ば言うか採用試験でおどん通ったっぞと言われればそれでしまい。やっぱり目線は相手に合わせると腰のスタイルはよかるばってん曲げてでんひざを落として「あ、ばあちゃんいかがでしょうか」というそういう接遇の教育をですね、改めてしていただきたいと思います。採用試験に通ったけん、こねで通ったけんじゃいかんと思います。私はこねで通った者ば知つとるばいた、あんたたちじゃなかばってん。そういうことでですね、やっぱりあくまでも退職するまでやっぱり上司としての教育を心がけて、やっぱりやるべきと。不満の声は一杯に玉名市に満ちあふれております。よろしく御指導お願いします。

以上です。

○議長（松田憲明君） 教育長 菊川茂男君。

[教育長 菊川茂男君 登壇]

○教育長（菊川茂男君） なかなか難しい質問ですのでですね、私からなかなか言いにくいことですが、いろいろな事業計画いわゆる実行していく上におきましては、教

育委員会は決して蚊帳の外に置かれているということではありません。意見聴取等をしていただいた上で、実行に移させていただいているわけですが、豊水小学校の件あるいは玉名町小学校の件等については、新市建設計画にのっとってですね、やっぺいこうというふうなことになっておるわけです。それ以上のことは私の方からはちょっとですね。そのことは教育委員会としてもですね、いわゆる市長の方にもお願いはしてあるところでございます。よろしくお願ひします。

○議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

〔市長 島津勇典君 登壇〕

○市長（島津勇典君） まず教育委員会と市長部局のかかわりでございますが、今かつて三役という呼び方があったんですが、今もし三役というときには私と助役と教育長、3人が三役ということになるんだろうと思います。そういう意味では教育行政のみならず、教育長と常に御一緒の機会も多いし、また市政全般について話を交わす機会も多ございます。ましてや教育にかかわる問題について教育長の御意見を伺いながら、また私の意見も聞いていただきながら、お互いに非常に緊張感のあるやりとり、そして信頼感に基づいた関係にあると私は承知をしております。そういう中で今話題になっております、また質問もいろいろあるようですが、このとりわけ固定して言えば豊水小学校あるいは町小の問題でございますけれども、あの合併協議の段階で詰められた段階ではそういうふうに協議をされてそういうふうに記載もしてあります。しかし、御指摘があったような雰囲気もあることゆえ、これをどうするかということについては水面下という表現は適当でないかもしれませんが、教育長にもそれから助役にも含めて私どもは御相談をしております。そしてその上で県の教育委員会等との協議も必要になりますし、また同時に市としての財政状況そして一番基本的には国庫補助事業に絡めて事業をやるのか、あるいは合併特例債事業でやるべきことなのか、そういう問題を含めて、実は私どもは勉強といいますか協議といいますか、そういうことも重ねているということだけ申し上げておきます。そういうことをきちっと内部で協議相談をした上で方向性を議会なりあるいは市民の皆さんに申し上げませんと、また先ほどからずっと話が出ておりますようにあのときこう言ったじゃないかとかいう話になりかねない問題でもございますから、その辺をきちっと押さえた上で今後の豊水小学校なり町小の改築工事、どういう道筋を立てるか検討をいたしておりますので、御承知ください。

○議長（松田憲明君） 以上で、堀本泉君の質問を終わりました。

議事の都合により暫時休憩いたします。

午後 2時43分 休憩

午後 2時58分 開議

○議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6 番議員 前田正治君。

[6 番議員 前田正治君 登壇]

○6 番（前田正治君） こんにちは。日本共産党の前田正治です。通告に沿って質問をいたします。

まず、障害者自立支援法による問題点についてであります。障害者自立支援法が今年の4月から実施されております。最大の特徴は当事者の負担がこれまでの所得に応じた負担から原則として費用の1割を負担する応益負担に変わったことであります。障害者は今までは、支援費制度のもとで障害年金だけあるいは若干の共同作業所などからの工賃が加わるぐらいしか収入がない場合は、ほとんどが利用料は無料でありました。政府は福祉医療サービスへの1割の応益負担の導入に当たり低所得者にきめ細かな軽減処置を実施しているなどと繰り返し答えてきました。しかしながら日本共産党の国会議員団の緊急の実態調査では4月分の利用料は身体・知的通所施設の場合、例外なくすべての障害者がこれまでは無料であったのが一気に給食代も含めて1万円から3万円の負担が増えております。障害者の家族の方と話をした中でこれまでは年金の収入だけで本人がやっていけたが、毎月の負担が増えて本人の年金だけでは足りなくなる。親が死んだ後で子どものためにといい生活費を切り詰めて貯金をしてきたが、貯金が幾らあるかも調べられた。こういったこの制度への不満や不安が語られました。費用負担が増えることに先行きを見失い、母親が無理心中を図り障害者の娘を殺害するという痛ましい事件も発生しています。障害者自立支援法が障害者の自立を妨げる法律になってはならないと思うわけです。そこでまず質問の1番目、障害者自立支援法の実施に伴いまして、玉名市において障害者やその家族の負担はどう変わったのか。2番目、玉名市のいわゆる行政側の負担はこの法律施行後どう変わったか。3番目、障害者の方がこれまで利用されていた施設を退所したりあるいはサービスの利用を減らすなど、発生していないかどうか。4番目、原則1割負担に対して玉名市独自の減免制度をつくることについてどう考えられるか。以上、4点質問いたします。

次に、ごみ資源物リサイクル工場の建設について。容器・包装リサイクル法が1997年4月から施行されています。当時は容器・包装ごみは年々量が増えると同時に物がかさばるために収集運搬が大変で、また最終埋立地も不足するなど自治体はその取り扱いに大変苦労しておりました。そのため、容器・包装の量を減らすと同時にリサイクルを促進することによって、再生資源の有効利用を図ろうという目的で容器・包装リサイクル法がつくられました。玉名市におきましても分別収集、コンテナ回収、子ども会、PTAなどの廃品回収などさまざまな取り組みがなされてきました。ごみ問題の解決について、地域住民も協力して推進することが段々と定着をしてきた感じがするわけ

であります。先日、突然梅林と小田の境目、山部田に（仮称）玉名エコロジーリサイクルプラザという産業廃棄物の資源物リサイクル工場の中間処理施設を建設するという話が持ち込まれてきました。施設に近い3つの行政区で説明会が開催されています。梅林は行政区が16あります。それぞれ区長がいますが、この施設建設につきましては、ある一部の区長だけに知らされていまして、区長会としても事前の説明はされていないようでありました。梅林では逆川区と秋丸区の2カ所で説明会がありましたが、この施設の建設について市民の中から不安が高まっております。そこで質問の1点目、施設の建設について現在、行政当局玉名市が知り得ている情報、積極的に開示をしていただきたい。2点目、このリサイクル工場につきまして、玉名市として、行政としてどうかかわり方をしていこうとされているのか。

次に、3番目の交通コミュニティーについて質問いたします。新聞によりますと赤字のバス路線への県補助金が今年の10月から打ち切られることに伴いまして、玉名市では路線の再編が計画されていることが報道してありました。自家用車の普及とともにバスを利用することが最近は少なくなりましたが、運転ができない人にとりましては、バスは大事な足であります。病院への通院、お年寄りの通院、学生の通学などバスが廃止になれば、それはすぐさま不便を感じる場所があります。今年の2月頃には文部科学省が児童の登下校の安全を確保、防犯の確保し防犯上の観点から路線バスの活用を推進している、こういったことも報じられております。玉名市におきまして、路線バスに対する赤字路線バスに対する県補助金の廃止に伴う影響とその対策について、質問いたします。

次に、農業問題について質問します。WTO農業協定が動き出してから11年がたちました。この間に日本の農家と消費者が直面してきたことは農産物の輸入急増と価格の暴落、史上最大の稲作減反であります。WTOのもとで自主流通米の価格は当時2万1,990円から60キロ当たり1万5,711円になりました。農業所得は平均143万円から102万円、カロリー自給率も46%から40%に下がっております。一方で外国からの米の輸入は9万トンから77万トンへ、米の減反は70万ヘクタールから106万ヘクタールへ、生野菜の輸入は26万トンから102万トンへ増加しています。WTOのもとで増えたのは輸入農産物と減反だけであります。ところが小泉首相はもうこれ以上農業鎖国は続けられない、このように言いまして、さらなる農政改革断行の引き金を強行いたしました。政府自身の計算でも販売農家の4分の3を首切る農業構造改革、それが品目横断的経営安定対策であります。現在農家に対する説明会も開催されているようではありますが、農家の受けとめは複雑であります。「どこまで農家を苦しめるのか」、こういう率直な意見も伺いました。いわゆる新農政に対しての批判の声が多いわけです。そこで農業問題のまず第1点目、農業後継者が今日のように不足するその原

因についていかが考えておられるか。見解とその対策についてお尋ねします。2点目、「担い手」の条件として4ヘクタール以上の農家となっていますが、現在の玉名市において、この条件を満たす農家の割合は一体どのくらいになるのか、さらに品目横断的安定化対策が玉名の農業に与える影響とその対策、そして玉名の農業の将来の展望についてお尋ねします。3点目、5月29日より残留農薬などのポジティブリスト制が施行されました。安全な農産物を生産して国民に提供することはこれは農民の使命であり、また生きがいでもあります。同時に国や行政は農民の生産意欲を高めて、食糧自給率の向上に努める責任を負っております。ポジティブリスト制導入にあたり、農家が心配している農薬の飛散対策と登録失効農薬や有効期限切れ農薬の回収責任などについて執行部の見解をお尋ねいたします。

○議長（松田憲明君） 執行部の答弁を求めます。

福祉部長 元田充洋君。

[福祉部長 元田充洋君 登壇]

○福祉部長（元田充洋君） 前田議員の障害者自立支援法による問題点について、お答え申し上げたいと思います。

まず1番目に障害者家族の負担はどう変わったのかという御質問でございますが、これまでは利用者負担は税額等による階層区分によりサービスの負担基準月額が決められてきました。障害者自立支援法の成立により福祉サービスの利用の1割の定率負担と所得に応じた月額上限の設定が行なわれたところでございます。いくつかの例を申し上げますと20歳以上の施設入所者やグループホームを利用する場合、あるいは通所サービスの場合、預貯金等が350万円以下であれば個別減免の措置がございます。20歳未満の施設入所者ホームヘルプについては社会福祉法人が提供するサービスを利用する場合、施行後3年間は経過措置として収入や資産が一定以下であれば、減免の対象になります。また施設でサービスを利用する場合の食費や光熱水費などは全額自己負担ですが、生活保護や低所得者層の人は申請により補足給付が支給され、負担が軽減されます。

次に、2番目の自治体の負担はどう変わったかという御質問でございます。福祉サービスを利用した場合、自己負担1割の残りの9割は国が50%、県と市で25%ずつ負担をします。玉名市の状況におきましては、平成18年3月分と4月分を比較した結果、負担の状況は精神障害者関係の新たな分を含めまして約127万3,000円の増額となっております。

3番目に施設退所やサービス利用減など生まれていないかとの御質問につきまして、4月始まってばかりであり、いくつかの減免制度もあることから現在のところ退所はなく、サービスの利用減もあっておりません。しかしながら10月からの本格施行に

なりますとサービスなどの利用を減らさざるを得ない状況も出てくる可能性もあるかと思われます。よって、本市といたしましては今後示されます国の基準を検討し、できる限りのサービス利用減を招かないよう有明圏域で対応してまいりたいと考えておるところでございます。

最後に4番目の玉名市独自の減免制度についての見解ですが、本市におきましては、独自で利用料の負担減免を行なうことは計画はしておりませんが、障害者の多くの方が利用されておりますデイサービス等や作業所が移行することが予想されます地域活動支援センターや就労意向支援施設など日中の活動の場がこれまでどおり確保できるよう関係事業所等の意見も十分に聞きまして支援してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（松田憲明君） 市民部長 田上敏秋君。

[市民部長 田上敏秋君 登壇]

○市民部長（田上敏秋君） 前田議員のごみ資源物リサイクル工場の建設について、お答えいたします。まず最初に工場の建設について行政が知っている情報の公開についてお答えいたします。ただいま議員の方から御指摘にありましたごみ資源物リサイクル工場の建設は小田校区の県道瀬川玉東線に隣接します山部田地区において計画をされております。これまでの経緯について御説明をいたしますと、本年5月中旬に計画地周辺の3行政区、これはただいま議員から御発言ありました小田校区の山部田地区、梅林地区の逆川、秋丸地区、この3行政区で地元説明会が開催をされております。また産業廃棄物の適正な収集、運搬また処分にかかる熊本県産業廃棄物指導要綱に基づき事前協議として施設設置にかかる事業概要書が5月30日に有明保健所に提出をされて、有明保健所から玉名市にはその写しが6月8日に送付をされております。さらに去る6月7日には周辺住民60名の署名を添えて建設反対の陳情書が市に提出をされております。事業概要書によりますと、用地は6筆の約1万700平方メートルを賃貸し計画をされております。施設の概要といたしましては、産業廃棄物の処理、再生に必要な選別設備、破碎設備、圧縮設備を備えた中間処理施設でございます。選別施設については1日当たりの処理能力は72トンということで、主な廃棄物として廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、コンクリートくず等の10種類を選別機などにより分別し、資源物の改修と不適物の除去を行なうなどの中間処理をする施設でございます。また破碎施設については、1日当たり処理能力は42.6トンということで廃プラスチック類、コンクリートくずなど7種類の廃棄物を破碎し、それぞれの性状に合った適正処理を行なう施設であります。さらに圧縮施設については1日当りの処理能力は222.8トンということで廃プラスチック類など4種類の廃棄物を圧縮減量化することにより、飛散防止をし、再

資源化を図る施設でございます。

以上、申し上げましたとおり産業廃棄物の選別、破碎、圧縮の3つの設備を備えた中間処理施設の計画がなされているところでございます。2点目のこの工場と玉名市の関係についてどうかということについて、お答えいたします。ただいま説明をいたしましたように計画されているごみ資源物リサイクル工場は産業廃棄物の選別、破碎、圧縮をする中間施設であり、産業廃棄物処理業は県の許可となりますので、この後に申請者から県に提出されます事業計画書に対して、市に生活環境保全上の見地から意見を求められますが、許可の手続においては市は直接的には関係がございませんが、市内の各種団体による廃棄物も取り扱えると思われますので、必要に応じて協議し、調整を図っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松田憲明君） 企画財政部長 牧野吉秀君。

[企画財政部長 牧野吉秀君 登壇]

○企画財政部長（牧野吉秀君） 前田議員御質問の交通コミュニティの中で県補助金の廃止に伴う影響と対策についてお答えいたします。この件につきましては、熊本県が昨年6月に厳しい財政状況を踏まえ、地域にあった効率的な交通手段に転換させることを目的に平成19年度補助分から1日輸送量を3人以上に、及び補助率を3分の1に引き下げる骨子の補助金制度の見直し方針を明らかにしました。県内においては県単補助系統1105系等のうち566系統が補助対象外となり、玉名市におきましても自主運行及び廃止代替路線あわせまして29系等のうち17系統が補助対象外になります。金額にいたしまして、平成17年度の県補助金の20%に相当いたします約325万円の支出負担増が発生する見込みでございます。さて、その対策でございますが、昨年度荒尾玉名地域におきます地方バス対策ブロック協議会を数回開催し、路線の再編成につきまして協議を重ねているところでございます。その主な例といたしましてバス路線の一部が異なる系統を同一の路線に統合し、効率的な運行を図るものや平均乗車密度、バスの起点から終点までのお客様の数でございますけれども、1.0未満である利用者の少ない系統につきましては、廃止もやむを得ないという観点に基づき検討いたしております。先ほどから高齢者等の弱者の通院あるいは買い物あるいは高校生なんかの通学等の対応もございまして、それからさらにその編成におきまして、お客様の利便性であったりあるいはそういう交通系統を集約するというようなことで、県補助制度の改正に伴う影響を必要最小限に抑えるよう努めていきたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（松田憲明君） 産業経済部長 谷口 強君。

[産業経済部長 谷口 強君 登壇]

○産業経済部長（谷口 強君） 前田議員の農業についての御質問にお答えをいたします。まず農業後継者が不足する原因についての見解ということですが、農業後継者不足の原因につきましては、いろいろ考えられますが、議員御指摘もありましたように何よりも市場価格の低迷、輸入農産物の増加、生産コストの上昇等による農業所得の低下により農業者自身が将来の展望に不安を抱いており、自分の子どもに後を継がせることに消極的になってきているのが主な原因ではなかろうかと思えます。このように後継者不足が深刻化するなか、国では新たな食糧農業農村基本計画において、集落営農を農業の担い手と位置づけ、認定農業者とともに品目横断的経営安定対策の対象者としております。現在本市におきましても集落営農の組織化を推進しているところでございます。また後継者の増加対策としましては、国・県・市の補助事業を活用して、農業基盤の整備、省力化機械、施設の導入、農産物の品質向上等、後継者にとって魅力ある農業の振興を推進するとともに新規農業参入者の育成も図る必要があろうと考えております。

次に、4ヘクタール以上の農家数は農家の何割なのか、及び品目横断的安定対策が玉名の農業に与える影響と対策、そして玉名の農業の将来展望につきましては、関連がございますので、一括で答弁をさせていただきます。品目横断的経営安定対策は、一定の要件を満たす集落営農組織と認定農業者に対して助成を行なう制度ではありますが、本市におきましては、現在22の集落が組織を設立すべく検討中でございます。今回の対策で直接販売価格の影響を受けます麦、大豆において、全作付面積に占める集落組織の面積カバー率でございますが、麦が約85%、大豆が約69%と見込んでおります。また集落営農組織とともに原則として対象品目と、4ヘクタール以上の経営規模の認定農業者の今回の対策の対象者となりますが、現在その数は65戸でございます。全水田農家数5,563戸の1.17%となっております。今回の対策は先ほども申し上げましたとおり集落営農組織または認定農業者でないと助成の対象にならないため、ややもすると土地利用型作物の衰退につながりかねません。現在、事業の推進母体であります玉名市担い手育成総合支援協議会におきまして、対象作物のカバー率の向上のため、集落営農への未加入農家に対する加入促進等について検討を行なっているところでございます。また玉名の農業の将来の展望はということでございますけれども、現在、本市におきましては、施設園芸作物、果樹、普通作物と多彩な農業が行なわれております。将来的には米、麦、大豆等の土地利用型作物につきましては、集落営農組織を中心とした効率的な営農、また施設野菜、果樹等につきましては、認定農業者を中心とした高度な技術に基づく営農といった作物に応じた営農の住み分けが必要であろうと思えます。いずれにいたしましても、日本農業は今後も決して楽観視できない状況が続くものと思われませんが、玉名市の基幹産業でもありますので、市といたしましては担い手の育成を図りなが

ら、振興を図ってまいりたいと考えております。

次に、ポジティブリスト導入にあたり、飛散対策と登録執行農薬や有効期限切れ農薬の回収責任はどうなるのかというお尋ねでございますけれども、まずポジティブリスト制について簡単に御説明を申し上げますと、食品に残留する農薬等について、食品衛生法による残留基準が設定され、残留基準を超える食品の流通が規制されています。しかし、これまで残留基準が設定されていない農薬には規制がなく、輸入農産物の激増の中で、その取り扱いが問題となってまいりました。ポジティブリスト制とは残留基準がなかった農薬にも一律基準0.01PPMを設け、基準を超えた食品の流通を禁止する制度でございます。このため農薬使用基準を遵守するとともに、目標作物以外に農薬が飛散しないように十分な注意が必要となってきます。飛散対策としましては、風の弱いときに散布を行なう、2番目に散布の位置や方向に注意をする。3番目に適正なノズルを使い、適正な圧力で散布する等の点に注意する必要があります。現在農協等関係機関におきましても生産者への周知、啓発を図るための広報活動や説明会等実施しているところでございます。

また、登録失効農薬や有効期限切れ農薬の回収についてでございますが、現在のところ農薬販売業者が自主的な回収することや責任を負う規制はございません。購入した本人の自己責任となっているのが現状でございます。しかしながら、熊本県下の農協JAにおきましては、市町村と一体となって回収廃棄処理をすることにより、安心安全な農産物に対する消費者の信頼を得ることを目的といたしまして、「不必要な農薬廃棄処理実施要綱」を定めまして、農協が農家から農薬を回収し、処理業者へ処分を委託しております。適正な処理システムが構築されているところでございます。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 6番議員 前田正治君。

[6番議員 前田正治君 登壇]

○6番（前田正治君） まず障害者自立支援法についてであります。原則1割負担の応益負担ということに今回からなったわけであります。障害者の医療に関してもこういった負担が発生しているところであります。この障害者自立支援法がスタートする時点で、すでに全国128の自治体ではいわゆる1割負担に対する何らかの軽減策が実施されてスタートしました。そして5月末では、128から1,820の自治体で何らかの軽減策が実施されるようになっております。これは応益負担がもたらす影響が大変深刻であること、また国の先ほど答弁の中でおっしゃいましたが、国が定めている軽減処置がいかに実態に合わないかを裏づけるものであると思うわけであります。同時に障害者の暮らし、福祉を守るために自治体独自の軽減策を実施することが大きな期待をされているあかしでもあると思っております。先日、玉名市内のある施設を訪ねました。20

年の実績を持つ作業所で、通所、通ってこられる障害者の方たちの生きる支えとなってきたことを自負をされておりました。ところが今まで続いていた国の補助金が18年度から廃止になり、県の補助金も9月までで打ち切られる。このままでは作業所がなくなってしまうと大変心配をされておりました。15名前後の障害者の方が毎日通ってこられるということでしたが、作業所が廃止になったときかわりのところが見つければいいが、そうでないときは障害者の引きこもりを作り出すことにつながりかねない。このような心配をされておりました。10月からサービスが新しい体系に移行することになりますが、今までのような作業所がこれからも存続できることこそが自立支援法ではないかと熱く話をされたところでもあります。10月からの新しいサービス移行に当たって、今議会にも郵送陳情も届いているところではありますが、ほとんどの小規模作業所が移行するであろうと予想される地域生活支援事業は、市町村の必ず実施しなければならない事業とされております。そして、厚生労働省はそのための補助金として、年間600万円を計上しております。目安として示しております。そういった予算処置をきちんとされることが障害者の暮らしを守る上からも作業所の存続からもどうしても必要だと考えるわけです。この自立支援法はある意味では「見切り発車」的なところもありまして、施行に伴う準備不足、応益負担導入による負担増、また報酬切り下げにより、報酬単価の切り下げによる事業所の経営難など、大変な困難がもたらされております。国が社会的弱者に負担増を押しつけてきたときに自治体はその防波堤となって、住民の命と暮らしをしっかりと守る、自治体本来の役割を果たすことができるかどうか、これは私は市長の政治姿勢が問われる問題であると考えられるわけです。障害者福祉計画を策定するということが決まっておりますが、計画を策定する上での実態調査などを含めた進捗の度合い及び自治体独自の減免制度について、再度市長自身のお考えをお尋ねいたします。

次に、資源ごみのリサイクル工場建設についてであります。このリサイクル施設は、産業廃棄物を取り扱う施設として、答弁がありました熊本県が定めた指導要綱に沿って、建設が進められると思います。先ほど答弁の中で、賃貸をされるということでしたが、そうですか。説明会の中では、その場所を買い取るという話がされたわけですが、今準備段階のところで変わってくる場所も大いにあるわけでしょう。県が示している指導要綱によりますと、処理業者の責務として施設の設置場所について環境保全対策や周辺環境の整備、そして地元住民の理解が得られるような十分な説明に努めること。また市町村の責務として事業者が処理施設を設置する際は、地域の土地利用計画や環境保全に配慮し、地域と共存できる処理施設が確保されるよう必要な調整指導などを実施しなければならないとしております。梅木の逆川区と秋丸区では地元の有志が中心となりまして、先ほど答弁の中にもありましたがこの場所への建設については反対である、そういう趣旨の陳情書を熊本県、県保健所、玉名市の三者に署名を添えて

陳情をされております。廃水や騒音、振動、異臭など、また道路の問題など不安でたまらないということでもあります。とりわけ建設予定地の建物からわずか10メートルのところの新築の家が今建っていると。そういうこともありまして、もう心配で心配でたまらんというのが、地域の地元皆さんの声であります。そこでこの問題につきましての再質問の1点目、梅林のリサイクル施設の建設につきまして、地元から出ております反対陳情を玉名市ではどのように受けとめられて、今後の指導にどう生かされるのか、見解をお聞きします。2点目、ごみ処理の問題につきまして、今まではごみ袋の収益を市民に還元するというので、子ども会やPTAが行なう廃品回収に市が一定の補助金を出しておりました。今年度からそれが廃止になっております。コンテナ回収が一方で推進されておりますが、集まった資源物の取り扱いにつきましては、業者任せになっております。コンテナ回収以外の資源物につきましては、東部環境センターと新しくできました5町のごみ焼却場処理施設に集まりますが、「この資源物の回収にまでわざわざ有料のごみ袋を使わなくてもいいのではないか」、こういう市民の声も出ております。先だって、文教厚生委員会で研修に行きました石川、富山方面に行ったわけですが、そこではストックヤードという一定規模の建物を行政が中心となって確保して、そこに資源物をいわゆるコンテナ回収の屋根つきというようなことで実施をされておりました。それで新市計画によりますとごみ処理と再資源化の推進が掲げてありますが、子ども会やPTAなどが行なう廃品回収への補助金打ち切り、これは新市計画にも逆行するんじゃないかと思いますが、市長はいかがお考えでしょうか。そのことも含めまして、玉名市におけるこれからのリサイクル、再資源化の考え方、方向性につきましてお尋ねいたします。

次に、公共交通路線バスについてであります。今統合再編、その計画中であるということですが、具体的にはどの路線とどの路線が1本になるのか、廃止になって統廃合されるのか、そういったこともできれば明らかにしていただきたいと思うわけです。それと計画の段階にありましては、地域の実情を踏まえての利便性の向上、向上です、経過じゃなくて、利用者の要望の把握など、これを統廃合を進めるに当たって、その実態調査についての方策、考えはどうなっているのか。また、市長は老人会の総会などで福祉バス構想の話をしてされておりますが、その進捗状況、実現化のめどについてお尋ねいたします。

農業問題について、再質問します。WTO協定受け入れと同時にスタートしました食糧法のもとで、価格保証が廃止をされ、さらに最小限の下支えでありました値幅制限も取り払われた結果、米の値段は現在は60キロ当たり、最高時のおよそ4割も下がっております。500ミリリットルのペットボトルは今120円ですが、同じ量の米は100円にも満たないということでもあります。水より安い米、また箱代にもならな

い果樹や野菜など歯どめがない価格の暴落は農家の生産意欲に大きな影響を与え、ひいては答弁にもありましたような後継ぎの不足にも大きな原因となっていると考えるわけです。19年からスタートします新農政のもとで、米の値段が上がる保証は、これほどにもありません。むしろ価格の暴落があれば、規模が大きければ大きいほどその痛手も大きくなるわけです。新農政スタートに向けて集落営農の組織化、これは順調に進んでいるのでありましょか。答弁にありました全体の1.17%それ以外はこの制度から排除されるんじゃないかなあという大きな危惧を抱いているところでもあります。玉名地域ではトマトやイチゴ、みかん、米など豊かな農地の恩恵を受けてそれぞれの農家が歯を食いしばって頑張っ、高瀬商店街の発展やこの玉名地域経済の発展へと貢献をされてきました。そういった農家の4分の3を切り捨てるような新農政で果たして地域農業と豊かな農地を守ることができるのか、農産物の自給率を高めていくことができるのか大変疑問であります。担い手を限定する新農政ではなく、農業を続けたいすべての農家を対象にした農政こそ今必要ではないかと考えるところです。価格保証、所得保証の政策、すべての農家を対象にすべきだと考えます。再質問としまして1点目は、玉名の将来農業を展望するにあたり、どんなことを重点的に取り組んでいかれるお考えがあるかどうか、お尋ねします。2点目、農薬の飛散対策につきまして特に近年、米の農薬散布、無人ヘリを使っておりまして、そのローターの勢いといいますか、それで農薬を付着させるということで、この法律が施行されて飛散防止対策、この対策につきましても農家任せになるということは、やはりこれは大変厳しい法律になるんじゃないかなと思うわけです。したがいまして、農家任せではなくて飛散防止としまして、例えば囲いをしたりテントを張ったり、何らかの資材購入などへの助成金の制度、ぜひこの玉名でも新しい農政を応援する制度としてぜひ実現していただきたいというふうに思うわけですが、その見解をお尋ねいたします。

○議長（松田憲明君） 本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長したいと思えます。

福祉部長 元田充洋君。

[福祉部長 元田充洋君 登壇]

○福祉部長（元田充洋君） 前田議員の再質問につきまして、市長からの答弁をとということでしたが、障害者福祉計画の策定に伴いますアンケート調査等の時期の問題、そういうのもありましたので、私の方からお答え申し上げたいと思えます。

先ほども申し上げましたけれども、今回制定されました障害者自立支援法の大きな柱の1つとなっております地域生活への移行や就労支援といった新たな課題への対応も求められているところでもあります。このようなことから障害者福祉計画の策定につきましては、まず約2,700名の障害者の方々に対し、6月末までに実態調査票を配布

し、7月中旬に回収を行ない現状分析や推計を行なう予定でございます。その後、障害者団体、学識経験者、民生委員、保護者関係等の方々に構成されます障害者福祉計画策定委員会へ諮り利用料の減免など多種多様な関係者のお気持ちや御意見も十分お聞きしながら策定してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（松田憲明君） 市民部長 田上敏秋君。

[市民部長 田上敏秋君 登壇]

○市民部長（田上敏秋君） 前田議員の再質問にお答えいたします。まず最初に確認というような形で御質問がありましたけども、土地については賃貸かというようなことでございますが、先ほど御説明をいたしました事業概要書によりますと事業者であります会社からですね、別の会社の土地を賃貸というようなことで概要書には記載をされておりますので、そのように御理解をしていただきたいと、現段階ではそういうことになっておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。再質問の第1点でございますけれども、地元の反対陳情に対する対応についてというようなことで、先ほど議員からもありましたとおり地元から提出されております反対陳情書の趣旨は通学路の交通安全、騒音、振動、異臭、排水などの公害を懸念されたものであります。先ほど御答弁をいたしましたとおり事業計画が出されますと、これに対して県は市に環境保全上の見地から意見を求めるというようなことになっておりますので、市といたしましても地元からの陳情書を十分配慮しながら意見については取りまとめをしていきたいというふうに考えております。

次に2点目のごみ資源化の方向性についてでございますけども、これにつきましては、一部市長の方にも見解もというような御指摘がありましたけど、私の方から答弁をさせていただきたいというふうに思います。ごみ資源物の回収につきましては、現在毎月指定された日にごみのごみ集積所に搬出されるステーション方式と毎月1回指定場所に持ち込みをされるコンテナ方式があり、現在コンテナ方式を採用している行政区が20カ所、そして地域グループによるコンテナ回収が旧玉名市地区、これは玉名大橋の下でやっておりますけども、有明環境ネットワーク玉名のごみを考える会というようなグループでございますが、それに今月の25日から岱明地区におきまして、ごみのリサイクルを考える会というのが新たに回収をすることになっております。そういうことでコンテナ回収はグループも含めまして22カ所で実施されているというようなことでございます。ステーション方式とコンテナ回収の回収方式の大きな違いは、コンテナ方式は回収した資源物の販売益の一部が地域の収入となるというようなことでございまして、市といたしましてもごみの資源物については、市民あげてのリサイクルの推進を図るため今後とも資源物の分別の徹底を図ってまいりたいというふうに考えております。そし

てまた昨年まで各地区の資源物の回収、子ども会なり老人会なりコンテナ回収の方々に、実施されている方々に補助金がありましたけども、17年度限りでこの補助金は廃止になりましたが、廃止につきましては合併協議をする過程の中で廃止というようなことが決まったわけでございます。そういうことでこの件については御理解をさせていただきたいというふうに思います。そういうことで今回事業が計画されております事業所においては、当然許可がされた場合には地元のそういう廃品回収等の取り扱いもされるものというふうに思っております。そこら辺を十分踏まえながら地域のですね、ためにもなるような調整等も図っていききたいというふうに考えておりますので、どうか御理解をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（松田憲明君） 企画財政部長 牧野吉秀君。

〔企画財政部長 牧野吉秀君 登壇〕

○企画財政部長（牧野吉秀君） 前田議員の再質問にお答えいたします。現在、玉名ブロックにおきますところの路線、系統、再編につきまして、ブロック会議を随時開催いたしているところでございます。先ほども17路線につきまして、補助対象外になりますということで御案内いたしましたけども、主な路線を申し上げますと、起点が玉名駅から江田を通りまして米の岳農協前の鹿本商工行き、それから2点目が木葉駅前から大倉団地経由の金山経由荒尾四ツ山行き、それから3点目が植木駐車場から船島長洲港経由の荒尾四ツ山、それから4点目が河内温泉センターから立石伊倉新町玉名駅前、それから5点目が交通センター芳野第一から草枕温泉てんすい、それから小天経由等が主な路線でございまして、それぞれの路線でございすけれども、その路線等についての障害と申しますか、住民に対するとおりの意見要望と申しますか、そういったものをとる計画はないのかということ、実態調査の考えはということのお尋ねでございましたけども、現在のところその実態調査のあれは聞いておりませんが、今後その会議等でもですね、一部各自治体の方からも出ているようなことを聞いております。今後要望等ですね、申し入れ等につきましては検討させていただきたいと思っております。それから福祉バスの検討の現状と時期についてということで、お尋ねでございました。現在玉名市におきましては、社会福祉協議会等に委託をしております、2台の車両を利用しまして1日2校区、毎週5日間ほど運行いたしております。平成17年度の年間輸送人員は7,995人でありまして、高齢者の方々を中心に利用され、交通弱者への対策として活用されているものと認識いたしております。今後福祉バスをどう考えているかという位置づけも含めての御質問でございすが、旧3町におきまして、路線バスが走っていない、いわゆるバスの空白地域を補てんする形の福祉バス運行を時期等も含めまして、現在市役所の中の庁内の例えば企画とか高齢介護課とか、そういったところ等において

検討中でございます。具体的に調整ができましたならば、御提示できるものと存じますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 産業経済部長 谷口 強君。

[産業経済部長 谷口 強君 登壇]

○産業経済部長（谷口 強君） 前田議員の再質問にお答えいたします。品目横断的経営安定対策から漏れた農家はどうか、将来農業生産を展望する上での考え方についてでございますけども、今回の経営安定対策の対象者は、先ほども御答弁申し上げましたとおり一定の要件を備えた集落営農組織化、認定農業者となっております。これに該当しない農家につきましては助成の対象とはならないこととなっております。特に麦、大豆につきましては、販売価格に対する補てんはなく、その影響が大きいと思われまので、繰り返しになりますけども、集落営農組織への未加入農家に対する加入促進を図ってまいりたいと考えております。また、助成制度が一定の作物保証ではないために農家の生産意欲がなくなるのではないかと、つきましては、これまで麦、大豆につきましては、麦作経営安定資金、大豆交付金により一律に助成がなされてきたところでございますけども、先ほども申し上げましたとおりWTO世界貿易機関における国際ルールの強化に対応し、削減の対象とならない、過去の清算実績に基づく支払いと毎年の生産量、品質に基づく支払いといった経営の安定を図る対策に転換されることになるところでございます。確かにこれまでどおり作物ごとの一律助成が農家にとっては有利であろうと思われまますが、国際ルールに沿った対策への転換であることを受けとめて、今後も対象作物の生産を継続するためには制度を前向きに活用することが重要であると考えております。

次に無人ヘリコプターによる飛散及び飛散対策資材農家の負担に対する御心配でございますけども、無人ヘリコプターによる飛散の心配につきましては、今回のポジティブリスト制において議員御指摘のとおり無人ヘリコプターによる飛散が特に心配されるところでございます。その対策といたしましては、風が弱いときに散布する、低空での散布を行なう、他作物が風上にあるときに散布する。次に周辺の他作物に飛散の危険性がある場合には無人ヘリでの防除はしないといった対策があります。いずれにしましても近隣作物生産者との連携調整が一番大事であろうと考えております。また飛散対策資材農家の負担に対する御心配でございますけども、農薬飛散対策資材としましては、飛散低減型散布ノズルや飛散防止ネット、シート等が考えられます。農家負担の軽減措置としましては、今後補助対象としての該当する事業があれば積極的に活用してまいりたいと、今のところはこういうように考えております。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 以上で前田正治君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩します。

午後 4時03分 休憩

午後 4時14分 開議

○議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

24番議員 田島八起君。

[24番議員 田島八起君 登壇]

○24番（田島八起君） 本日の8番目、最後の質問者となりました社民党の田島八起です。

今日8人目ということで、答弁される執行部の皆さんも各議員の皆さんもお疲れと思いますけれども、今しばらくの御静聴をよろしくお願いいたします。

新市になってから今日で3回目の定例議会ですけれども、これまで一般質問を見ますと15人、15人、今議会も16人通告をされておったようですけれども、15人になっておるようです。3月議会ではベテラン議員があまり質問者が多いようだからという遠慮されたということもあってですね、ちょっと2日制では無理があるかなという思いもいたしております。議運ではそこら辺をどうするかという論議もあったようでございますので、できるならば3日制等もしてですね、落ち着いて議員の方も質問できるようにお願いをしたいと思います。そういうことを冒頭をお願いいたしまして質問に入ります。3つの点について通告をいたしております。まず、専決処分についてであります。今回は5つの専決処分が行なわれています。平成17年度の関係であり、あまり言うこともないかと思いましたが、いくつか気になる点がありますので、2つの点でお尋ねいたします。1つは平成17年度一般会計補正予算（第2号）についてであります。この中で地方交付税が約1億1,000万円の減額補正が行なわれています。先の3月議会では地方交付税は約3億7,000万円の増額補正が行なわれたばかりです。3月に増額されたばかりであり、減額になった理由は何か、また地方債の補正では多くの事業で増額補正が行なわれています。そのほとんどが補助事業であり、補助金の決定が遅いようにも思うところですが、専決で処理しなければならないような補助金の決定というのはいささかおかしいと思うところですが、その点についてお伺いいたします。2つは、玉名市税条例の一部改正についてであります。この専決処分の内容については大変難しいところが多く、理解に苦しむところですが、内容的に見ても本年の4月から適用されるのはどんなものがあるか、来年度からの所得税の税源移譲が5%されるということになっておりますけれども、それに関する部分はどこか、また多くの改正は来年度いわゆる19年度以降の改正になっております。それを専決までして決めて

おく必要があるのか、いささか疑問に思うところでありますので、その点2つについてのご見解をまずお尋ねいたします。

答弁を聞いて、次にいきます。

○議長（松田憲明君） 企画財政部長 牧野吉秀君。

[企画財政部長 牧野吉秀君 登壇]

○企画財政部長（牧野吉秀君） 田島議員の御質問にお答えいたします。今回の専決処分によります平成17年度一般会計補正予算の地方交付税の減額と地方債の増額につきまして、予算計上の考え方についてお答え申し上げます。まず、地方交付税につきましては御承知のとおり普通交付税と特別交付税に分類されます。普通交付税につきましては、年4回、4月、6月、9月、11月に交付され、例外といたしまして2月に経済の動向によりまして、追加交付される場合がございます。今回の補正におきましては普通交付税の額の決定によりまして2,257万5,000円を計上したところでございます。また特別交付税につきましては、年2回12月と3月に交付されるものでございます。前回の3月議会におきまして特別交付税を見込みによる追加補正し、予算総額を10億円としたところでございます。その後、額の決定によりまして、総額で12億4,316万2,000円が交付されたところでございます。今回の補正予算で、本来追加すべき科目であるのに、減額補正しましたのは特別交付税を歳入予算全体におけます調整科目としたためでございます。地方譲与税や各種交付金、地方債等が決定より増加いたしましたでしたが、歳出の補正がございませんでしたので、歳入予算内での調整が必要となり、特別交付税で他の科目の増加分1億3,307万2,000円を減額し、調整を行なったところでございます。予算の編成上どこかの科目かで調整が必要でございます。御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に地方債の増額補正についてでございますが、地方債には元利金を償還する場合、交付税処置のあるものとなないものがございます。今回補正で計上いたしました起債につきましては、国の政策によりまして交付税処置の大変有利な地方債、財源対策債が発行されましたので、3月に追加要望いたしまして許可されたものでございます。市の財政運用上、有利なものでございますので、専決において補正計上させていただいたものでございます。いずれにいたしましても今回の補正予算は歳入の額の決定によりますところの補正でございます。なるべく早く財政の動向をお示ししたいとの思いで、専決において対応させていただきましたので、どうぞ御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 総務部長 村田隆夫君。

[総務部長 村田隆夫君 登壇]

○総務部長（村田隆夫君） 田島議員の御質問の専決処分についてお答えいたします。

まず今議会に御報告いたしております玉名市税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成18年3月31日に交付され、4月1日から一部の規定を除いて、施行されることになったものでございます。初めに本年4月から適用されるものとしたしましては、個人住民税の非課税限度額を減額する改正、固定資産税の税負担の均衡化を一層促進するため負担水準の低い土地に対する負担調整処置の改正を行なったものでございます。また、たばこ税の税率改正が平成18年7月1日からの施行となります。次に来年度からの税源移譲に関わる部分についてでございますが、三位一体の改革に伴う所得税から個人住民税への恒久措置として税源移譲を行なう税率改正が平成19年4月1日から施行され、平成19年度以降の年度分の個人住民税から適用されることとなっております。内容といたしましては、個人住民税の所得割の税率を市民税6%、県民税4%の合わせて一律10%に改正されるものでございます。また個人住民税と所得税を合わせた個々の納税者の税負担が変わらないように住民税と所得税の人的控除額の差による負担増につきましては、個人住民税から減額調整を行なうものでございます。その他の改正をいたしまして、個人住民税における所得控除として地震保険料控除が創設され、平成20年度から適用されるものでございます。そのほかに本年4月から適用されるものとしたしまして玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例及び玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例がございます。今回の専決処分につきましては、地方税法の一部改正に伴う準則に基づくもので、改正事務につきまして長時間を要し、専門的及び技術的な面において遺漏のないようにするためには、平成19年度以降適用分につきましても一括して条例改正の専決処分をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（松田憲明君） 24番議員 田島八起君。

[24番議員 田島八起君 登壇]

○24番（田島八起君） ただいま御答弁をいただきました。専決処分ということではありますけれども、ひとつあの私は予算編成上の中で自治体の予算の組み方というのが実際は交付税が増えておるけれども、マイナス予算を歳入歳出を合わせなければできないという中から減額措置を捉えたということだったろうと説明だったろうというふうに思いますけれども。ひとつはそういうところですね、何というか仕組みというのがなかなか民間人の常識から考えると理解できにくい一面もありまして、そういう説明のときも初日の説明のときもそういうことかなという思いはしておりましたけれども、今の御説明を聞くとまさにそういうことだったかというふうに思いますので、それがひとつ。それから地方債補正でですね、追加も含めれば13の事業でですね、説明としては

有利な方に借りられたからということであるけれども、その予算の審議という点から考えると借金が増えるのをですね、全部専決で13項目もしてしまうというのはちょっと議会としてそれを全く黙って認めないかんということについてはですね、ちょっとあまりにも多すぎるんじゃないかという思いがしたところです。これまでもあったかと思えますけれども、今回は特にですね、目についたところでございますので、単なるその有利な借りかえだけなのかどうか、そういう点についてのですね、あと1回御説明をお願いしたいというふうに思います。

それから市税条例の一部を改正する条例、今お話がありましたように3月の31日に地方税法の改正が交付されたということではありますけれども、その改正の中身を見てみると今御答弁を聞いてみるとですね、本年の4月1日から実施対象となるのは、その非課税限度額の変更とたばこ税の2つぐらいで、そのほとんどあと来年度から三位一体改革による税源移譲の中身等についてはですね、平成19年度以降の適用になっております。そういうふうに専決内容的には専決処分をしなくて、通常の議会に諮ってしていいというできる中身というのが14項目ぐらいあるわけですね。だからそういうやつをその来年度以降適用されるとまで含めてですね、技術的な問題もあってということではありますけれども、それを専決で全部してしまうということが私自身としてはなんか釈然としない思いがあってですね、取り上げたところです。そういう思いをしておりますので、御答弁があと1回言うことがあったらひとつ答弁はいただきたいと思えます。

それから次、2つ目に指定管理者の指定の問題について、進みたいというふうに思います。今議会には本年9月より20施設が13条例で7事業所に指定管理されることになっております。本市においては240施設程度が指定管理の対象となると言われていますが、私はあまり指定管理を進めるべきとは思いませんが、今回の指定について6つの点でお尋ねをいたします。1つは指定管理者の募集方法についてであります。指定管理される20施設については去る4月15日の広報たまにに記載をされていましたが、事業者への周知や範囲についてはどの程度行なわれたか。2つは指定管理者の事業ごとの応募事業者数と応募事業者についてであります。この質問は本市の指定管理者の手続に関する条例の第6条に規定されている施設は省きますので、尋ねる中身は第2保育所、大衆浴場玉の湯、草枕温泉てんすいと周辺の関連施設についてであります。また市外からの応募はどうだったのか。3つは指定管理者の選考方法と選考の基準についてであります。指定管理者の指定については、入札による業者の選定ではなく、選考委員会の選考となると思えますので、それだけに公平性、公明性が求められると思えます。したがって、今回の選考基準と選考の方法はどのようにして行なわれたか。4つは今回の施設の指定管理による経費の軽減はどの程度見込まれるか。5つはこれまで委託してい

た施設で働いていた職員の身分についてであります。これまでの委託状況と今回の指定管理の内容を見てみると、これまでの職員をそのまま雇用できないと思われる事業所もあるようですし、また新しく指定された施設についてもこれまで働いていた職員の人たちはどうなるのか、気になるところもあります。その点をどのように考えておられるか。6つは指定管理者の指定を受けた事業所は受けた施設をまた委託することはできないと思われませんが、その禁止条項は自治法にも本市の条例にも記載されていないように思われます。その点いかにお考えか。

以上、6つの点についてお伺いいたします。

○議長（松田憲明君） 企画財政部長 牧野吉秀君。

〔企画財政部長 牧野吉秀君 登壇〕

○企画財政部長（牧野吉秀君） 田島議員の今回の補正に対します再質問についてお答え申し上げます。今回の補正につきましては、交付税算入のございます有利な財源対策債と一般市債の変更及び事業負担金等の決定によりまして、補正いたしましたものでございます。経営事業負担金等の決定により補正いたしましたものでございます。

では続きまして、指定管理者の指定の件につきまして6項目ほどお尋ねでございますので、それぞれ御答弁をさせていただきます。まず、指定管理者の募集方法についてでございますけれども、まず指定管理者の周知募集方法についてでございますが、公募しました10の施設のうち弓道場と勤労者体育センターの2施設、草枕温泉てんすい、花の館草枕展望農園及び草枕山荘の4施設につきましては、一括して募集を行っております。これらの施設につきましては、それぞれの設置目的、施設の性質などに応じて独自の募集要項を作成し、4月の下旬から5月上旬までの約1カ月間の間、広報たまな、市のホームページを用いまして広く募集を行っております。募集の範囲につきましては、税の滞納がないこと、それから会社更生法の手続などをとっていないこと、指名停止等の措置を受けていないことなどの共通事項のほか有資格者を確保するなど、それぞれの施設の目的や性質に応じて適宜参加資格の制限を設けて実施したところでございます。次に指定管理者の応募事業者数と応募業者についてでございますけれども、大衆浴場につきましては、財団法人玉名市自治振興公社、九州綜合サービス株式会社、玉名温泉観光旅館協同組合、有限会社古庄工務店及び有限会社K T Mの5団体。次に勤労青少年ホームにつきましては、財団法人玉名市自治振興公社、N P O法人ふくろうの家及び九州綜合サービス株式会社の3団体でございます。弓道場及び勤労者体育センターにつきましては、財団法人玉名市自治振興公社、社団法人玉名市シルバー人材センター及び九州綜合サービス株式会社の3団体でございます。蛇ヶ谷公園テニスコートにつきましては、社団法人玉名市シルバー人材センター及び九州綜合サービス株式会社の2団体、草枕温泉てんすいほか3施設につきましては株式会社草枕温泉てんすい、株式会社池田建

設及び九州綜合サービス株式会社の3団体でございます。なお、これら応募者のうち市外に主たる事業所を有するものは九州綜合サービス株式会社でございます。

次に、指定管理者の選考方法と選考基準についてでございますが、選考の公平性及び透明性の確保のため、市職員以外の有識者を含む選考委員会を設けまして、募集要項にあらかじめ規定した選考基準にしたがって当該委員会の委員が採点をし、最も得点が高かった団体について最終的に市長が決定したものでございます。また施設ごとに施設の目的や性質が異なっていることから公募した6つのグループごとに有識者を委嘱し、選考基準についてもそれぞれの目的、性質に応じたものとしたところでございます。

次に、指定管理者制度の導入に伴います管理運営経費の見込みについてでございますが、大衆浴場及び草枕温泉てんすいほか3施設に関しましては、指定管理者が市に納付金を納める形になることも考慮しまして、今年度で約650万円、次年度以降は約900万円の節減が見込まれるところでございます。

次に、管理委託していた施設の職員の身分についてでございますが、今回公募した結果、弓道場、勤労者体育センター、大衆浴場草枕温泉てんすいほか3施設で現在の管理委託先と異なる団体を選定しております。このうち草枕温泉てんすいに関しましては、現在の管理委託先でございます株式会社草枕温泉てんすいの職員を指定管理者が給与水準や職場配置等にも考慮し、引き続いて雇用する提案となっていることから、当該提案内容が確実に履行されるよう議決後に締結する協定書においても明らかにする所存でございます。他の施設に関しましては、財団法人玉名市自治振興公社が管理委託しているところでございますが、大衆浴場に配置された職員一人につきましては、公社の他の業務に従事する方向で調整されると思っております。

6番目でございますけれども、再委託の禁止条項はどこにあるのかについてでございますが、地方自治法の規定に基づき議会の議決を経て、市が指定管理者を指定するという制度の趣旨からかんがみましても、管理にかかる業務を一括して第三者に委託することはできないと判断するところであり、指定後に市と指定管理者との間で締結します協定書において再委託を禁止する条項を設ける方針でございます。なお施設の警備や清掃などの管理業務の一部に関しては市の承諾の上、これを第三者に委託することは差し支えないと判断しているところでございます。

以上、6項目についてお答えさせていただきました。

○議長（松田憲明君） 総務部長 村田隆夫君。

[総務部長 村田隆夫君 登壇]

○総務部長（村田隆夫君） 田島議員の専決処分についての再質問にお答えいたします。税条例の改正につきましては、地方税法の改正に伴うものがほとんどでございます。県内各地におきましても本市と同様な専決処分を行なっている状況でございます。

これは地方税法の改正に従って市税条例の改正が義務づけられるというようなことからでもございます。また、このことにつきましては地方税法の改正に伴う一件文書、一件準則ととらえての専決処分になりますが、一括して条例の改正を行なうことが先ほど申し上げましたように技術的な観点から遺漏なく改正ができるものと考えておりますので、議員の御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松田憲明君） 24番議員 田島八起君。

[24番議員 田島八起君 登壇]

○24番（田島八起君） 専決処分についての御答弁もいただきましたけれども、それは技術的には地方税法の改正についても税法の改正に従って専決処分をしたということでもありますので、それは技術的にはそうかなあという思いもしますけれども、今年から適用されるのはほんのちょっとです、あと圧倒的多くが来年以降のやつをあえて専決まとめてせにゃいかんというところに若干私自身は違和感を感じたところで、ちょっと意見を申し上げたところです。指定管理者についてはですね、私の誤解もちょっとあったかなと思いますけれども、本市の指定管理者の条例の6条で公共的団体については指定をすることができるということですね、大体そういう団体が受けておる施設というのは、そういうことで処理されたつかなあというふうにかけてに思い込みがしておったところですけども、今のお話を聞くとそれぞれいくつかの施設については、一般の応募がいくつかの応募がある中から決まったということのようで、それは私の少し思い違いもその中にはあったかなあというふうに思うところで、そんな中で私がちょっと思うところはですね、ひとつは第2保育所については応募がどういうふうな形になったのかというのがひとつ。それと玉の湯が温泉組合に指定をされたらと、温泉組合の一带を見るとですね、どのような形でその玉の湯を運営されていくのかなあという疑問がひとつはわいたところです。それぞれ事業計画を出されてですね、選考をされたということでもありますので、その中身についてできたらこういうふうな形で今後玉の湯を運営されるという事業計画についてですね、お示しいただければある程度理解できるんじゃないかというふうに思いますので、その点についてお尋ねをいたします。

それから草枕温泉てんすいについては、納付金を市に納めるということで計画が立てておられる、全体的には900万円ぐらいの経費の節減になるというお答えであったかというふうに思いますので、それはそれとして。あとひとつ気になるのは、草枕温泉についてはそのまま指定管理者の方で職員の人は引き継ぐということであればですね、そういう職員の身分の問題にはつながらないかというふうに思います。それと玉の湯については今までが自治振興公社に委託をされていたということでもありますので、そこに職員の人々が配置をされておったんじゃないかというふうに思いますけれども、こういう職員の人たちの身分は自治振興公社が全体的には少し今までの委託からすると少なくな

ったかなというふうに思いますので、そこら辺の職員の人たちは今後そのまま振興公社に引き取っていただけるのか、どういうふうになるか、そこら辺についてのですね、御答弁をお願いをしたいというふうに思います。したがって、第2保育所の問題と今の職員の身分の問題についてですね、再質問をいたします。

それからあと1つ、3番目ですけれども最後になります。伝統ある岱明町の算数教室についてということで通告をいたしております。これまで旧岱明町においては岱明町勤労者協議会が中心となり、小学生高学年の割り算のできない子どもたちを対象に夏休み算数教室が開かれてきました。この算数教室は1982年から始まり昨年まで24回を数えています。開催については夏休み中の3日間で1日3時間、合計9時間の授業として行なわれます。しかし、通常の授業ではできない子どもたちに教えますので、先生たちにも大変苦勞があるようで、子どもたちに理解できる授業にするためには1週間以上も準備をして授業にかかれるそうであります。それだけにこれまで算数教室に来た子どもたちも割り算の仕組みができるようになり、理解できたときの喜びは子どもたちばかりでなく、保護者からも大変感謝されているとお聞きしています。この大変貴重な岱明町の夏休み算数教室が合併によりその実施が危ういとも聞き及んでいます。合併による新市においてはややもすると住民負担の面だけが目立っていますが、それだけにそれぞれの地域の特徴ある取り組みを大事にしていく必要もあると思います。したがってそのような思いから岱明町の本年度の算数教室の実施についてお尋ねいたします。市と教育委員会におかれても従来どおり後援と参加職員の服務について対応されるように配慮していただきたいと思うところですが、いかがでしょうか。その御所見をお伺いいたします。

○議長（松田憲明君） 企画財政部長 牧野吉秀君。

〔企画財政部長 牧野吉秀君 登壇〕

○企画財政部長（牧野吉秀君） まず自治振興公社職員のその後の配置と申しますか、それについてのお尋ねございました。先ほどの答弁でもお答えはいたしましたけども、再度申し上げます。自治振興公社がこのあと玉の湯の方がですね、自治振興公社でなくなるということでございますけども、従来大衆浴場に配置されておりました職員、自治振興公社の職員は1名でございます。につきましては、自治振興公社の他の業務、例えば市民会館ですとか、勤労青少年ホームの方で仕事をしていただくという方向で調整をされるかと思っております。それから第2保育所の指定管理者が公募でなかったのは、なぜかというようなことも含めてのお尋ねでございました。これにつきましては、公の施設の管理に民間事業者の持つノウハウを活用するということで、サービスの向上を図るという指定管理者制度の目的を達成するためにはその対象として幅広い民間事業者からの提案から選択することが大事であると考えており、公募を基本としているところでござい

ます。ただ施設によっては、公募によりがたい事情を有することも想定されることから、指定管理者の指定の手續等に関する条例におきまして、出資法人公共団体及び公共的団体に限っては、公募によらないで選定できる規定を設けております。今議会で御提案申し上げております20施設のうち10施設がこの規定を適用しているものでございます。議員御質問の玉名第2保育所につきましては、保育を受けている子どもたちへの配慮や保護者の理解などを考慮すると年度途中で一言で言いますと保育環境が変わることは避ける必要があるという事情があり、公募によらず現在の管理委託先である社会福祉法人緑風会、公共的団体を指定管理候補者に選定したものでございます。なお公募によらない場合におきましても、有識者を含む選定委員会において指定管理者として適当か否かについての審査を得た上で、市が選定するものであり御理解をお願い申し上げます。

次に、大衆浴場の玉の湯ですね、これについての指定管理者につきましては、応募した5団体が提出した事業計画や収支計画、プレゼンテーションの内容などを審査基準に基づき採点した結果、情報発信や湯めぐり、朝市などのソフト面での計画性や地域性がほかに比べすぐれ、また温泉旅館経営のノウハウを生かした安定的な運営が図られ利用者の増加も十分期待できるという理由で最高点を獲得した玉名温泉観光旅館協同組合を選定しているものでございます。御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 教育長 菊川茂男君。

[教育長 菊川茂男君 登壇]

○教育長（菊川茂男君） 田島議員の質問にお答えをいたします。伝統ある岱明町の算数教室の継続についてでございますけれども、昨年まで旧岱明町では岱明町勤労者協議会の主催により24年間算数教室が開催されておりました。これまでいろんな経緯があったと思いますが、24年間自分たちの力で続けてこられたことに対しましては敬意を表したいと思っております。教育員会といたしましては、掛け算、割り算だけでなく、現在の学習指導要領が示している内容については、最低基準としてどの子どもたちにもわかるように指導していくこととなっておりますので、各学校におきましてはどの子どもたちにも学習指導要領に示されている内容がわかるように教科指導の中で指導方法の工夫や改善がなされているよう指導しているところでございます。さて、服務の問題でございますが、最初にも申し上げましたように旧岱明町では昭和57年からこの算数教室を実施されておられますけれども、服務監督権者である岱明町教育委員会は当初より一環して義務免は認められないとしてきたところであります。しかしながら昨年までは町当局の特段の配慮によりまして、義務免取り扱いになってきた経緯があります。新玉名市の教育委員会会議でも検討した結果、服務につきましてはやはり年次有給休暇以

外にはないという結論に達した次第でございます。しかしながら24年間続いてきた実績を考慮して18年度まではこれまでどおりにするかどうか今後十分に検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（松田憲明君） 総務部長 村田隆夫君。

[総務部長 村田隆夫君 登壇]

○総務部長（村田隆夫君） 田島議員の伝統ある岱明町の算数教室に対する市の後援についてお答えいたします。ただいま教育長の答弁にもありましたが、学力の低下が叫ばれている今日におきまして、小学校の児童が算数嫌いにならないように実施されている算数教室の後援につきましては、平成18年度までは継続する方向で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 24番議員 田島八起君。

[24番議員 田島八起君 登壇]

○24番（田島八起君） ただいままず指定管理者の再質問に対する御答弁をいただきました。私は特別にひとつは温泉組合じゃおかしいというわけではないわけです。温泉組合もちろん温泉の運営についてはですね、ベテランぞろいじゃありますけれども、温泉組合としては今、職員の多分一人おられるかなあというところなんです。だから玉の湯を運営するということになれば、新しく人を雇ってするということになるかと思っておりますので、そこら辺がどういうふうな形で運営されようとしておられるのか、よろしかったらそこら辺までお示しいただけたらという思いで質問をしたところです。それから第2保育所の問題についても現実の問題としては、今まで委託をしてですね、もうすでに2学期から何というんですか、経営者がかわるということについては、それは子どもたちについても保護者にしてもですね、戸惑いがあるだろうという、そういう理由はわかるわけですが、指定管理者の指定の制度からするならばですね、いわゆる第6条に規定する施設には、施設じゃなくて受託者にはならんだろうと、そういう意味では公募をしてですね、そして選考の中でそういういろんな事情があって、そのまま継続しますということであれば別に何も言うことないわけですが、初めから募集をせずにそういう事情だからというのはですね、私はいささかおかしいというふうに思うところでありまして、質問の趣旨はそういうところにあります。それで年数は私ちょっとこの指定の年数聞き忘れましたけども、5年ぐらい指定されるかというふうに思いますので、それはまあ1年ぐらいだったらそれでもいいわけですが、そういうことですね、やっぱりちゃんと募集をして、そして選考の中でこういうことで決定をしたという説明があった方が市民にとってわかりやすいんじゃないかというふうに思って取り上げたと

ころです。

それから岱明町の算数教室については、御答弁をいただきましたのでそういう方向でよろしく願いをして質問を終わりたいと思います。

○議長（松田憲明君） 以上で、田島八起君の質問は終わりました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明16日は、定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

本日は、これにて散会いたします。

午後 5時02分 散会

第 3 号

6 月 16 日 (金)

平成18年第2回玉名市議会定例会会議録（第3号）

議事日程（第3号）

平成18年6月16日（金曜日）午前10時開議

日程第1 一般質問

- 1 1番 萩原議員
- 2 25番 田畑議員
- 3 4番 北本議員
- 4 11番 青木議員
- 5 7番 近松議員
- 6 8番 作本議員
- 7 3番 宮田議員

日程第2 議案及び請願・陳情の委員会付託

散会宣告

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

- 1 1番 萩原議員
 - 1 築地を流れる前田川の水質検査について
 - (1) 水質検査の実施状況について
 - (2) 最終処分場に係る埋立期間の延長の経緯について
 - (3) 大雨等による汚水等の流出への危惧について
 - 2 国際交流事業について
 - (1) 旧横島町教育委員会の海外ホームステイ事業について
 - (2) 公式訪問及び受け入れ時の子どもの参加について
- 2 25番 田畑議員
 - 1 市政について
 - (1) 人権問題について
 - (2) 公的施設の管理運営について
 - (3) 公共工事について
 - (4) 活性化策について
 - (5) 環境衛生について
- 3 4番 北本議員

- 1 子どもたちの安全で安心のまちづくりと学校の諸問題について
 - (1) 防犯対策について
 - (2) 学校図書司書をめぐる市民の声について
 - (3) 玉名町小学校体育館について
 - 2 男女共同参画社会の玉名市の実現について
 - 3 地域福祉計画について
- 4 11番 青木議員
- 1 窓口サービスの向上について
 - 2 高額療養費の受領委任払いについて
 - 3 食育について
 - (1) 食育推進計画の策定について
 - (2) 栄養教諭の配置について
- 5 7番 近松議員
- 1 学童保育について
 - (1) 放課後留守家庭の子どもの数と学童保育利用状況について
 - (2) 低学年の子どもの放課後の暮らしの実態について
 - (3) 市内の学童保育の利用料金の差とその調整及び県内の学童保育利用料金との比較と今後の展開について
 - 2 小・中学校における図書巡回指導について
 - (1) 活動内容及び問題点について
 - (2) なぜ常駐としないで巡回方式にしたのか、またその事業費について
 - (3) 玉名市の子どもたちの国語力・読解力の水準について
 - (4) 図書司書や指導員がいなくなったことで利用者が激減した学校に対する対策について
 - (5) 読書力を確実につけるアニメーションの導入について
 - 3 玉名市集中改革プランについて
 - (1) 有識者を中心とした第三者機関のメンバーについて
 - (2) 補助金の交付基準、審査委員会の設置について
 - (3) 透明性、公平性について
- 6 8番 作本議員
- 1 本庁舎内の総合案内所の設置について
 - 2 花しょうぶまつりにについて
 - 3 九州看護福祉大学の現在の状況について

7 3番 宮田 議員

- 1 玉名市営住宅の戸数・年数と入居の現状について
- 2 今後の玉名市営住宅建設計画について
 - (1) 新規建設計画・建替計画について
 - (2) 高齢者・障害者に配慮した住宅の建設について
 - (3) ペットが飼える住宅の建設について

日程第2 議案及び請願・陳情の委員会付託

散 会 宣 告

出席議員（30名）

1番	萩原雄治君	2番	中尾嘉男君
3番	宮田知美君	4番	北本節代さん
5番	横手良弘君	6番	前田正治君
7番	近松恵美子さん	8番	作本幸男君
9番	福嶋譲治君	10番	竹下幸治君
11番	青木 壽君	12番	森川和博君
13番	内田靖信君	14番	高村四郎君
15番	大崎 勇君	16番	松本重美君
17番	江田計司君	18番	多田隈保宏君
19番	永野忠弘君	20番	林野 彰君
21番	高木重之君	22番	本山重信君
23番	吉田喜徳君	24番	田島八起君
25番	田畑久吉君	26番	小屋野幸隆君
27番	堀本 泉君	28番	松田憲明君
29番	杉村勝吉君	30番	中川潤一君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局 長	松岡誠也君	事務局次長	梶山孝二君
次長補佐	中山富雄君	書 記	和田耕一君
書 記	松尾和俊君		

説明のため出席した者

市長	島津 勇典 君	助 役	高本 信治 君
総務部長	村田 隆夫 君	企画財政部長兼 玉名総合支所長兼 玉名自治区事務所長	牧野 吉秀 君
市民部長	田上 敏秋 君	福祉部長	元田 充洋 君
産業経済部長	谷口 強 君	建設部長	取本 一則 君
地域自治区 調整総室長	井上 了 君	岱明総合支所長兼 岱明自治区事務所長	前田 繁廣 君
横島総合支所長兼 横島自治区事務所長	田上 均 君	天水総合支所長兼 天水自治区事務所長	望月 一晴 君
企業局長	中原 早人 君	教育委員長	坂本 清一 君
教育長	菊川 茂男 君	教育次長	杉本 末敏 君
監査委員	高村 捷秋 君		

○議長（松田憲明君） おはようございます。

開会前、一般質問ワンポイントメッセージを申し上げ、開会に入りたいと思います。

一般質問は、大所高所の政策を建設的な立場で議論すべきであります。また、能率的議会運営が必要なことを十分理解していただき、簡明、しかも内容のある次元の高い質問を展開してください。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（松田憲明君） 日程に従い、一般質問を行ないます。質問は通告の順序によって許すことにいたします。

1番議員 萩原雄治君。

[1番 萩原雄治君 登壇]

○1番（萩原雄治君） おはようございます。有明クラブの萩原雄治です。

3月の定例議会において、初めての一般質問をさせていただきました。何分にも、初めての経験で大変緊張して早口になっていたようでした。3月定例議会の一般質問で、男女共同参画社会の実現についての質問をしています。その中で、玉名市役所における女性職員の役職者登用状況についての質問をしましたところ、さっそく4月の玉名市の人事異動におきまして人権啓発課の課長に女性を登用されました。島津市長の迅速なる決断に拍手を送りたいと思います。

また、真の男女共同参画社会の実現を望まれていることは大変すばらしいことだと思います。

それでは、1番目の前田川の水質検査についての質問をいたします。この質問に関しては、有明広域行政事務組合の管轄になるものと思いますが、4月9日、日曜日、築地区の総会での要望でもあり、築山校区の住民の方々に直接影響があることなので、あえて質問いたしますことを前もってお断り申し上げます。

私が調べたところ、平成12年9月1日の玉名市定例議会でも当時の森浩二市議会議員、現県議会議員が長洲町、岱明町清掃組合一般廃棄物最終処分場について質問されています。当時の森議員の質問は「この最終処分場からの流末排水が旧玉名市側に流れてきます。下流はといいますと、築山校区の山田川に流れてきます。山田川沿いの住民はあまりこのことは知らないと思います。また、知っていたとしても、住民の不安もあるかと思います。そこで、山田川沿いの住民が安心できるように、水質検査や井戸水検査を行なっているのかお聞きします。」となっています。

これに対し、当時の村田隆夫市民部長の答弁は、「現在、岱明・長洲町の第1清掃センターが岱明町の最終処分場に焼却灰を埋め立てています。これは、東部環境センターと同型の管理型埋立地で埋立地内にシートを張り、埋立地からの汚水は汚水処理施設で処理し、築地の山田川に放流されています。放流水は、第1清掃センターが毎月水質検査を行っており、検査は国の基準値を大幅に下回っております。また、周辺の井戸水検査及び山田川沿い地区の河川水質検査も行っております。」とのことでした。

当時の森議員の再質問では、長洲町、岱明町の最終処分についての再質問ですが、「水質検査は、毎年調査されているようですが、これを年1回ぐらい広報たまななどに掲載されてはどうかでしょうか。」でありました。

この再質問に対する当時の村田隆夫市民部長の答弁は、「広報たまなに掲載したらどうかという御質問がございましたけれども、この内容を十分研究いたしまして検討をさせていただきたいと思っております。」とのことでした。

引用が長くなりましたが、ここで、私の1つ目の質問は、現在も毎年水質検査がされているのか。また、その水質検査の結果は、広報たまなに掲載されているのか、をお聞きしたいと思います。

さて、昨年10月3日の1市3町合併において、同一行政区になったときに、この最終処分場の下流域にある地元住民、築山校区民には何らかの説明責任が行政側にあると考えられ、地元住民の不安解消に向けた質問を2つ目の質問とします。

この、長洲町、岱明町清掃組合一般廃棄物最終処分場は、現在では平成6年4月より有明広域行政事務組合が第一最終処分場として検証していると聞いていますが、その目的及び経緯について、詳しく説明をお願いします。

さらに、埋め立て期間が平成17年3月から平成19年3月に変更され、2年間延長されているが、いかなる理由によるものか。また、誰が許可したのか。

最後に大雨のときの対応はどうなっているのか。現在までに大量の雨が降った時に、汚水等が流出したことはないか。

以上3点についてお答えをいただきたいと思います。

蛇足ですが、第一処分場からの排水は築地の山田川に流れ、途中で山田区を流れる山田川と築地区を流れる前田川に分岐しています。よろしく願いいたします。

○議長（松田憲明君） これより執行部の答弁を求めます。

市民部長 田上敏秋君。

[市民部長 田上敏秋君 登壇]

○市民部長（田上敏秋君） おはようございます。萩原議員の質問にお答えいたします。

まず最初に、萩原議員の御質問でございますけれども、開田区にあります最終処分

場の管理運営については、有明広域行政事務組合の所管になっておりますが、議員からの御指摘の件につきましては、市としても当然のことながら把握しておく問題であるというふうに考えますので、有明広域行政組合において調査をした結果について報告し、答弁いたします。

最初の質問でございますけれども、毎年水質検査を行なっているかということでございますが、そしてまた、この結果は広報たまなに掲載しているかというご質問です。品質検査については、施設が供用開始をされた平成2年4月から現在まで毎年実施をしてあります。そしてまた、すべて基準値以下で推移し何ら問題はないようでございます。その結果毎年度、協定者であります玉名市睦合財産区には報告をされておりますが、広報たまなの掲載については、情報提供がなかったということで、今まで掲載はなかったようでございます。

そういうことでございますので、先日有明広域行政事務組合と協議をいたしまして、水質検査の結果は市へも報告してもらおうということを約束をしていただきましたので、築地区の代表の方には市から情報提供をいたしたいというふうに考えております。

次に、有明広域行政事務組合が第一処分場として継承しているが、その目的及び経緯についてはどうということかというような御質問でございますけれども、最終処分場は、昭和45年7月、長洲町、岱明町清掃組合が事業主体で建設をし、平成2年4月から供用開始してから、長洲町、岱明町清掃組合が適正に管理を行なっております。そして、平成6年4月から有明広域行政組合に継承して現在に至っているところでございます。

施設の事業目的は、家庭生活、事業活動に伴い発生する廃棄物は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため焼却施設に搬入し焼却され、その焼却灰等を埋め立てし、生活環境に支障のない形で無害化、安定化させ、自然に還元できるように計画をされております。このような趣旨のもとに建設された施設でありますので、廃棄物処理法及び関係法令等の規定に沿って、最終処分場として適正管理を遵守しているところでございます。

次の質問の、埋め立て期間が2年間延長された理由でございますけれども、この施設の建設計画における事業年度は、平成2年4月から平成17年3月までの15年間と設定してありましたが、社会情勢等の諸事情の変化における分別収集の開始及び廃棄物のリサイクル化等の抑制効果が働き、結果的に延命化が図られたものであり、このたび、旧岱明町、旧菊水町、旧三加和町、南関町、長洲町の5カ町で建設されたクリーンパークファイブが平成18年4月から稼働し、この施設の運転管理の安定化が図られるのを見届ける必要から、有明広域行政事務組合が協定者であります玉名市睦合財産区委員会と協議をし、2年間の延長がされたものであります。

次に、大雨時の対応はどうなっているか、また、現在まで大雨時、雨水等が流出したことはないかという質問でございますけれども、雨水対策については、整備計画における環境影響調査を実施し、近隣の過去10年間の降水量をベースに計画されており、今日までにおいても埋立地からの流出等は発生していないというようなことでございます。

以上で、1回目の答弁を終わります。

○議長（松田憲明君） 1番、萩原議員。

[1番 萩原雄治君 登壇]

○1番（萩原雄治君） 大変わかりやすい説明ありがとうございました。再質問いたします。

埋め立てが平成19年3月31日に完了したときの将来計画はどのようになっているのか。現在わかっている範囲で結構ですから、お答えをいただきたいと思います。また、来年3月31日完了後、4月の築地区の総会に出席をしていただいて、御説明をしていただけたらありがたいというふうに思っております。以上です。

2番目の質問に入ります。2番目の質問は、国際交流事業についてです。

私は平成18年3月議会で、決算特別委員会の委員の委嘱を受けました。平成18年4月26・27日、決算特別委員会がありました。そのとき、平成17年横島町歳入歳出決算書第10款教育費・6項社会教育費・3目生涯学習費の中に海外ホームステイ事業費補助金66万4,000円があります。ここで内容がわからなかったので質問したところ、中学生・高校生を対象としてアメリカの家庭に派遣し、研修費用の3分の2以内を旧横島町が負担しているとのことでした。後日、大変興味を持ったので調べてみました。この海外ホームステイ事業は、平成5年に旧横島町教育委員会の主催で当時の本山事務局長、現玉名市議会議員のもとで、中・高時代のよい思い出をつくってもらうことや故郷を思う気持ちを養ってもらうために、行政や地域としてできることは何かと考える立ち上がった事業であると聞いています。

平成5年から平成17年までの13年間、毎年で13回を数えます。派遣人数は延べ54名にもなります。「目的は明日の郷土を担う青少年たちの中で、中学生・高校生を対象としてアメリカの家庭に滞在して学校に通い、市民生活と学校生活の両面を体験しながら言葉と心のふれあいにより幅広い視野と国際感覚、語学向上を図ることです。

後援として、熊本日新聞社、南日本カルチャーセンターです。滞在地はアメリカ西海岸、カリフォルニア州、オレゴン州、ワシントン州の郊外で、研修期間は7月下旬から1カ月間、夏休み期間中。募集人員は5人程度です。参加資格は旧横島町在住の中学生・高校生で、心身とも健康で団体行動のとれる人、異文化や英語に関心があり、積極的な意欲のあること。」となっています。

この海外ホームステイ事業は、未来を担う青少年たちを育てるには非常に大事なプロジェクトであると思います。少子化が叫ばれる今、結婚をして子供をつくり、将来の玉名市、そして日本を背負う子どもたちを育てる事業にこそ大事な税金をつぎ込むことが必要であると考えます。

そこで、この「旧横島町海外ホームステイ事業について」、平成18年度からは継続されるのか。もしも中止されるならその理由を伺いたいと思います。

それから、旧横島町では横島町少年の翼「横島・倶知安町交流事業」が横島町の小学5年生を対象に、気候・風土・環境の異なる雪国での生活体験をするとともに、訪問地の子どもたちとの交流を通じて社会性を養うことを目的として行なわれていました。参加資格は、横島小学校5年生男子5名・女子5名とし、厳寒に耐える体力があり、団体生活ができる児童となっています。参加費用のうち、事業費の3分の1を町が負担するが、3万円を限度とするとあります。

この事業は、平成7年から平成16年まで旧横島町教育委員会が主催していましたが、平成17年度は玉名市横島町少年の翼「横島・倶知安町交流事業」として引き継がれています。このような、合併前にそれぞれの町で特徴ある事業が行なわれていたと思いますが、予算削減のためにただ切り捨てるのはいかがなものか。子どもたちに対する補助事業は考えてあるのか。あればお示してください。

また、平成16年1月にアメリカのクラリダ市を旧玉名市で公式に訪問されたときは、中学生を3名同行されていました。平成18年5月に中国の瓦房店市を公式に訪問されたときは子どもたちの同行はありませんでした。玉名市でクラリダ市や瓦房店市を公式訪問するときに表敬訪問や友好交流をされることは大事だと思いますが、もっと身になる国際交流が必要だと私は考えます。

さて、平成18年10月に、玉名市合併一周年記念式典があると伺っておりますが、平成18年6月8日の玉名国際交流協会総会において、支援活動として瓦房店市、クラリダ市公式訪問団を受け入れるとありますが、玉名市は子どもたちとの交流は何か企画されていますか。

以上です。

○議長（松田憲明君） 市民部長 田上敏秋君。

[市民部長 田上敏秋君 登壇]

○市民部長（田上敏秋君） 萩原議員の再質問にお答えいたします。

将来計画については、協定者である玉名市睦合財産区及び事業主体であります旧岱明町、長洲町の2町との協議で、当初は自然公園化計画がされておりました。しかし、平成17年3月に周辺環境に配慮した植林計画に変更がなされております。しかし、この処分場は管理型処分場として侵出水処理施設を設置し、より安全な水質管理を関係法

の基準で厳しく規定されているために、埋め立てが完了しても引き続き適正な水質管理を行なう必要があるというようなことになっております。

要望といたしまして、築地区の総会に出席をして説明していただきたいというご質問でございますけれども、この件につきましては、先日築地区の下区長さんですかね、川原区長さんとお会いをいたしまして、区長の方からもそのような要望がございました。行政として出席するのはやぶさかではございませんけれども、先ほども申し上げましたとおり、この施設の管理は、有明広域行政事務組合の管理でございますので、この行政組合の方にもこのことを伝えまして一緒に説明にまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松田憲明君） 企画財政部長 牧野吉秀君。

〔企画財政部長 牧野吉秀君 登壇〕

○企画財政部長（牧野吉秀君） 萩原議員の国際交流事業についての御質問に御答弁いたします。

初めに、旧横島町の海外ホームステイ事業につきましては、明日を担う中学生・高校生を対象に幅広い視野と国際感覚、語学力向上を目的として、平成5年度から事業が実施されておりました。事業内容としましては、米国への海外ホームステイ事業で、その研修費用の3分の2が補助されており、これまで13年間で延べ54名を派遣され、語学力の向上をはじめ、自立心や国際感覚の向上など、多くの成果を上げられたと認識しております。平成18年度につきましては、人材育成事業等を含めて総合的に検討し取り組む必要があるということで、本年度は予算計上はしておりません。

次に、子どもたちに対する補助金事業は考えてあるのかということですが、現在、国際交流に関する補助制度として、玉名市国際交流奨励費補助金を設けており、助成対象者は玉名市に在住するもの、若しくは団体等とし、国際交流の促進に寄与すると認められるものとしております。補助金額は1人当たり2万円で、1団体25人以内を限度としているところでございます。

また、このほかに研修の一環として、人材育成事業を実施しているところでございます。助成対象者は玉名市に在住または勤務する個人、玉名市に事業所等を有する団体またはグループとし、教育・文化・福祉・産業などの振興に資する人材の育成のための研修会等への参加、または研修会等の開催などを対象としております。

次に、子どもたち同士の交流を計画しているかという御質問についてお答えいたします。

島津市長、それから松田議長をはじめ8名の訪問団が去る5月に中国瓦房店市を公式訪問した折に、初級中学校を視察いたしました。子どもたちの純粋な熱烈歓迎を目の当たりにしまして、皆感銘を受けました。今後も、国際的感覚を習得するため、学校間

での交流や子どもたち同士の友好促進が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

議員御承知のとおり、本年10月には玉名市合併1周年の記念式典開催に向け、現在準備を進めておりますが、瓦房店市との議定書再締結、クラリнда市との盟約書再締結といった行事等を行なうため、両市の受入れを予定いたしております。また、本年8月には米国ロサンゼルスより、日系4世の24名の選手を含む総勢120名を受け入れて、中学生同士のスポーツ交流が実施されると聞いております。同事業は、平成10年から始まり9年目を迎えており、バスケットボールの試合やホームステイを通じて親密な交流推進が図られております。

現在、国際交流につきましては、新市建設計画の中にも、「社会を支える人材が育ち集まる町」を基本目標に掲げ、国際交流活動の推進、国際性豊かな人材の育成を主要施策として位置づけているところでございます。今後、玉名市の将来を担う子どもたちのためにより一層の事業の充実を図ってまいりますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 1番 萩原雄治君

[1番 萩原雄治君 登壇]

○1番（萩原雄治君） ありがとうございます。再質問ではなく、要望いたします。

ところで、海外ホームステイ事業が現在の段階で中止となれば、公式訪問をされる時に子どもたちを同行されることをお進めいたします。子どもたちの交流は視野を広げるために、大変役に立つことであると思います。このように、未来を担う子どもたちのための事業は非常に大切だと思います。玉名市の子どもたちがこの地域に生まれ育ってよかったと思い、心身ともにすこやかに育っていくような事業を企画していただきたいと切に願って、私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（松田憲明君） 以上で萩原雄治君の質問は終わりました。

引き続き 25番 田畑久吉君。

[25番 田畑久吉君 登壇]

○25番（田畑久吉君） 与党の田畑でございます。前政権のときは余った与党でございましたけれども、今回は正真正銘の与党と思っております。与党であるが故に、我が身をさらに引き締めて、厳しく、そんな気持ちで最近は精神の統一を図っております。与党になりますと、市長の顔色ばかり見て、おべんちゃらばかり言うようになるんです。そういう傾向にあるんですよ。だからそうすると政権の腐敗は早いですから、そういうことがないようにひとつよろしく、部課長管理の方は、ひとつ苦言・意見・誠を市

長に伝えていただいて、玉名市民のために頑張っていたいただきたいと思います。

さて、一般質問を、無駄な言葉、時間を省きまして、今回は5項目について御答弁をいただきたいと思います。

憲法に定められました人権の遵守そして尊重いたしまして、まずは人権の問題から入っていきたいと思います。小さなことか大きなことか個人それぞれわかりませんが、この件に関しましては、合併前の議会、何月議会かは記憶しておりませんが、行政としての啓発活動のあり方を指摘いたしまして、その行政の役割をわかっていただいと判断しておりました。

私の言っていることはハンセン病の啓発運動のことですけれども、そのときは、1階のロビーに即ポスターを張っていただきまして、そのポスターが、島津政権が誕生して途端なのかその頃なのか、いつの間にか消えてしまいました。なぜ、掲示されていないのか。何かの計画的な意味があるのか、島津市長が外せと言ったのかわかりませんが、誰がイメージダウンするのか。誰でも創造できますね、これは。私たちは、ボランティアで年1回最低菊池の恵楓園に訪問いたしまして、交流会を開き、啓発運動をいたしております。恵楓園のもろもろの問題が起きてから、特に啓発運動には力を入れておりますけれども、たかがポスターぐらいと思いの方もいらっしゃるでしょう。行政が自ら進んで啓発運動をすべきではないのかと、この思いであります。それも、国の隔離政策が間違っていたとの裁判決定が下されたこともありますのに、行政の行動が理解できない。未だにできない段階にあるわけです。

2階のローカウンターの前に1枚の掲示に、ポスターをしてありましたけれども、あまりにもそのこと自体が、こっそりと何か隠しているような感じを受ける。ポスターの掲示も積極的な啓発運動もやらない理由をお聞かせ願いたいんですね。理由がわかれば私も理解することができるかもしれません。ついでに言うておきますけれども、1階のロビーですか、待合室といいますか、よくあそこで待ち合わせをしますけれども、壁に張ってあるあのポスターのいろいろの大きいも小さいも、まちまちですね。あれ一つ見ましても規律と秩序が見えてこないんです。小さな規律、なさが市政の乱れになって、気づかないうちにマンネリ化して、毎日が惰性の職場になってしまいます。何も感じなくなったときに何が起きるか、心配しておりました。その理由をお聞かせ願いたい。

公的施設の管理運営について。この問題は、私が、今議員でもありますし、自分のことにも少し関連しておりますので、今まで12年間発言を控えてきました。実は事故がありましたときには、その事故に対する対応はしていただきましたけれども、対策が今だ不十分で、依然としてその管理運営ができていないように見受けられます。合併前、私が土地を整地をしているときに、草の中から野球ボールが10個ほど出てまいり

ました。そのうちの7個を当時の教育長に物的な証とはいいませんけれども提出をいたしました。飲み物関係の空き缶やその他の容器がたくさん捨てられて、草取りするときには非常に危険な状態ですね。だから、私はいつもユンボを持って行ってそこで草ごいつも地ならしをするわけですが、駐車禁止の場所でもない道路でございましていいようなものですが、道路の両側にズラリと駐車をして、個人の土地まで駐車場替わりに使用しておられる。一応ナンバーは控えておりますけれども、土地が減るわけでもございませぬので、それはかまいませんけれども、そこに人が集まればいろいろな状況が発生することは理解できます。

公的な施設であれば、隣接地に迷惑をかけないように特に管理運営をするべきではないかと、そう思うところでございましてけれども。それぐらいのことはわかっておられると思いますけれども、現在その事実、最近の農業経営はできる限り共同化して合理化しないと機械の償却に追われるわけなんですよ。そういうことで、私も共同でビニールハウスで花の事業展開を計画しておりましたけれども、未だに実現しておりません。私が議員をしていなければこんな話はとくに決着をつけておりますけれども。この件はこれぐらいにしておきます。せめて、提出したボールぐらいは返却してほしいと思うところですよ。

公共工事についてお尋ねします。

新年度の予算編成をする前に、次年度の事業件数といいますか工事予定の概算、あるいは全体的な内容の枠組みによって予算編成をするわけですよ。新年度の予算が3月議会で議決された時点で工事の全体像は判明しているわけですから、もちろん時節の災害とか県の補助、国の補助事業は別といたしまして、そのように新年度の計画が3月までには見通し立て決定されているのに、新年度当初の2カ月、3カ月といいますか、非常に発注が少なく、事業主は大変困っておられるのではなかろうかと思うのですよ。

6月の梅雨時になって少しずつ、夏の暑い時期に、台風時期に、最悪は年度末に集中して発注される傾向にあり、9月時期と過密時期との差があまり大きすぎるのではなかろうかと思えます。私の知っている限り、過去はそうであったように記憶に残っております。従業員の確保とか会としての配置、私も以前はそういった事業もしておりました関係で大変だろうなと思う気持ちがいっぱいあります。そのような意見が多数寄せられることもあります。

1市3町が合併して新体制となりまして、立派な市長も誕生いたしまして、土木課の課長、課長補佐、建設部長、事業企画企業局長、それぞれの事業を発注するところには、本当の実力派が人事配置されております。島津市長になっていろんな面で改善される姿を見える形で示すのは必要じゃなかろうかと、そう思うところでございまして。せめて、12月末か、1月中期までには発注を終わり、年度末までに次年度の、新年度の発

注を準備する。そのようなサイクルに変えてほしい。新しいサイクルに一度かえればそれですと続くわけですから、ぜひそうしてほしいと思う、と願う関係者も多数おられると思います。

工事は年度末に集中することだけには変えてほしいなど、年度中バランスよく発注されることをお願いしたいと思います。

それから、ひとつ、これは私の意見でございますけれども、工事現場の看板に工事価格を表示して、市民に多くの情報を与えて、認識を高めて、市政に対する理解につながるようにしたいと思うが、いかがでございましょうか。

以上、一応答弁をいただきたいと思います。

○議長（松田憲明君） 市民部長 田上敏秋君。

〔市民部長 田上敏秋君 登壇〕

○市民部長（田上敏秋君） 田畑議員の質問にお答えいたします。まずは、田畑議員におかれましては、人権問題、特にハンセン病問題につきましては、田畑議員の特技を生かされまして施設慰問など、特に熱心に取り組んでいただいておりますことに対して、敬意を表し、心から感謝とお礼を申し上げます。

さて、議員御承知の通り、ハンセン病問題を初めとした同和問題、子ども問題、高齢者・障害者・女性など、いろいろな人権問題において、今なお偏見や差別により苦しんだり悩んだりしている人がおられます。憲法にもありますように、基本的人権の尊重を常に念頭におき、広報たまなの毎月1日号に人権シリーズとしてあらゆる人権問題を取り上げ、掲載をしているところでございます。

また、市のホームページにおきましても人権シリーズお知らせコーナーを設け掲載し、人権問題啓発に取り組んでいるところでございます。議員御指摘のハンセン病問題につきましては、黒川温泉の宿泊拒否、そしてまた最近はいつも新聞紙上に掲載がされておりますハンセン病問題につきましては、今なお、こういう偏見等いろいろな問題があるということは、大変残念に思うところでございます。それで今後は、先ほど御指摘がありましたポスター掲示による啓発活動はもちろんのことでございますけれども、さまざまな機会をとらえ、ハンセン病問題を風化させないためにも努力をしてみたいと考えております。また、あらゆる人権問題についても同じく啓発活動に努力をしていきたいと考えております。

ポスターがいつの間にかなくなっていたということでございますけれども、議員からも御指摘がありまして、2階にありましたポスターを下の市民課ロビーの方に掲示をいたしましたところ、またいつの間にかなくなっておりました。そういうことで、また、田畑議員の方をお願いを申し上げ、新たなポスターをいただきまして、現在、市民課の前のロビーに掲示をいたしているところでございます。私たちが勝手にやったとい

うようなことではございませんで、常にこういうことを表に現しながら、人権問題については真剣に取り組んでいきたいと考えておりますので、どうか御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（松田憲明君） 教育次長 杉本末敏君。

[教育次長 杉本末敏君 登壇]

○教育次長（杉本末敏君） 田畑議員の質問にお答えいたします。

公的施設の管理運営につてでございますけれども、学校施設、社会体育施設における管理運営につきましては、最善の対応を講じているところでございますが、施設利用中、利用後の管理能力に対しましては、時間帯等の限界もありますので、あとは利用者一人ひとりのマナーの問題だと思っております。

それから、田畑議員の御指摘であります施設近隣での違法駐車、野球ボール、空き缶、ごみ等の散乱等につきましては再度学校及び関係者を通じまして、今後指導をしてまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いをしたいと思っております。以上です。

○議長（松田憲明君） 企画財政部長 牧野吉秀君。

[企画財政部長 牧野吉秀君 登壇]

○企画財政部長（牧野吉秀君） 田畑議員の公共工事についての御質問に御答弁いたします。

議員御指摘のように、公共工事は市民の住みよい環境の整備と地元労働力の活用及び地域経済を支える重要な要素の一つでもあります。本市におきましても厳しい財政状況を踏まえ、年度末に次年度の公共工事発注見通し調査を行ない、4月に関係各課の四半期ごとの発注予定時期等を公表し、計画的な発注に努めているところでございます。しかし、用地取得など種々の条件により発注が遅れることも状況によってはままありますので、10月には、発注予定時期の変更等の公表を行ないながら、早期発注に努めているところであります。今後も建設部、企業局等の関係各課と連携を図り、年間を通してバランスのとれた発注に向け、一層努力していきたいと思っておりますので御理解をお願いいたします。

次に、公共工事に伴う工事看板に落札金額を記入したらどうかという御質問にお答えいたします。現在玉名市発注の工事につきましては、熊本県の道路工事現場における表示施設等の設置基準に準じて設置しております。設置基準によれば、円滑な道路交通を確保するため、道路利用者に道路工事の内容、工事名、区間、期間、施工業者、事業主体者及び道路工事等に伴う迂回道路等の工事現場の内容を表示する設置となっております。落札金額については、広報たまなに掲載し公表いたしておりますが、議員の御意見は今後検討してまいりたいと存じますので、御理解をよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 25番 田畑久吉君。

[25番 田畑久吉君 登壇]

○25番（田畑久吉君） ハンセン病の啓発運動については、ひとつ自分たちにできることから一つずつお願いしておきます。

それから、公的施設の管理運営につきましては、いろいろな問題を抱えて前任の教育長にそういうことを提出しているわけですね。だから、その仕事の引き継ぎ、その引き継ぎをきちんとしていただきたいのですよ。事態はいろんなことが現場現場でおきますから、そういった問題を教育長も、前教育長は知っておられますから、その引き継ぎはどうなっているのか、その辺のきちんとした引き継ぎをひとつよろしくお願いしておきます。これはほかの部署・課所においても一緒だと思うんですね。前任者が課長が替われば、部長が替われば何か自分の担当のときに問題がある点とか、特にこれは記しておかないかんとかいうのがあると思います。そういうことでひとつよろしくお願いしておきます。

公共工事の現場に落札価格を入れるということは、山形の有名な知事、それから滋賀県の知事なんか、あの辺ではよくそういうことを実施されております。そういった先駆的などころもございますので、ぜひひとつよろしく願いをしておきます。

続きまして、活性化策についてお尋ねします。

先月から、各校区で市政懇談会が開催されております。私も玉名町校区については行けませんでしたが、そのほかの校区については調整して参加をさせていただきました。各校区内の問題点の指摘や改善の要望が多々出ておりました。各校区内の問題点の解決も活性化の一つとは思いますが、大きな指摘を拾ってみますと、岱明校区では501号線沿いの農振除外や501号から208号線までの抜ける道路の早期完成、豊水、大浜、滑石、3校区のときは、新幹線の駅に通じるアクセス道路の問題、天水校区のときは新幹線、仮称新玉名駅になっております、周辺への無駄な予算の投入は控え、箱物は極力避けるようにとの意見だったと記憶をしております。

各校区それぞれが、地域の活性化について一生懸命考えておられる姿がよくわかります。新幹線玉名、新玉名駅の名称一つにいたしましても、将来の玉名市の活性化が大きく左右される問題であり、十分な検討をするべきだと、新幹線推進特別委員会でも提案をしております。幸いにしてといたしますか、不幸にしてといたしますか、玉名市の場合は、左岸・右岸、菊池川を挟んで、御存じの通り二分されまして、その関係上対外的に経済的な地盤沈下による経済力の格差が拡大しております。

そういうことに、私も懸念を持っておりますし、昭和の合併によりまして左岸の衰退が始まり、格差がますます広がり、今ではもう見るも無惨な姿で、町並みも寂しい限りでございます。左岸はこのままでいいのかと思うところでございますけれども、具体

的な対策を打ち出さないと、平成の合併によってますます旧郡部を含み、衰退の可能性があるのではなからうかと心配するところでございます。

土地の価格だけ比較いたしましても10分の1以上の格差が生じている次第です。格差をできるだけ縮小する左岸のバランスのとれた活性化策を打ち出す必要があり、JRを挟んで、南側といいますか西側といいますか、岱明、滑石、大浜、あるいは豊水、横島、伊倉、八嘉、天水、この辺の人口を見ましても約半数以上が生活しているわけです。岱明501号線の沿いの農振除外の活性化に必ず私はつながると思います。ぜひ早急にこういうところはやっていただきたい、そう思うところでございますけれども。

懇談会の席で農振除外をしてほしいという意見が出まして、どなたか執行部の方が圃場整備をしたあとで考えるとかいう、私はそういうふうに理解したんですけども、全く私は逆ではないかと思うんですね。除外するとを先に除外しておいて圃場整備をした方が合理的であり、圃場整備が何の目的であるかということもよくわかっていないのではないかという、私の聞き間違いかも知れませんが、私はそういうふうに聞きました。

旧玉名市のマスタープラン10年計画の中に千田から松木に抜ける大橋の建設が入っていたが、それはまた生きているのかどうか。また、伊倉町の中を大型自動車を通らなければ田崎から208に行けない交通状況の中で、通学児童の交通受難、通勤者や車輛の離合障害、あるいは振動や排気ガスによる地域住民への健康障害や家屋損傷等の危惧をいたしまして、私が議員になった12年前から重要課題として取り上げてまいりました。仮称伊倉バイパスと仮設をしておりましたが、この件は合併協議会の中でも項目の一つになっていたと思いますが、どのような位置づけになっているのか、とをお聞かせ願いたいと思います。

左岸の場合と右岸の場合とを比べますと、土地の価格差だけでも上屋ができるのではなからうかというぐらいの格差になっております。この辺のことをいかに判断されるのか、その他、左岸に対する活性化策があればお示し願いたいし、具体的な計画が決まっておれば、この場で発表もお願いしたい、と思うところでございます。

環境衛生についてお尋ねします。今や、環境衛生問題は世界中の重要な課題となっておりますけれども、玉名市は菊池川の恵み、有明海の多大な恩恵を受けながら、玉名市産業界の経済の一部を担っていることは皆さん御存じであります。菊池川が汚染され、有明海に汚染が広がれば、計り知れない経済あるいは市民の食のダメージになることは皆がよくわかっていただいております。菊池川と有明海は玉名市の宝でもございますし、その宝を守りとおす責任があります。自然の破壊が進みますと人類が滅亡します。人間は自然の中で生きているのではなくて自然の中で生かされているような感じが私はするんですね。

皆さんはいつも息をしておられるから自分の呼吸が1分間に何回かよく御存じですね。1分間に人間の呼吸は18回です。早くても遅くても生きられません。その息をすることによって熱を発するのが体温36度、倍の、36度を倍にしますと72、イーブン・パー、ゴルフでいったら。これが脈拍、その倍は144、血圧、人間の体はそういうふうにして自然の中に生かされているのですよ。皆さん自分の体のことを考えたことはありますか。旧玉名市の一般廃棄物し尿収拾運搬業者あるいは浄化槽清掃業者は業者ごとにし尿処理場への投入量は限定されていたわけですが、現状は旧玉名市全域は許可区域であり、地域割は実施してないのに業者ごとに投入量が限定されていました。校正・公平の上からも平等ではないと思いましたが、過去のいろいろなことがあります、それを今まで見てきたわけでございますけれども、一般廃棄物処理計画の策定を持って実施していただきたいと思うところです。

廃棄物法の地域を定めて許可することができるという項目をもとに、一般廃棄物処理計画に基づき投入量は算出されるべきではないかと思うところです。

浄化槽の清掃は浄化槽法で年1回以上と定められているが、旧玉名市においてはそのような行政指導がなされていなかったようですね。平成18年、今年2月に浄化槽法の改定により罰則が付き指導が強化されている以上、適切な公報を行わないと、市民いわゆる浄化槽の設置者、管理者に負担増を不利益をかけることになります。

最終的に私が心配していますのは、浄化槽清掃を年1回完全に実施した場合、旧玉名市ではその実態、いわゆるし尿、汚泥、絶対量は把握されていない状況下で、既に老朽化している処理場、処理機能に問題を抱えた現処理場に問題はないのか、公共用水域の保全あるいは有明海の水質保全、菊池川の汚染、総合的に環境衛生保全の観点からも心配ないのかと思うところでもあります。そのあたりの判断、今後の見通しなどを、執行部の考えをお示し願いたいと思います。

一度、処理能力に支障をきたしたとき環境汚染を引き起こすのは目に見えておりません。余裕を持って、適切な計画が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

一応答弁をいただきたいと思います。

○議長（松田憲明君） 企画財政部長 牧野吉秀君。

〔企画財政部長 牧野吉秀君 登壇〕

○企画財政部長（牧野吉秀君） 田畑議員の菊池川左岸地域の活性化策について、お答えいたします。

本市の発展は、近代においては、鉄道や国道208号の開通とともに、高瀬町や温泉街などその沿線を中心とした市街化地域が形成されて発展を遂げてきており、一方、市街化地域の周辺として有明海沿岸を含め、菊池川左岸地域一帯では農林水産業を中心として広大な玉名平野の恵みを受け発展を遂げ今日に至っております。このような歴史

や土地利用を踏まえ、将来的にも現在の土地利用としての市街地ゾーン、農業振興ゾーンを尊重したうえで、いわゆる都市、すなわち中心部と農村周辺部の交流を促進する基盤整備が重要なテーマであると認識しております。

具体的には、都市と農村あるいは旧3町を結ぶアクセス道路の整備、国道間を結ぶバイパス道路の整備、公共施設の適正配置や企業誘致の誘致先選定あるいは将来的には定住促進の候補地選定などが今後の重要な課題であると認識しております。議員御指摘の菊池川左岸を貫通する国道間を結ぶバイパス道路の整備等につきましては、市街地や新幹線新駅へのアクセス道路として、ひいては広域交通の幹線道路として波及効果や必要性が高い道路であると認識しており、今後十分に検討してまいりたいと考えております。

○議長（松田憲明君） 市民部長 田上敏秋君。

[市民部長 田上敏秋君 登壇]

○市民部長（田上敏秋君） 田畑議員の環境衛生についてお答えいたします。

玉名市におけるし尿処理は旧玉名市を対象とした玉名市し尿処理場と旧玉名郡8町を対象とした有明広域行政事務組合が管理運営いたしている第1衛生センター、第2衛生センターにおいて処理されております。平成17年度のし尿処理能力は、玉名市し尿処理場が1日につき51キロリットル、第1衛生センターが1日につき68キロリットル、第2衛生センターが1日につき40キロリットルの能力を要しておりますけれども、議員御指摘のとおり、浄化槽汚泥の処理能力がすべての施設において限界に達している現状でございます。

平成17年度のし尿処理の内訳で、浄化槽汚泥の割合が、玉名市し尿処理場が約48%、第1衛生センターが約57%、第2衛生センターが約49%であり、汲み取りし尿に対して浄化槽汚泥の割合が年々増加をいたしております。また、玉名市し尿処理場は昭和39年建設し、昭和51年と52年に増設し、第1衛生センターは平成8年に建設され、また第2衛生センターは昭和57年に建設をされております。その処理方式は汲み取りし尿処理に対応したものであり、3施設とも現況において浄化槽汚泥の処理に苦慮している現状でございます。

さらに先ほど議員の方からもありましたとおり、浄化槽法において、浄化槽の保守点検、清掃、法定検査が義務づけられており、本年2月1日からは法定検査を受けない場合は罰則が科されることになっておりますので、浄化槽汚泥がより一層増えるものと予想をされております。

つきましては、浄化槽汚泥量の将来予測、建設事業に対する補助制度の活用や民間主導の公共施設の設計・建設・維持管理運営までも民間に任せるというPFI方式など必要に応じて専門的な調査を実施して、効率的な点から有明広域行政事務組合と連携を

して、今後の方針を早期に策定し事業化について努力をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松田憲明君） 25番 田畑久吉君。

[25番 田畑久吉君 登壇]

○25番（田畑久吉君） 左岸の活性化への問題につきましては、ひとつ極力、何か私、今度の玉南校区の懇談会に計画は発表されるのかなと思って期待しておりましたけれども、そういうことはないですか。それはそうとしまして、極力、努力をお願いしておきたいと思います。それから、環境衛生の件につきましては、施設につきましても非常に老朽化して将来は心配されますので、担当課で極力努力をしていただきたいと思えます。

それから、先日環境衛生問題で、私、課長の山口さんだったかな、いろいろ話をさせていただいて、本当に久しぶりに、行政マンといいますか、彼の判断力、実行力、決断力そして指導力、私は感心しました。ああいう人を市長、早く部長にしてあげて、これは私の個人の思いです。よろしく。

それから、市長に、市長、毎日今行事がいろいろと、新聞見ますと朝から晩まで大変ですね。市政は県政と違いまして、また市長職も県議とは違いまして、すべてが市民と密着しております。職員の意見に耳を傾けていただいて、苦言を尊重して、将来を見ながら職員の能力・開発をひとつしていただいて、力を付けていただいて、玉名市の未来へ向けて、玉名市の礎をしっかりと築いていただきたいと、そう思うところです。

何なりと思うところがあれば一言よろしく。

○議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） おはようございます。今日は登壇の予定がございませんので、やはり1回ぐらいは登壇させていただいた方が私も緊張していいなと思っております。

今、田畑議員のお話に感想を申し上げる前に萩原議員が質問されました問題についての私の感想をちょっと申し上げたいと思います。すぐ近くに住んでおきながら、最終処分場の問題等つぶさに承知しておりませんで、恥じ入っております。

ただ、19年に最終処分場の仕事が終わって、これがどうその後活用されるかということになれば、開田地区にとってもまた築地地区にとっても住民の皆さんは極めて関心の深いことであろうと思います。有明広域圏の仕事とはいいながら私自信も強い関心を持って現場も拝見してみたいと思っております。

若い人たちに国際感覚を身につけるような意識を大事にした方がいいという御指摘もございました。私も同感であります。合併したあとの市政を進めていく中で非常に矛

盾を感じますのは、地域ごとの個性、あるいは行政的にはいい仕事は、地域独特のものであっても大事にしていかなければならん、そういうことがあると思います。しかし、同時に合併をしますと、やはりそれを平準的に全地域にまたがる形で考えなくてはならんという側面もあると思います。相反する2つの視点があると思いますが、とりわけ若い人たちにこれからの私どもの国や郷土を背負っていただく方々に、より正しいというか、積極的な国際感覚を身につけていただくように努めるのは、行政として、また先輩としての我々の責任であろうと思っておりますから、いろんな機会をとらえて、また、施策の上でも生かせるものは生かしていく心構えが必要だと改めて感じました。

田畑議員から御指摘があった問題で、最後の部分は別にして、一、二申し上げます。公共工事の平準化、これはやはり考えるべきであるという御指摘がありました。県議会当時にもこのことはよく議論されました。議論されましたが、なかなか国との絡み等々で難しい側面があったと承知をしております。ただ、市という段階になりますと、お話があったように国庫補助事業でありますとか、国の縛りあるいは県の縛りがある部分は別として、玉名市単独で行なえる事業について、御指摘のような意識を持ちながら仕事の平準化を図っていくということは、極めて大事なことであろうと、御質問を伺いながら改めて感じましたので、一遍にばつとやれるかどうかはそれはわかりませんが、できるだけ、執行部の諸君にもそういう意識で、例えば年度末に仕事が集中しないような方策をどうとるか、こういう問題が改めてこれから検討し直させていただきたいと思っております。

左岸地区が他の地区に比べて静かすぎるではないか、もっと積極的な活性化策を考えるべきであるという御指摘であります。びしっとその問題点はとらえているかどうかはわかりませんが、旧市議会の中でも田畑議員はその他の議員さん方がこういう視点で活発に議論をされた。あるいは合併協議の中でもこの視点の中で議論されたということ、私自信も承知をいたしております。来年、バイパスの半分が完成をする。そしてその後新幹線の工事が進んでいく段階で、その地域に大きな変化が起こることは事実だと思います。そういう折にやはり天水地区、横島地区、あるいは八嘉地区、豊水地区等々の左岸地区から国道208号あるいはバイパスにどう結節をして、地域の元気のよさを図っていくことは、今後の新しい玉名市の一つの大きな課題だと認識をいたします。

どう、具体的な策を整理するかと問われれば、今こうしますというふうに申し上げる準備も自信もございませんが、執行部ともどもそういう事柄だと強く自覚をして、何らかの形で早い時期に案が示せ、そして事柄が動き始めるように努力をしてまいりたいと思っております。

最後に、市政をお預かりしている中で、決してゆるっとしているつもりはありません

ん。私自身、結構これで緊張感を持ちながら市政に当たっておるつもりであります。なかなか思うように事柄が進まない、動かないということで、隔靴搔痒の感を感じることもあることも事実です。昨日もちょっとお叱りをいただいた分もございますが、私自身は今までになく私の人生の中で、今までになく真面目に真剣に業務に励んでいるつもりでございます。

執行部の諸君も、決して合併の中から起こったいろんな行政上の状況に安穩としているとは、私は思っておおりませんし、また、私の統率に欠ける点があるとすれば極めて遺憾であります。そういうご心配をおかけすることのないように、執行部の諸君と一体となって緊張感のある市政の展開を図ってまいりたいと思っておりますので、議員の皆様方の格別の御指導をお願いを申し上げておきます。

○議長（松田憲明君） 以上で、田畑久吉君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時13分 休憩

午前11時25分 開議

○議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き、開議を開きます。

4番 北本節代さん。

[4番 北本節代さん 登壇]

○4番（北本節代さん） おはようございます。一人会派の北本節代です。よろしくお願いたします。

私は市会議員になりまして、毎年開催されています市政懇談会に全地域において出席することを目標にし、できる限り出席してまいりました。一番身近な市民の声として大変有意義な時間です。今回の一般質問は、その中から子育てに関することを取り上げてみました。市政懇談会は築山小学校から始まり、現在天水中学校校区までの5カ所、あと本会議後に2カ所が予定されております。秘書課のまとめでは、玉名地域では244名、岱明地域では123名、横島地域では111名、天水地域では270名、まだ2カ所残っておりますが、700名弱の方が参加しております。17年度は、小学校校区で行なわれ、704名だったということです。

今回は中学校校区の開催でしたが、それぞれに特徴がある市政懇談会でした。また、町の方では初めて開催ということで、大変期待いたしておりました。御意見が統計では6カ所で全体で110件、平均すると1カ所20件弱の御意見が出ております。初日の築山小学校では、再三、この一般質問でもあっておりますが、小学校運動場の問題で、子どもたちに広い運動場を確保してほしいという御意見・要望。また、玉名町小学校では体育館建て替えの問題、同じ名前札を下げられた子どもさん同伴のPTAの

方々がたくさん参加をされ、建設予定が平成19年から平成26年になり、8年延びたことの説明を求められていました。玉名市への要望の切実さが伝わりました。

滑石を含む有明中学校校区でも30分間延長という、盛んな御意見でした。また、岱明町でも時間がきても市民の方々の手が挙がり、横島でも熱心な質疑提案で時間オーバー、天水校区では270名という校区では最高の参加率でございました。以上のことから、市政懇談会の中で関心度が高いことを問題とし、通告に従い、一般質問を始めます。

初めに、子どもたちの安心・安全のまちづくりと、学校の諸問題についてです。最初は防犯対策の4つの質問です。安全パトルールについて。安全パトルールという言葉があるかどうかはわかりませんが、住民が自ら地域で子どもたちを守るために危ない箇所で立ったり、一緒に下校をともにしたり、安心できる活動をされている方々ですが、腕章やベスト、たすきなどを用意してほしい、との要望。子どもたちだけではなく、不法投棄などを注意するときにも助かるとの御意見でした。この意見はどの会場でもありました。岱明地域におきましては、小・中学校が実際にPTAで安心・安全ネットワークを形成され、これから検討を進められていくとのことでした。

初めの質問です。玉名市内におきまして、安全パトルールのような取り組みはどの地域でどんなふうに活動がされているのか。また市当局が把握されているのかをお尋ねいたします。

関連の質問ですが、子ども110番の家、この子ども110番の家については、PTAの取り組みだと思っておりますが、子ども110番の家の、現在この玉名市において、どれぐらいの軒数の家があるのか。また、協力のお願いはどのようにされているのか。子ども110番の役割はどんなものと認識をされているのか。また、毎年更新をされているのか。110番の家と子どもたちとの交流はあっているのか。3つ目に、安全マップ通学路の点検問題です。通学路を指定した安全マップ等ができ上がっていることですが、通学路の安全点検等は行なわれているのか。また点検の結果はどのように反映されているのか。4月に新入生を迎え入れています、通学路などの保護者への説明はあったのでしょうか。また安全マップ等の配布はされたのかどうか、お尋ねいたします。

安全マップへの、先ほどの子ども110番の家の書き込みなど、しっかり活用できているシステムがつくられているかどうか。また、防犯に対する取り組みで、110番の家は、これからの地域力には欠かせない財産です。どのようにしていくのかお尋ねいたします。

4つ目に、防災無線についてです。防犯灯、通学路の外灯の問題でもたくさん意見が出ました。使用量の件では合併協議会で検討を重視されているとのことのお答で、とても見

えにくいものでしたが、利用料に関しては不安に思っておられる区長さんが大変いらっ
しゃいました。また、防犯灯の問題は限りなく要望が出てくる問題です。旧玉名地域で
は、5年計画で、毎年防犯灯を付けていく説明があったのですが、合併後この計画はど
のようになったのでしょうか。12月の答弁もありましたが、現在、玉名市内で把握さ
れているだけでも玉名地域で1,500灯、岱明町で585灯、横島町で312灯、天
水町で682灯、合わせると3,082灯になります。これからの外灯、防犯灯につい
ての計画を再度質問申し上げます。

また、防犯無線に対してもよいにつけ悪いにつけの御意見でした。これから、統一
されるという御意見、また放送のやり方は内容も住民の方にしっかり行き届いてなかっ
たように思います。横島や天水のように地域性があっても、大変よいと思われま
す。なぜ、統一する方向でいくのでしょうか。地域性の違うところでの統一の必要はないと思
いますし、ぜひ要望どおり、子どもたちの下校時間の放送などは続けてやってほしいこ
とだと思います。

また、防犯無線に対する統一の方向があれば住民に何度も何度も周知徹底させてい
ただきたい、これは要望になりとは思いますが、よろしく願いいたします。

続いて、要望が多かった学校図書司書をめぐる市民の声の問題です。岱明町、横島
町、天水町、いずれも図書司書助手の問題、読み聞かせの問題、図書蔵書の問題、内容
は配置してあった図書指導員をなくさないでほしいという要望でした。天水において
は、図書館の本の充実がされてないという市民の声でした。3町の御意見を聞きなが
ら、子どもたちのことに多くの予算をかけてほしいと思われることを痛感いたしました。

私は自分の子育てのことを考えてみました。子育て中、専業主婦で玉名市の移動図
書館を大変利用させていただきました。移動図書館は毎月決まった時間に来てくれま
す。自宅の近くに来てくれます。リクエストするとリクエストの方も答えていただけま
した。親子3人で15冊の本が借りられます。もちろん紙芝居や絵本、その他も貸し出
しをやってきています。10年ほど前ぐらいでしょうか。玉名市の市民図書館は貸し
出しで日本1位になったと記憶があります。現在、便利になったので、移動図書館は利
用される方も少なくなり、ニーズに合わせてどう今後変わったのでしょうか。雨の日や
休日は子どもと一緒に市の図書館に長い時間過ごさせていただきました。

私の子どもは、玉名町小です。玉名町小学校の予算は前から厳しかったと聞いてお
りますが、PTAの文化委員で、図書ボランティアをやり、本の整理、本の修理、時間
があれば読み聞かせ、親子読書、毎月親子読書の掲示、先生方と一緒に町小の図
書館で繰り返し作業を進めました。再三にわたり司書の件は要望しましたが、最終的
にはどの学校も選任司書はいないという現実になってしまいました。

私は合併してすぐ3町のすべての学校を回らせていただきました。素晴らしい学校を見せていただき、子どもたちのおかれている現状の格差を感じました。市だからとか、町だからとかというよりも、現実この違い、教育の予算の格差があることを痛感いたしました。今回は、図書指導員4名による巡回図書、という玉名市のやり方で、方法は変わった予算が掲示されております。それにご不満がある皆さんの声でした。図書に予算をかけてほしいということです。旧玉名市では図書司書は巡回で17校やっておりましたが、ところがその巡回図書でさえ、前回の議会でも申し上げましたが、合併を境にいきなりいなくなり、今年4月に復活、合併をしたそれぞれの地域格差をなくすためだと思いますが、町の図書指導員を廃止になられたということです。

旧玉名市では17校を2名でやっていらっしゃったのが、27校4名の予算で、私たちからすれば人員も増え、時間も増えているということになります。図書司書の質問ですが、図書司書の質問は予算の問題になります。新年度、巡回図書4名の予算をお伺いいたします。また、旧岱明町、横島町、1年間の決算額はどうなっておられますか。27校、学校に図書司書助手をおいた場合、どれくらいの費用になりますか。1日、4時間半、年間500時間以内で計算していただきたいと思っております。

合併後、図書秘書の指導員の予算カット、特に日曜に関しては説明はあっているのかどうか。各学校の図書費の合併前と合併後の違いはあるのかどうか。本の整理など図書ボランティアなどが学校で進められている現状があるのかどうか。巡回図書では補えないところをどんな方法でやろうと思っているのか。以上が図書司書助手に関する質問です。

最後は、玉名町小学校体育館建設計画についてですが、昨日、内田議員から耐震強度の質問がありました。また、堀本議員の質問にも重複する問題ですので、私の方からは要望ということで、答弁の必要はありません。玉名市の小学校の建物、一番古い建物だと思われまます。昭和36年建設当時は2,000名を越す児童数だったと聞いております。地域で、一番多い児童数だと思いますが、昭和57年生まれ、現在23歳の私の子どもですが、小学校のとき全面の床の張り替えがありました。その床が再び破損していると聞きます。どうか、玉名町小学校は住民の避難場所にも指定されておりますし、1日も早い建設計画を要望いたします。

以上が、市政懇談会から3項目の質問です。御答弁をよろしく願いいたします。

○議長（松田憲明君） 総務部長 村田隆夫君。

[総務部長 村田隆夫君 登壇]

○総務部長（村田隆夫君） 北本議員の安全パトロールについての御質問にお答えいたします。

安全パトロールにつきましては、玉名駅前パトロールセンターや大野下駅前パトロ

ールセンター、地域警察連絡協議会等の各団体のほか、六田地区、豊水地区など、多くの地域で各行政区の役員、PTA、老人会などの皆さんが自主的に防犯活動を始められております。地域の身近な方々に子どもたちの安全を見守っていただいているということで、大変心強く、またありがたく思っているところでございます。

市といたしましては、現在、6台保有している青色回転灯装着車を活用し、防犯パトロールを随時実施いたしております。パトロールの際に必要な腕章やベスト等については、現在各団体で準備していただいておりますが、ベスト及び信号灯につきましては、地域防犯の拠点として活動している玉名駅前パトロールセンターで貸し出しができるようになっております。

なお、防犯パトロール用の腕章を市が購入し、関係団体等に支給することにつきましては、検討課題としておりましたけれども、速やかに作成をいたしまして御協力あるいは御努力をいただいております関係の皆様にお配りをいたしたいというふうに考えております。

次に、防犯灯、防災無線についての御質問にお答えいたします。防犯灯につきましては、設置及び維持管理に係る取り扱いが旧1市3町で違っており、合併後平成18年度一杯は、旧自治体の管理方法をそのまま引き継ぎながら並行して一元化できるよう町政を行なってまいりました。その結果、昨年末に開催されました区長協議会において協議をいただき、平成19年度から防犯灯の設置及び維持管理については、地元行政にお願いすることと決定し、各区長さんへの説明をいたしております。

ただ、設置につきましては、新たに玉名市防犯灯設置補助金交付要項を整備いたしまして、支柱から立てるものについては1灯につき3万円、支柱が不要のものについては1灯につき1万円の補助を1行政区につき年間6万円を限度として行なっております。また、旧玉名市において、平成16年度より通学路に係る防犯灯の設置を5カ年計画で進めてまいりましたが、本要項の整備を機に通学路という区分をなくし、全市必要な箇所に継続的に補助を行なっていくよう取り組んでおります。

なお、通学路に係る防犯灯の設置は平成16年から17年度の2カ年間で69とございました。今後も要望箇所にはすべて助成する方針でございます。

次に、防災行政無線の運営につきましては、合併前の旧市町で防災無線設備運用基準等に大きな違いがございました。現在、防災行政無線の統合と併せて、運用の調整を図っているところでございますが、運用基準等につきましては、合併協議では1つの放送局で同じ内容を放送することとなっておりますが、合併後の取り扱いといたしましては、地域の実情等を十分考慮しながら、当分の間は旧市町村単位で従来どおりの運用基準で放送を行なっていきたいと考えているところでございます。

今後とも、市民の皆様役に役立つよう、また安全で安心して暮らしていただけるよう

防犯放送を含めた防災行政無線の有効活用を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 教育長 菊川茂男君。

[教育長 菊川茂男君 登壇]

○教育長（菊川茂男君） 北本議員の質問にお答えいたします。

安全パトロールにつきましては、学校としての取り組みについてお答申し上げたいというふうに思っております。

通学路の安全への取り組みにつきましては、子どもたちが安心して登下校ができますように、地域の方々をお願いをいたしているところでございます。特に、下校時には退職校長会であるとか、あるいは区長会、あるいは老人会や地域婦人会、スクールガードボランティア等の方々に協力を要請して、散歩やジョギングをされるときに校区の通学路をコースに入れていただきますようお願いをいたしております。

岱明校区では、スクールガードボランティアの方々が、下校時に当番を決められて子どもたちを引率して帰っておられるというふうに聞いておりますし、実際に3時半頃に連れて帰っておられるのをかいま見たこともあります。それから、玉名郵便局であるとか、高道郵便局、天水郵便局とは、本年2月13日に児童生徒安全確保に係る覚え書きを締結しまして、郵便配達時におきまして、積極的に児童生徒の安全確保の一端を担っていただいております。そのほか、ガソリンスタンドとかあるいは新聞配達の方々にも自主的に協力をお願いいたしております。3月末には、教育委員会で防犯たすきを600本購入いたしまして各学校で活用してもらいますように配布をいたしております。

6月より、県の事業でありますけれども、各学校に地域学校安全指導員として委嘱をし、学校内外を巡回警備するとともに巡回学校の通学路安全点検及び学校安全ボランティア等への指導や情報交換を行なう地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業を行っております。

次に、子ども110番の家についてのお尋ねでございますが、子ども110番の家に関しましては、子どもが登下校時などに不審者の声かけ、つきまとい行為等の被害を受けて身の危険を感じたときに避難場所として駆け込み、住民が一時的に保護して警察に通報するなど、そういった役割があるほか、地域の犯罪抑制機能も果たしており、被害の未然防止を目的として設置をさせていただいております。

これまで、玉名市内の子ども110番の家は、PTAと学校と地域が一体となって展開しておりまして、現在、850戸の御協力をいただいております。参考までに打ち分けて申しますと、玉名市が392、岱明が150、天水が248、横島が60というようなことで、全体として850ということになっております。旧玉名市です。

また、設置につきましては、毎年見直しをなされておまして、地域の実情に応じ

まして新たにお願いをしているというようなことでございます。ある学校では、地区代表の保護者の方が、花の苗を届けていただいて、今年もまたよろしくお願ひしますと、継続をお願ひしますというようなことで、お願ひをしている学校もありますし、毎年、委嘱状を交付しているというところがございます。

交流に関しましては、各校区でのあいさつ運動の展開と子ども110番の家に限らず、地域全体との信頼関係を深めているところがございます。学校によっては、110番の家の方を学校に招待し、子どもと一緒に給食会をするというようなところもございます。今後もさらに学校、PTA、地域との連携を密にし、子どもたちが安全に暮らし、安心して学校へ通えるよう子ども110番の家と安全マップを再確認し、地域社会で子どもたちを守ることができる環境づくりを推進してまいりたいと思っております。

安全マップと通学路の安全点検についてのお尋ねでございますが、通学路安全マップにつきましては、市内の全部の学校が作成しております。そして、入学説明会であるとか、あるいは入学式当日、あるいは参観時の学級懇談会等で説明を行なっております。さらに各家庭に配付したり、学校においては掲示を行なったりして周知徹底を図っているところがございます。この通学路安全マップはPTAと教師あるいは教師が下校時に児童と点検を行ない、人通りが少ないところ、歩道がないところや車の多いところなど、交通安全面で問題があるところ、外灯が少ないところなどの危険箇所と思われる箇所の写真を張りつけたり、また、地図上に記載をしたりして、周知を行なっているところです。

子ども110番家に対しては、更新時において、市、PTA連合会、学校と連携し、再度趣旨説明等を十分に行ない御理解をいただき、子どもの安全を確保するため、御協力いただけるように取り組んでいきたいと考えております。

次に、学校図書司書をめぐる市民の声についてでございますが、お尋ねの項目にしたがって、簡潔に申し上げていきたいと思ひます。

まず、巡回図書指導員4名の予算は、職員2名と臨時職員2名の人件費と賃金で1,200万円になります。

2番目の図書指導員等の前年度決算額で旧岱明町の小学校4校がPTA委託、中学校1校が職員で計600万円、旧横島町1校が嘱託で100万円となり、合計700万円となっております。

3番目、全小・中学校に図書指導員を配置した場合、臨時職員27名を1日4時間30分、年間500時間として積算した額はいくらになるかということでございますが、1,080万円となります。学校への予算の説明については、校長会等で事前に図書指導員を常駐から巡回方式にするということを、報告をいたしております。

各学校の図書購入費につきましては、合併前と合併後では全体として減額となって

おります。ボランティアの方には本の整理とかあるいは図書室の設営、貸し出し、読み聞かせ等を行なっていただいております。もちろん、学校にも図書担当の先生がおられます。したがって図書部員と一緒に図書室の貸し出し、その他環境整備、いろいろなことをやっております。例えば、このような図書館だよりとか、こういうのは毎月発行をされております。こういったことについても一生懸命に頑張っているというところがございます。

巡回指導員で補えないところは、今申し上げましたように、それぞれの学校でできる範囲で行なっております。また、ボランティアの方々にもお世話になり、現在のところ図書館運営がなされているというところがございます。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 4番 北本節代さん。

[4番 北本節代さん 登壇]

○4番（北本節代さん） 時間がきていますけど、再質問だけさせていただくことになると思いますが、再質問です。

防犯に対しての再質問ですが、6月14日の熊日の読者のひろばを見られた方もいらっしゃるかと思いますが、県知事の声で地域の子どもは老人で守ると題して、県内の行政各種団体、グループが協力して、犯罪を未然に防ぐ防止活動を県議会で1月に発足させ、それを受けて老人会、県警、県教育委員会が動き出したということの記事が載っております。そして、最も自分たちで仲間をつくって、自家製のワッペンをつけて、先ほど教育長が申し上げられましたけど、外出時にそれをつけて、子どもたちの登下校の時間を主に散歩をして回るとか、その時間を利用して買い物に出るとかいう取り組みがなされているということです。

総務部長さんからも教育長からもありましたけれど、今、要するにパトロールにしても学校退職者の先生や区長さん、それからPTA、ばらばらに活動をしていると思うんですが、このことを玉名市、県では県知事の声に広がりというふうなことで、新聞では表記してありましたけれども、こういったパトロールのことを先日、石川県七尾市でスクールガードリーダーとして学校の安全パトロールを活用とした地域ぐるみの安全対策フォローのお話をお伺いしております。区長会それから民生員、PTA、老人会、婦人会、地域住民、それにお店の方、郵便局、いろんな方たちが声を上げるというふうなところを、市長はどのように考えておられるか。市長の声で、こういった安全・安心の組織というか、フォローはできないだろうかというふうに、しっかり市政懇談会のあとに考えましたので、子どもたちはPTAだけで守るものでもないし、日本の宝です。こういったところを、どこかが声を一つにまとめていくというのが、今、防犯にとっても大切じゃないかなと思っておりますので、これを再質問いたしたいと思っております。

図書室司書の問題の再質問では、予算から考えると、町の方たちの図書の指導員さんというふうなのはいてよかったんじゃないかなと判断します。これに対しても、予算を削るとというのが市民の中でどれぐらい予算がかかるのかというのがしっかりわからないという構造になっておりますので、ぜひ、予算を確保して、そして市民に熱いサービスを、高いお金ではないとサービスができないことはないと思います。よかったら、町には大きな市民図書館というのがそばにあります。市民図書館もそばにない地域での図書館の図書指導員の方とか、それから蔵書に関してもそうですけど、手厚いものがあるんじゃないかなと私は思いますので、そのことについて、再質問です。

○議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） ぴしっと予定してないとちょっと困ることもございますので、お答をいたします。

とみに最近起こった悲しい出来事を踏まえて、というわけでもないでしょうけれども、皆さんに大きな関心を、こういう世相が呼んでいるわけですが、私どもの玉名市の場合には、この4月1日に犯罪のないまちづくり条例というのが、既に発足をいたしております。いろんな機関そして警察も含めて地域一体となって犯罪のない町を目指そうという条例が、4月1日からスタートを既にいたしておりますので、この条例を生かすように、逐次体系的にやっていく必要があると思います。

ただ、私どもの玉名地域、駅前パトロールセンター、大野下も含めてそうですが、それにその他、各地域あるいは各組織の中で、非常に私は県内の他の地域に比べても先進的にいろんな方々が御努力をいただいていると言っていい地域ではないのかなと受け止めております。

さらに、そのことが進んでいかななくてはならないと思いますが、とりわけ子どもたちの問題を考えます折に、何がこういう世相を惹起したのか。それは、私には一概に感想を申し上げるだけのものを持っておりませんが、ただ、私どもが心がけていきたいなと、いかなきゃならんと思うのは、いろんな御努力をいただいている、退職校長会にしても、あるいは老人会の皆さんにしても、いろんな形で安全パトロールを強化しながら、地域の子どもの安全を守っていこうという意識が高まっておりますが、私は、一つだけ言えることは、私どもの子どもの頃と比べて、やはり地域の絆が私どもの子どものような雰囲気ではなくなってきたんじゃないかなということを感じます。ですから、そういう地域の皆さんがパトロール、散歩でも子どもたちの下校時に合わせて散歩をしようとか、あるいは退職教師の方々が学校教師としての経験も生かしながら、子どもたちの安全を守っていこうとかという意識は、多分それだけにとどまらず、やはり私は地域の絆をさらに深めていくことになるんじゃないかなと、そういうふうを感じ

て、受け止めております。

県が、いろんな形でアピールしているんで、玉名も市長としてアピールをしなさいということでございますが、やはりきちっと言葉を揃えて、然るべき時期にメッセージを送りたいと思います。それでよろしいでしょうか。

実は、先ほどもちょっと申し上げたんですが、合併に伴って、個性は大事にしなけりゃいかん、いいことは大事にしなけりゃいかんということは、よく承知をしております。同時に、やはり合併した以上はできるだけ同じレベル、同じ環境の中で政策が進められることが大事だと思います。それで、この学校図書の問題は、岱明町、横島町はこれまでも随分丁寧に充実をして進められてきたと思いますが、旧市の場合は、必ずしもそうではなかったが故に、いろんな、岱明町であるとか横島等から見ますと、御批判をいただいていることもよく承知をしております。

ただ、教育長ともよく話をしているんですが、学校や子どもにかかっている費用を削って他に回すというような発想は持っておりません。故に、来年度等もまたいろんな整理をさせていただく部分もあろうかと思いますが、そういう事柄も含めてこの問題、対処してまいりたいと思っています。

大変、私も不敏で申し訳ないんですが、私どもの地域で、これほどまでに図書に対する皆さんの熱意が深いんだということを改めて教えられております。他の市・町等に比較して、玉名の教育の特色として、読書に対する、あるいは図書運動に対する充実感が、その一つの個性として、玉名教育の個性として位置づけられることができれば、皆さんの主張あるいは市民の皆さんの願いも含めて、我々も真摯に受け止めなければならんと思っていますので、今、どこまで申し上げていいかわかりませんが、教育長ともお話を申し上げておりますのは、先ほど申し上げたように、決して学校や子どもにかかる経費を削減をして、それを他の分野に回すという感じは思っておりませんので、近松議員もあんまりおごらないでくださいね。今まで一生懸命、随分いろんな場面で怒られてまいりましたが、きちっと皆さんのというか、市民の皆さんの御要望に応えられるような形で結論を出したいと思っています。

○議長（松田憲明君） 北本議員の一般質問の途中でございますが、ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時06分 休憩

午後 1時04分 開議

○議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き、開議を開きます。

4番 北本節代さんの一般質問を続行します。

[4番 北本節代さん 登壇]

○4番（北本節代さん） 午前中に引き続き、また、午前中の御答弁ありがとうございました。本当に丁寧な御答弁いただいたと思っております。

続きまして、男女共同参画社会の玉名市の実現に向けての一般質問に移らせていただきます。

6月23日から29日まで男女共同参画週間です。御存じでしょうか。それにちなんだ質問をいたします。皆さんもお聞きになったとは思いますが、去年の出生率が1.25と発表されました。NHKの調査によりますと、国民の80%以上の人がこのことに不安を思うと出されております。また、熊本県パートナーシップ推進課が県内4,000名にとったアンケート調査の結果を3月にまとめ公表いたしました。その内容の調査では、1に子育てに伴う経済的負担が多いということが60.7%、女性が安心して子どもを育てる環境が整っていない、が45%、子どもを生むより自分たちの生活を重視するなどが原因であると発表されておりました。

今国会には、子育て支援策として成長に応じた対応をとるとし、1.乳幼児期の児童扶養手当の額を増やす。2.幼稚園の費用負担を何らかの形で減らす。3.職場で両親の2人ともが残業するようにならないことを推進していく。4.税金の控除を考えていくことが決議されました。日本の少子化問題と男女共同参画社会の実現の問題は切り離せないことだと思っております。職場での男女共同参画、地域での男女共同参画、子育ての男女共同参画などが生活全般を変えていかないとできないことだと思っております。

例えば、現在、育児休暇は男性も取れるようになっております。熊本県でも率先して試みたそうですが、3日だけ、1人だったと聞いております。もちろん、ここの玉名市役所にはいらっしやらないでしょう。今月、23日から29日までの1週間の男女共同参画週間での管内の取り組みからですが、玉名市は独自にどんな取り組みをされていきますか。次に、男女共同参画の実現には、各課協同連帯・連携が必要です。条例で学校教育、社会教育、農林水産業、商工業、附属機関など、総合的にかつ計画的に推進するとありますが、どんなふうに進められるかをお尋ねいたします。

また、今までの取り組みは各市や旧市でも進み具合が違います。課題と成果について把握されていらっしやるのでしょうか。また、これからの男女共同社会の実現に向けて具体的な質問ですが、今年3月、玉名市は次世代育成行動計画玉名市すこやかプラン2が策定されています。その中には、地域における子育て支援サービスでは、ファミリーサポート事業は平成21年度に、保育サポートの実施は休日保育1カ所10人、夜間保育事業ではニーズに合わせて実施する。保育ママ、家庭内の保育サポート、訪問型一時預かり、産褥後のヘルパーなどの実施については未実施、ショートステイやトライアイトステイ事業は隣の荒尾市に委託実施となっております。

私は、玉名市で、ここは少子化対策として誇れるという取り組みは何なのかを質問

いたします。ほかの市や町を比較してみても仕方がないことですが、先ほど、保育ママを、先日視察にいきました石川県七尾市で子育て支援課が発信しているサービスです。また、山口の光市では、おっばい宣言都市として取り組んでいました。玉名市の特徴的な子育て、合併して子育て支援課もできてきていることだし、保育の充実で、時間外保育の充実や休日保育、一時保育の全園拡大など、現状とまた進んだことがあればお示しください。

3つ目に、住宅に関する質問です。男女参画社会の実現には、ドメスティックバイオレンス、セクシュアルハラスメントなど、特に女性の権利を守ることは、条例にもあってはならないと記されております。しかし、現実の問題では、たくさん発生しているのも事実です。また、このことの犯罪も多発しております。そこで、DV防止や母子家庭の期限限定の一時保護施設ができないでしょうかとの質問です。

新しく建設することは無理があっても、今ある住宅の中で、一時保護施設的な役割りができる住宅があれば、本当に助かると思います。いかがでしょうか。

続いて、最後の質問です。地域福祉計画です。地域福祉とは、子どもから高齢者まで、男性も女性も、障害がある人もない人も、すべての人が人として尊厳を持って、住み慣れた家庭や地域の中で、安心してそしてその人らしい自立した日常生活を送れるように、ユニバーサル的な考え方を基本に、地域住民、社会福祉事業者、ボランティア、特定非営利活動法人、行政など、協働してともに生きる社会づくりを進めることをいいます。またこの、地域福祉計画とは、市町村の総合計画に即して、福祉分野の個別計画、共通理念や地域福祉推進のために政策、取り組みを、総合的に補充していくもののために、地域福祉計画は立てられるものです。

また、この地域福祉計画は、白紙の段階から市民参加で行なわれるもので、ヒアリングやアンケート調査、また、当事者の声を中心となって策定されるものです。平成17年度市町村地域福祉計画の策定状況を見ますと、平成18年3月までの策定済の市町村は22市町村で58%。本年までの策定予定を入れますと、81%の市町村が策定をしております。地域福祉計画は、平成15年度末までの策定が望ましいと考えられていますが、玉名市での進捗状況をお尋ねいたします。

隣の荒尾市が18年度に策定予定ですが、これを入れますと、熊本県下の市では玉名市のみが未策定となっております。

以上の質問、御答弁をお願いいたします。

○議長（松田憲明君） 市民部長 田上敏秋君。

[市民部長 田上敏秋君 登壇]

○市民部長（田上敏秋君） 北本議員の男女共同参画社会の玉名市の実現に向けて、所管の質問につきまして、答弁をさせていただきます。

男女共同参画社会基本法が制定されたのが平成11年6月23日でございます、これを踏まえまして、議員も先ほど御発言がありましたとおり、毎年、6月23日から29日までの1週間、男女共同参画週間が実施されているところでございます。そういうことで、市といたしまして、この期間中にどんな取り組みをなされているのかという御質問でございますけれども、ちょっと期間はずれますけれども、7月に入りまして、3総合支所におきまして、「進めよう、男女共同参画の暮らし」と題しまして、九州看護大学の庄野先生の講演会を予定をいたしているところでございます。そしてまた、通年の啓発といたしまして、ホームページや広報たまなによる啓発、ポスターの掲示及び社会教育課と連携して、市民図書館に男女共同参画に関する本等の特設コーナーを設置し、市民の皆さんに広く男女共同参画について関心と理解を求めていただくように努めているところでございます。

次に、男女共同参画社会の実現に向けての市町村合併前から現在に至るまでの評価というか実施状況、課題等につきまして御報告をいたします。

合併前の1市3町の取り組みについて、旧玉名市においては、講演会、講座、職員研修等の開催及び計画策定、条例の制定、計画の進捗状況等について、審議会に報告をいたしているところでございます。旧岱明町にあっては、講演会、講座の開催、職員研修会等の取り組みを実施しておりました。一方、懇話会委員の活動は活発でございまして、町民意識調査を実施し、町への提言、啓発新聞の発行、男女共同参画地域リーダーの方々の活躍等が展開されておりました。横島町においては、農業における家族経営協定の締結が多くなされており、女性の経営参画が積極的でございました。また、男女共同参画地域リーダーの活躍もなされている状況でございます。天水町では、計画策定、職員研修、講演会等の啓発事業を取り組んでおられました。特に女性団体で組織運営されている郷〇市の展開が現在もなされている状況でございます。

このように、取組状況はそれぞれ異なっておりますが、総合いたしますと、市全職員の研修や講座・講演会などを開催し、市民への周知を行なうなど、男女共同参画の意識づくりの取り組みがなされていたようでございます。

合併後は、まず、昨年12月議会におきまして、議員の皆様への御理解をいただき、玉名市男女共同参画推進条例を制定したところでございます。条例制定後の最初の取り組みとして、男女共同参画審議会を設置いたしました。先般、各課を通じて、本年3月31日現在における審議会等の女性の登用状況について調査をいたしました結果、女性の登用率が22%と合併前よりも約12ポイントアップしていたところでございます。審議会等の女性の登用につきましては、現在のところ目標を30%と考えておりますので、今後も目標達成に向け、各課との連携をとりながら進めていきたいと考えております。

議員も御承知のとおり、男女共同参画社会とは、男女がお互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、個別に変わりなく性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会でございます。市といたしましては法律や条令を踏まえ、このような男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを総合的かつ計画的に推進する必要があると認識をしているところです。

今後、男女共同参画の制定を行ない、全庁的な推進を図るとともに、講座やフォーラム等を通して、市民の方への周知・啓発を進めていく予定でございますので、御理解をしていただきたいと思います。

続きまして、少子化に対する玉名市独自の取り組みということで、続いてお答えいたします。ただいま、北本議員から、石川県七尾市の保育ママの取り組みや、山口県光市のおっぱい宣言都市等の事業につきまして御紹介がありましたけれども、玉名市独自の取組状況についてお答えいたします。

現在、玉名市の母子保健事業の取り組みにつきましては、母親が安心して子どもを産み・育てられるような、妊娠期には母子手帳交付時の両親学級、プレママ、プレパパ学級の開催、産後には保健師、助産師、母子保健推進員による家庭訪問指導を行ない、同時に母乳の推進にも力を入れ、母と子の絆を深め、母子の心身の健康度のアップを図っているところでございます。また、近年増えております産後うつや育児不安を持つ母親に対しましては、産婦人科医院や小児科医院との連携を図り、早期に支援ができるように家庭訪問を行なっているところでございます。さらに、乳幼児期には、集団健診として4カ月、8カ月、1歳半、3歳児の健診を実施しております。

市独自の事業としましては、サクランボ学級、のびのび育児相談の開催など、多数の参加があり、仲間づくりの場となっております。これらの取組事業につきましては、国・県からも高い評価をいただいているところでございます。今後も少子化対策につながるよう、医療機関との連携を図り、母性並びに乳児及び乳幼児の健康の確保、並びに増進を図ってまいりたいと思いますので御理解・御協力をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（松田憲明君） 福祉部長 元田充洋君。

〔福祉部長 元田充洋君 登壇〕

○福祉部長（元田充洋君） 北本議員の少子化に対しての玉名市独自の取り組みをということでございます。具体的にいくつかの事例を挙げておられますのでそれに沿ってお答申し上げたいと思います。

まず、休日保育につきましては、本年度より玉名ゆりかご保育園で実施をいたしております。日曜や祝日に就労などで保育ができない保護者に代わってお子様をお預かりする事業で、利用対象者は市内在住の1歳から小学校就学前の児童です。午前9時から

午後4時まで、延長保育は午前8時から午後5時まで利用ができます。利用料につきましては、1～2歳児が3,000円、3歳から5歳児につきましては2,000円、半日利用の場合は半額となっております。

次に、時間外保育の実施箇所についてでございますが、延長保育の事業の一環としてお答えいたしますと、現在20園、玉名市内に保育所がございますが、そのうち、14園で実施をいたしております。11時間の開所時間の前後の時間において、おおむね30分以上から1時間の延長保育を実施中でございます。一時保育につきましては、保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育や、保護者の傷病等による緊急時の保育を実施することにより、保護者の利便性の向上を図る事業でございます。現在6園で実施しているところでございます。

次に、保育ママ、七尾市についてのことでございますが、この取り組みは、平成16年度に作成いたしました次世代育成支援行動計画で計画しておりましたファミリーサポートセンター事業で、一部対応できるものと思われております。核家族や都市化の進展などにより、家族や保育施設等で対応できない福祉ニーズを保管し、仕事と家庭の両立及び子育て等を支援するために、支援を受けたい人と援助したい人がそれぞれ事前に登録をしサービスを提供する事業でございますが、現在関係機関と協議を行ない、事業化に向け検討いたしているところでございます。

昨年の10月の合併以来、国・県の補助事業を中心に実施をしているところでございますが、玉名市単独での事業、今後も次世代育成の行動計画等を中心に検討していかなくてはならないというふうに考えているところでございます。

それから、次の御質問でございます。地域福祉計画についてです。

少子高齢化や世帯構成の変化により、家庭や地域での支え合う力が弱くなり、その結果、子育てや介護に伴うストレスの増大、ひとり暮らし高齢者の孤立化など、生活の不安や悩みが増えています。さらに、国や県からの福祉視察の権限移譲が進み、福祉制度の利用形態も大きく変わりました。介護保険制度が平成12年度からスタートし、障害者分野においても平成15年度から支援費制度となり、利用者が自分に合ったサービスを選択できるようになりました。さらに本年4月から障害者自立支援法が施行されましたことは議員も御承知のことと思います。

このような中にありまして、平成12年には、社会福祉事業法が改正・改称され、社会福祉法となっております。地域福祉の推進を図る観点から、その社会福祉法の第4条に地域福祉の推進が新たに掲げられ、社会福祉の基本理念が柱として明確に位置づけられ、平成15年4月から地域福祉計画の策定にかかわる規定が努力義務として施行されたところであります。地域福祉計画とは、その地域の住民が参加し、自分たちにふさわしい福祉はどうあるべきかを考え、その地域の特徴を踏まえながら、多様化する生活

課題を解決する総合的なサービスやサポート体制を計画的に整備することにあります。

以上のような点も十分踏まえまして、市の基本構想の中にも福祉分野の共通理念や地域福祉推進のための施策を位置づけていくものでございます。本市といたしましては、平成19年度当初から、まず行政内部で既存の次世代育成支援構造計画あるいは障害者福祉計画、老人保健福祉計画等を参考にし、関係部局が会した町内の検討会を設けるとともに、また、地域住民、学識経験者、関係機関、民生員などが参加する地域福祉計画策定委員会を設置し、進めてまいりたいと考えております。並行して、調査やヒアリングを実施し、住民の方々の意見も十分に反映させていく所存でございます。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 建設部長 取本一則君。

[建設部長 取本一則君 登壇]

○建設部長（取本一則君） 北本議員の御質問、母子家庭に対し1年間の一時保護施設として市営住宅を運用できないか、についてお答をいたします。

現在、議員御指摘の母子家庭を含めた高齢者や障害者、あるいは小さな子どものいる世帯など、住宅に困窮する低所得者の中でも、特に困窮度の高いもの、いわゆる社会的弱者といわれます世帯の応募数は、平成17年度で全体の73%、平成18年度は5月末の時点で81%を占めております。このような社会的弱者といわれている世帯の応募割合が非常に高くなっておりますので、議員のお気持ちは十分に理解できますが、母子家庭に限って優先的に運用を行なうのは、今のところ考えておりません。

なお、今後の課題といたしまして、社会情勢や他市の動向を見極めながら十分に検討していきたいと存じますので、議員の御理解をよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 4番 北本節代さん。

[4番 北本節代さん 登壇]

○4番（北本節代さん） 御答弁いただきましてありがとうございます。男女共同参画社会の実現と少子高齢化の問題は、とても本当にくっついている問題と、最後に御答弁がありました住宅の問題もそうですけれど、DVを語るには、住宅がやはりありません。困窮している方たちが犯罪にあってからでは遅いかなというふうに思います。80%と聞いて、何も申し上げられないんですが、どうかその一時的な保護の場所でもかまいませんし、そういったのが具体的に取るような手配をしていただきたいなと思います。

最後に2つだけ、要望させていただきたいと思います。

市政懇談会の中で、時間がきて、手を挙げて結局は当たらずに帰っていかれる方が数名いらっしゃいました。とても残念そうに帰られましたので、市政懇談会のときに質

問ができなかった方たちに専用用紙をおあげされたらと思います。図書館等でも市の意見に対する要望箱が設置してあると聞いておりますが、せっかく懇談会に来られた人たちが、時間がきて意見を言えないで帰る状況にならないような、あと2カ所残っておりますけれど、そういった配慮ができないかなということをお願い申し上げます。

それから、この傍聴席ですが、障害を持った方たちや高齢者の方たちが議会傍聴に来たいという要望が出ております。階段を上ってみられるとわかると思いますが、とても危ない階段です。もちろん、障害を持っていたら上がられるような階段ではございません。新市建設で、玉名市役所が建て替えるというふうになりますけど、5年間、この傍聴席の階段は外階段で、雨が降ったら滑りますし、何もしてありません。議員の方たちも1回普通階段を上ってこられたらわかるかと思いますが、一番上の方ではもう壊れている階段がそのままになっております。

ぜひ、この傍聴席自体も市民の方たちが動きやすいような席になるように、切実に要望して私の一般質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（松田憲明君） 以上で北本節代さんの質問は終わりました。

11番 青木 壽君。

[11番 青木 壽君 登壇]

○11番（青木 壽君） 公明党の青木壽でございます。通告の順に一般質問いたします。

初めに、窓口サービスの向上について、お尋ねをいたします。少子高齢化の進展、インターネットの普及などによる情報化の急激な進歩、また、合併など、市民を取り巻く社会環境は大きく変化をしており、それに伴い市民の価値観や生活のスタイルも大変高度化・多様化している状況であります。

一方、行政のあり方についても、地方分権の進展に伴い、市民のニーズに沿った一層の自主的・自立的な行政運営が求められており、種々の施策や市民ニーズに対する充足度といった点から都市が比較される都市間競争の時代に入りつつあります。そしてまた、行政の存在についても、市民に対して行政サービスを提供するサービス業であるのとらえ方が求められる社会になりつつあります。

市役所は、地域における最大のサービス業であります。市民に対する爽やかな窓口の対応は玉名市のイメージアップにもつながると思います。親切で丁寧な市民サービスに努める努力をされていると聞いておりますが、中には、ぶっきらぼうな口の利き方だ、サービス精神が不足している、職員によって対応に差があるなど、対応のまずさについての声もあり、残念ですが、そういうことも時々耳に入ってきます。

そこで、窓口における対応の改善のために、民間派遣研修や接遇研修など、実施されているのかお尋ねをします。

その他、窓口サービスの向上に対する取り組みについてあれば、その内容、効果をお示しください。

また、職員の方の資質によるところの問題とも思われますが、職員によって対応に差があるという指摘を考えると、一定の水準での対応のあり方の確保が必要だと考えられます。つまり、業務の仕組みとしてどう対応をしているか、あり方を管理していくかということが課題としてあるのではないかと考えるところですが、こうした点について、当局におかれてはどのように認識をされておられるのかお尋ねをいたします。

次は、市民の立場に立った親切な行政、真心のこもった行政を進めるために、また市職員の市民に対する対応改善を進めるために、アンケート調査を御提案いたしますが、いかがお考えでしょうか。

そして次に、広い意味での窓口サービスとして、総合案内所の設置についてお尋ねいたします。合併後本庁や支所ができ、大きく行政の面が広がりました。一方で、市民からどこの部署に相談に行ったらいいのか困惑している。そんな方が少なくないという耳にします。合併前には総務課の方が直接電話・応答され、相談の部署へ転送するサービスがされておりましたが、平成18年4月より市町は御存じかと思えますけれども、その転送サービスが廃止をされました。その代わりに、現在では各部署の電話番号をお知らせする録音テープが流されております。私もいろいろと他の自治体に電話をしますが、いきなり、市の職員が出ずにして、録音テープで案内をされる。こういう自治体は私には記憶にはありません。総務課の方は電話に出る必要がなくなり業務に専念できる体制が整っていったようですが、しかし、自分の相談事をどの部署で相談していいのかわからない人にとっては、このテープ録音での対応は不安が募るばかりであります。

そこで、少しでも市民のサービスの向上に努める意味で、先ほどの市民の声に応えるために、他市でも見られるような総合案内所の設置を御提案いたしますが、いかがお考えでしょうか。

次に、高額療養費の受領委任払いについてお尋ねをいたします。高額療養費は国民健康保険の場合、医療費総額のうち3割を一部負担金として医療機関に支払いますが、その一部負担金が高額で自己負担限度額を超えた場合、その超えた分を申請に基づいて本人に支給される制度であります。自己負担限度額は高額所得者を除き、一般世帯は7万2,300円、住民税非課税世帯は3万5,400円となっております。限度額を超えた分はあとで戻ってくるのですから、大変ありがたい制度であります。

しかしながら、問題なのは戻ってくるためにはいったん自己負担金分を全額を支払うことが条件であります。国民健康保険加入者は、高齢者をはじめ自営をされている人や社会保険が完備されていない会社の社員、並びに個人事業主の従業員などが中心であ

ります。大変厳しい経済状況の中で、もろに影響を受ける方々であります。予期できない家族の病気で多額の経済的負担を強いられる皆さんにとって、受領委任払い制度の導入はどれほど貢献するか、計り知れないのであります。どうせ戻ってくるお金でありますから、最初から払わなくて済めばこれに超したことはないのであります。受領委任払い制度を導入して住民の福祉向上を図るべきと考えますが、当局の見解をお示してください。ここまでお聞きします。

○議長（松田憲明君） 総務部長 村田隆夫君。

[総務部長 村田隆夫君 登壇]

○総務部長（村田隆夫君） 青木議員御質問の窓口サービスの向上について、お答えいたします。

まず、民間への派遣研修接遇の研修につきましては、旧玉名市において、デパートでの現場研修を実施した経緯がございます。また、接遇の研修につきましても、新規採用職員研修などの際の研修カリキュラムに取り入れ実施しているところであります。議員御指摘でございますように、窓口対応については、市民の皆様にご満足していただく接遇に努めるよう指導しているところでございます。

研修の効果でございますが、民間への派遣研修では、現場でのお客様への対応はもちろんのこと、商品の販売、従業員の協調等、行政では体験できないことを学ぶことができたとの報告を受けております。

次に、職員一人ひとりの窓口の対応が違う。意識を持ってやっているのかという御質問でございますが、窓口は市役所の顔であるという認識を持っておりますので、今後も重点的に接遇に関する研修を実施してまいりたいと考えております。

次に、行政サービスについて、市民へのアンケートを実施し、窓口サービスの向上ができた自治体がある。市でも実施したらどうかという御提言でございますが、市民と行政の両サイドから、窓口サービスの向上を図ることはよい案と思いますので、今後さっそく研究をしてまいりたいと思います。

次に、総合案内所の設置についてでございますが、本町の新組織体制は庁舎の構造上の都合もあり、ここ玉名庁舎だけでも本館、別館、第1・第2別館に分散し、お客様が受けたいサービスや相談事がどこの部署に行けば解決するのかわかりにくいのは事実だろうと存じております。ただ、現実的に総合窓口の設置にあたり、場所や職員の確保など解決すべき課題があることから、業務の担当一覧をハンドブック化したものを作成いたしまして、来庁者に率先して声をかける意識を醸成するなどし、すべての職員が総合窓口的なサービスを提供できるよう指導してきたところでありますが、各課とも来庁者の多い時間帯は、なかなか気づきにくいのが実情との報告を受けております。総合案内所の設置につきましては、方法等に研究させていただきたいと思っております。

次に、青木議員の御質問ですが、市役所の電話番号テープ案内についてお答えいたします。以前は、電話交換手として2人の職員が配置されておりましたが、平成3年に各課直通方式に変えまして、電話案内係を廃止したものでございます。しかし、総務課の電話番号、75-1111が市民にとって代わりをすることになり、毎日の電話の問い合わせが合併後は約250件にも上り、毎日の事務にも支障が出ていたところでございます。そういう中で山鹿市、荒尾市が既にテープでの案内を実施し、市民の皆様にもある程度の理解を得ているということでございますので、本市も実施に踏み切ったところでございます。

また、テープには問い合わせ先がわからない場合には総務課、または財政課の番号を案内しているところでございます。今後は、市民の皆様へ、各課の電話番号の周知徹底を図り、サービスの低下につながらないように、努めてまいりたいと思っております。

○議長（松田憲明君） 市民部長 田上敏秋君。

[市民部長 田上敏秋君 登壇]

○市民部長（田上敏秋君） 青木議員の高額療養費の受領委任払いについて、お答えいたします。

議員御承知のとおり、国保保険制度、現在玉名市が提要を行っております高額医療費の給付制度については、1カ月にかかった医療費が高額になったときに自己負担額を全額医療機関に支払ったあとに高額療養費の申請をして、自己負担額からそれぞれの被保険者の世帯の所得、住民税の課税状況等に応じた限度額を差し引いた額を本人に支給する制度でございます。限度額につきましては、ただいま議員の方からもありましたとおり、70歳未満の場合と70歳以上の場合がございますけれども、簡単に御説明をいたしますと、70歳未満の場合に、所得、住民税の課税状況に応じて3つの区分になっております。

一般、上位所得者、住民税非課税世帯ということになっておりますが、このうち、上位所得者というのが、総所得金額が670万円を超える世帯が上位所得者と申しまして、それ以外の方が一般世帯ということになっております。一般世帯における限度額は7万2,300円、そしてまた、医療費の総額が24万1,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算した額が限度額となっております。上位所得者においては限度額が13万9,800円、そしてまた、医療費の総額が46万6,000円を超えた場合には、その超えた分の1%を加算した額が限度額となっております。住民税非課税の世帯については、3万5,400円が限度額となっております。また、70歳以上の場合、これは老人保健を適用されていない場合でございますけれども、これにつきましても、一般と一定所得以上の方、住民税非課税の場合と世帯、この3つの区分になっておりますけれども、一定以上の所得者と申しますのは、課税所得が140万円以上の人が

同一世帯内にいるということが、いる世帯が一定以上の所得者ということになります。それ以外の方が一般世帯でございます。

その一般世帯についてが、外来においては1万2,000円、入院と外来を加算した場合について4万200円、一定所得者、一定以上の所得者について、外来の場合は4万200円、入院や外来を加算した場合が7万2,300円。これにつきましては、医療費が36万1,500円を超えた場合には、その超えた額の1%を加算した額が限度額となっております。住民税非課税の場合にあっては8,000円が限度額となっております。

そしてまた、入院と外来等を合算した場合について、これも2つの段階に分かれておりますけれども、低所得者2の場合が2万4,600円、低所得者1の場合が1万5,000円という限度額になっているところでございます。

議員が御質問されました高額療養費の受領委任払い制度については、保険者である市町村が被保険者の属する世帯主から、高額療養費の受領権限の委任を受けた医療機関等に対し、高額療養費として支払う制度であります。現在玉名市においては運用はいたしておりません。しかし、受領委任払い制度に変わるものとして、現在、玉名市社会福祉協議会の高額療養費福祉資金制度がございます。これも同様に入院などにより医療費が高額になって、支払いが一時的に困難な方に対し、限度額を超えた分を貸し付け、社会福祉協議会が高額療養費として発生すると思われる医療費を代わりに医療機関等へ支払い、その金額を市が社会福祉協議会に高額療養費として支給をするものでございます。

これに対しましては、社会福祉協議会の高額療養費福祉資金運用規定というのがございます。貸し付けに当たりましては、健康保険税の滞納がないこと等の要件もございます。そしてまた、限度額の区分等の確認等もございますので、市といたしまして、そういうものの情報の提供を行なっているところでございます。

議員が御質問された受領委任制度と市が運用いたしている社会福祉協議会の高額療養資金貸付制度の相違点は、被保険者の世帯主が申請する相手先、つまり市であるか、または社会福祉協議会であるかの違いでありまして、制度自体は変わりはありません。

以上、答弁といたします。

○議長（松田憲明君） 11番 青木 壽君。

[11番 青木 壽君 登壇]

○11番（青木 壽君） 市民窓口サービスについてでございますけど、その案内場はできない、設置しない理由の一つに、人件費の問題もあがっていましたが、近くでは菊池市が総合案内所を設けております。あそこの総合案内所にいる職員は、菊池市

の職員の方だそうです。そして、午前と午後で交替をしながらローテーションをつくり、市の職員が1年に1遍ぐらいローテーションで回って、総合案内所の窓口担当になるそうでもあります。そういったことで、菊池市のその話を聞きますと、直接市民の人の声も聞ける、大変私はいい制度だと思いますよという話も聞きましたので、その辺もまた御参考をお願いしたいと思います。

また、アンケートについてでございますけれども、いろいろ研究をしているということですが、いろいろホームページでもこれは出ております。例えば愛知県の江南市ですが、今ちょうどはやりなんですけれども、生徒が先生を評価する。今度はまた、市民が職員を評価する。そういうことでありまして、この江南市ではアンケートとして、あいさつ、身だしなみ、言葉づかい、態度、説明、要件が済むまでの時間、この6項目についてアンケートをしたそうです。そして、評価される対象者は市役所だけでなく、保育園、児童館など、市民に直接対応する全職員を対象に行なった。そして、いろんな課題ができて改善をして、大変よくなったという事例もあります。

そして、先ほどもありましたけれども、職員マナーブックというのを作成したそうです。このタイトルがいいんです。「あなたの笑顔が市民の笑顔に」こういうタイトルのマナーブックをつくって大変成果を上げたところもあるそうですので、どうか、御参考をお願いしたいと思います。

また、高額療養費、社協でもこの同様なことをされていると、福祉資金の中で社協が行なっている。そして市役所と連携をとりながら、社協がやっている。私は、いろんな話を聞くんですが、社協もできるんですけど、玉名市でもこれができるんですよ。ということは、私はやはり玉名市でこういう制度の運用を図れないものかということ、再質問をしたいと思います。

というのは、社会福祉協議会の方はまだまだ認知度が低い。そういう意味で、玉名市の制度にすればホームページに載せられる、また玉名市の公報にもそのことがきちっと御案内ができる。そして認知度も上がるということで考えると、玉名市としてはやっていけたらどうかということ、再質問をいたしたいと思います。後ほどお答えをお願いします。質問は続けます。

3番目に、食育について、お尋ねします。ちょうど毎年6月が食育の月だそうです。そして、毎月の19日がいわゆる「いく」ですね、「19」、19日が食育の日だそうです。そういうところでこの6月にいろいろお尋ねしたいと思います。

1番目に、食育推進計画の策定について、お尋ねします。ふだん口にしている食べ物がどこでつくられ、栄養のバランスがどうなっているのかなど、どれだけの人が知っているのだろうか。国民の食生活の改善と健康増進を目指す、食育推進と健康増進を目指す、このことを目的にした食育推進基本計画がまとめられました。そして、今年4月

からスタートをいたしました。基本計画は、今年から平成22年度までの5年間の達成を目指した具体的な数値、目標を示しております。具体的には朝食をとらない欠食の小学生をゼロにすることや、肥満児童の減少など子どもから大人まで、食に関する知識と選ぶ力を身につけ、国民が健全な食生活を送ることを目指し制定をされました。

現在の食がめぐる状況は、各世代でさまざまな課題を抱えております。朝食を抜く子供が増え、肥満の低年齢化、生活習慣病につながる中高年の肥満、高齢者の低栄養化なども指摘をされております。また、妊婦の過度なダイエットによる低体重児の増加も深刻な問題であります。食育は赤ちゃんからお年寄りまでの例外なくすべての人がかわる生活の基本であります。飽食また孤食、孤食は一人で食事をとることです。孤食の時代とも言われますが、バランスよく食べる、家族揃って食卓を囲むということが心身の健康につながり、さまざまな社会問題の克服にも通じると指摘をされております。

さて、基本計画では、都道府県または市町村による食育推進計画の策定目標が盛り込まれております。基本法では、都道府県や市町村が食育推進計画を策定することを努力義務としており、平成22年度までに、都道府県は100%、市町村は50%以上が推進計画を作成・実施するという目標値が示されています。

そこで、この大事な食育推進計画を県に働きかけるなり、策定の考えなどがあるのか、お尋ねいたします。

2点目に、栄養教諭の配置についてであります。

食生活を取り巻く社会環境が大きく変化し、食生活の多様化が進む中で、朝食をとらない子どもの食生活の乱れが指摘をされております。子どもが将来にわたって健康に生活していけるよう、栄養や食事のとり方などについて正しい知識に基づいて、自ら判断し、食をコントロールしていく、食の自己管理能力や望ましい食習慣を子どもたちに身につけさせることが必要になってまいりました。

このため、食に関する指導の推進に中核的な役割を担う栄養教諭の制度が創設されました。栄養教諭の職務は、食に関する指導と給食管理を一体のものとして行なうことにより、地場産業を活用して給食と食に関する指導を実施するなど、教育上の高い相乗効果が期待されています。栄養教諭の配置については、地方分権の趣旨から地方公共団体や設置者に任されております。また、公立小・中学校の場合は、県費負担教職員となることから、都道府県教育委員会の判断により配置が決まりました。基本法の趣旨を実現するためには、玉名市における推進計画策定実施が不可欠と考えておりますが、いかがお考えでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（松田憲明君） 市民部長 田上敏秋君。

[市民部長 田上敏秋君 登壇]

○市民部長（田上敏秋君） 青木議員の最初の再質問についてお答えいたします。

高額療養費の受領委任払いについて、市としての取り組みはどうかということですが、いまいきましても、これにつまましては、現在、社会福祉協議会が実施していることは、先ほど御答弁いたしましたけれども、市が実施するに当たりましては、医療機関そしてまた、社会福祉協議会、そしてまた実施に当たりましては、要項等の制定も当然必要になってくるというふうを考えております。社協が実施しております制度の貸し付け制度につまましては、医療機関には、一時、個人の負担分としては貸し付けがあった時点ですぐ医療機関の方にはその分は支給はされますけれども、市が行なう高額療養費の受任払いにつまましては、医療機関の方から市の方に診療報酬の請求があった、そのあとの支払いということになりますので、期間的に2カ月から3カ月の期間が医療機関の方には、金が届くまでにはかかるわけでございます。そういうこともございますので、十分制度の適用につまましては、医療機関等ともその辺は協議をしながら、制度の適用については、今後検討させていただきたいと思ひます。

続きまして、食育推進計画の策定についてということについて答弁をさせていただきます。議員も御承知のとおり、近年、我が国では食の多様化が大きく進展するとともに、食の大切さに対する意識が希薄になり、健全な食生活が失われつつあります。野菜の摂取不足、または朝食の欠食に代表されるような栄養の片寄りや食習慣の乱れが見受けられ、これに起因して肥満や生活習慣病の増加が見受けられます。健康で豊かな人間性を育てていくためには、特に子どもへの食育を通じて、大人自身もその食生活を見直すことが期待されているところでございます。

このような状況を踏まえ、国は食育基本法に基づき、平成18年3月31日、内閣総理大臣を会長に食育推進計画において、食育推進基本計画を決定したところでございます。この計画では、さまざまな数値目標を定めておりますが、特にその中で、食育推進計画の作成を平成22年度までに都道府県では100%、市町村では50%以上作成することを目指しており、また、食育基本法第17条及び18条において、都道府県及び市町村は食育推進計画の策定に努めることとされております。

現在、玉名市における食育の推進については、幼児期から高齢期までにそれぞれの世代に応じた食生活改善推進員の協力を得ながら、乳幼児健診における手作りおやつ の配布、男性料理教室支援など、さまざまな事業に取り組んでおります。また、働き盛りに対しても、内臓脂肪症候群など生活習慣病に対する個別の栄養相談指導を実施しているところでございます。先ほど議員の方から御質問がありました策定について県への働きかけはあるのかどうかというようなことでございますけれども、今後、県及び教育委員会部局、農政担当部局と十分連携を図りながら、地域の特性に応じた食育推進計画の策定に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松田憲明君） 教育長 菊川茂男君。

[教育長 菊川茂男君 登壇]

○教育長（菊川茂男君） 青木議員の栄養教諭の配置についてお答えいたします。

近年、肥満、偏った栄養摂取、朝食をとらない子どもたちの食生活の乱れが深刻化する現状に対応するため、学校における食に関する指導の充実が必要とされております。このような状況を踏まえ、食に関する指導体制の整備を図るため、第159回国会において、栄養教諭制度が創設され、平成17年4月から開始をされております。栄養教諭制度開始に伴い、各都道府県では地域の状況を踏まえつつ栄養教諭免許状を取得された方を栄養教諭として配置されることにしております。

熊本県においては、まだ、この栄養教諭としての配置はなされておられません。議員も先ほどおっしゃいましたように、公立小・中学校の栄養教諭は、県費負担教職員であることから、都道府県教育委員会の判断によって配置されることになっております。玉名市といたしましても、今後必要に応じ、栄養教諭配置の要望を県に上げてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松田憲明君） 11番 青木 壽君。

[11番 青木 壽君 登壇]

○11番（青木 壽君） どうか、食育推進計画の策定、よろしく願いいたしたいと思えます。食育は単に健康の維持だけではなく、食の受給率の向上、また、医療費の抑制につながると思えます。そして、何よりも食の大切さを学ぶことが、これは命の尊さを知ることになると思えます。この食育の運動の成果に期待して、私の一般質問を終わります。

○議長（松田憲明君） 以上で、青木壽君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2時08分 休憩

午後 2時20分 開議

○議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7番 近松恵美子さん。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番（近松恵美子さん） こんにちは。有明クラブの近松です。

先日、豊水地区での介護予防授業である身近な地区公民館を使った体力づくり教室を覗いてみました。市が社会福祉協議会に委託している事業であります。そこでは、高齢者が楽しく体操に参加しておられまして、体が軽くなったことや話し相手があったこ

との楽しみを話してくださいました。外出する場がある、そして、顔を合わせ話せる相手がいるということは、活躍の場が少なくなりがちの高齢者にとってとてもうれしいことですし、また、家族にとってもありがたいことです。人が集まると情報も飛び交い知恵も出てきます。そこでの参加者の喜びの声を冒頭にお伝えしておきます。

ところで、御存じでしょうか。参加者はどういうわけかほとんど女性ばかりです。幸せの感じ方が大事に思うことが女性と男性とでは幾分か違うのではないかと私は思います。もしかすると私が市政について大事に感じることに、すべて男性で占めているこの場の執行部の皆様の感覚とは多少違いが生じるかもしれませんが、そこを埋めるべく、今日も精いっぱい努力していきます。

今日は3点質問いたします。1点目は学童保育についてであります。

私自身、20数年前大牟田市に住んでいた頃、子どもは友達と学童保育所に預けていました。安心して働けただけでなく、そこで子どもは友達と将棋を覚えたりソフトボールを覚えたり、おやつづくりをみんなでしたり、山登りをしたりと、ダイナミックな遊びの体験はとても個人の家庭でできるものではなく、今でもありがたく思っております。

さて、旧岱明町でも学童保育がされていましたが、合併前の保育料は6,000円でした。それ以前は5,000円でしたけれども、経営的に苦しいということで数年前に6,000円になりました。ところが、合併したことで旧玉名市の施設と保育料を合わせることになったということで、1万円くらいになったそうであります。旧岱明町では合併したら小・中学校の図書館に人はいなくなり、その上、学童保育料が倍近くに値上がりしたということで、今、新聞紙上を賑わせている少子化対策って何なんだという声が飛び交っております。

ちなみに、旧天水町の学童保育料は月500円です。1日500円かと疑ってしまうような金額であります。そこで私は、旧天水町と旧玉名市、旧岱明町の学童保育所の利用率に違いがあるはず、利用料金が安い地区の子どもの方が多く利用しているのではないかと考えまして、調査してみました。やはり、保育料の安い天水地区の利用が断然多いなと感じたわけですが、単に私は在籍児童の中での割合を調べただけですので、今日は対象となる留守家庭の子どもがどのくらい学童保育を利用しているのか、各地区別の利用率についてお尋ねいたします。

国・県・市の補助で運営がされている学童保育が、生活が豊かな家庭の子どもだけが利用できて、生活が苦しい家庭の子どもが利用できない状況であるとしたら、これは大きな問題となるのではないかと思います。

また、子どもをねらう事件が多発し、不審者の出現が騒がれ、下校時にはパトロール隊の姿が見られるほどですが、帰宅した子どもたちはどのような生活をしているので

しょうか。留守家庭で学童保育を利用していない子どもたちは、放課後どんな生活をしているのか、そのことを把握されていますでしょうか。実態についてお伺いいたします。

それから3つ目は、大事な利用料金の問題です。公務員など、高所得者夫婦で共働きをしている家庭では、学童保育料の1万円は負担ではありませんと言われるそうです。しかし、片や一人親だったり低所得者の家庭では、保育料は1万円、兄弟で2万円もするならとても利用できないという声も聞きます。

この玉名、岱明の月1万円というのは、県内の学童保育所の利用料金からして、とても高い水準ではないかと私は思っておりますが、いかがでしょうか。県内の保育料は、平均どのくらいなのでしょう。

合併しない選択をした長洲町においても3,000円です。いくら苦しくても子どもに関する予算は削りたくないというのが町の方針だと聞いております。さらに、利用料金500円と片や1万円、同じ市でこの大きな差があることを今後どのように調整していかれるお考えか、お伺いいたします。

また、市政懇談会で要望があったと聞きます旧横島町における学童保育所の設置について、その後、どのように対応されたかについてもお伺いします。

それから、これは学童保育の運営と学校教育の延長でもありますので、教育長さんにお尋ねします。玉名市として、子どもたちにどんな生活体験をさせたいとお考えなのか。放課後、どんな生活をするのが基礎学力がつくとお考えか、お聞かせください。

福祉部長さんには、学童保育の事業を担当しているわけですので、玉名市の学童では、こんな利用をしてもらいたいんだ、子どもたちにこんな生活をさせたいんだという思いをお聞かせください。役所に夢がなくではなりません。玉名市の子どもたちをこんなふうに育てたいんだという熱い思いというか夢、国や県の方針で補助があるから事業をするんだという姿勢であってはなりません。夢と思いがあつて事業があるのだと私は思っています。その思いがしっかりしていれば、それはいつか実現すると私は考えております。

以上5点についてお伺いしまして、また、再質問いたします。

○議長（松田憲明君） 福祉部長 元田充洋君。

[福祉部長 元田充洋君 登壇]

○福祉部長（元田充洋君） 近松議員の学童保育について、私の方からまずお答申し上げたいと思います。

まず、学童保育の利用状況についてでございます。本市では放課後児童健全育成事業の一環として、国・県の補助を受け、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね3年生などの児童に対し、授業の終了後に保育園・幼稚園等を

利用して、適切な遊び、生活の場を確保し、その健全な育成を図ることを目的として現在8カ所で8学童クラブを実施し、市内20の小学校の児童295名が利用いたしております。今後は利用者の申し込みも増加傾向にあり、施設の確保及びこの事業の拡大も検討し、充実を図っていきたいと思っております。

それから、3番目の市内の学童保育の利用料金の差とその調整及び県内の学童保育利用料金との比較、今後の展開という御質問でございますが、本市におきましては、現在、利用料金として月額7,000円、おやつ代として1,500円、バスの送迎代として2,500円を徴収しておりますが、県下の利用料の状況と比較いたしますと、県下の状況が月額おおむね4,000円から7,000円と若干の開きがありますが、平均的には5,000円という程度になっております。

また、2005年の10月発行の学童保育情報紙によりますと、2002年12月に全国学童保育連絡協議会が行なった保護者アンケートでは、適当だと思ふ保育料は、月額5,000円との答えが一番多く、全体の6割以上の保護者が5,000円以内と答えております。保育料の利用料の調整のためには、学校近くの空店舗や民家等を借りて学童保育をすれば、保育料を軽減することもできると思われませんが、駐車場、広場の確保、周辺の環境等の問題も課題もあり、今後増加するニーズに対応するためには学校の空き教室等の利用を検討してまいりたいというふうに考えております。

しかし、現在の学童保育は送迎バスを使用しており、登下校中の安全を考えますと、保護者が一番安心できる学童保育でもあるという面も持っております。利用料金の調整なども含めまして、教育委員会とも協議をしながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

それと、横島小学校からの学童保育につきましては、学校長から学童保育の実施をという要望が教育委員会を通しまして、私ども子育て支援課の方にもあっております。学校長も含めまして5月29日に学校教育課と、あるいは子育て支援課で協議をしております。利用者について実際のニーズが何人ぐらいなのか、また、実施場所もどこにするのか、利用料金はいくらぐらいなら妥当なのか。そのためには学校でニーズ調査をしていただき、調査後に教育委員会とも協議しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、一番最後に副支部長としての子育てに対する熱い思いを語ってくれというふうに御質問でございますけれども、行政の人間としての答え方に代えさせていただきたいと思っております。と申しますのは、もう私どもは子育てを既に過ぎておりまして、孫の世代になっておりますものですから、そういうことで、御容赦いただきたいと思っております。

私は子どもは本来、保護者のもとで自然に伸び伸びと野山を走り回りながら育てら

れるものと思っておりますが、近年の核家族化や都市化の進展、あるいは女性の就労の増大等を考えますと、安心して子育てができる環境を提供できることが行政の取るべき姿であろうかと思っております。しかし、簡単に子育て環境を整備するといいますがソフト面・ハード面また、国の施策によるもの、市の単独によるものでできるもの、こういうふうに、すぐに実施できるということにしましては、非常に難しい問題も抱えているというふうに思っております。今回御質問されております学童保育一つをとりましたが、以前はかぎっ子対策として呼ばれていた時代もあったわけですし、そのときに国が出した施策が児童館あるいは児童センターでの預かりというふうに対応していた時代もありました。

また、玉名市におきましても私立の保育園で保護者との信頼関係をもとに、放課後での児童を預かるという営みがなされていたということも聞いております。このように、その時々で、いろいろな形を変えた取り組みがなされていたこともあり、私たちはこういうことを参考にしながら努力していかなければならないと思いますので、議員から今後もいろんな御意見・御指導をお受けしながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長（松田憲明君） 教育長 菊川茂男君。

[教育長 菊川茂男君 登壇]

○教育長（菊川茂男君） 近松議員の質問にお答えいたします。

たしか、数も最初に聞かれたのではないかと思いますので、一応、放課後留守家庭の児童数は調査いたしました結果、1年生と2年生合わせて玉名自治区では97名、岱明自治区では26名、横島自治区では24名、天水自治区では4名になっております。

次に、低学年の子どものくらしの実態について知っているかというお尋ねでございましたが、帰宅後に自宅で過ごす児童が過半数を占めている状態です。自宅で何をしているかと、数の多い順に申し上げますと、宿題や勉強が1番です。その後、お手伝い等が2番になります。テレビあるいはゲームをして過ごしているのが3番目というような調査結果が出ております。また、帰宅後、外で遊んでいる児童もおりまして、その子どもたちは友だちの家で遊んだり、あるいは近所の公園などで遊んでいるという実態であります。

最後の質問に、子どもたちにどういう生活体験をさせたいかというお尋ねでございましたが、先ほど、福祉部長の方からも話がありましたように、私も昔のように、野山とかあるいは川とか、そういう自然の中で子どもたちを自由に遊ばせるというのが、そういう体験をさせるというのが一番だろうと思っておりますけれども、現在はなかなかそういう状況でもありません。したがって、いわゆる市内各所に児童公園とか、そういうのが設けられておりますので、そういうところで遊ぶか、あるいは学校の

運動場あたりを利用して遊ぶとか、そういうことで過ごさせるのが一番いいのではないかなと思っております。

4年生以上になりますと、学校で部活動がありますので、ほとんどの子どもが今部活動をやっておりますから、そこで過ごすというような子どももたくさんいるのではないかなと思っております。

どうい生活体験をさせれば基礎学力がつくかというようなお話もあったような気がしますけれども、そういう質問でございましたか。そうですね、そういうところで、いわゆる生きる力と。生きる力というのは何も知力だけではなくて、いろんなことにチャレンジをするチャレンジ精神ではないかなと私は思っております。したがって、子どもたちにもいろんなことを体験させるような場を、我々大人が設定してやって、どんなことにもチャレンジするような意欲を持つような子どもといえますか、そういう子どもを養成していかなければならないなというふうにも考えております。

どんな困難な環境といえますか、事に出会いましてもそれにたくましく挑戦し、それに耐えていくような子ども、そういうような子どもが育ってくれることを、私は望んでおります。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 7番 近松恵美子さん。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番（近松恵美子さん） 男性2人から、子どもたちの過ごし方について、野山で走り回って遊ぶような生活をさせたいということが偶然同じ回答をいただきまして、私はとても嬉しく思いました。実は、私もそのように思っていました。川があって、水遊びができる、そして木があって、そして土があって、そういう所で子どもたちを遊ばせたい。低学年の子は特にそういうふうにしたいと私も思っております。それが、一部でもかなうような学童保育にしていきたいなという思いを持っております。

今、教育長さんから回答をいただきましたけれども、これは、私の質問にちょっと合っていない感でしたので、もう一度、確認をお願いいたします。

私がここで明らかにしたかったのは、留守家庭の子どもがどのくらいいて、その中で、学童を利用している子どもはどのくらいの率なのかということをごをここで明らかにしたかったわけです。つまり、旧玉名市で留守家庭の学童保育対象の子は何名いて、そしてどのくらい利用していて利用率はどうか。そして天水町はどうか、岱明町はどうかということをごを明らかにしたかったので、それを。はい。それはとても大事なことです。

私も昨日伺いましたけれども、それをやはりここで皆さん共通認識をしていただきたいと思いますので、あとで答弁をお願いいたします。

それから、保育料については全部計算しますと、私が先ほど1万円と申しましたけれども、1万1,000円です。平均が5,000円ということで、この差があるわけなんですけれども、この差をどうしていくのかということについて、具体的な回答をいただけませんでしたので、このことについても再質問したいと思います。

この、国・県の基準というのは、送迎を考えてないわけですね。空き教室か、近いところで学童するようにということでの国・県の基準額があるわけです。ですから、送迎をする場合には、送迎による経費というのが非常に多くかかるわけです。ですから、玉名市として学校にすぐつくることができないから、各施設で申しわけないけれども送迎方式で学童をしていただけないかというときには、じゃ、国で決まっている、県で決まっている基準額では足りないだろうから、送迎分は市で負担しますとか、何らかの方策を考えていかないといけないのではないかと私は思っております。

県内で、この送迎方式でしているところは何箇所ありますでしょうか。県内で学童保育のクラブが団体がいくつありまして、その中で送迎しているところは何箇所なのかということもお尋ねいたします。そうしていかないと、この保育料というのを下げることができないのではないかと思います。

それからもう1点お伺いしたいんですけれども、先ほど、学童保育を利用してない子は家で宿題をしたりテレビを見たりしているということでございますけれども、どういう子が学童を利用しないのか、どういう家庭が利用しないのか、どういうふうに把握しているかをお伺いいたします。

私が一番心配していますのは、先ほど申し上げたようにお金のある子どもが、1万円出せる子どもが学童を利用して、出せない子どもが家にいるようでは、本来の目的は達せないだろうということが一番心配しております。ある話では、玉名の中心部の学童の3分の1は学校の先生の子どもだということ、これはうわさかも知れないけど聞いております。そして、豊かな家庭では1万円ぐらい何ともないんですよ、週5日学童保育がありますけれども、習い事に2日くらい行かせましてあと3日しか学童に行けないけど、それでも1万円で、それくらいはいいですと言われるそうなんです。そういう家庭もあれば、1万円がきつくて学童に行けない家庭もあるのではないかと、私を、私は非常に心配していますので、学童に行けないこの利用率を、あとでもう一度ここできちんと言っていたきたいと思っておりますけど。

私は半数の子どもは行けてないと思っております。対象者の半分しか行けてない。その半分の子どもたちはお金がないから行けてないのかどうなのか。経済状態がどうなのか、そこをきちんと把握されているかどうか、お伺いしたいです。

○議長（松田憲明君） 教育長 菊川茂男君。

[教育長 菊川茂男君 登壇]

○**教育長（菊川茂男君）** 何か私、質問とは違うお答をしたということでございますが、子育て支援課の方でこのことについては出していただけるかなと思っておりましてけれども、私の方から申し上げますと、学童保育利用状況につきましては、玉名自治区では登録してある方は157名おられます。それに対して118名学童保育を利用しておられます。13.8%になります。岱明自治区では登録は36名でございますが、29名、全体の約11%ということになります。横島自治区ではゼロでございます。これは学童保育がありませんので当然というふうに思っております。天水自治区では登録は102名、実際には84名、77%。そのような利用状況でございます。

先ほど、いわゆる放課後の留守家庭児童数を申し上げましたが、その数よりも多く学童保育を利用しておられるというふうにとらえていただいて結構だと思います。もう一回申し上げますと、放課後留守家庭の児童数は、玉名自治区では97名、学童保育利用が118名です。岱明自治区では留守家族児童数が26名で学童保育利用が29名、横島自治区では24名の留守家族児童がおりますけれども、学童保育利用はゼロということになっております。それから、天水自治区では留守家族児童数は4名で、学童保育利用状況は84名ということになっております。

どういふ子どもが利用できないのかという、詳しいことまでは私も調査いたしておりません。お家におじいさんとかおばあさんとかおられるところとか、そういうところは学童保育は利用されていないんじゃないかなと思います。また、親戚が近くにあるとか、あるいは下校途中にあるというようなところでは親戚の家にも預けるという方法をとっておられるところもあるんじゃないかと。お金がないから学童保育には預けられないというようなことにつきましては、調査はいたしておりません。

以上でございます。

○**議長（松田憲明君）** 福祉部長 元田充洋君。

[福祉部長 元田充洋君 登壇]

○**福祉部長（元田充洋君）** 近松議員の再質問についてお答申し上げたいと思います。

学童保育を実施しておりますのは、熊本県内では181クラブだったかと思っております。そのうちに、送迎、送り迎えをしております自治体は恐らく玉名市だけではないかなと思っております。したがって、その送迎代の費用を市の方でという御提案だったかと思っておりますが、その差を埋めます場合に、学校に迎えに行くのが1,000円、それから自宅に送るのが1,500円で2,500円。これを単純に掛けましても何千万円かに近い数字になってくるようなところもあろうかと思っております。

そうなりますと、私どもも今後そういうふうな財源の問題等も考えなくてはなりません。ですから、この実施をしていただいている保育所、そういうところとの関係とも

十分に研究をしながら、利用料の調整には入っていきたいと思っているところでございます。

○議長（松田憲明君） 7番 近松恵美子さん。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番（近松恵美子さん） 大事な問題ですので、退屈している方いるかもしれないでしょうけれども、しっかり聞いてください。

もう、これ以上質問はできないということです、私の方から述べさせていただきます。今、教育長から答弁いただきましたけれども、これは、失礼ですけれども間違った報告でありますので、実は私、昨日聞きました。実際どうだったんですか、データは出ましたかと聞きました。そうしましたら、私の方から申し上げるのもおかしいかもしれないんですが、玉名地区では留守家庭の子どもの55%しか学童を利用しておりません。残りは利用しておりません。それから、岱明地区では53%です。留守家庭の子どもの53%しか利用しておりません。天水地区では95%が利用しております。私はこれは利用料金の差だと思っております。利用料金が高い、同じ玉名市でも利用料金が高いところは半分の家庭しか利用してないけれども、天水地区では95%、ほぼ全員。利用していないのが4名だけということです。

先ほどの教育長さんののは、おかしかったです。留守家庭が4名で80何名利用していると言われましたね。あれは違います。全く違います。利用してない子が4名なんです。この問題では、この留守家庭の子どものかどうしているかということが、実際によく把握してない。そして経済的理由かどうかも把握してないということです、私としては、この県内で非常に高い1万1,000円払わなくてはいけない学童を続けていくとしたら、残りの家庭がどういう理由で利用できないのか、いくらなら利用できるのかということ、きちっとアンケート調査をしていただきたいということ、ここで要望しておきます。

それから、それから送迎に関してですけれども、送迎に関する費用を財源がなくてとてもそういう負担はできないという答弁は、私もよくわかります。ただ、問題は、この委託の仕方がおかしいということです。長洲なんか直営でしていますけど、この学童保育という事業を事業所に委託する場合、事業所が損をしないように、これを委託するんだけれども何人お願いしたいけれども、お宅はいくらぐらいでできますかということ、聞きまして、そしてなおかつ、玉名市民としては学童保育料は標準の5,000円で抑えたいんだけど、5,000円で収めるためにはお宅はどのぐらいでできますかということ、聞きまして、そこで契約をしまして、学童保育というのを委託するべきではないかと思うんですけれども。

現在は、この送迎というのが熊本県では玉名市しかしてないにもかかわらず、委託

料は学童保育の送迎をしてないところと同じ国の基準のまま、国の基準がこうですからこれでしてくださいというふうに、事業所に渡すものですから、事業所は困ってどんどん値上げをしていくわけです。

では、事業所が車の減価償却費がいるから1万1,000円では足りません。もう市がくれないなら1万2,000円にしますよ、1万3,000円にしますよと言ったときに、市はいったいどうして行くのでしょうか。では、そこまで事業所が要求するなら、直営ですぞというふうな決断もしていかななくてはいけないのではないかと思います。

この学童保育については、あまりにも事業所任せにしてきている。そして、保護者負担がこれだけ大きい、そして利用率はこれだけ違うにもかかわらず、その実態を把握してないということが今の学童の問題ではないかと思しますので、私は、利用できてない家庭に対する調査をきちっとしていただきたいということと、この送迎の問題、熊本県で送迎を特別お願いしながら、その費用負担も市がせず、事業所任せ、足りない分は保護者負担であるというふうな学童の見直しをしていきたいと思っております。

なぜ送迎が大変かといいますと、具体的に申し上げないと、きっと男性方にわかっていただけないと思いますけれども、1年生と2年生と3年生で授業が終了する時間が違うわけです。大きい、たくさん抱えている学童クラブは6つの小学校へ行っています。そうしますと、1年生を迎えに6つの小学校に行きます。今度は2年生を迎えに行きます。そして3年生を迎えに行きます。最低でも18回行かなくてはならないんです。さらに、「1人残っていました、集合場所に来ていませんでした、来てください」という電話があったら、また行かなくてはならないんです。そういう、送迎をするということは非常に手間のかかることです。また、40人、50人を各家庭に送ることも大変です。

そういう意味で、非常に負担がかかりますし、また、子どもにとっても、私は本当に歩いて行けるところに学童をつくってほしいと思っておりますけれども、子どもにとっても友だちと遊んでいる途中で、ほらほら学童のバスが来るからあそこで待っときなさいと、中断して自分たちは待っかないといけません。特に1年生は時間の観念がわからないからおどおどしているそうです。遅れちゃいけない、置いていかれるということです。おどおどそわそわしていると聞きます。そのときそのときによってお友だちが楽しそうに話していたら仲間に入りたいでしょうから、そして、自分のペースで歩いて学童に行ける、そういうのを玉名市では考えてほしいということを思います。

そして、利用率が50%ということは、もし、何らかの補助をして、この保育料が下がって、みんなが利用するようになったときには、これは倍利用する利用が増えるわけですから、今の事業所では対応できません。手狭で、子どもたちを引き受けられないんです。岱明幼稚園では、平日は幼稚園の子どもが帰ったあとの部屋を使った保育を

していますからできていますけれども、夏休みになりますと幼稚園の子どもと学童保育の子が施設でかち合います。居場所がないから毎日毎日図書館に行ったりプールに行ったりしなければなりません。そういう状況で保育をしております。

大変だから、早く行政がしてほしい、行政がしてほしいといつも言われていたんですけれども、今日に至ってしまいました。各事業所が困っているお母さんたちの姿に、本当にどうにかして応えたいとボランティア精神で施設を拡充したり、そういうふうにしていけばいくほど経費がかかりまして、保育料を値上げせざるを得ません。そこまで設備投資をしてしまいますと、そのあとで、行政でしますから結構ですというわけにはいかなくなると思いますので、早急に玉名市としては、これから直営を目指すのか、1万1,000円でやっていくのか、そのことを決断していただきたい。そして、低所得者対策も考えていただきたいと思いますので、どうか、よろしく願いいたします。

これについては、私は、御専門でもあります市長の答弁をいただきましたのですが、これ以上質問はできませんということでしたので、よろしく願いします。

次は、巡回図書指導についてであります。私は、北本議員とまた違った切り口で、これは質問していきたいと思っています。私は、前回初めての議会のときに非常に興奮しまして質問したら、堀本議員が、顔が崩れていて見えなかったと言われましたけれども、私は顔が崩れるほど一生懸命女性の立場を考えて質問してくれるのはありがたいと別の人に言われましたので、また、腹かかずに頑張っていきます。

財政厳しい折に、お金のいることばかり申しまして、本当に恐縮でありますけれども、私は学童保育の充実とか、学校図書室の充実などの問題は当然どの市や町においても合併前よりずっと以前に充実しておくべきことだったというふうに思います。ところが、経済優先で、子どもに関する部分があと回しになった。またそういう意味では、私たち女性の過去の頑張りが足りずに積み残してきた問題を、合併して島津市政になった途端に突き付けるようで申しわけないような気もしておりますけれども、島津市長だからきちんと解決していただけるだろうと期待して質問いたします。

昨年12月の議会において、私は読書活動を進めるには子どもの読解力にあった本を手渡してくれる大人の存在が必要であり、また、今の子どもたちの本の貸し出し状況をみると、ゲーム感覚の本ばかり読んでいて、物語は読めていない、という問題提起をいたしました。そして、この問題を解決するために図書の充実と図書室に担当職員の配置をと要望いたしました。しかし、その思いもかなわず、4月からは図書司書などの担当者がいた6つの学校の図書室から担当職員がいなくなりました。旧玉名市でしていた巡回方式を採用したということで、残念でたまりません。

私は、医学部を目指す子どもを指導している有名予備校の先生から、このようなことを聞きました。医学部受験される方は多分1浪、2浪、3浪される方もいらっしゃる

のでしょうけれども、受験の成績で一番上がりにくいのは国語、数学は1年頑張れば成績が伸びてくるんだそうです。英語は2年で伸びるが、国語は3年かかる。国語ばかり、国語の力は本を読んでいる子でないと成績が上がらないということを知りました。

臨界期という言葉があります。適齢期に訓練をしないとその後では能力は回復しない。また回復困難であるということでもあります。狼に育てられた、カマラは8歳で人間に発見され、人間に育てられたにもかかわらず、9年たっても2本足で歩くことができませんでした。これは心理学でよく報告されています。何をいいたいかといいますと、本に親しむということも人生の早期に力をつけた方がベターではないかと私は考えますし、実際12歳までが大事であると言われていています。

先ほど、北本議員からも質問がありましたけれども、改めて、私は巡回方式のねらいは何なのか、読書活動の推進のどの部分を担っていくのかということをお尋ねします。また、事業費については、先ほど北村議員のときには1,200万円というふうに私は知りましたが、それは人件費だったのでしょうか。私は1,300万円と聞いたような気がしますけれども、もう一度ここを確認したいと思います。人件費ではなくて事業費としていくらかかっているのかということですね。

それから、4月からこの方式にしたことで発生した問題はないのかということについて、答弁をお願いいたします。

また、図書司書などの職員がいなくなったことで、利用者が激減しているという声もありますので、その対策をどう考えておられるのかについてもお伺いします。

それから、当然御存じかと思いますが、日本の子どもたちの国語力が低下した、読解力が低下していると言われていています。2003年のOECDの調査では、3カ国中、これは多分先進国と思うんですけども、8位から14位に下がっています。たった3年間でこれだけ低下しているのです。これでは日本の子どもたちは知的活動が困難になる、そして、ますます日本経済は沈下するだろうとまで懸念されています。現場の先生方からも子どもたちの言葉の理解、コミュニケーション能力が低下しているという声も聞きます。

玉名地区の子どもたちの国語力、読解力というものを年次変化で見ますとどうなのでしょう。年次変化と県内・国内での水準、またその結果をどう考察されているのかについてもお尋ねします。

国は読書活動推進法などをつくって国語力、読解力をつけるべく図書予算もつけています。国語力、読解力と読書活動は非常に関連が深いものですので、お尋ねします。ついでに私は、この国語力、読解力の推量なんですけれども分布も知りたいんです。つまり、わかりますでしょうか。中央に高い分布なのか、U字型の分布なのか、その辺についても教えてください。

それから、読書力を確実につける方法として、アニメーションというのが世界的に普及しておりますし、関東の方でもどんどん普及していますので、私もこの間体験してみましたけれども、これはすごい手法だなというふうに感心しました。確実に読書力がつきます。玉名市ではどのように導入していかれるお考えかお伺いいたします。よろしくお願いたします。

○議長（松田憲明君） 教育長 菊川茂男君。

[教育長 菊川茂男君 登壇]

○教育長（菊川茂男君） そうですね、何か目の敵にされたような質問で、私の方もちょっとまいているわけでございますけれども、先ほどのデータの基礎計算が間違っていたようなことで、近松議員が言われた玉名自治区54.8%、岱明自治区52.7%、横島自治区0.0%、天水自治区95.5%、これは私が答弁を終わったあとにデータが入ってきておりましたので申しわけありませんでした。

ところで、近松議員の質問にお答えしていきたいというふうに思っておりますけれども、何か、非常に細かいデータを示せと言われても、通告のときにそのことをきちっといただければ、しっかり調べてお答えできるんですけども、なかなかそういうおざっぱなことしか回答はできないことを前もってお許しいただきたいというふうに思っています。

小・中学校における図書巡回指導について、活動内容及び問題点についてお答えいたしますが、御承知のとおり、巡回指導ということで4名で2班に分かれてやっております。毎週、月曜日から木曜日まで各学校巡回し、そしていろいろな図書委員への指導であるとかあるいは図書館の環境整備、新刊書の受入れ、手続き、その他いろいろなことをやっておりますけれども、問題点としては、各学校へ行く巡回日数がどうしても足りない。少ないところで学期4日、多いところで8日ということですので、お二人行かれていろいろ仕事をされるのに、非常に忙しく時間が足りないということではあります。しかしながら日数に無理があるけれども、担当教諭と連携をとりながら一生懸命今やっているところでございます。

お金のことを先ほど言われましたけれども、2名の職員と2名の臨時職員の4名で、人件費と賃金で1,200万円という計算になっております。

それから、国語力、読解力の水準についてのお尋ねでございましたけれども、各学校とも毎年児童生徒の学力がどれくらい定着したかを調べる標準学力検査を、国語と算数の教科で実施いたしております。この標準学力検査は全国標準を50として定着がどれくらいであるかを見ることができます。国語力ということで具体的に話すこと、聞くことに関する内容、書くことに関する内容、読むことに関する内容、言語事項に関する内容の4領域を学力検査によって客観的に図ることができます。その結果から、玉名市

の児童生徒の国語力の状況を申し上げますと、小学校で52.3ということで、全国標準をやや上回る結果が出ております。また、中学校の状況は50.6ということで、全国標準と同じであるということができると思っております。読解力につきましては、読解力の解釈を国語科の観点の4能力というとらえ方をしてよいかと考えております。

県独自で県の学力調査を行っておりますが、それによりますと、読むことの領域に関する県の平均が60.1%の正答率あるのに対し、玉名市の児童は60%の正答率でございます。県平均と比べましてもほとんど同じような学力水準を保っているというふうにとらえております。客観的なこの学力検査からは、玉名市の児童生徒の国語力や読解力はおおむね良好であるというふうにとらえていいのではないかなと思っております。

コミュニケーション能力ということもございますが、話す・聞く能力の観点についての、県の学力調査の結果から考察してみますと、県平均が66.7%の正答率に対して、玉名市では64.7%と少し落ちますけれども、これもほとんど変わりはないとみていいと考えております。

質問がたくさんありましたので、なかなかあれですけれども、図書館に人がいなくなったという表現をされましたけれども、関係の小・中学校、いわゆる岱明それから横島、図書指導員がおったということで調べてみましたが、平成17年と平成18年の4月と5月の本の貸し出し数を調べてみましたところ、岱明自治区の小学校では平成17年4月には1,579冊の本を貸し出し、平成18年4月には827冊になっております。平成17年5月には4,068冊、平成18年5月には3,838冊の貸し出し数になっておりまして、4月段階ではかなり減りましたけれども、5月になりまして例年に近づきつつあるというふうにとらえております。図書館が閉じてしまっているというふうなお話も聞いておりますが、小学校においては、旧玉名市あたりではほとんどの学校が1日開館をいたしておりますし、岱明地区ではその辺が少し1校しかございませんでしたけれども、時間制限をして図書館を開放いたしております。

そういったことで、徐々に図書の利用率等も上がってはきているというふうにとらえております。今後とも図書館の利用につきましては、学校を指導してまいりたいなと思っております。

読書へのアニメーションという御質問でございましたけれども、これにつきましては、スペインのモンセラ・サルト氏が考案した読書教育法でありまして、読書活動を楽しくて、子どもたちが読む力、考える力を引き出すための手法であると、こういうふう聞いております。基本的に1冊の本は全部読んで、読書を楽しめるように考案されたさまざまな作戦を通して個人の読書の質を高めていくというものですけれども、玉名町小学校では、平成15、16年度に国語力向上モデル事業、国語教育推進校の研究指

定を受けておりましたが、その中でこのアニメーションの手法を取り入れた授業展開をこころみております。学習の目当てを作戰と名付けて、児童の友好を高め、学習活動の目当てをはっきりととらえさせるようにしたい。教師が教材文をわざと間違えて読む。これをダウト読みというふうに言うておりますけれども、その間違いなどを指摘しながら聞くことで、言葉の一つ一つに注意して聞くようになるというメリットがあるということで、研究されております。

この方法は、いわゆるクイズで読みを深めたりと、いろいろと授業に活用できる手法があると伺っております。各学校がこのような手法を取り入れることで、児童生徒の読解力が深まり、読書に親しむことが増えるということは非常にいいことだと考えております。

ただ、この手法は、教育課程の中で相当の時間数を費やすということを聞いております。したがって、この手法を今後よく研究し、学習過程に生かすという視点で活用を今後検討し、指導してまいりたいと思っております。

先ほど、年次変化とかあるいは山なりになっているとかというような詳しいデータは持っておりませんので、後日また答弁したいと、答弁したいとかお答えしたいと思っております。

以上です。

○議長（松田憲明君） 7番 近松恵美子さん。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番（近松恵美子さん） 御答弁ありがとうございました。私は、目の敵にしているつもりは全くないんですけれども、やはり問題意識を持っていただきたいという思いが募ってきますと、ちょっと力が入りすぎまして、反省しております。冷静にやっていきたいと思っております。

読解力については、あまり変化がないということで、年次変化はわからないということですが、私は、今こんなに読解力、国語力が下がっているという世の中だから、こういうことっていうのは、本当は下がってきているんですよねとか、こういうのはふだんからわかっておっていただきたいなという思いで申しわけない気しております。

他の学校へ行ったときに、たまたま行ったときにこれを伺いましたら、そこの校長先生が読解力は残念だけでも年々に落ちてきています。そのテストの結果では落ちてきていますということを教えてくださいました。ただ、玉名市全体でどうかということについては、私は、教育委員会の方から後日伺いたいと思っております。

先ほど、分布がどうなのかということについては、前もって申し上げませんでしたので、申しわけないと思っておりますけれども、今後それも参考にさせていただきたいんですけれども、読解力が県の水準と同じであろうと、低い子と高い子がいて、そういう分布な

のか、大体標準の子がみんな多いのかということが、それは大事じゃないかなと思います。格差社会が広がっていくと言われてはいますが、学力においても読み聞かせが熱心な家庭の子どもとそうではない子の格差が広がって、そしてそれを足して割ったところの水準が平均ということでは、ちょっと悲しいなと思っております。

それから、図書指導員の問題につきましては、北本議員の質問に対しても、何らかのことを考えているというふうなことが市長の方から答弁がありましたので、それを期待していきたいと思っております。ただ、私がひとつ大事に思っておりますのは、大変失礼な言い方かも知れないんですけども、今の学校教育において、先生方が読書教育はできないだろうというふうに私は思っております。学校ではできないだろうというふうに思っております。

なぜかと申しますと、一つは、結局、今まで努力してきたけども読解力が調査では下がってきているということは、ひとつ学校の限界があるんじゃないかということが一つ。もう一つは、本当に失礼な話かも知れないんですけども、私はただ、司書の勉強したわけでもございませんけれども、3人の子どもを育て、また、友人たちと子どもの本について情報交換し合ってきたその経験だけですけれども、私よりも子どもの本のことについて詳しい先生には出会ったことがないので、学校の先生が子どもを読書教育していくのは少し無理があるんじゃないかなと思っております。

それが、なぜ学校の先生ができないかといいますと、本を読む暇がないからです。子どもに読書教育をしていくためには、子どもの本をずっと読んでいかないといけないんです。そういう意味で、図書司書が必要になるんですけども。今回図書司書を切って巡回方式にしたのは、一つは司書って図書指導員で何をするんだということが明確にわかっておらなかったからだろうと思えます。そのことでちょっと述べさせていただきます。

遠慮して言われないだろうと思っておりますけれども、50分、45分の授業時間に図書指導員は一体何しているんだ。ただ、休み時間の10分だけではないか。昼休みだけではないか。それなのに1日雇うのはもったいないという気持ちがあって巡回方式にしたんじゃないかなと私は思っておりますけれども。ではその休み時間に、図書指導員、図書司書は何をすべきなのかといいますと、一番大事なことは、図書室にある本をくまなく読むことなんです。本当に子どもに読書の力をつけさせるためには、本を読んで読んで読みまくって、どの本がおもしろいか、どういう子にはどういう本を薦めようかということが出来る人なんです。ただの貸し出し係りではないんですね。そういう意味で、もしこれから図書指導員の配置をまた考えてくださるようでしたら、そこで、雇ったあとの教育というものを大事にしていきたいと思えます。

岱明町でも雇ってございましたけれども、図書指導員が、校長先生と草むしりしてい

たという声も聞かれます。子どもがいないときは暇だろうからあれ手伝って、これ手伝ってと、学校の用をしているようでは、本当の役目は果たせません。図書指導員をパートで雇えばこの1,300万円ぐらいの費用で配置できると私も考えております。ただ、雇った折には、その休み時間にしっかり、本当に本を研究する時間を与えていただきたい。それを強く要望したいというふうに思っております。

子どもはおもしろいほんを手渡せば、必ず本好きになります。私は、子どもを本好きにさせるためには、例えば小学校1年生から2年生、物語を読むようにするには『エルマの冒険』を紹介してみようとか思います。これを紹介して喜ばなかった子どもは一人もいません。それから、『きつねものがたり』を紹介しようとか、それから2年生、3年生くらいになったら、本を読まない子がいたら『火曜日のごちそうはひきがえる』という本、あれは絶対飛びつくぞ。あれだったら食いつくぞ。あれを紹介しよう。3年生になったら岩波の子どもの本シリーズを読ませよう。あれは読めるぞとか、そういうことが頭に浮かびます。

図書指導員というのは、そういうことができる人じゃないといけません。今、ハリーポッターが非常に人気がありますけれども、ハリーポッターが読める子は、『ナルニア国物語』というのも読めます。あれは、壮大なファンタジーで、ああいうのを読めるようになった子どもは、私は決して、今騒がれている不審者になったりはしないと思っております。ナルニアが読めると、小学校高学年では『ゲド戦記』を読めるようになります。この、今世界で最高のファンタジーと言われております『ゲド戦記』を読めるようになったら、その子は世の中を改革する生き方をするだろうと、私はその本を読んで思いました。

そういう本を、本当に心が豊かになるような本を読める子を育てたいというふうに私は思っております。

本といたしましてもスーパーにある駄菓子みたいな、ちょっと口にはいいけれども、そういう本と、血や肉になるお魚やお肉みたいな本があります。今、学校の子どもたちが借りている本は、図書カードを見ますと、ほとんど駄菓子程度の本しか借りていないのが現状であります。このことを問題と思う人が少ないこと自体がまた問題ではないかなと思っておりますので、図書指導員については私は北本議員も提案されましたけれども、1,200万円、1,300万円あるんでしたら、職員をただ本の修理やそのくらいに使わないで、全部パートで、そして5時間で27校に配置してほしいというふうに考えております。

その選任においては、やはり図書司書の資格のある者、そして読書活動をしている人を優先的に雇用しまして、そして研修体制、情報交換の場を設けまして、しっかり確実に読書の力がつくような、そういう活動をさせてほしい。ただ、本の貸し出しおぼさ

んに終わらせないように有効にその予算を使っていたらいいと思います。

私のこの図書指導員に対する思い、そのことに対して、市長の御見解をお願いいたします。

○議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） 時間も随分立っているようですが、先ほどから近松議員と教育長の非常に熱のこもった論戦をお伺いして、逆に教えられることが非常に多うございました。いいんじゃないですか。非常に熱のこもった、双方のやり取りが続くというのは、議会らしくてよかったと思っています。司書の前に私も参戦をさせていただいて、学童保育の問題でちょっとだけ私の感じ方を言わせていただきます。

まだ、この制度ができ上がります前に、私ごとで大変恐縮ですけども、私どものぬかみね保育園というところで、一番最初は本当に一人のお母さんが「困った。子どもが学校へ行き始めたけれども家に、昼にはもう帰ってくるんだが、誰もうちにはいない。おじいちゃん、おばあちゃんに頼もうと思っても、遠いところでとてもできない、どうしたもんだろうか」という話が卒園のときに保育園であった。しょうがないから「そんならもう、保育園に帰ってくるごとしなせ」という話になった。1人の子がカタカタ学校が終わったら保育園に帰ってき始めた。そしたら、私も私もで3～4人ぐらい帰ってきたんですが。私はその様子を見ていながら、かわいいなと思った。子どもの方も全然、今まで来ていた部分ですから、気にしないで、「ただいま」と大きな声で帰ってきた。

私は、それをごく自然に見ていたんですね。それで、隣接の園にもこういう子どもがいたときに、積極的にこれを、そういう対応をしていくことも私立とか法人立保育園の柔軟さで、やらなきゃならんことだというふうに勧めて、何園かが対応し始めておったと思っています。そういう中で制度ができ、玉名市の方でバスを回して、何か幼稚園と勘違いしておられるんじゃないかとそのとき思わないでもありませんでした。それで学童保育が始まって、それぞれの民間で今申し上げたような学童保育の方式というか、やり方はもうそれじゃそういうことで、制度でお始めになったのならやめようということで、私どもの場合は中止をしたということですが。

先ほどお話があったように、本来あるべき姿というのは、やはり歩いて子どもたちがいたり来たりできる。バスで何時間も乗って、何時間ではないですが、何十分も乗って行ってまた帰りに送ってもらうというような姿よりも、本来はそれぞれのエリアの中で行なっていくのが、あるいは本当の子どもたちのための学童保育の姿ではないのかなというふうに感じてはおります。

それから、横島が全然学童保育ゼロなんですけど、例えば横島の子どもたち、1年生

でも帰ってきます。家のちょっと先にハウスがあります。カバンを放り出してその子はハウ스에飛んで行けば、お父さんやお母さんたちがハウスの中にいるんですよ。そこで、やはり一緒に握り飯食ったり、昼飯食ったりしながら一緒にハウスの中でワアワア言いながら、数時間を過ごす。そういう子がたくさんいるんだと私は、そういうふうに受け止めています。

ですから、全部そうではありませんよ。横島でもやはりサラリーマンのうちだってあるわけですから、全部がそうだとは言いませんが、そういう家庭も非常に横島の場合には多いと、率として多いということが言えると思います。ですから、この同じ私どもの玉名市の中でも横島自治区の様子と玉名自治区の様子とは事情や条件が違うという部分もあるということを前提にしなければならぬというふうに感じています。

それからもう一つ、バスを回すから学童保育の料金が高くなる。これを他のそうでない自治区の保育料にも全部合わせてしまうというのには、いくら調整といいながら、私は無理があるというふうに感じております。ですから、断片的に直感として感じていることだけ申し上げましたが、しかし、近松議員が指摘された子どもの実態をつぶさに把握する。これは極めて大事なことだと思います。そしてその上で、どういう学童保育のあり方が望ましいのかというのを考えていくべきだろうと。福祉部長とも話をしているんですが、前にあったときに、横島の農村地帯の中での学童保育というのは何を子どもたちが、あのそれぞれの家庭の子どもたちのために必要なのか。やはり夏休み近くぐらいまでには、早く、このためには私どものイメージしている分では、学校の協力がいるんですが、ぜひ、モデルになるような学童保育の姿を作り上げてほしいという言い方はちょっと、作り上げたいと、こういうふうに思っております。

以上、断片的でまとまりませんが、もろもろそういうことを感じております。

司書の問題については、もう随分と先ほども午前中も申し上げましたが、こんなにも皆さんが本のことについて、読書のことについて情熱を込めて取り組んでおられるということを改めて感じ入っておりますし、それぞれにそういう方々に敬意を表したいと思います。

そういうことを受け止めて、教育長にしたって、私にしたって、本を読むことの大事さを決して軽くは思っておりません。そういう中で、午前中にも申し上げましたが、子どもにかかる経費をはしょって、ほかに回して市政の運営にあたっていくという考え方は持たないということだけを今日は申し上げておきたい。そういうふうに何らかの形でそういう情熱をお持ちの皆さんに応えられる方法があればいいなあと思っております。以上です。

○議長（松田憲明君） 7番 近松恵美子さん。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番（近松恵美子さん） ありがとうございます。特に図書指導員のことは、旧岱明町の住民の願いですので、期待しております。私たちの誇りでもありました。

では、次に移ります。前回3月議会にて傍聴に来てくださった方のアンケートに、質問を途中で止めるのはよくないと書かれてあったことを私、聞きました。きっとこれは、補助金に対して質問した件ではないだろうかなと自分で思いまして、前回の続きを質問いたします。補助金の種類はあまりにも多くあるため、私の脳裏にある補助金と執行部の脳裏にある補助金とが一致しなかったため、前回中途半端になってしまったんじゃないかと思います。

ただ、私もその後市民活動に対する補助金の公平性・透明性について考え続けておりました。そうしましたら、その後できました玉名市集中改革プランにも補助金の見直しという文言がありましたので、より具体的になったのか、そのあたりを今回お尋ねします。また、せっかくですので、玉名市集中改革プランの概要について説明をお願いしたいと思います。もう大分時間も過ぎていきますので細かいことはいりませんので、概要をお話しいただいて、その中で、有識者を中心とした第三者機関のメンバーについてもお尋ねしたいと思います。

ボランティア活動など、市民活動への補助金については、交付基準や審査委員会を設置する考えはないかどうかについてもお伺いします。

そしてまた、私は補助金をもらっている団体は、市民活動をしているような団体は、やはり公報などで活動を簡単でいいから報告していただきたいと思っています。私たちはこんな活動をしていますよというようなものですね。そのことがまた、他の市民活動への刺激にもなりますし、公明正大ということにもなるかと思っていますので、そのことについて回答お願いいたします。

○議長（松田憲明君） 企画財政部長 牧野吉秀君。

〔企画財政部長 牧野吉秀君 登壇〕

○企画財政部長（牧野吉秀君） それでは、私の方から近松議員御質問の玉名市集中改革プランについてお答えいたします。

この、集中改革プランは総務省から平成17年3月29日に通知が来ました地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針において、全国の都道府県及び市町村に対し、平成17年度中の公表を要請したものです。この要請に基づきまして、玉名市におきましても、平成17年度を起点といたしまして、平成18年度から平成21年度までの4カ年間に集中して実施する行政改革の具体的な取り組みとして、玉名市集中改革プランを策定、公表しているところでございます。

この集中改革プランの中の事務事業の再編・整理、廃止・統合の項目に、事務事業の見直しに当たっては有識者を中心に構成する第三者機関による意見も参考にすると記

しているところですが、議員御質問のメンバーについては、これから選定の作業に入るところでございます。学識経験者や市内企業の代表者等の有識者をメンバーに考えているところでございます。

今後、この玉名市集中改革プランを取り込んだ形で玉名市行政改革大綱の策定を予定しているところですが、策定に当たっては、この第三者機関の意見を伺いながら、聞きながら、最終的には庁内組織でございます市長を本部長とする玉名市行政改革推進本部で決定をいたすものでございます。

また、集中改革プランの着実な推進と具体化への取り組みのためには、改革の推進状況を正確に把握しながら、定期的に広く市民に公表するとともに、第三者機関に報告し、意見を聴取することが重要であると考えております。

次に、補助金の交付基準、審査委員会の設置についてでございますけれども、まず、補助金の交付基準についてでございますが、現在のところ、明確な交付基準は策定はしておりません。合併前、各自治体において、それぞれ地域の特性を生かし公益性を考慮しながら補助金の交付がなされてきたところでございます。本年度におきましては、可能な限り均衡を図りながら調整を行なったところでございますが、旧市町独自の補助金もございまして、市全体としての統一性が図られたかと申しますと、まだまだ検討しなければならないところが多数でございます。

今後につきましては、玉名市集中改革プランにも示しておりますが、補助金の見直しに関しましては、見直しに係る指針を策定いたしまして、それぞれの所管課と連携をとりながら、担当課と連携をとりながら対応したいと考えております。

また、補助を行なうことの目的・効果を整理し、それから精査するとともに、公費の適切かつ効率的な運用に努めてまいりたいと思っております。

次に、審査委員会の設置についてでございますが、現在のところ計画はございません。

次に、透明性、公平性についてのお尋ねでございますけれども、補助金の透明性、公平性についてでございますが、まず、透明性につきましては、これは3月議会でも答弁しているかと思っておりますけれども、補助金の名称、金額につきましては、現在のところ予算書の説明欄にすべての補助項目を表示しております。またその他、活動の内容、資金収支等につきましては、それぞれの個人情報あるいは営業資料等一部の情報を除きまして、所管課の方でいつでも開示できるようにしているところでございます。

また、公平性につきましては、先ほど、多分お尋ねが、補助申請の機会の均等々も思われてのお尋ねかと存じますが、旧市町独自の補助金もございまして、まだ均衡がとれてない面もあるかと存じます。これらにつきましては、できるだけ統一するのが望ましいと思っておりますので、要望があった事項を一つ一つ精査して判断を行ない、不公平感が

ないよう努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 7番 近松恵美子さん。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番（近松恵美子さん） 補助金に関しては今お話しがありましたように、いろんな種類がある上、合併によって各町いろんな価値観で進めてきたこともありまして、その難しさがあるというふうな、そういう答弁だったと思います。これからだんだん落ちていきましたら、やはり公平性というものがちゃんと保たれているかどうかという点で、また精査していただきたいと思います。

私も、今予算書に細かく、一つ一つ出すということが透明性ですというふうな回答をいただきましたけれども、その予算書を見ながら、私も1年がかりで玉名市の補助金の実態について調べていこうと思っておりますので、その節は御協力をよろしく願いいたします。

今日は長々いろいろお付き合いありがとうございました。子どものことに対しては、子どものことに関しては、やはり子どもを育てた、そして同じ母親として悩んできたその方たちの声を出していくということをしていかないと、男性中心の社会ではなかなか実現しません。私は玉名、岱明は、自分のいた岱明のことも言うのは恥でありますけれども、やはり子どもに対してあまり優しくないところだなというふうに感じております。どうか、学童保育の件はよその町、よその市の取り組みもよく検討されますと、玉名市のやり方がいかにおかしいかということがわかっていただけるとと思いますので、その辺をぜひ検討していただきたいと思います。

図書指導員の件はくれぐれも雇えばいいというものではなくて、雇ってから先が非常に問題だということを、雇ってから先をきちっとしなかったために、やはりカットされてしまったのかも知れないなということを、私も反省をしております。もし、実現化しましたら、仲間とともにその人たちが本当にいい活動をできるように、ともに学びそして支えていきたいと思っております。

今日はありがとうございました。

○議長（松田憲明君） 以上で、近松恵美子さんの質問は終わりました。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 3時44分 休憩

午後 3時55分 開議

○議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

8番 作本幸男君。

[8番 作本幸男君 登壇]

○8番(作本幸男君) 新生クラブの作本です。通告の順に従って質問をいたします。私の質問は簡単でございます。執行部を悩ませるような質問ではございませんので、今しばらく御辛抱をいただきたいと思っております。

まず、1番目の、本庁舎内の総合案内所の設置についてでありますけれども、先ほど青木議員からの質問と重複いたします。御了承いただきたいと思っております。

今回の合併による人口の増加に伴い、来庁される方の数も当然増えてきたことと思われれます。また、合併により新設された部や課もあり、なかなか玄関の案内板では市民の皆さん、特に高齢者の方にはわかりづらいものがあるものと思われれます。また、朝の混雑した時間帯では、カウンターの職員にも尋ねづらく、聞いても詳しく教えてもらえないこともあると聞いております。

本庁内は、階段もありまた別館もあり、何かと不便な迷路とまではいいませんが、いろんなことで高齢者の方には不自由に感じることもだろうと思っております。なるべく高齢者の方に負担のかからないようにすべきだと考えております。

市民サービスの向上の点から言うならば、庁舎内での案内を行なうことはせめて市民サービスの第一歩だと考えておりますが、どうお考えかお伺いをいたします。

2番目、花しょうぶまつりについて、今回で16回目を迎えた玉名市のイベントの中でも大きなまつりであります。花しょうぶまつりが行なわれ、連日盛況であったように思われれます。まだ、最終日が18日と聞いておりますが、わかっている範囲で結構です。今年のしょうぶまつりの状況を、現況をお尋ねいたしたいと思っております。

また、メインの花しょうぶの花の咲き具合となると、設定された期間に間に合わないということもあるように感じますし、花の管理は都市計画課が担当ということでもあります。欠株が出たり枯れたりというときに備え、管理係では補植用に桃田公園で栽培をされているということを知っておりますけれども、何せ、生き物であります。なかなかその年の気候に左右されることはもちろん仕方のないことだと思いますが、自然に自生している公園とは違い、期間を設定し、PRをし観光客の方に来ていただくわけでありまして。満足していただけるよう花の管理に努力する必要があると考えますが、いかがお考えでしょうか。

今年の花しょうぶまつりに関して、かなりの苦言も聞いておりますが、期間中でもあり、まだ終わってないこともあり、今日はここでいろいろとその内容は申し上げませんが、ほとんどが花についての提言であり苦言であると聞いております。そこで私も提言といいますか、花に関してははずぶの素人ではありますが、ひとつ提言をいたしたいと思っております。休耕田を借り上げて花しょうぶを栽培し、期間中花を絶やささないよう補

植を行なっていく、そして余分に余った花は駅のホームやらまた商店街の軒先、そういったところに並べておけば、玉名市全体が花しょうぶ一色に包まれ、今より以上に祭りの雰囲気が高まるのではないかと考えますが、いかがお考えでしょうか。お尋ねをいたします。

それから3番目、九州看護福祉大学について、平成10年に城北近隣を含め当時の2市8町の自治体を初め、各種団体など市民全体を含めた支援のもとに、公設民営として開学をした大学であります。開学当時から高齢化社会のニーズに合った大学として、県内外からの受験者も多く、就職率も高い大学であったわけであります。そこで、開学から8年、現在の大学の現況をわかる範囲で結構でございます。お教えをいただきたいと思っております。

7点ほどお伺いをいたします。

1つ、九州看護福祉大学生の出身県別の割合について、お伺いをいたします。

2番目に、当学生の就職状況及び受験者の推移について、お伺いをいたします。就職については平成14年度が第1期生の卒業生でございますので、14年度からの推移ということでお伺いをいたします。

3番目に、学社連携について。大学と一般社会のつながりといいますか、いろんな形でいろんな行事といいますか、いろんなボランティア活動もやられると思っておりますけれども、そういうところもお伺いいたします。

4番目、九看大の学生によるボランティア活動が行なわれると聞いておりますが、具体的にどのようなことが行なわれているのか、お聞きをいたします。

5番目、今現在、大学では3学科、1大学院があるようですが、新しい学部・学科の新設予定はないのでしょうか。お伺いをいたします。

6番目、循環バスについて、大学の開学当初の2年間は大学と駅との直行バスが運行されておりましたけれども、現在は右回り、左回りという循環バスの運行になっております。大学生ばかりではなくて、いろんな一般の方も利用されているわけでありまして、この利用状況にそれぞれ大学側、学生の要望というのが今ないのかどうか、お聞きをいたします。

7番目、大学に対して、主として、今後どのようにかかわっていくのか、例えば行政の中でも、福祉部あたりは九看大独特の福祉に関するノウハウなどを学び、これからの福祉行政に役立っていくのではないかと、そういうところも考えをお聞きしたいと思います。

以上7点お伺いして、再質問ではありませんけれども、答弁をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（松田憲明君） 総務部長 村田隆夫君。

[総務部長 村田隆夫君 登壇]

○総務部長（村田隆夫君） 作本議員御質問の、総合案内書の設置について、お答えいたします。

合併時の機構改革によりまして課や係が新たに新設されたり、名称も変更になったり、また、各部署の配置も変更になったりと、市民の皆様には御不便をおかけしているところがございます。昨年、合併を機に全世帯に対しまして玉名市の手引きを配布し、お知らせしているところがございますが、市民の方々に十分に浸透していない部分もございます。作本議員御指摘のとおり、高齢者や初めて来庁される方にとりましては、案内書がないということは、なかなかわかりづらいところもあるかと思えます。総合案内書の設置につきましては、先ほど青木議員にもお答えをいたしました。住民サービスの向上を図ることからも今後設置場所、人員、予算の問題等がありますので、関係各部課とも協議し、設置する方向で検討していきたいと考えております。

作本議員、大学の方はあとの方がよろしいですか。一緒にいいですか。では、失礼いたしまして、次に、九州看護福祉大学の現在の状況について、お答えいたします。御質問に対する回答につきましては、大学から聞き取りをしております。その範囲内でお答えいたします。

初めに、学生の出身県別の比率についてでございますが、過去6年間の実績を申し上げますと、熊本県出身者が約40%、福岡県出身者が約22%でして、九州出身者の占める割合が約95%に上ります。

次に、就職状況及び受験者の推移についてでございますが、まず、就職状況につきましては、就職希望者に対する就職者の数の割合、これは、17年度の就職決定率ですが、看護学科が100%、福祉学科が93.6%、学校全体では96.1%と、かなりの好成績となっております。就職先につきましては、看護学科では病院等の医療業、保健衛生、福祉学科につきましては、老人福祉関連施設等に主に就職している状況でございます。

次に、受験者の推移についてでございますが、開学時の平成10年から平成12年までが両学科合わせまして増加の傾向でありました。平成13年から16年までは減少の傾向でありました。しかし、平成17年度から増加に転じております。受験者数につきましては、少ない年で1,200名、多い年で2,000名に上っております。

次に、学社連携についての御質問でございますが、九州看護福祉大学の教授等により、各専門の分野における公開講座を平成13年度から開催されています。特に、玉名市では、健康なまちづくり市民座談会等で教授陣をお招きし、大学の専門的な知識を広く市民へ還元するなど、連携を深めております。

次に、九州看護福祉大学の学生によるボランティアがあるようだが、どのような活

動を行なっているかとの御質問ですが、これは玉名駅通りにあります「まちの保健室」、それからいけば、こういったものを設け、思春期の中・高生を対象に学校の放課後の時間帯に子どもたちが気楽に不安や悩みを相談できるような取り組みを行なっているところがございます。

次に、現在大学において、1学部3学科、それに大学院がありますが、今後、新しい学部・学科を新設する予定があるかとの御質問でございますが、当面は、今年度から開設されましたリハビリテーション学科、それと社会福祉学科の6コースについて充実化・定着化を図ることとし、今後は作業療法士及び大学院における専門看護師の教育課程等についても検討していきたいということでございます。

次に、循環バスの運行状況についてですが、現在玉名駅から九州看護福祉大学、市民会館を経由する右回り路線とその逆の左回りの往復それぞれ10便が運行されております。運行につきましては、学生が利用しやすいよう午前中に右回りの便数を、また、午後には左回りの便数を多く運行するように、利便性を図っておりますし、学生にとりましても利用価値の高い公共交通機関として喜ばれております。なお、学生さんからのこのバスの運行に対する要望というものは、特にあっておりません。

最後に、大学に対する、市としてはどのように力を入れ、期待するかという御質問でございますが、学生が玉名に住んでよかったと思うような住環境の整備はもちろんでございますが、公設民営の大学でありますので、大学の有する専門的な知識を地域づくりやあるいは市民の健康づくり、福祉施策の充実等に活用できるよう、連携を深めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 産業経済部長 谷口 強君。

[産業経済部長 谷口 強君 登壇]

○産業経済部長（谷口 強君） 作本議員の今年の花しょうぶまつりの状況等についての御質問にお答をいたします。

玉名市を代表いたしますイベントであります「高瀬裏川花しょうぶまつり」でございますけれども、作本議員も経済委員会に所属のときに熱心なキャンペーン活動をいただきまして、年々玉名に来られる集客も増えたところでございます、一昨年が28万人、それから昨年は33万人と多くの方々に玉名においでをいただいたところでございます。16回を迎えた今年も多くの観光客でにぎわっているところでございます。毎年、4月から5月にかけて関係団体の御協力を得ながら、観光客誘致キャンペーンを実施いたしております。しょうぶまつりを中心に旅行代理店やマスコミ関係などに対しまして、訪問宣伝活動を展開しておりますが、今年は特に福岡はもとより九州内の県庁所在都市を初め、九州新幹線全線開通をにらんで、広島方面へも足を伸ばし、訪問宣

伝を実施してまいったところでございます。

毎年、継続して実施しておりますPR活動が功を奏し、しょうぶまつりに訪れる観光客も右肩上がりの状況でございまして、特に、県外からの観光客が伸びているところでございます。また、テレビやラジオへの出演や新聞雑誌への掲載など、効果的なPR活動の充実によっても情報発信の頻度が高まり「高瀬裏川花しょうぶまつり」が県内外においてかなり認知されてきているようでございます。

今年の来訪者数につきましては、現在、主催者においても集計中でありまして、まだ、公表するまでには至っておりませんが、昨年の期間中が33万人の集客があったということは、観光振興や商業振興の観点からも経済波及効果は大変大きく、また、市全体の活性化にも大きく寄与しているものと認識をいたしております。今後も、玉名温泉をはじめ、商店街や関係団体、関係機関との連携を密にしながら、期間中の関連イベントなどの充実を図ることも不可欠であろうと考えております。

また、しょうぶまつりの期間設定やPRの仕方等につきましても、来年に向けての検討すべき事項につきましても、議員御指摘のようにいろいろな意見を伺いながら、まつりの主催団体であります「高瀬裏川筋を愛する会」と協議をしながら進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞ、今後とも御支援をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（松田憲明君） 建設部長 取本一則君。

[建設部長 取本一則君 登壇]

○建設部長（取本一則君） 作本議員のしょうぶの管理についての御質問にお答えいたします。

まつり期間中の花しょうぶの生育不良、あるいは開花状況が一部悪いゾーンがあったとの御指摘でございますが、議員御承知のとおり、ほかの植物と同様に、花しょうぶの生育は自然環境、特に日照時間や雨量等に大きく左右され、また、株分けの翌年には、どうしても花芽の付きが悪い場合が多く、それが開花に影響を及ぼしたのではないかと考えていますが、しょうぶも生き物でございまして、担当課職員も頭を悩ませているのが現状でございます。

先ほど、産業経済部長からの答弁もありましたが、まつり期間が1カ月と長く、まつり期間内のしょうぶまつりの時期設定も検討すべき事項というふうにありましたが、管理する課といたしまして、今後は休耕田等を利用し、補植用の苗を生育したり、株分けの時期、新品種の植え付けについて、専門技術者への意見聴取や他の施設における管理方法等を調査研究し、県内外からの見物客の方々が少しでも長い期間満足していただけますよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、委員の御理解をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 8番 作本幸男君。

[8番 作本幸男君 登壇]

○8番（作本幸男君） 大変前向きな答弁で、ありがとうございました。

1番目の案内所の設置につきましても、恐らく新庁舎になれば多分そこには設置されると思いますけれども、5年、6年先であります。やはり、高齢者の方の事情も考えて、できれば新庁舎建設の前にぜひ本庁舎に設置をいただければと思っております。

また、2番目の花しょうぶまつりでありますけれども、先ほど私も素人ながら、そういった提言をいたしましたけれども、これから30年、50年と、花しょうぶまつりがより繁く築いていく中で、いろいろなイベントやPRも大事でありましょうが、あくまでもまつりの主役は花であるということを忘れず努力すれば、必ずやすばらしいまつりになっていくものと考えます。その点、よろしくお願い申し上げます。

3番目の、九看大については、学園都市玉名にふさわしい大学であり、今後も社会のニーズに合った大学であってほしいことと、今後、ますますの大学の発展を願って、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松田憲明君） 以上で作本幸男君の質問は終わりました。

引き続き、3番 宮田知美君。

[3番 宮田知美君 登壇]

○3番（宮田知美君） 有明クラブの宮田知美です。先日の5月、文教厚生委員会で29、30、31、石川県、富山の方に研修に行かせていただきました。血税でございますので、ここで一言お礼を言いたいと。どうもお世話になりました。市民の皆様にてすね。

まずは、通告書に従って質問させていただきます。

玉名市営住宅として旧3町を含め、いくつの団地の数と戸数、また主な団地の建築年数と入居の現状について質問いたします。

次に、新市計画に計画されているように、計画どおりに建てかえ計画が行なわれているのか、また、ほかにも新規建設計画があるのか、質問をいたします。

次に、高齢者・障害者に配慮した住宅について、質問をいたします。30年ほど前まではおじいさん、おばあさんからお孫さんまで三世代同居の大家族が一般的であった時代から、核家族化が進み、近年では高齢者のみの世帯が年々増加しております。そのような中、大倉団地や一本松団地など比較的大きな団地は50年以上たち、老朽化も目立ち、住んでおられる人たちも65歳以上の方々が60%を超えておられるのではないかと思います。

また、そのような住宅では、入り口は狭く、玄関や脱衣所と浴室と洗い場との段差

など、あらゆるところに段差があります。これらの段差は、高齢により足腰が弱くなり、歩行がおぼつかなくなったり、障害を負い福祉用具を使用することになると、つまずきや転倒の原因となり、移動などの妨げとなり、段差があるだけで介助者がいないと1人ではトイレへも行けません。高齢者や障害者に優しい住宅は、健康な人にも過ごしやすい住宅といえると思います。今後の新市計画等での建てかえは、高齢者や障害者の方々に配慮した建築がなされる考えはあるのか質問いたします。

次に、ペットが飼える住宅の建設について、質問します。

皆さん御存じの東京のJR渋谷駅前の広場にはあの有名な「忠犬ハチ公」の銅像があります。私たちの学生時代からハチ公前は待ち合わせスポットとして有名で、毎日多くの人たちにハチ公は取り囲まれています。ハチ公は御主人が勤め先から帰る頃になると、渋谷駅まで毎日迎えに行き、主人亡きあとも毎日主人が帰る頃には駅前で待っていたといわれる忠犬です。

地球上には数多くの動物がいますが、人間と一番親しい関係にある動物といえれば何といっても犬や猫でしょう。犬はある種の言葉や感情を瞬時に理解することができますし、何といても喜びの気持ちを全身で表すその純粋さが人の心を和ませ、無条件で人の好意に応えます。ですから、寂しい独り暮らしのお年寄りにはかけがえのない話し相手であり、家族なのです。

一昔前までは集合住宅で、犬や猫を飼育することはタブー視されていましたが、近頃ではアニマルセラピーという言葉が老人ホームや人と接することの苦手な人たちに、代替医療、いわゆる医者に頼らない医療ということで、飼い主への精神面での支えや家族の一員として、ペットとの暮らしを切望する人たちが増加しております。

また、犬や猫を飼っていない人たちも、マナーを守れば飼ってもいいと理解をする人たちも多くなっています。よって、近頃はペットと共存できるマンションも続々誕生し、神戸市などおおくの自治体も注目し、建設を行なっております。

そこで、建てかえ計画にペットが飼える住宅の建設をする計画はないか、考えを質問いたします。

以上一括して答弁を求めます。

○議長（松田憲明君） 建設部長 取本一則君。

[建設部長 取本一則君 登壇]

○建設部長（取本一則君） 宮田議員の玉名市営住宅の戸数、年数と入居の状況についての御質問にお答えいたします。

現在、玉名市において管理しております市営住宅は、33団地1,241戸でございます。この中で、100戸を超える大規模な団地といえる主な団地は、糠峯団地268戸、大倉団地228戸、一本松団地149戸がございします。このうち、大倉団地は昭和

36年度から41年度にかけて平屋建て48棟182戸、2階建てを10棟42戸建設し、昭和57年度に2階建てを4戸建設しております。昭和41年度までに建設した住宅は、建築後40数年経過しており、平屋建てにつきましては公営住宅法で定められた耐用年限30年をはるかに経過いたしております。また、2階建てにつきましては、対応年限が45年となっており、まもなく年限を迎えるところでございます。

なお、これらの3団地を含めまして入居募集を行なっている住宅棟を除き、入居率は100%でございます。

今後の玉名市営住宅建設計画についての御質問についてお答えいたします。

まず、1番目の御質問、新規建設、建てかえ計画はあるかにつきまして、お答えいたします。現在のところ、耐用年限を大幅に経過して老朽化した大倉団地の建て替えや、経年劣化して外壁の落下の恐れがある住宅について、安全性、耐久性の向上改善が急務となっておりますので、それらを優先に整備しております。なお、大倉団地の建て替えにつきましては、新規建設計画や市営住宅ストック総合計画に基づきまして、平成22年度から約10年間をかけまして整備してまいりたいと考えております。

続きまして、高齢者・障害者に配慮した住宅の建て替えの計画はあるかとの御質問にお答えいたします。先ほど申しました大倉団地の建て替えにつきましては、現在の入居者の状況を勘案して、高齢者や障害者等に配慮した優しい住宅に整備するために、今年度、アンケート調査を行ない、入居者の方々の御意見やニーズを十分に参考にして検討してまいりたいと考えております。

最後の御質問、ペットが飼える住宅の建設の計画はあるかにつきまして、お答えいたします。近年、都市におきましては、ペットの飼育を認めるマンションもあり、この流れを受けて公営住宅でも一部の種類についてはペットの飼育を認めているケースもございます。しかし、本市のほとんどの市営住宅は、住戸間が壁一枚で区画されていることから、ペットの鳴き声やにおいなどが、他の入居者に迷惑をかける恐れがあるほか、その行動や生態・習性などが他の入居者に不快感を与える原因となる恐れがあるため、また、過去にもそういう問題が発生しており、その飼育につきましてはすべて禁止いたしております。

仮に飼育を認めたとしましても、飼育する動物の種類やそのしつけの程度が千差万別であり、先ほど申し上げました問題が生じることが考えられますので、飼育の禁止については御理解をいただきたいと存じます。しかしながら、ペットの飼育は先ほど議員も申されましたように、高齢者のいやし、生きがい対策、また青少年の情操教育などの効果があるとも言われておりますので、今後の社会情勢に応じて検討するものも必要かと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（松田憲明君） 3番 宮田知美君。

[3番 宮田知美君 登壇]

○3番(宮田知美君) 答弁お世話になります。大倉団地等はですね、見に行きますと、非常にお年寄りの方々が多うございます。それで、家賃が現在のところ、格差はあると思うのですが、団地ごとに。一番安いところで5,000円ですかね。ですから、大倉団地などを新築されますと、その分のひよっとしたら大幅に家賃が跳ね上がる恐れというのがあるかもしれませんですね。しかし、それに負担が大きくなると、せっかく今まで5,000円ぐらいで住んでいた人たちがですね2万円も3万円も払わなるとじゃ、あまりにも負担が大きいですので、独り暮らしの老人の方々、高齢者の方々や障害者の方々には、今までどおりの2DKとかそういうのじゃなくても、3DKでなくても、非常に管理しやすい、ワンルーム形式とか、そういう広さを考慮して家賃を今までみたいにはいかないかも知れないけど、抑えた形で建築されることを望みます。

ただ、建築基準の補助がどういうふうになっているか、私、そこまで調べておりませんのでわかりませんが、そういうところをちょっと危惧はいたします。ただ、これから先の、先ほどから申しましたように、いろいろなニーズに応えられるように頑張りたいと思います。

これで私の一般質問は終わります。どうもお世話になりました。

○議長(松田憲明君) 以上で、宮田知美君の質問は終わりました。

これもちまして、一般質問は全部終了いたしました。

日程第2 議案及び請願・陳情の委員会付託

○議長(松田憲明君) 次に、議案及び請願・陳情を付託いたします。

議第105号専決処分事項の承認について、専決第2号17年度玉名市一般会計補正予算第2号から議第139号市道路線の認定についてまでの議案35件、請願2件、陳情2件についてをお手元に配付しております議案及び請願・陳情付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

議案及び請願・陳情付託表

総務委員会

議第105号 専決処分事項の承認について 専決第2号
平成17年度玉名市一般会計補正予算(第2号)
(総則・第1表歳入の部・第3表地方債補正 追加 変更)

議第107号 専決処分事項の承認について 専決第3号
玉名市税条例の一部を改正する条例の制定について

- 議第 1 0 8 号 専決処分事項の承認について 専決第 4 号
玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 0 9 号 専決処分事項の承認について 専決第 5 号
玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 1 0 号 平成 1 8 年度玉名市一般会計補正予算（第 1 号）
（総則・第 1 表歳入の部・歳出の部、①議会費、②総務費〔3 項戸籍
住民基本台帳費を除く〕、⑨消防費・第 2 表地方債補正 追加 廃止
変更）
- 議第 1 1 3 号 玉名市長職務執行者の給与等に関する条例を廃止する条例の制定につ
いて
- 議第 1 2 5 号 指定管理者の指定について
- 議第 1 3 2 号 指定管理者の指定について
- 請第 2 号 公共輸送機関の存続へ向け、J R 九州への固定資産税等の減免措置の
継続を求める意見書の提出に関する請願

産業経済委員会

- 議第 1 1 0 号 平成 1 8 年度玉名市一般会計補正予算（第 1 号）
（歳出の部、⑥農林水産業費、⑦商工費）
- 議第 1 2 0 号 玉名市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 3 1 号 指定管理者の指定について
- 議第 1 3 3 号 指定管理者の指定について
- 議第 1 3 4 号 指定管理者の指定について
- 請第 1 号 ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、B S E の万全な対策を求める意
見書の提出に関する請願

建設委員会

- 議第 1 1 0 号 平成 1 8 年度玉名市一般会計補正予算（第 1 号）
（歳出の部、⑧土木費）
- 議第 1 1 9 号 玉名市地域汚水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 2 1 号 玉名市営住宅専用水道施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 2 2 号 玉名市新立石団地飲料水供給施設条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 議第 1 2 3 号 玉名市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 2 4 号 玉名市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について

- 議第 1 3 8 号 字の区域の変更について
議第 1 3 9 号 市道路線の認定について
陳第 6 号 道路拡幅改良に関する陳情

文教厚生委員会

- 議第 1 0 5 号 専決処分事項の承認について 専決第 2 号
平成 1 7 年度玉名市一般会計補正予算（第 2 号）
（第 2 表継続費補正 変更）
- 議第 1 0 6 号 専決処分事項の承認について 専決第 6 号
平成 1 7 年度玉名市スポーツ傷害補償特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 1 1 0 号 平成 1 8 年度玉名市一般会計補正予算（第 1 号）
（歳出の部、②総務費中 3 項戸籍住民基本台帳費、③民生費、④衛生費、⑩教育費）
- 議第 1 1 1 号 平成 1 8 年度玉名市老人保健事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 1 1 2 号 平成 1 8 年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 1 1 4 号 玉名市乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 1 5 号 玉名市高齢者等就業支援センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 1 6 号 玉名市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 1 7 号 玉名市横島総合保健福祉センター「ゆとりーむ」条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 1 8 号 玉名市し尿処理場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 2 6 号 指定管理者の指定について
- 議第 1 2 7 号 指定管理者の指定について
- 議第 1 2 8 号 指定管理者の指定について
- 議第 1 2 9 号 指定管理者の指定について
- 議第 1 3 0 号 指定管理者の指定について
- 議第 1 3 5 号 指定管理者の指定について
- 議第 1 3 6 号 指定管理者の指定について
- 議第 1 3 7 号 指定管理者の指定について
- 陳第 7 号 玉名市立小学校・中学校の学校図書館に指導員を配置することに関する陳情

○議長（松田憲明君） 付託を決しましたので、各委員会におかれましては、それぞれの会期日程に従い、審査をお願いいたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

22日までは委員会審査のため休会とし、23日は定刻より会議を開き、各委員会の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後 4時37分 散会

第 4 号

6 月 23 日 (金)

平成18年第2回玉名市議会定例会会議録（第4号）

議事日程（第4号）

平成18年6月23日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 委員長報告
- 1 総務委員長報告
 - 2 産業経済委員長報告
 - 3 建設委員長報告
 - 4 文教厚生委員長報告
- 日程第 2 質疑・討論・採決
- 日程第 3 委員長報告
- 新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長報告
- 日程第 4 質疑・討論・採決
- 日程第 5 委員長報告
- 玉名バイパス建設促進特別委員長報告
- 日程第 6 質疑・討論・採決
- 閉 会 宣 告

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 委員長報告
- 1 総務委員長報告
 - 2 産業経済委員長報告
 - 3 建設委員長報告
 - 4 文教厚生委員長報告
- 日程第 2 質疑・討論・採決
- 日程第 3 委員長報告
- 新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長報告
- 日程第 4 質疑・討論・採決
- 日程第 5 委員長報告
- 玉名バイパス建設促進特別委員長報告
- 日程第 6 質疑・討論・採決
- 日程第 7 玉名市農業委員会委員の推薦について
- 日程第 8 意見書案上程

意見書案第2号 ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める意見書の提出について

意見書案第3号 公共輸送機関の存続へ向け、JR九州への固定資産税等の減免措置の
継続を求める意見書の提出について

日程第9 質疑・討論・採決

出席議員（30名）

1番	萩原雄治君	2番	中尾嘉男君
3番	宮田知美君	4番	北本節代さん
5番	横手良弘君	6番	前田正治君
7番	近松恵美子さん	8番	作本幸男君
9番	福嶋譲治君	10番	竹下幸治君
11番	青木壽君	12番	森川和博君
13番	内田靖信君	14番	高村四郎君
15番	大崎勇君	16番	松本重美君
17番	江田計司君	18番	多田隈保宏君
19番	永野忠弘君	20番	林野彰君
21番	高木重之君	22番	本山重信君
23番	吉田喜徳君	24番	田島八起君
25番	田畑久吉君	26番	小屋野幸隆君
27番	堀本泉君	28番	松田憲明君
29番	杉村勝吉君	30番	中川潤一君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	松岡誠也君	事務局次長	梶山孝二君
次長補佐	中山富雄君	書記	和田耕一君
書記	松尾和俊君		

説明のため出席した者

市長	島津勇典君	助役	高本信治君
総務部長	村田隆夫君	企画財政部長兼 玉名総合支所長兼 玉名自治区事務所長	牧野吉秀君
市民部長	田上敏秋君	福祉部長	元田充洋君

産業経済部長	谷口	強君	建設部長	取本	一則君
地域自治区 調整総室長	井上	了君	岱明総合支所長兼 岱明自治区事務所長	前田	繁廣君
横島総合支所長兼 横島自治区事務所長	田上	均君	天水総合支所長兼 天水自治区事務所長	望月	一晴君
企業局長	中原	早人君	教育長	菊川	茂男君
教育次長	杉本	末敏君	監査委員	高村	捷秋君

午前10時02分 開議

○議長（松田憲明君） 皆さん、おはようございます。

足元の悪い中、全員御出席いただき、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 委員長報告

○議長（松田憲明君） 各委員会に付託してあります全議案を一括議題といたします。

審議の方法は、各委員長の報告の後、質疑、討論の後採決いたします。

各委員長の報告を求めます。

総務委員長 本山重信君。

[総務委員長 本山重信君 登壇]

○総務委員長（本山重信君） おはようございます。ただいまから、総務委員会の審議経過と結果を報告申し上げます。

総務委員会に付託されました案件は、議第105号専決処分事項の承認について、専決第2号平成17年度玉名市一般会計補正予算（第2号）から請願第2号公共輸送機関の存続へ向け、JR九州への固定資産税等の減免措置の継続を求める意見書の提出に関する請願、までの議案8件、請願1件であります。

特筆すべき事項について報告申し上げます。議第105号専決処分事項の承認について、専決第2号平成17年度玉名市一般会計補正予算（第2号）については、各種交付金、地方債等の決定による補正であります。歳入歳出総額の変更はなく、歳入科目内での調整であります。

まず、歳入の主な地方譲与税が額の決定により953万1,000円の追加、利子割交付金186万7,000円の追加、配当割交付金907万5,000円の減額、株式等譲渡所得割交付金は1,041万5,000円の追加、地方消費税交付金は145万2,000円の減額、ゴルフ場利用税交付金は21万7,000円の追加、自動車取得税交付金は1,630万3,000円の追加です。

地方交付税につきましては、1億1,049万7,000円の減額で、普通交付税につきましては決定により2,757万5,000円の追加、特別交付税は調整科目としましたので、ほかの科目の増額補正分の1億3,307万2,000円の減額であります。繰入金は、旧天水町のスポーツ障害補償特別会計の廃止により清算した繰入金で1,099万1,000円の追加であります。また、地方債は、借り入れ決定により7,170万円の追加です。

次に、第3表地方債の補正は、追加としまして小学校石綿対策事業、伊倉小学校のアスベスト除去の分が、17年度国の補正予算によりまして地方債が許可されたほか変

更が12件あったため、380万円等が追加された報告が執行部よりありました。

委員からの質疑は、平成17年度の普通交付税の総額、アスベスト除去に係る施設及び事業費の質問があり、執行部より平成17年度の普通交付税の総額は80億4,165万円、特別交付税が12億4,316万円であり、合計で92億8,481万円になるとの報告がありました。

アスベスト除去に係る施設及び事業費については、17年度は横島の排水機場が1,400万円の事業費、伊倉小学校が70万円、天水公民館のロビーが370万円、18年度が岱明町B&G海洋センターの倉庫が180万円の見込みであり、現在4カ所のうち3カ所が終わっているとのことでございます。審議の結果、議第105号中付託分については、全会一致をもって、原案どおり承認可決されました。

次に、議第107号専決処分事項の承認について、専決第3号玉名市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方税法の一部改正により国の準則により改正を行なうものであり、主な内容は、所得割の税率が一律6%の税率となったもので、国が行ないます三位一体の改革の一環として、所得税から個人市民税への恒久的措置としての税源が移譲されたことによるものであります。この改正により発生する負担金の増加を調整するため、個人市民税について調整控除を新しく設けるものとする。また、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除も新しく設けるものです。

また、住宅等に関する固定資産税の特例について、地震保険への加入者に対する地震保険料控除等についても改正がなされているものです。

委員から、新聞等には高齢者控除や年金控除の金額の圧縮により、個人市民税が8～10倍になったとの報道があったが、玉名市においての問い合わせは何件かとの、件数の質問に対し、執行部より6月9日に納付書の発送を行ない、先週1週間来庁しての問い合わせが44件、電話による問い合わせが112件と回答がありました。

また、個々の納税者によつての住民税と所得税の合算額についての額の変更はない。さらに、17年度の市民税の徴収率については、見込み額ではあるが、市税が現年度分が96.9%、滞納繰越分が8.4%であり、その金額は5,281万円で見込んでいるとの答弁があり、審議の結果、議第107号については、原案のとおり全会一致で可決いたしました。

議第108号専決処分事項の承認について、専決第4号玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定については、前号の固定資産税額の改正内容と同様の改正であり、平成18年度以降の年度分の都市計画税について適用するとの説明があり、委員から都市計画事業の目的税であり、歳出の面で具体的な事業名についての質疑に対し、執行部より都市計画事業として街路・下水道・公園事業に充当した旨の回答があり、議第108号については、全会一致をもって可決いたしました。

議第109号専決処分事項の承認について、専決第5号玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての主な内容は、まず介護納付金課税額に係る課税限度額を8万円から9万円に引き上げたとのことでした。

次に、公的年金控除の見直し及び老年者控除の廃止に伴い、国民健康保険税負担が増加する高齢者に配慮するため、65歳以上の者で個人市民税の算定に当たり、公的年金等控除または老年者控除の適用があったものについては、2年間のみ特例措置であるとの説明があり、委員から特に質疑はなく、議第109号については全会一致で可決いたしました。

次に、議第110号平成18年度玉名市一般会計補正予算（第1号）は、1億100万円を補正し、一般会計予算から267億6,300万円となるものです。次に、地方債の追加・廃止・変更の提案がなされました。内容としては石綿対策事業・街路事業から街づくり交付金事業への変更に係るものです。

まず、歳入の主なものは、国庫支出金の7,200万円の減額、県支出金は2,198万6,000円の補正、財産収入は2,500万円の補正、寄附金は10万円の補正で、玉名社交ダンス愛好会からの寄附金であります。繰入金は9,691万円の補正で、老人保健特別会計からの1億5,172万2,000円の繰り入れと、財政調整基金繰入金5,481万2,000円の減額です。諸収入は8万円の補正、市債は2,890万円の補正です。

次に、歳出についての説明を申し上げます。

1款議会費は、議員の費用弁償を3,500円から2,500円にと、1,000円減額した1,181人の延べ人数の減等で、132万円の減額。

2款総務費は6,373万8,000円の減額で、主なものは各項目人件費の調整により減額と、財政管理費101万7,000円の追加で、これは市役所内の電話機、親機ですが、交換によりますところの借上料等の追加です。基金費の1,089万1,000円の補正については、スポーツ障害補償特別会計からの清算による繰入金を市有施設整備基金に積み立てることによる補正であります。消防費は、人件費で581万円の減額であります。

委員からの質疑については、財産管理費、市有施設整備基金、地方債の変更に伴う協議経緯などの質疑がありました。執行部より、スポーツ障害補償特別会計の廃止により清算した繰入金を加算した市有施設整備基金は、17年度末で9億3,500万円の見込み。地方債の変更に関しては、国の三位一体改革の全体的な道路交付金配分が難しく、街づくり交付金事業に変更する旨の指導がなされた。事業継続は不可欠であり、補助率の割合は低くなるが変更せざるを得ないとのことあります。さらに、財産管理費については、平成13年度購入の市役所内電話機（親機）の交換やNHK受信料等との回答

でありました。

そのほかの質疑応答もありましたが採決の結果、全員異議なく、議第110号平成18年度玉名市一般会計補正予算（第1号）中付託分については、全会一致にて可決いたしました。

次に、議第113号玉名市長職務執行者の給与等に関する条例を廃止する条例の制定については、平成17年11月14日、市長が選挙されたことに伴い、玉名市長職務執行者が退任することにより条例を廃止する旨の説明があり、委員から特に質疑はなく、議第113号については全会一致にて可決いたしました。

また、議第125号指定管理者の指定について、議第132号指定管理者の指定についてであります。議第125号の玉名市民会館は玉名市自治振興公社に、及び、議第132号の玉名市草枕温泉てんすい・玉名市草枕山荘・玉名市草枕展望農園・玉名市花の館の指定管理者は株式会社池田建設に指定するものとの説明に対し、委員より、自治振興公社の職員に関する事、池田建設に決定した経緯、及び将来にわたる納付金の計画等の質疑がなされました。

質疑に対して、執行部よりいくつかの回答がっておりますが、まず1番目、自治振興公社の職員は事務局長以下8名の体制であり、さらに臨時職員が9名となっております。

2つ目に、今般の指定管理者の指定期間は、平成18年9月1日より平成22年3月31日までの3年7カ月間となっており、その後については、公募に対して対応する方向とのこととなります。

それから、3つ目に指定管理者の選考経緯については、応募要綱・事業計画・収入計画等の関係書類の提出を助役や南九州税理士会の代表者等を合計6名で選考委員会が実施され、決定がなされたものであります。

4つ目に、議第132号の玉名市草枕温泉てんすい・玉名市草枕山荘・玉名市草枕展望農園・玉名市花の館の指定管理者の公募に関しては、株式会社池田建設・株式会社草枕温泉・株式会社九州総合サービスの応募があったものの、従業員の継続雇用や地域の集客増に対する企画書・職員配置の現実的方針等にかんがみ、総合的に判断して決定したものとの回答であります。

5つ目に、また、天水町の第3セクターである株式会社草枕温泉は、管理運営対象がなくなり、議決後、9月1日より解散手続を始めるとのことでございます。

6つ目に、3年7カ月間にわたる市への納付金の計画は、2,580万円を計画されているとのこと。

それから、7つ目、現行の休館日等の変更については、サービス向上のため、現条例の中において、市長の許可をとって変更が可能である。

それから、8つ目に、台風被害等の自然災害については、協議書の中でリスク分担を決め、在庫等については、すべて会社が買い取るとのことである。

9つ目に、さらに市有備品の消耗品等については、8月31日に検査確認を行なう方向に議決後考える旨の答弁がありました。

10番目ですが、その他、平成13年度から昨年までの株式会社草枕温泉の売り上げ金額・年度ごとの利益等の質疑応答もありましたが、採決の結果、第125号並びに第132号については、それぞれ全員異議なく、全会一致をもって可決いたしました。

最後に、請第2号公共輸送機関の存続に向け、JR九州への固定資産税等の減免措置の継続を求める意見書の提出に関する請願であります。九州旅客鉄道労働組合熊本地方本部、委員長坂本和哉氏より請願がなされております。内容は、JR九州が保有している固定資産等に対し、現在、固定資産税等の減免措置が実施されているが、平成18年度末をもって期限切れを迎えようとしています。

したがって、今後もJR九州に対する経営支援対策の継続を求める運動に理解をいただき、国に対し、固定資産税等の減免措置の継続を求める意見書を出してほしい旨の請願であります。

委員からは、特に質疑はなく、請願第2号については、全会一致をもって採択されました。

以上、総務委員会の報告を終わります。

○議長（松田憲明君） 引き続き、産業経済委員長 永野忠弘君。

[産業経済委員長 永野忠弘君 登壇]

○産業経済委員長（永野忠弘君） おはようございます。産業経済委員会に付託されました案件は、議案5件、請願1件であります。審議の経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第110号平成18年度玉名市一般会計補正予算（第1号）中付託分についてであります。

6款農林水産業費は5,113万6,000円の補正であります。主なものは、各項目の人件費の調整と、農業委員会費の標準小作料改定事業として10万円の追加、農業振興費の園芸産地かつりよく強化対策事業として1,492万1,000円の補正、農業経営基盤強化促進対策費は個別相談のコンサルタントの報償費等で529万円の追加、未広地区圃場整備にかかる費用として87万円の追加、横島漁港照明の修繕としまして42万3,000円の補正などであります。7款商工費は、人件費で248万8,000円の減額であります。

委員から、一寸そら豆など物産の玉名ブランド化、特産品としての定着ぐあいなどの質疑に対し、執行部より6ヘクタールの耕作面積があるが、数年来横ばい状態が続いて

いますが、一時的所得も結構ありますので、ブランド化に向けて支援を広げていきたい旨の答弁がありました。

また、委員から、集落営農については具体的にどういうふうな支援体制がなされるかとの質疑に対し、執行部より、農業担い手の4ヘクタール以上の農家と集落営農自体、農協、また、県地域振興局と市が連携をとりながら、集落営農の組織づくりに向けて取り組んでいます。具体的にはコンサルタントの依頼、税理士さんへの相談など、実務面での支援が一番大事ではないかと考え、支援していきたいとの答弁でありました。

さらに委員から、農業は小さい農家が支えている。その農家に補助はできないかとの質疑に対し、執行部より、今度の政策はこれまでの政策の一律補助から大転換を図られている。市としても小さい農家を切り離すことはできない。支援していく方向でと考えている旨の答弁でありました。

議第110号付託分については、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、議第120号玉名市漁港管理条例の一部を改正する条例についてであります。

議第120号については、全員異議がなく、全会一致で原案のとおり可決しました。

次に、議第131号、議第133号、議第134号、以上「指定管理者の指定について」3件については、関連がありますので一括審議をいたしました。

委員から、指定管理者を指定して、前と比べて契約額の変化はあるのかとの質疑に対し、執行部より、大衆浴場は本年度は350万円を、また19年度からは1年間で最低600万円を市に納めてもらうのを基準としている。入浴料から維持管理費等を差し引いた金額が600万円以上となった場合は、率に応じて按分した納付金額を納めていただく。

勤労者青少年ホームは、今まで積算していた金額より1年間で100万円ほど安くなる方向が出ている。玉名市ふるさとセンターY・BOXは条例に基づき、有限会社横島町特産物振興協会から277万4,000円を使用料として町に納められていた。平成18年度は管理料として490万円を見込んでいる。9月から導入される指定管理者制度で今後管理料については、使用料と相殺し、管理料として200万円を上限と考えている旨の答弁でありました。

また、委員から、指定管理者の選定の基準は、との質疑に対し、執行部より、募集要項に定めた選定基準により、計画の内容、市のサービスと同等あるいはそれ以上のサービス、収支計画の内容などを、選定委員の審査による合計点の高いものを選定したとの答弁でありました。

議第131号、議第133号、議第134号以上「指定管理者の指定について」3件については、全会一致で原案のとおり可決しました。

次に、請第1号ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める意

見書の提出に関する請願についてであります。

委員から、テレビで、来週には輸入再開の段取りができているとのニュースがあり、採択しなくても、との意見がありましたが、別の委員から、この請願は採択すべきだとの意見が出て、請第1号については全員異議なく採択することを決しました。

その他では、玉名市農家経営安定緊急特別対策利子補給金公布要綱についての説明、平成17年度菊池川河口干潟におけるアサリ資源調査報告、高瀬裏川花しょうぶまつりの報告があり、しょうぶまつりに関する質疑が主なものでありました。

以上、産業経済委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（松田憲明君） 建設委員長 中尾嘉男君。

[建設委員長 中尾嘉男君 登壇]

○建設委員長（中尾嘉男君） おはようございます。

建設委員会に付託されました案件、議案8件、陳情1件であります。審査の経過と結果について御報告いたします。

まず最初に、議第110号平成18年度玉名市一般会計補正予算（第1号）中付託分についてであります。

土木費は、4月の職員の人事異動に伴う人件費の調整分を含む4,920万3,000円の補正で、主なものは、立願寺南岩原線、立願寺横町線外一線の街路事業から都市再生整備事業への組み替えによるところの街路事業4億6,345万8,000円の減額と、都市再生整備事業4億9,026万2,000円の追加でございます。また、バイパス推進費の新設によりまして、都市計画費からの組み替えとしまして、3,356万9,000円の補正等でございます。

委員から、当初予算開始から3カ月の6月補正で何千万、何億という話は一般的には出ないのではないかとこの質問に対し、執行部よりその経緯として、当初予算には街路事業2路線を計上していたが、事業費の補助に関して国側も財政状況的に厳しく、予算ではゼロシーリングとなり、2月の中旬、国・県を通して街路事業としての事業費の補助が今年度はほとんど望めないとの連絡があった旨の説明がありました。そして、当初予算の計上には間に合わなかったが、4月になって内示が来た時点で、確かにゼロ査定であり、そのため街路事業から2路線を都市再生整備事業の中の平成17年度から実施している「まちづくり交付金事業」に切りかえて事業を施工し対応するというので、事業の方には早速に着手できるよう6月の補正で、3日の街路事業費4億6,345万8,000円の減額をお願いし、7日の都市再生整備事業費にその分、そのまま事業費的には何ら変わりなく切りかえをお願いしたとの答弁でした。

そのほか、繰越明許の内容についてや、住宅に関連して、市営住宅の入居の審査方法や老朽化した住宅の建てかえ等について委員から意見が出ております。

議第110号中付託分につきましては、全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議第119号玉名市地域污水处理施設条例の一部を改正する条例の制定について、議第121号玉名市営住宅専用水道施設条例の一部を改正する条例の制定について、議第122号玉名市新立石団地飲料水供給施設条例の一部を改正する条例の制定について、議第123号玉名市公園条例の一部を改正する条例の制定について、この4件についてであります。

これらはいずれも、地方自治法の一部改正に伴う公の施設の管理について、管理委託が廃止されたことに伴い、条例の整備を図るものであります。

委員から特に質疑もなく、議第119号、議第121号、議第122号及び議第123号につきましては、いずれも全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議第124号玉名市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、地方自治法の一部改正に伴い公の施設の管理について指定管理者制度が導入されるため、条例の整備を図るものであります。あわせて他の文面の整備を行なうものでもあります。改正の主な内容としましては、農業集落排水処理組合に管理を委託することができるという条文を削除するもので、あわせて他の文言の整備を行なうものであります。

委員から、処理組合が今まで委託でやっていた事は、市長サイドで全部やるのか、組合は全く触らなくていいのかとの質疑に対し、執行部より処理場の管理等については今までは各地区の任意の処理組合に自主的にボランティアで行ってもらっていたが、それについては今までどおりボランティアで行ってもらい、現場の管理に関しては今までどおり何ら変わりはないとの答弁でした。また、活動としては従来の草刈り等をお願いしたいということで、施設の機器・設備、維持管理等はまた別の委託等で実施していくという旨の説明がなされています。

議第124号につきましては、全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議第138号字の区域の変更についてであります。

これは、土地区画整理法第2条第1項の規定に基づく、土地区画整理事業の実施に伴いまして、地方自治法第260条第1項の規定により、岱明町野口の字の区域を変更するものでございます。

委員から特に質疑もなく、議第138号につきましては全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議第139号市道路線の認定についてであります。

これは、道路法第8条第2項の規定により、議会の承認を経るものであります。今回

認定する道路は、小田梅林線の1路線で、これは旧県道の瀬川玉東線ということで県側から無償譲渡があったもので、その分の市道認定であります。

委員から、市道認定と言う前に、今回のような県道格下げの経緯説明や状況説明、また路線名に係る計画や要望、原案の説明をなぜ事前に委員会でわかるようにしないのかとの指摘がっております。

それに対して執行部から、今後は議員と事前協議をし、議員の側面的協力を得ながらやっていくとのことでした。

議第139号につきましては、全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、陳第6号道路拡幅改良に関する陳情についてであります。

この拡幅改良要望のあった道路は、桃田運動公園より国道208号線に抜ける道路で、地域住民の生活道路・通勤道路として欠かすことのできない主要道路となっているが、最近の車の通り抜けは著しく増加し、運動公園にて催しがあるときは、車の渋滞で通り抜けが困難な状況にある。また、この路線は昭和55年9月30日に市道認定済みであるが、十分な拡幅改良整備がなされていない。安全の面から、一日も早く、地域住民が安心して通れるよう道路拡幅改良の要望がなされたものであります。

委員から特に質疑もなく、陳第6号につきましては、願意妥当と認め、全員異議なく採択すべきものと決しました。

それと、今回付託された件のほか、3月議会で専決事項であった会計検査院指摘の下水道雨水幹線の地盤支持力・強度不足の件について、執行部よりあわせて経過報告がっております。

改良につきましては、県並びに九州地方整備局と協議を行ない、会計検査院からも指摘のあった地盤改良を4月末に施工。5月22日、全体の工事の竣工検査を実施。6月9日には熊本県の完了検査を受け、終了。現在、会計検査院へ提出する書類については、県あるいは九州地方整備局あたりと協議を進めて作成し、提出したいとの報告を受けております。

以上をもちまして、建設委員会に付託された案件の報告を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（松田憲明君） 引き続き、文教厚生委員長 作本幸男君。

[文教厚生委員長 作本幸男君 登壇]

○文教厚生委員長（作本幸男君） おはようございます。

文教厚生委員会に付託されました案件は、議案18件と陳情1件、継続審査となっております陳情2件であります。審議の経過と結果について御報告いたします。

まず初めに、議第105号中付託分についてであります。第2表継続費補正につきましては、天水中学校建設事業に係る分であり、補正前の総額17億2,398万円は、旧

町分を含めた平成17年4月から2年間の予算総額であります。補正後の総額16億6,617万8,000円につきましては、旧町分の執行額を差し引いた新市における総額であり、実施的な総額の変更はありません。変更の内容としましては、年割額であり、17年度中に予定していた事業が18年度に繰り越したものであります。

委員から、特に質疑はなく、議第105号中付託分については全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第106号専決処分事項の承認について、専決第6号平成17年度玉名市スポーツ傷害補償特別会計補正予算（第1号）についてであります。これは、3月の定例会において、天水町体育会スポーツ傷害補償条例が廃止となったため、その特別会計を3月末日で清算したことによるものであります。歳入歳出それぞれ2万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,102万円としたものであります。歳入については、4款諸収入が旧町から新市に引き継ぐ清算繰入金で2万3,000円の補正、歳出については、1款補償金の額の決定及びそれに伴う2款総務費の一般会計への繰出金1,096万1,000円、並びに3款予備費の1,093万1,000円の減額であります。

執行部より、本来であれば17年度中で繰り出しをしなければならなかったが、確定せずになくなった。一般会計に清算して繰り入れるためには、17年度で処理しなくてはならない。よって、専決処分事項となった旨の説明があり、議第106号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第110号平成18年度玉名市一般会計補正予算（第1号）中付託分であります。

3款民生費は1,893万6,000円の補正で、主なものは各項目人件費の調整分と障害福祉費の障害者自立支援法に係る障害程度区分の審査における医師の意見書等の手数料46万2,000円の追加と、そのシステム改修委託として127万2,000円の追加であります。また、岱明町ふれあい健康センター空調機修繕としまして160万円の追加であります。4款衛生費は407万6,000円の減額で、人件費の調整による減額等であります。10款教育費は、5,915万7,000円の補正で、主なものは玉名中学校で取り組む不登校防止対策自立支援実践モデル事業50万円の追加であります。その他、天水中学校建設費6,832万1,000円の追加、岱明公民館修繕391万6,000円の追加、体育指導員被服補助として90万円の追加、岱明中央公園グラウンド倉庫アスベスト除去工事186万4,000円の追加、桃田運動公園プールコインロッカー購入として101万5,000円の追加等であります。

委員から、合併等で少人化してある教育関係の体制は大丈夫なのかという質疑に対し、執行部より、市の方から派遣している職員を市に引き上げたが、今まで先生方の補助として勤務していたため、先生方にとってはいろんな面で大変になり、多少支障が出てい

と思われる旨の答弁がっております。また、自立支援実践モデル事業についての質疑に対しては、執行部より、学校教育における重要な課題であります不登校問題の予防を図るための事業であり、大規模校ということで玉名中学校が指定されている旨の答弁がっております。玉陵中学校の体育館について質疑があり、執行部より、体育館自体は完成しており工期は6月いっぱい、7月には使用できるように進めている旨の答弁がっております。

議第110号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第111号平成18年度玉名市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ1億5,196万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を88億6,589万1,000円とするものであります。まず、歳入については、1款支払基金交付金が医療費交付金の過年度分として1,958万7,000円の補正、審査支払手数料交付金の過年度分35万7,000円の補正であります。2款国庫支出金と3款県支出金については、医療費負担金の過年度分の補正、5款繰越金については、平成17年度の決算見込みにより4,369万1,000円の補正であります。歳出については、3款諸支出金の償還金で第三者行為損害賠償金返納として23万9,000円の補正、平成17年決算見込みにより、一般会計への繰出金として1億5,172万2,000円の補正であります。

委員から特に質疑はなく、議第111号については全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第112号平成18年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ6,509万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を54億6,625万4,000円とするものであります。歳入については、7款繰入金金が職員の定期異動に伴う人件費分の一般会計からの繰入金で24万7,000円の補正、8款繰入金は平成17年度の決算見込みによる6,485万2,000円の補正であります。歳出については、1款総務費が人件費で24万2,000円の補正、7款諸支出金は償還金で平成17年度超過交付分の支払基金、国等への返還金6,485万2,000円の補正であります。

委員から特に質疑はなく、議第112号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第114号玉名市乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、障害者自立支援法の施行に伴い条例の整備を図るもので、主な内容としましては、第3条第2項第3号中児童福祉法による育成医療の規定を削り、同項に障害者自立支援法施行令第1条の規定による育成医療の規定を加えるもの

であります。附則としてこの条例は、公布の日から施行し、改正後の玉名市乳幼児医療費助成に関する条例の規定は、平成18年4月1日以降に行なわれた診療に係る医療費について適用するものであります。

委員から、給付自体は変わらないのかという質疑があり、執行部より、給付していた法律のもともとの根拠が変わったもので、文言を入れかえただけ、給付自体は変わらないとの答弁がっております。

議第114号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第115号玉名市高齢者等就業支援センター条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、休館日及び開館時間を条例に明記し、施設の管理を現状に即したものとし条例の整備を図るもので、附則としてこの条例は公布の日から施行し、改正後の規定は平成17年10月3日から適用するものであります。

委員から、土・日の利用について質疑があり、執行部より、条例で指定した休館日に使用する場合は、条項の中にこの規定にかかわらず市長が特に必要であると認めたときは休館日を変更し、または別に休館日を定めることができるため、理解をいただきたい旨の答弁がっております。

議第115号については全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議第116号玉名市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、障害者自立支援法の施行に伴い条例の整備を図るもので、主な内容としては、第2条第2号で文言の整備を行ない、同条第4号及び第5号では、医療費及び一部負担金の定義を法改正により整備するものであります。附則として、この条例は公布の日から施行し、改正後の玉名市重度心身障害者医療費助成に関する条例の規定は、平成18年4月1日以降に行なわれた診療に係る医療費について適用するものであります。

委員から、同じ障害を持つ人が、この条例により負担は変わるのかという質疑に対し、執行部より、障害者自立支援法で1割負担となっているが、条例による本人の負担額は変わらない旨の答弁がっております。議第116号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議第117号玉名市横島総合保健福祉センター「ゆとりむ」条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、休館日及び開館時間を条例に明記し、施設の管理を現状に即したものとして条例の整備を図るもので、附則としてこの条例は公布の日から施行し、改正後の規定は平成17年10月3日から適用するものであります。

委員から特に質疑はなく、議第117号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議第118号玉名市し尿処理場条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは地方自治法の一部改正に伴う公の施設の管理について管理委託が廃止されたことに伴い、条例の整備を図るもので、主な内容としては、管理を委託することができる条文を削り、市の直営管理とするものであります。附則としてこの条例は、公布の日から施行するものであります。

委員から特に質疑はなく、議第118号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議第126号、議第127号、議第128号、議第129号、議第130号、議第135号、議第136号、議第137号の議案8件については、指定管理者の指定についてであり、これは、各施設の条例の規定に基づき指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるものであります。

委員から、公募してある施設と公募してない施設があるが、その理由はとの質疑に対し、執行部より、福祉センターについては現在、高齢介護・福祉関連事業を社会福祉協議会に委託しており、福祉センター建設当初からその事業の活動拠点としてある。事業と施設管理、一体化して運営をされており、年度途中からということで、公募によらないということにしてある。しかし、3年7カ月後には一般公募を行ないたい。また、伊倉児童センターについては、年間700名から800名の児童が毎日のように授業をしており、代表者がかわると、その方針により子どもたちに対する影響を及ぼすことが予想される。社会福祉協議会には昭和61年から委託業務をしているため、当分の間はかわらない方がいいのではないかと、審査会で決定した。また、岱明のふれあいセンター、コミュニティセンターについては、行政と非常に密接な関係があり、切り離すことができない。福祉行政を担っており、高度な個人情報を取り扱うため、中立性・公共性が必要になり、専門的であり、安定した情報提供も必要となるため、今回は公募をせずに社会福祉協議会に決定した。天水老人憩いの家に関しては、平成12年から社会福祉協議会に管理運営を委託している。地域とのかかわりが深いため信頼関係も築かれており、利用者が安心して継続利用ができるということで公募は行なわれず、社会福祉協議会に決定した。

以上の答弁があっており、ほかに委員から、将来的な公募に対しての質疑に対し、執行部より、公募した施設については、あらかじめ応募された団体からのプレゼンテーションを聞き、民間の方も入られている選定委員により意見交換を行ない決定されたと聞いている。今後、改善するところはあるだろうが、公募をしていない施設についてはこのままではなく、その先にはその施設をどういうふうに運営し、どういうふうに市民の方々に利用していただくのかということが求められてくると思っており、肝に銘じておきたい旨の答弁があっております。

議第126号、議第127号、議第128号、議第129号、議第130号、議第135号、議第136号、議第137号の議案8件については、それぞれ全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、当委員会に付託されました陳情についてであります。陳第7号玉名市立小学校・中学校の学校図書館に指導員を配置することに関する陳情についてであります。執行部より、陳情の要旨にある専門の職員を各学校に配置というのは、全27校に専門職員を配置するということで実質的に難しいとの説明があり、委員からは、陳情の内容には賛成できるのだが、一学校のPTAからだけではなく、市P連などの組織的な協議もできたのでは、また、図書係の設置など学校の体制も研究していく必要があるのではとの意見も出され、陳第7号については採決の結果、賛成多数で継続審査とすべきものと決しました。

次に、継続審査となっておりました陳第1号乳幼児医療費を就学前まで入院・退院とも窓口無料化を求める陳情であります。執行部から現状について、4月1日から医療機関にかかった保護者の方の負担を少しでも軽減しようと、今まで申請書を役所に持参していただいていたものを省略して、直接医療機関から役所に郵送していただくというシステムに切りかえたとの説明があり、陳第1号につきましては、採決の結果、賛成多数で継続審査とすべきものと決しました。

陳第2号管理栄養士活動の推進に関する陳情についてであります。委員から、玉名市における管理栄養士並びに保健士を含めた活動状況について質疑があり、執行部より、現在玉名市には栄養士が5名おり、うち1名が嘱託員。食生活改善協議会、通称ヘルスメイトは270名いる。よって、栄養士・保健士が一体となって市民の栄養指導活動を展開されている旨の答弁がっております。陳第2号につきましては、採決の結果、賛成多数で継続審査すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（松田憲明君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時06分 休憩

午前11時18分 開議

○議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 質疑・討論・採決

○議長（松田憲明君） ただいままでの各委員長の報告について、質疑はありませんか。

6番 前田正治君。

[6番 前田正治君 登壇]

○6番(前田正治君) 総務委員長にちょっとお尋ねします。私は委員会を傍聴しとったのですが、なんさま、ぼーっとしとったけん、聞き漏らしたかもしれんけんと思つて。

議第132号では、玉名市草枕温泉てんすい含めて4つの施設を、株式会社池田建設に指定管理者として指定する旨のことが提案されております。それで、普通に考えて、建設会社がほんなこて受けて大丈夫だろうかという素朴な疑問もありまして、一つは、ここが持っている能力やノウハウが、こういった施設を管理運営することができるのかどうかですね。そこら辺の議論についてはどうだったかということ。あるいは、関連したこういう施設を管理運営するための実績というものがあれば、さらには株式会社ですので、こういった建設会社ですので、こういった施設を管理運営するための定款上の問題はないのかどうか。以上3つの点について、お尋ねします。

○議長(松田憲明君) 総務委員長 本山重信君。

[総務委員長 本山重信君 登壇]

○総務委員長(本山重信君) 前田議員の質問ですが、私も前田議員の勉強家にはいつも感心しておりますので、十分理解できたのかなというふうに思っておりましたが、残念ながら聞き漏らしたという点でございますが。

先ほど、報告の中にもありました、述べましたけれども、議第132号の件ですが、委員の中からも質疑がっております。池田建設に決定した経過及び将来にわたる納付金等の計画、それから、そのほかに、池田建設に決定した経過についての質問もっておりますが、池田建設は、建設業としては県下でもかなりの実績を持った業者でもございますし、天水町の方でもいくつかのほかの事業もされているように聞いております。詳しいことにつきましては私も調べたことはございませんが、執行部の答弁の中にもありましたように、先ほど申し上げましたように、指定管理者の選考経過については応募要綱それから事業計画、収支計画等の関係書類の提出を助役や南九州税理士会の代表者ら等の6名による選考委員会で実施されたということで、個々の件でも重視しております。

それから、池田建設に決定する中で、従業員の継続雇用の件でも引き受けるという旨の説明がっておりますし、そういったいろいろな観点から選定されたんだというふうに承知をしております。

それから、定款につきましては、委員会の中では議題になっておりませんので、この件につきましては、今後執行部の方で考慮されるのではなかろうかなと思います。

以上です。

○議長（松田憲明君） ほかに質疑、ございませんか。

7番 近松議員。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番（近松恵美子さん） 文教厚生委員長におうかがいたします。

この署名活動、陳情については、岱明のPTA会長の名前で出ておりますけれども、読み聞かせ活動をしています玉名、岱明、横島、天水、そういう方がいろいろ署名されたというふうに私は聞いておりますけれども、ただ、その陳情の代表者の名前が、玉名市のPTA会長の方の了解を得て、その名前があった方がよかったということでしょうか。もう一度、確認のためにおうかがいたします。

個人の名前で署名活動されたのではなくて、やはり代表者としてその方の名前があった方がよりよかったということでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（松田憲明君） 文教厚生委員長 作本幸男君。

[文教厚生委員長 作本幸男君 登壇]

○文教厚生委員長（作本幸男君） 近松議員の質問ですけれども、委員会の中では、岱明町の方、その辺から上がってきたのだろうということで、中身はそういった質疑の中で、審議の中で、そういったPTAの中身まではわからないといいますが、岱明町の方から上がってきたんだらうということで判断をして、こういった委員の質問になっております。

それで、1,500何名だったですか、署名が上がっておりますけれども、その中身も見えておりませんので、どういった方の地域が多いのかも我々にはちょっとわかりにくい部分もありました。

そういうことです。

○議長（松田憲明君） ほかに質疑ございませんか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松田憲明君） これにて、質疑、終結いたします。

次に討論に入ります。

討論の通告がっておりますので、発言を許します。

6番 前田正治君。

[6番 前田正治君 登壇]

○6番（前田正治君） 日本共産党の前田正治です。

私は、今議会に提案してあります議案の中で、議第107号玉名市税条例の一部を改正する条例の制定につて、議第108号玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、議第109号玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、以上の議案については反対をします。これらの議案には、小泉内閣がこの間進

めてきました三位一体の改革、いわゆる増税路線が組み込まれております。たばこ税の税率アップ、個人市民税の負担増や固定資産税の負担調整措置の強化による増税、またこれに伴う、連動します都市計画税の増税、年金控除の縮小や老年者控除の廃止に伴う増税等々であります。それぞれ、負担増に対します経過措置がとられておりますが、数年後には市民の負担が増えることに変わりはありません。

雇用の面では、現在、派遣労働やパート、臨時社員など増え、依然として雇用の不安さは回復方向には向かってはおりません。そういう中で、先日の国会でも高齢者の医療費負担、これが可決されました。介護に対する負担、障害者における負担も強化され、暮しにおける将来への不安・心配は募る一方であります。

市民の暮しの向上を思うならば、述べました3議案につきまして、負担増の条例改正には賛成できません。

以上です。

○議長（松田憲明君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） これにて、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第107号 専決処分事項の承認について 専決第3号

玉名市税条例の一部を改正する条例の制定について

議第108号 専決処分事項の承認について 専決第4号

玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

議第109号 専決処分事項の承認について 専決第5号

玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

以上、議案3件については異議ありますので、あとに譲り採決いたします。

議第105号 専決処分事項の承認について 専決第2号

平成17年度玉名市一般会計補正予算（第2号）

議第106号 専決処分事項の承認について 専決第6号

平成17年度玉名市スポーツ障害補償特別会計補正予算（第1号）

の議案2件は、各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり決定いたしました。

議第107号専決処分事項の承認について、専決第3号玉名市税条例の一部を改正する条例の制定については、異議がありますので、起立によって採決いたします。

議第107号専決処分事項の承認について、専決第3号玉名市税条例の一部を改正す

る条例の制定については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

- 議長（松田憲明君） 起立多数であります。よって、議第107号専決処分事項の承認について、専決第3号玉名市税条例の一部を改正する条例の制定については、原案どおり決定いたしました。

議第108号専決処分事項の承認について、専決第4号玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定については、異議がありますので、起立によって採決いたします。

議第108号専決処分事項の承認について、専決第4号玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定については、原案どおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

- 議長（松田憲明君） 起立多数であります。よって、議第108号専決処分事項の承認について、専決第4号玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定については、原案どおり決定いたしました。

議第109号専決処分事項の承認について、専決第5号玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については異議ありますので、起立によって採決いたします。

議第109号専決処分事項の承認について、専決第5号玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案どおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

- 議長（松田憲明君） 起立多数であります。よって、議第109号専決処分事項の承認について、専決第5号玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定いたしました。

議第110号 平成18年度玉名市一般会計補正予算（第1号）

議第111号 平成18年度玉名市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）

議第112号 平成18年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

以上、予算議案3件については、各委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

議第113号 玉名市長職務執行者の給与等に関する条例を廃止する条例の制定について

議第114号 玉名市乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議第 1 1 5 号 玉名市高齢者等就業支援センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 1 6 号 玉名市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 1 7 号 玉名市横島総合保健福祉センター「ゆとりーむ」条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 1 8 号 玉名市し尿処理場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 1 9 号 玉名市地域汚水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 2 0 号 玉名市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 2 1 号 玉名市営住宅専用水道施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 2 2 号 玉名市新立石団地飲料水供給施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 2 3 号 玉名市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 2 4 号 玉名市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について

以上、条例議案 1 2 件については、各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定いたしました。

- 議第 1 2 5 号 指定管理者の指定について
- 議第 1 2 6 号 指定管理者の指定について
- 議第 1 2 7 号 指定管理者の指定について
- 議第 1 2 8 号 指定管理者の指定について
- 議第 1 2 9 号 指定管理者の指定について
- 議第 1 3 0 号 指定管理者の指定について
- 議第 1 3 1 号 指定管理者の指定について
- 議第 1 3 2 号 指定管理者の指定について
- 議第 1 3 3 号 指定管理者の指定について
- 議第 1 3 4 号 指定管理者の指定について
- 議第 1 3 5 号 指定管理者の指定について
- 議第 1 3 6 号 指定管理者の指定について
- 議第 1 3 7 号 指定管理者の指定について
- 議第 1 3 8 号 字の区域の変更について
- 議第 1 3 9 号 市道路線の認定について

以上の議案15件については、各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定いたしました。

請第1号 ずさんな米国产牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める意見書の提出に関する請願

請第2号 公共輸送機関の存続に向け、JR九州への固定資産税等の減免措置の継続を求める意見書の提出に関する請願

以上の請願2件については、各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

陳第1号 乳幼児医療費を就学前まで入院・通院とも窓口無料化を求める陳情

陳第2号 管理栄養士活動の推進に関する陳情

陳第7号 玉名市立小学校・中学校の学校図書館に指導員を配置することに関する陳情

以上の陳情3件については、後に譲り採決をいたします。

陳第6号 道路拡幅改良に関する陳情、については、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

陳第1号乳幼児医療費を就学前まで入院・通院とも窓口無料化を求める陳情についての委員長の報告は、継続審査であります。

本件は、委員長の報告のとおり継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松田憲明君） 起立多数であります。よって、陳第1号乳幼児医療費を就学前まで入院・通院とも窓口無料化を求める陳情については、継続審査とすることに決定いたしました。

陳第2号管理栄養士活動の推進に関する陳情についての委員長の報告は、継続審査であります。

本件は、委員長の報告のとおり継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松田憲明君） 起立多数であります。よって、陳第2号管理栄養士活動の推進に関する陳情については、継続審査とすることに決定いたしました。

陳第7号玉名市立小学校・中学校の学校図書館に指導員を配置することに関する陳情

についての委員長の報告は、継続審査であります。

本件は、委員長の報告のとおり継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

- 議長（松田憲明君） 起立多数であります。よって、陳第7号玉名市立小学校・中学校の学校図書館に指導員を配置することに関する陳情については、継続審査とすることに決定いたしました。

日程第3 委員長報告（新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会）

- 議長（松田憲明君） 次に、新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会に付託してあります調査事項を議題といたします。

審査の方法は委員長の報告の後、質疑・討論の後、採決をいたします。

委員長の報告を求めます。

新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長 堀本 泉君。

[新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長 堀本 泉君 登壇]

- 新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長（堀本 泉君） 御指名をいただきましたので、委員会の報告をいたします。今議会における各委員長の報告は入念なもので、皆さん20分以上ということがございますので、私も入念にゆっくりと報告をいたします。

去る6月6日に委員会を開催し、①新駅周辺整備に係る用地対応について。②玉名市新幹線新玉名駅（仮称）駅舎イメージ意見交換会について。③玉名市九州新幹線湯水被害対策連絡協議会の内容報告について。④新幹線ルート上の用地対応について、執行部より説明があり、質疑応答を行ないました。

最後に、執行部より、玉名トンネル工事に起因する湯水に伴う応急対策について説明があり、石貫地区・三ッ川地区の対策施設や河川の状況などの現地施設を実施したところであります。当日提示がありました項目ごとに御報告を申し上げます。

1. 新駅周辺整備に係る用地対応について。

執行部の説明によりますと、区域内の地権者は59名であり、そのうち49名の方とは既に契約が済んでおり、進捗率としましては83%であります。残りの10名の地権者の方は、対象筆が優良農地の苗床であり、用水の利便性がよく、代替の用水整備を5名の方が要望がされております。このうち、未契約の3名の方は、苗代の用水整備完了に伴い契約を行ないたいとのこととあります。

また、新幹線の両側への側道設置要望者に対しては、これまで協議調整してきた部分以外は、鉄道運輸機構や県で対応できないとのこととあります。このため、要望箇所のうち玉名市が市道整備事業として対応可能な下迫間公民館付近の区間については、市の道路改良条件を満たせば対応可能と、要望者に提案をしているとのこととあります。

2. 玉名市新幹線新玉名駅（仮称）駅舎イメージ意見交換会について。

平成17年9月に旧玉名市の駅舎検討会において、駅舎のコンセプトとして「森をイメージしたもの」との取りまとめをいただいております。その後、合併となり、このことを参考に去る4月24日に駅舎イメージ意見交換会を開いた。その中で、多岐にわたる意見が出ましたが、玉名市のみならず、県北の駅のイメージとしては、「近代的な駅舎ではなく、この地域の歴史や文化に根ざした安らぎやぬくもり、温かみのある自然素材を生かした田舎の駅」をイメージすることになり、市長が鉄道運輸機構に直接要望、既にしてあるようでございます。

今後の予定といたしましては、鉄道運輸機構が今年度基本設計を行ない、平成19年度に実施設計、20年度後半に工事発注、平成22年度には完成の予定であります。

3. 玉名市九州新幹線渇水被害対策連絡協議会の内容報告について。

去る5月25日に、田植えを目前に控え、夏場の水不足が懸念されるため、玉名市渇水被害対策協議会を開催し、次のような要望があったとのことであります。

①トンネル内のコンクリート巻き立てが終わり、おおむね1年を経過した所から、機構が水田の渇水の状況を調査しているが、地元は、休耕田・耕作放棄地を含めて水田としての登記面積すべてを調査対象にしてほしい。

②今年、機構が実施する田んぼの減水調査は、最悪の状況下での調査をして、かつ複数年の調査が必要。

③地区対応の順序として、石貫・三ッ川地区全体を見据えて全体計画を立ててはどうか。

④川の水が流れなくなって、魚が死んでしまったという住民からの報告があり、確認をしてほしい。川の水環境の改善をしてほしい。

⑤渇水被害が、石貫・三ッ川地区にあるが、市民全体にその情報が広くは知られていないため市の広報等で取り上げてほしい。

以上の要望があり、これらのことは渇水被害対策協議会として運輸機構に要望することを確認いたしました。また、市として対応できるものについては、検討する旨答弁がっております。

4. 新幹線ルート上の用地対応について。

ルートの用地交渉については、熊本県が担当しており、5月31日現在では251人の地権者のうち244人が契約済みであり、前回の報告時より2人増えており、97%の契約率であります。まだ契約に至っていない要因としては、新幹線の両側に側道を要望されている。用排水路の機能回復に関し、管理道路の設置要望があるとのことであります。

執行部の説明のあと、委員から特筆すべき質問及び答弁は以下のとおりであります。

①ルート上の対象地区は、玉名トンネルの出口から玉東町との境までであること。

②新玉名駅（仮称）であるため、駅のイメージとして早く駅名を決めてほしいとの意見に対し、執行部より、駅名はＪＲ九州が決定するが、駅設置市の要望があれば、ＪＲは地元提案を聞き取る用意があるとのことである。このため、駅名の選考方法や玉名市あるいは広範囲に募集するのが適当か検討する時間が欲しいとの旨、回答がありました。また、ＪＲ九州に要望する駅名の絞り込みの時期は、開通の２年前との由でありましたが、当委員会としては２年前ではなく、なるべく早く決まってほしいとの意見が多数を占めました。

③熊本～博多間は３５分の所要時間とあるが、玉名～博多間はどのくらいかかるのか。引き算ではわかりますけれども。ダイヤを早く確定してもらわなければ、住民の利用像が描けない、計画としての実効性がない、との質疑に対し、執行部より、ダイヤ編成は開業の半年前にＪＲ九州が確定するとのこととあります。

また、２００１年のＪＲ九州の基本的な考えが新聞に掲載されていました。それによると、博多～熊本間は、これまでの在来線特急においても需要が多いことから、１時間に３～４本の列車を走らせたいとのことであるが、ただし、玉名にはどの程度停車するのか、この３～４本のうちの何本が停車するか不明であるとのこととあります。

④市政懇談会の折、新幹線に係る道路問題や天水地域に波及する効果が少ないのではとの話が出ておりました。担当課の考えはとの質疑に対し、執行部より、新幹線新駅を生かした県北全域の取り組みが肝要であり、駅前広場などの整備の後に、新幹線利用者やバイパス利用者等も気軽に立ち寄れる「道の駅」的な機能を有する交流施設を駅南側に設置したいと考えており、その中に県北地域の農産物・特産品等の紹介や販売のできる交流施設を計画しているとのこととあります。

⑤駅及び駅前広場の整備に係る玉名市の財政負担についての質疑に対し、執行部より、駅舎は機構が建設する。ただし、駅設置市として約４億円の負担が必要であり、駅前広場や駐車場などの施設は地元自治体で整備しなければならない。駅前広場や駐車場の整備、付帯設備の他、４ヘクタールすべてを埋蔵文化財本調査を行なったとして、おおむね４０億程度の試算をしている。財源としては、道路は道路交付金（交付率５５％）で対応し駐車場や広場部分はまちづくり交付金（交付率４０％）を活用し、進めているとのこととあります。

⑥機能回復道路や水路の管理道路の設置に関しては、優良農地でもあり、土地改良区など関係機関とも十分協議するように、委員からの要望がありました。執行部も協議対応するとの返事でありました。

⑦「玉名に必ずおりになければならない駅、また、おりたくなる駅という発想」が必要であろう、との委員の意見に対し、執行部より、新幹線の駅利用者にとって「駅」も重

要であるが、目的地に向かう2次交通の方も重要である。新駅は、地理的には県北地域の玄関口であり、山鹿や菊池、阿蘇にも近く、ぜひ、新たな観光のルートとしてJR九州のバス運行等を実現してほしい旨、機会あるごとにJRに要望していくとの返事であります。

⑧駅までの交通アクセスに関して、委員の要望として、県道玉名山鹿線の拡幅が提案され、執行部も県に対し強く要望していくとの答弁であります。

以上、議事の終了後、委員10名と執行部の関係職員等により、石貫・三ツ川両地区にあります渇水被害対策の応急対策関連施設等の現地視察を行っております。

今後の委員会の開催等については、それぞれ進捗状況を見ながら慎重審議を期するため、引き続き調査する必要がありますので、閉会中の継続審査することに全会一致をもって決定いたしました。

以上で、新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会の報告を終わります。長々と失礼しました。

○議長（松田憲明君） 以上で、新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長の報告は終わりました。

日程第4 質疑・討論・採決

○議長（松田憲明君） ただいまの委員長報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、継続審査の申し出がありますので、これを閉会中の継続審査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり、これを閉会中の継続審査することに決定いたしました。

日程第5 委員長報告（玉名バイパス建設促進特別委員会）

○議長（松田憲明君） 次に、玉名バイパス建設促進特別委員会に付託されてあります調査事項を議題といたします。

審議の方法は委員長の報告のあと、質疑討論の後、採決をいたします。

委員長の報告を求めます。

玉名バイパス建設促進特別委員長 小屋野幸隆君。

[玉名バイパス建設促進特別委員長 小屋野幸隆君 登壇]

○玉名バイパス建設促進特別委員長（小屋野幸隆君） 最後になりましたけれども、もうちょっと辛抱方をお願いをしたいと思います。

ただいまから、玉名バイパス建設促進特別委員会の審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

5月9日、執行部の出席をいただき委員会を開催をいたしました。執行部から、文化財調査の関係機関との協議について報告があったあと、玉名バイパス2・3工区の現地視察を行ないました。

協議についての報告の概略を申し上げますと、2月9日、熊本県知事と玉名市長との間で取り交わされた新玉名駅周辺地域等の整備に関する協定書の中で、国道208号玉名バイパスの早期全線供用に向け、連帯、協力して取り組むとしてあること。

それから、4月20日に、市長・助役・国交省熊本河川国道事務所長及び調査2課長・熊本県教育次長及び文化課長の3者で、文化財調査の早期完了に向け協議がなされ、県・市を挙げて取り組み、できる限りの努力をすることが話された旨の報告をいただきました。

それから、委員会は執行部とともに、3月24日、25日に国土交通省熊本河川国道事務所及び国土交通省九州地方整備局への提言活動と浮羽バイパスの視察を行ない、国土交通省熊本河川国道事務所では、安藤所長をはじめとする5名の職員の方が、国土交通省九州地方整備局では、荒井副局長はじめ3名の職員の方に対応をいただき、九州新幹線鹿児島ルート新玉名駅（仮称）の周辺整備基本計画及び実施計画を実現化し、新駅の利用を促すためには、アクセス道路の整備が必須であることを申し上げ、長年にわたる整備の進捗状況などもあわせて御賢察いただき、九州新幹線全線の開業と合わせた玉名バイパスの全線供用を目指し、継続的な予算の確保と事業の進歩をお願い申し上げてきたところでございます。

国交省の見解といたしましては、全線開通までにはやはり文化財調査や用地取得など時間のかかる問題がまだまだ山積をしており、この進捗が大きく影響するとの説明がございまして、相互の理解と万全な協力体制をとり、早期完成に向け取り組んでまいらう、確認をいたしてきたところでございます。

また、執行部の方では4月1日にバイパス推進室も設置され、委員会といたしましても万全な体制のもと、バイパスの早期完成、早期開通の実現に向け、全力で取り組んでまいるところでございます。

なお、この後も引き続き審査をする必要がございますので、閉会中の継続審査とすることに全会一致をもって決定し、委員会を閉会いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（松田憲明君） 以上で、玉名バイパス建設促進特別委員長の報告は終わりました。

日程第6 質疑・討論・採決

○議長（松田憲明君） ただいまの委員長の報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 質疑なしと認めます。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、継続審査の申し出がありますので、これを閉会中の継続審査にすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり、これを閉会中の継続審査にすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。総務委員長から総務企画財政部及び地域自治区調整室の所管に関する調査事項、産業経済委員長から産業経済部の所管に関する調査事項、建設委員長から建設部及び企業局の所管に関する調査事項、文教厚生委員長から教育委員会市民部及び福祉部の所管に関する調査事項、議会運営委員長から議会の運営に関する事項、議会の会議規則委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項及び調査事項について、それぞれ継続審査の申し出がありますので、これを閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ここで、昼食のため休憩いたします。なお、追加議案がありますので、午後1時から議会運営委員会を開催いたします。

午後 0時07分 休憩

午後 3時32分 開議

○議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き開議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 3時32分 休憩

午後 4時50分 開議

○議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

玉名市農業委員会委員の推薦について、並びに意見書案2件を日程表のとおり、日程に追加して議題にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。よって、玉名市農業委員会委員の推薦について、並びに意見書案2件を日程表のとおり、日程に追加し議題とすることに決定いたしました。

日程第7 玉名市農業委員会委員の推薦について

○議長（松田憲明君） 玉名市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、塚本眞由美さん、青木 壽君、森川和博君、小屋野幸隆君の退場を求めます。

3名の議員さんを対象といたしますので、よろしく願いいたします。

〔3人の議員 退場〕

○議長（松田憲明君） 市長から農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、4人以内の推薦を求められております。

お諮りいたします。

指名の方法については、被推薦人4人を議長において指名することにいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 御異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

被推薦人に、塚本眞由美さん、青木 壽君、森川和博君、小屋野幸隆君の4人を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました4人の諸君を、玉名市農業委員会委員に推薦することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。よって、塚本眞由美さん、青木 壽君、森川和博君、小屋野幸隆君、以上の4人の諸君を、玉名市農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

青木 壽君、森川和博君、小屋野幸隆君の入場を許します。

[3人の議員 入場]

日程第8 意見書案上程

○議長（松田憲明君） 次に、意見書案の審議に入ります。

意見書案第2号 ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める意見書の提出について

意見書案第3号 公共輸送機関の存続へ向け、JR九州への固定資産税等の減免措置の継続を求める意見書の提出について

の意見書案2件を議題といたします。

お手元に配付しております意見書案の朗読は、これを省略いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第2号ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める意見書の提出について、意見書案第3号公共輸送機関の存続へ向け、JR九州への固定資産税等の減免措置の継続を求める意見書の提出についての意見書案2件については、議事の都合により、提案理由の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。よって、本案は提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第9 質疑・討論・採決

○議長（松田憲明君） 意見書案第2号ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める意見書の提出について、意見書案第3号公共輸送機関の存続へ向け、JR九州への固定資産税等の減免措置の継続を求める意見書の提出について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。意見書案第2号ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める意見書の提出について、意見書案第3号公共輸送機関の存続へ向け、JR九州への固定資産税等の減免措置の継続を求める意見書の提出については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。意見書案第2号よってずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める意見書の提出について、意見書案第3号公共輸送機関の存続へ向け、JR九州への固定資産税等の減免措置の継続を求める意見書の提出についての意見書案2件については、原案のとおり決定いたしました。

以上で、今期定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

○議長（松田憲明君） これにて、本会議を閉じ、平成18年第2回玉名市定例議会を閉会いたします。

午後 5時00分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

玉名市議会議長 松 田 憲 明

玉名市議会議員 近 松 恵美子

玉名市議会議員 作 本 幸 男

玉名市議会会議録
平成18年第2回定例会

発行人 玉名市議会議長 松田憲明

編集人 玉名市議会事務局長 松岡誠也

作成 熊本コピー株式会社

電話(096)372-1010

玉名市議会事務局

〒865-8501 熊本県玉名市繁根木163番地

電話(0968)75-1155